

金 光 教 學

金光教教學研究所紀要

11

1971

金 光 教 教 學 研 究 所

金光教 学 —金光教教学研究紀要—

1971

No. 11

大正六年から十一年頃の畑教監時代の教団の問題宮田真喜男.....	1
布教と教義化の問題 —「信条」をめぐって—藤尾節昭.....	40
三十三才の教祖 —四国めぐりの意味をたずねて—真鍋司郎.....	68
教祖における信心展開の基本構造 —「月の三日神参り」の意味をたずねて—高橋行地郎.....	93
研究報告概要.....	117
紀要第9・10号研究論文検討会記録要旨.....	127
資 料 小野家文書—永代御用記.....	133
彙 報 —昭45・4・1~46・3・31—	198
掲載論文要旨 (英文) (第10号正誤表 P. 132)	

大正六年～十一年頃の

畑教監時代の教団の問題

宮田真喜男

はじめに

畑徳三郎は、大正六年一月二十日、佐藤範雄の後任として教監に就任した。爾後、昭和四年五月十三日にいたるまでの約十三年間に、教監現職のまま休養を命じられるという異例の事態を含めて、就退任を繰返すこと四度にのぼっている。したがって、実質上の在任期間は十年である。彼の在任中、教団は、大正八年十二月に第一世管長金光萩雄(以下第一世管長と略す)が帰幽し、翌九年三月に、その子息である金光家邦(以下家邦管長と略す)が管長に就任するという、管長の襲職問題に直面した。また、明治四十三年に着工した大教会所が、十二年余の歳月を費して大正十年に完工をみ、新築落成祝賀祭を盛大に挙行したのもつかの間の同十四年、一夜にして炎上焼失する事態に遭遇した。当時の教団は、大教会所の新築、炎上、復興という、大教会所の造営を軸に回転したといっても過言でない。大正十年十月、三たび教監に就任した畑は、炎上の責任をとって、その職を退かねばならなかった。そして、炎上一年後の昭和元年十二月に、畑は四たび教政を担当したが、同

四年、高齢を理由に退任し、実質十年にわたった教監の職に終止符をうった。第三、四次の辞任は、その理由がうなずけるにしても、第一、二次の辞任理由は明瞭でない。このように、畑は、何故教監に四度も就かねばならなかったのであろうか。どのような問題があつて、四回にわたる教監就任を、教団は彼に要請したのであろうか。それは、いかなる性質の問題であつたのか、この点を究明するのが本稿の目指すところである。

ところで、最初に触れておかねばならないのは、何故右記の点を明らかにしなければならぬか、しようとするのか、という視点の問題である。今日の教団体制が、所謂、昭和九・十年事件を境にして次第に確立されてきたことは衆目の一致するところである。ところが、その事件の要因となると、一筋縄では捉え難い。当事件を現象的に眺めれば、家邦管長に対する排撃である。排撃にいたつたについては、家邦管長個人の在り様とそれに対する憎悪も、一つの要因を占めてはいよう。往々にして、歴史上の人物を、偉人か或は叛逆者という類別で評価し、位置づける通有性を我々はもっている。ところが、個人の性情、性格が浮ぼりにされる余り、個人を性格づけた歴史や環境、その時代状況を見逃し易い。また、その評価も、事件後においてなされる。評価する立場は、事件後の教団の歴史の方向と、その歴史の中で生きる評価者の利害と無関係ではなく、ともすれば一面的になりやすい。その意味で、後年に記述された資料によって歴史を構成する場合、やはり、現体制の域を脱しがたく、したがって一面的なものに陥りやすい。真実を究めるには、当事者の記録、日記等によることが、欠かせぬ要件となる。本論では、そのような研究の立場に立って、原資料から史実を構成していく方法でもって、上記のテーマの究明に迫っていきたい。

一、問題の所在

先に、教団の当面した問題を明らかにすると述べたが、いまま少し究明していく側面を具体的に述べておきたい。

第一次就任から一年経過した大正七年四月二十五日、畑は、管長と、副管長であり大教会所御広前奉仕に従事する金光攝胤(以下御広前奉仕者と略す)、及び支部部長が一堂に会した本部楼上で、所信を披瀝した。一つは「身不肖ニシテ其任ニアラサル」^①という退任の意思表示と、いま一つは、

金光家ノ位置、管長後裔問題、金光家敷地ノ件、教祖系統譜ノ件、金光家内事多聞ノ件、金光家財産ノ件、教祖奥城ノ件、金乃神社ノ件、金神ト天地金乃神トノ関係、教祖伝編纂ノ件、本部事務ノ件^②

という十一項目にわたる問題指摘である。前者は明らかに退任の表明であり、辞任についての事情である。後者は、当時の教団が直面した問題事項であり、たとえ辞任するにせよ、後任教監に受継がれ解決されなければならぬ教団の課題であったといえる。その意味では、彼が、右のごとき問題をかかえて教政を担当し、その課題の解決が行詰まったことを物語るものである。つまり、辞任の理由である。そのように捉える根拠は、以下の如き、支部部長の動きと彼のその後の教政運用の事実とにある。

支部部長は、畑の所信表明に対し、連袂して、教監の任免権をもつ管長と、教監を推薦する任にあたる宿老佐藤範雄に、教監の留任を懇願するところがあった^③。その結果、管長は、支部部長の請願を受入れて教監の留任を認め、他方、支部部長は、連署して教監の改革遂行の方針を全面的に支援する意志を表示し、教監並びに佐藤に左のごとき覚書を提出した。

一、畑教監ノ御留任ヲ飽クマテモ懇請スルヲ

二、各部長ハ教監ノ今後ニ執ラルヘキ改革事業ニ絶対ニ同意シ、之レカ輔翼ニ任スルヲ

三、各部長ハ今後各自信心ノ改リヲ期スルト共ニ当該部内ノ従来ノ謬妄匡正ニ努メ且ツ、各教会長教師等ニ信心ノ改リヲ致サシム

四、四月廿五日ノ席上ニ列セシ金光家御一門、本部職員各部長ヲ以テ会ヲ組織シ、隨時会合シテ教監提出ノ各項ノ遂行ニ関シ、及ヒ各自信心ノ改リニツキ懇談協議スルヲ

五、各部長中ヨリ委員ヲ挙ケテ教監ノ改革事務ニ関スル各部長トノ交渉ニ任スルヲ^④

この覚書にみられるように、畑が提示した十一項目を、支部部長は、教団改革事項と受けとめ、畑を支援するため盟約を結び、^⑤「教監留リテ各項ノ問題ノ整理ヲ急グ」^⑥よう要望するところがあつた。支部部長の全面的支持が物語るように、十一項目は、畑に委託された解決すべき事柄であつたといえる。

このように、支部部長の支持を得、管長の同意を得、改革に着手する態勢を確立した畑は、第二次内局の大正八年十月には金光教制度調査委員会を設置し、第三次内局の同十一年には教祖奥城の改修に着手するため、教祖四十年祭奉養委員会を設け、それぞれ委員会を開催した。両委員会の詳細は後述する。制度調査委員会という事項は、十一項目中には見当たらないが、奥城改修は、教祖奥城の件と一致する。畑の提示した十一項目は、彼に解決を委託された課題であり、彼が描いた教団改革構想であつたことは明らかである。

ところで、ここに見逃すことのできないのは、畑が辞意撤回に際し、管長、御広前奉仕者、支部部長に留任の条件を提示した点である。その条件として「(1)、今日迄の管長閣下と宿老との御間柄の件、(2)、管長閣下の御執務を定め給ふ事、(3)、金光家御一門の御修養、(4)、管長系御広前系、党派感念不都合の件^⑦」という四件を提示した。各件を、先の覚書との関係でみると、(1)については、管長と宿老との対立により、教監の職責が果たし難いこと、(2)は、管長の執務について取決めをしなければ本部の事務が停滞すること、^⑧(3)は、改革の基盤として金光家一門の修養が欠かせぬこと、^⑨(4)は、管長系、御広前系という党派意識を解消し、^⑩教団全体が一体となつて改革に邁進すること、という意味であろうか。彼が、留任にあたり、条件を提示したことは、改革に着手する以前に解決しなければならぬ問題が横たわつていたことを示している。四項目の希望条件は、裏をかえせば辞任理由であつたともいえる。とりわけ、管長と佐藤の対立

が冒頭にかかげられたことは、注目しなければならぬ点である。その対立が何を意味しているかは後述するとして、対立の様相の一端を引用すると、次のような内容である。

兎に角閣下と宿老との御間柄円満融解出来ざれば本教の痛恨に有之候、忌憚なく申さば、元来御両所の御性格に於て大徑庭あるより今日迄、両者間に真意御了解出来難く、御両所共道を憂へられ、教祖の神意を飽迄事実上に徹底せしめんとお思召ハ一なれとも、根本に於て徑庭ある為、道を思ふの御念慮深きかまゝに、歳月の経過長きかまゝに、不知不識の間に益々懸隔を生じ今日に及び居候、其間、種々の障礙を生じ居候、(中略)今日社会の一般ハ、金光教と言へは直に佐藤を思はしめ、佐藤と言へは即金光教を思はしむるの状態に有之候、此義ハ甚畏かれど、管長閣下に於かせられてもよく思召被下、宿老に於ても一層反省せられざるべからず、かくて御両所にて親しく御熟議被下候事尤肝要と存上候^⑩(読点筆者)

右の書簡は、大正七年十二月、畑の辞表を受理したのを聞知した佐藤が、第一世管長に受理の撤回を促し、第一世管長が翻意して、畑に本部に出頭すべきを命じたのに対する、畑の金光家邦宛、翌八年一月十三日付返信である。ここで彼は、第一世管長、佐藤の両者にそれぞれ反省を願っている。彼が両者の懸隔を指摘したのを聞いた支部部長は、

畑教正より、管長宿老御両所の御間柄根本的御融解に付、辞を尽して懇願せられる。然れども時か命か、其の真意通ぜざるにや、御両所よりの御話は常に中心を外れて要を得ず、斯くては果てじと只管懇願して御反省を請ひ^⑪(句読点筆者)

と述べている。畑は、第一、二次の辞意表明に際し、管長と佐藤との間柄の問題を提起しつつ^⑫、他方、支部部長は、両者の間柄を解決すべく奔走し、ときには佐藤を問責する一歩手前という緊迫した状態に直面している。^⑬

第一、二次畑内局の辞任の状況を巨視的に眺めるとき、右のような、辞任理由と、彼を支える支部部長の動きが見られる。ここに、畑教監時代の教団の問題を明らかにするについての、いくつかの問題点と手がかりが浮上してくる。すなわち、

①、辞職の理由として掲げた十一項目は、各項がどのように相互に関連し、各項を貫く根本的、中心的問題は奈辺にあ

ったのか。換言すれば、制度調査委員会並びに教祖奥城改修に集約された改革事業を通して実現をはかろうとした問題は何か。各事業が行詰まらざるをえなかった理由、それは辞任の主たる理由でもあるが、如何なるものであるか。

②、第一世管長並びに家邦管長と佐藤との断絶が、畑の改革遂行の障害であるというが、両者を疎遠に向けしめた問題はいかなる内容であったのか。

③、支部部長は、教監を全面的に支持し、加えて盟約を結び、再三再四にわたって畑を教監に推挙せざるをえなかったが、彼等の問題認識と改革構想とはいかなる内容であったのか。

等の点々である。これら三点に共通し、互いに包摂し重層するところの問題が、畑教監時代における教団の根本的中心の問題であるといっても過言でない。以下三側面から、教団問題の究明に迫っていききたい。

注

1 「中野辰之助メモ」。なお、同メモには、支部部長の動きが

以下のごとく記されている。「二十六日部長連袂辞表提出ノ議、二十七日佐藤宿老ノ帰部マツ、二十八日部長ヨリ管長、宿老へ懇願書提出、管長ヨリ覚書、二十九日教監ヨリ部長ニ協議、部長ヨリ教監へ覚書及宿老へモ」

2 同右メモ

3 注①参照。

4 橋本真雄編「金光教史資料集(中)」(金光教学院教付係刊行) P

9~10 参照(以下「金光教史資料集」と略す)

5 畑は、四月二十九日の覚書を教監と支部部長の盟約と受けとめた。すなわち、「今更ながら本教内外之形勢に鑑ミ捨置難き

事件有之、去大正七年四月二十九日之御盟約に拠り、至急御熟議申上度候」(大正十年三月四日付「畑教監の支部部長召集状」)と。また支部部長は畑教監の施政を神意として受けとめた。すなわち

「此度の時局解決ハ一に畑教正に依りて為さるべきもの、教正の口より出づる言葉は即ち之れ裁伝なりと信じ、何人と雖も之れに従ふべきものなり、若しこれに反省せざる者あれば其の誰人なるを問はず何処迄も反省を促がす事」(「部長会記録」大正八年一月二十五日の条)と。

6 「中野辰之助メモ」

7 同右メモ

8 昭和十年四月、教監に推薦された高橋正雄は就任の条件として管長に対し「教監新任ト同時ニ管長印及本部印章ヲ之ニ渡サ

ルへキ事」(「教団自覚運動の事実とその意味」P110)を提示した。ここから管長印を管長が保管している状態が教務を執行するについての一つの問題であったと推察される。

9 「畑教監宛、高橋正雄書翰(大正六年十一月十九日付)」によると、管長家のことについて、次のような一節がみられる。「この管長の事に致しまして一つの道が通ずれば問題はなくなるに相違あまりせぬ。それは申す迄もない事ではありますが、正家様が家を出られるに至った真実の動機は複雑なものかと存じますが、若し財産の分配高についての御兄弟間の意見の相違が重なるものであるなら(町ではそんなに云って居るそうです)、それはどちらがよいとも悪いとも申されませぬ。利を争ふと云ふ事になれば骨肉も相せめぐのは人情の自然と申されましよう。(中略)家邦様や文孝様の方もどんなにお悪いか存じませんが、そこに又大に同情すべき点がないかと私は近來考へて居ります。私自身も同じ様を持つて居る弱点から出て居るのではないかと存じます。さすれば、私はこれ迄のように責めるのは、浅い考一本調子過ぎると思ひます。共に苦しみ共に努め共にわびねばならぬ事で、若しあの方々は、そう迄は未だ思はれず、矢張り悪をつのられると仮にした所で、それならそれで私自身は一層おわびの生活を深くさせて貰はねばならぬと存じます。」(句読点筆者)

10 党派の様相について、右書簡では、次のように記されている。

7 「忌憚なく申せば今日迄の本部は何だかお役所風で温い信心の

所と思はれません。役々の人が夫々の地位を守って構へ込んで居られるようで一言にしていへば、本部に居られる人は師と云ふよりも、役人と云ふようにだんだんなりつつあると思はれます。(中略)今の俛で進んで行けば、益々そうなると思はれます。それぞれに職名がいかにめしく定まり居り、月給を頂き机に倚りて終日事務のみ執つて居る階級がチャンとついて居る。かう云ふ所では、自然人間はああなるのが当たり前かも知れません。そうとすれば何とかここに考へなければならぬのではありますまいか。それから、今は余り目立っていないようですが、今日の俛で進んで行けば、矢張り本部にも猟官運動のような事が起きます。はしますまいか、又役々の人の間に一種の勢力争のような事が起きます。はしますまいか。名と利と権との中心には必ずと云つてよい位起り易い。」(句読点筆者)

11 「部長会記録」大正八年一月二十三日の条

12 畑教監の辞任にともない、第一世管長及び金光家邦は、後継内局を、金光義忠、同家邦、同文孝、同国關、小林鎮で組局を計画したのに対し、宿老はこれに反対した。が受入れられず、ために第一世管長に一任せざるをえなかつた。(佐藤範雄メモ「大正七年十二月末、一、教監畑徳三郎氏ト懇話ノ件、二、管長ト懇話ノ件」)その際、一任の条件として、以下の如き項目を管長に進言した。

「一、吾教祖ノ直系子孫タル者ハ教規教則ニヨリ教権ヲ受クルモ道ハ一己人ノ専有ニ非ラサルコトヲ自覚スル事ヲ要ス

二、教祖御帰幽後ノ大広前奉仕ノ専任職ニ在ル者ト管長ノ大任

ニ就ク者トハ今ヤ三十有五年ノ久キ間ニ自然ニ定レリ是ヲ互ニ冒サザルヲ以テ本教将来ノ大計トシテ又互ニ神聖ヲ保持スル所以ナリトス此ノ分界ヲ教規教則ノ正文ニスルコト

三、金乃神社ハ元本教ニ縁アリシモ本教成立後今日ハ法令並ニ教規及信仰ノ上ニモ全ク縁ナキモノトナレリ是ヲ存在スルハ将来本教信仰ノ迷誤ノ標的トナルノ恐れアレハ速ニ廃止スルコト
四、教祖ノ奥城ノ尊嚴ナルト否トハ将来本教信仰者ノ死生安心ニ大關係ヲ有スルモノナルコトヲ理解セラレ速ニ御改造ヲ要ス
五、教祖ノ直系者ハ管長副管長ヨリ以下ノ本部重役ニ任スルハ金光家ノ神聖ヲ保ツ所以ニ非ラサル事ヲ理解セラレ現在及ヒ将来ニ於テモ之ニ任セサルコト

六、管長ノ職ニ就ク者ハ私心私慾ノ念ナク部下ヲ視ルニ一視同仁ニシテ国家社会ニ貢献スルノ公共的精神修養セサルトキハ縦令管長ノ任ニアルモ精神的尊敬ヲ受クルコト不能 然ルトキハ教祖ヲ汚シ道ヲ破壊スルニ至ラン之ヲ理解セラレン事ヲ要ス

以上ノ各項御承認ノ上ハ現管長御百年ノ後 後継管長就職ニ付教内ノ物議ヲ生セシメザル為ニ今ヨリ後継管長タル者ヲ確定ヲナシ置カンコトヲ切願ス」(佐藤範雄メモ「大正七年十二月末進言書」)

13 「部長会記録」大正八年一月二十五日の条

14 「真に現下の形勢として容易ならざる情勢あり、諸君はこれ

を認むるや、然し自分の辞職理由は是れと連関せるものにあらず誤解なき様望む、(中略)然らばこの情弊について互いに語り合はん、然れども呉々もこの情弊と此回の自分の処決とは何等関係せるものに非らざる事の了解を望む、而して互に語り合ふにつきては充分秘密にして唯々此場限りとせられん事を望む、その情弊とは、第一、金光本館と分部両家の間の疎隔、第二、管長と宿老との間の疎隔」(「部長会記録」大正十年三月十日の条)

15 管長と宿老の間柄の問題について支部部長の動きは、「畑教正より昨夜の如く只管懇願する処あり之れに對し管長宿老より打ち融けたるお話あり殊に管長公よりは極めて難有お言葉の下りたる為一同感泣す御両所の御間柄積年の障害は融けて曙光ハ輝けり」(「部長会記録」大正八年一月二十六日の条)と感動している。また「みかげ橋問題については、前述の如く佐藤部長の談とは全然相違せる事にして管長に於ては抑々最初より与り知られざる処、中途事の大に進捗せる時節、出金を割当てん場合なりしなり、而て宿老に於てはこれを管長に申したるなりと云はる、此の事実によれば管長対宿老間の問題はいよいよその度を深くしたるのみなり、茲ニ於ては大に宿老としての責任を問はざるべからざるなり」(「部長会記録」大正十年三月十一日の条)と激憤している。

二、会計制度——改革事項（その一）

第二次畑内局は、大正八年十月、管長の裁可を得て金光教制度調査委員会を設置した。設置の願について佐藤は、本教の現在及将来に対し現行の制度及び習慣にして万一教祖立教の精神に戻り或は時勢に適せざるものあらば其の改廃の要を講じ又不備の点あるを見ては修補規定を促がし本教将来の発展に遺算なきを期す^①。

と述べている。換言すれば、教祖帰幽後自然に生じた慣習のうち、立教の精神に一致するものは保持し、成文化し、反対に立教の精神に相違する習慣は速かに改正或は廃棄しようとするのが、設置の意図である。こうした「金光教ニ関スル一切ノ制度ヲ調査審議シ又管長ノ諮詢ニ応ジ意見ヲ開陳スル」^②のが、委員会の目的である。保持していく事項、或は改正、廃棄の事柄を、佐藤は以下のごとく指摘した。

すなわち、保持する事柄として、(1)鳴物を一切用いない広前奉仕の形態（それは、神社様式の鈴ないし太鼓等を意識していると想像される）、(2)、大教会所の浄財が本館（管長家）と分部（御広前奉仕者とその関係者）によって分割され、その割合を六分四分とする配分方式、(3)、教団統理者、すなわち管長職を血脈相続によらしめること、等である。改正の事柄としては、(1)教祖奥城の教団による経営、(2)金之神社の廃棄、等である^③。これらの事柄を、佐藤は、委員会の開会にあたって参考意見として提示し、各項の審議を要望した。提示された事柄は、先述した畑が提起した十一項目に該当するものも少なくない。何故、改正されねばならないか、その理由と問題状況については後述するが、畑教監は、第一回委員会の議題を「本教ノ現代活躍ニ適スル本教的会計制度ヲ如何ニスヘキカ」^④に定め、会計制度の改正を目指して、問題点の発掘を企図した。すなわち、

凡そ何事をなすにも会計がその基をなすものなれば、之を確立すべき要あり、会計制度といふも之は頗る広汎なる問題なり、其一二例を挙ぐれば、時勢の変遷と共に、布教方法も異り、結果奉仕と社会的活動と両者相待つ布教方法が必要とするに至り、近來益々その切要迫り居れるが、之が財源を如何にすべきかといふ事も一問題たらん、又現在教会所の会計は教祖の遺風たる浄財献納に依り居

れるが、成立したる金光教の会計は賦課制度にしてその基調一ならず、之の点を如何に考究すべきか、又教会長の財産と教会所の財産とが混同され居らざるか、其区別点如何も一問題たるべし、又教会等級は賦課率に由り定められ居るため、由緒ある教会所にて等級低き教会もあり、是等も改正すべき要あるべし^⑤。

と。

ここで畑は、会計制度について、本部経費の不足を如何なる方法で補充していくか、賦課制度の問題と将来への展望、教会長所有財と教会所所有財、つまり、私有財と公有財の区別、賦課率の再検討、という四点を問題提起している。この四点を手がかりに会計制度を吟味していかうとした、その背後にいかなる問題があったのか。

まず、教団経費の不足と補充については、本部は大正四年度中途、借入をしなければ教団活動ができ難い、という問題に逢着した。具体的には、金光中学校舎増築という臨時事業である。増築を実施するには、予算額を超過するところから借入を必要とした^⑥。

もともと、本部経費の収入源は、大別して、教会賦課金、献納金、金光中学校授業料であった。総予算額に占めるそれぞれの割合は、三分の一、六分の一、三分の一となっている^⑦。そのうち、教会賦課金は、大教会所及び一般教会所を賦課の対象に据え、大教会所が全額の三分の一、その他を一般教会所が醸出していた^⑧。他方、支出については、布教活動のための事務費がそのほとんどを占めていた。したがって、年々の記念事業及び布教活動の経費は、予算の枠からはずされ、事業の財源は、その都度各教区に割当てられ、支弁するのを慣例としていた^⑨。したがって金光中学校舎増築に關する経費は、慣例上、各教区への特別の割当ては不可能であった。

このような予算編成であるところから、教政担当者は、予算額を超える事業の場合その経費捻出に不安をもつとともに、新たに賦課制度を設置せずには布教活動ができ難いという問題に当面したのである。

もつとも、賦課制度自体にも問題がないわけではなかった。問題にする根拠は、信奉者の任意によって献納される財

で布教活動を行ない、教団を運営していくのが、教祖の信心に即した財の運用であり、会計の在り方である、という信念からである。そのような信念があったにもかかわらず、賦課制度が採用されていたのは、教団の独立認可申請に際し、次のような事情があったからである。すなわち、政府当局は、教団の基礎を確立するため教信徒に一定の義務金を課すことを認可の一条件としたのである。しかし、教祖は寄進勸化を否定している。請願者たちは、義務金の徴収は教祖の精神にもとるものであるとして、徴収を拒否し、ために独立が認可されずとも致し方ないとの態度で国に迫った。しかし、教団の独立を実現するには、国の方針を無視するわけにもいかず、両者が妥協して生み出したのが教会賦課制度である。^⑩

ところが、教会賦課制度を実施して新たな問題が生起してきた。つまり、教会所に賦課額が定められた結果、所定の義務金を納入すれば事足りるという空気を醸成し、余財は教会長の私財と化し、生活の安定につれて布教意欲が減退するという問題が起こりつつあった。^⑪ 他方、所定の額を納めきれない教会長は、納入を果たすため金策に奔走し、布教への専念が疎かになるという問題も生じつつあった。^⑫ いずれにしても、意識が布教から教会経営に移行するという問題性をはらんでいた。或は、現在隆盛をほこっている教会が、将来も現状を継続するという保障はなく、ために、教会長死後の家族の生活を意識せずにおれず、私財蓄積の向きに流れる傾向も将来予想される問題であった。^⑬

こうした、布教中心から教会経営中心に移行しやすい問題性をはらむ財の問題をかかえて、佐藤内局の一員であった畑は、いずれはその方途を講じなければならぬことを予想していた。他方では、教団予算の不足という経験から、本部経費が、今後膨張の一途をたどることこそあれ減少しないという問題をかかえ、経費の不足打開を講じる方途として、新たな賦課制度の設置を意図し、その制度化を委員会に諮問したのである。

もっとも、畑は、新賦課制度の設置にあたって、献金制度による教団の予算化を願望し、教会賦課金に代わって大教会所からの献納を期待していた。すなわち、

夫々大教会所に献納して、然るべく年度年度に應じたる支出をしたら結構であらうが、それは一つの理想に止まり、現在も実行は出来ぬが、将来も近くは困難な相談であろう。又実行出来るとしてもそれにはそれに伴ふ弊害が生ぜぬとも限らず、今其の可否を云ふことは出来ぬが、要するにそれは一つの理想として、自分は現の制度のまままで変則の例を開いたらと思ふ。

と吐露している。さらに、畑内局の専掌であり、佐藤内局の専掌であつた高橋茂久平は、

会計問題を理想的にするには、地方の教会所に於けるが如く、一切大教会所にお供へ申し、其のお下りを以て一年送りに一切の教費を支出するやうにしたならば、真正に教祖立教の御旨に叶ふのではなからうか。

とも表白している。畑、高橋ともに、大教会所の浄財をもつて教団活動費に充てるという制度を理想とし、念じつつも、問題をもつ現行の賦課制度に、さらに新賦課制度の採用を意図したについては、献金制度を国が認めるか否か、或は、教会長の自主性に一任して財が取扱われている現状にあって、大教会所に浄財の下附を要求し大教会所内の会計問題に介入する根拠と理由が明確になっていない、という実情が深くかかわっていたのである。

ともあれ、畑が新たな賦課制度の採用を委員会に諮問したのに対し、委員の一部には、採用はもとより現行制度の廃止さえも求める意見が提起された。つまり、賦課制度を廃して、代わりに大教会所の浄財全てを本部経費に充てるという案である。この意見は、賦課制度が立教の精神に即さないという理由を根拠にして、さらに「現在本部は大教会所の事業をなし居るとせば、その事業費は大教会所より出されるべきものと思惟す」という、本部の事業を大教会所の事業と見做すところからのものである。一方、他の委員からは、「大教会所は神聖にして犯すべからずと思惟す、下より勝手にすることは不可」という、大教会所の浄財下附に反対の立場を主張する意見も現われた。教団予算の財源をどこに求めるかで意見は分かれている。そして、後者の立場に立つかぎり、財源は現行のまま、各教区に割当て、教区が献納する方式よりほかにない。かくて、献金が割当てにとどまり、それ以上に伸びないのは、信仰の墮落、精神の弛緩に原因するとの認識から、「肝要なるは部下の精神を改むることにあり、今日は制度の相談よりも部下の精神を奮起さすこ

とが先決なり²⁰⁾と経費不足の問題を信仰の自覚喚起におきかえ、そこから解決する方針を表明している。現行の賦課制度については共通して問題になり、献金制度への移行を目指しながら、財の出所については見解を異にしている。この相反する主張に対し、他の委員は、折衷案として、

献納により猶ほ不足を生ずる場合は部下全体の責任なれば、例へば一、二等教会長を召集して懇談するによって出来ることと思ふ。猶ほ不足する場合は大教会所より出して貰ひても宜しからん²¹⁾という意見を提示している。

このように、委員会の趨勢は、献金制度への移行を確認しつつも、大教会所の浄財を本部経費の財源とする案には積極的姿勢を示さず、かといって、各教区からの献金をさらにおしすすめる方針を支持するにもいたらなかった。それは、大教会所の内部に介入するのが神聖を侵す、という信念もさることながら、根底では、大教会所の浄財下附を期待しながらも、先述の国の方針、或は、大教会所の存在と意味についての統一見解が生まれていないという現状、さらには、大教会長である管長、及び副教会長である御広前奉仕者の同意を得なければならぬ、という事情があつたことであるといえよう。とりわけ大教会所管理者の同意を得るには、大教会所についての統一見解、規定の作成が欠かせぬ要件となってくる。かくて、委員会は、「大教会所規定定まらざれば、本諮問に應じ難しと記録されたし²²⁾」と教監に迫り、教監もまた、同意するところがあり、大教会所についての吟味と規定制定を、次回の制度調査委員会の審議事項と決定したのである。

注

- 1 「金光教史資料集(中)」P 10参照。
- 2 「金光教制度調査委員会規程、第二条」
- 3 「金光教史資料集(中)」P 10~11参照。
- 4 「金光教制度調査委員会要項筆記録」(以下「制度調査委員会要項筆記録」と略す)
- 5 同右記録
- 6 大正四年度の予算総額は、当初三二、六二〇円三五銭であつ

たがその後、六、〇二〇円の借入をし、総額、三八、六四〇円三五銭が、九月の臨時議会で更正可決された（「大正四年度予算説明書」）。及び、「金光教報、大正四年十月一日号」参照。

7 大正四年度を例にとると、歳入の内訳は次のようになってい
る。年度当初の総予算三二、六二〇円三五銭のうち、第二款教
会賦課金、九、九六〇円、第五款金光中学校収入、一五、九三
七円、献納金、四、一〇〇円。（「大正四年度予算説明書」）

8 教会賦課金、九、九六〇円のうち、大教会所が二、四〇〇円
残りが一般教会所に割当てられた額である。（同右説明書）

9 大正九年六月の別派独立満二十年記念祝祭及び管長襲職祝賀
式運営費捻出にあたって、支部部長会は「一、前項ノ費用ノ為
メ金四千円乃至五千円ヲ各教区支部内有志者ヨリ献納ス、二、
各支部ハ其ノ部内ノ献納金額ヲ予定シ速ニ本部ニ提出スベシ」
（「部長会記録」大正九年四月八日の条）と決議決定している。

10 「制度調査委員会要項筆記録」、及び「金光教徒、大正五年
十月一日号、懇話会詳報（六）」参照。

11 浄財処分の実態の一端を、高橋正雄は、前掲の畑教監宛書簡
の中で次のように記している。

「教会所これは直接私の知らない所ではありますが、今日までい
ろいろ聞いて居る弊害の根本は、矢張り同じ一つの点かと私は
思ひます。それは教師の生活問題であります。具体的にいへば
浄財の処分問題であります。これが個人たる教会長の私有財産
となる従来の慣例は、果して教祖立教の御精神に忠実に従はせ

て貰ふ為めに便宜な制でありましょうか。（中略）端的に云って
も信者が神にお供へしたものを教師が私有すると云ふ事は変な
ものであります。御用をつとめる教師が今日生きさせて貰ふだ
けのものを頂く事はよいでしょうが、その残りを私有して居る
と云ふ事はおかしい事と感ぜられます。これは神の御物であり
ますから、山でも買っておいたらどうかと思はれます。或は田
地にして信者が寄り集って作り、そこで出来た物を頂いて信心
を進める修行でもさせて貰ったらどうかと思はれます。」

（句読点筆者）

12 「金光教徒、大正五年十月一日号、懇話会詳報（六）」参照。

13 同右紙、参照。

14 同右紙、参照。

15 「金光教徒、大正五年十月二十二日号、懇話会詳報（八）」
参照。

16 「金光教徒、大正五年十月十日号、懇話会詳報（七）」参照。

17 「制度調査委員会要項筆記録」

18 同右記録

19 同右記録

20 同右記録

21 同右記録

22 同右記録

三、大教会所の規定——改革事項（その二）

第一回会合で大教会所規定の制定化に意見の一致をみた委員会は、その制定を目指して、翌九年七月、第二回の委員会を開催した。第二回会合では、大教会所を根本から吟味、検討し、審議した意見を取りまとめ、第三回委員会にはかかるまでの草案の骨子がととのえられた。^① 審議内容は大教会所の存在と本質、事務規程並びに職制、淨財の取扱、並びに所屬教師、信徒の取扱、の四項にわたっている。その草案は次のような内容からなっている。なお、以下の引用資料は第二回委員会記録による。

まず、大教会所の存在と位置について、委員会は、大教会所が「一般教会所ノ模範ト定メラレタルモ事実上ハ本部統轄ノ下ニアル他教会ト同等ノ取扱ヲ受」けている現状に問題をみた。同等にみられる原因は、大教会所が一般教会所と同様に賦課金を割当てられ醸出しているところにあった。委員会は、大教会所に対する賦課については、神道金光教会時代に於て「教会本部ノ経費ハ大教会所ヨリ支弁サレタル先例ニ準ジ、ソノ当時ニ於テ、全経費ノ半ニ相当スル率トシタルニテ、其ノ精神ハ固ヨリ賦課ニ非ズ、支出ノ標準」にすぎないとの見解を示した。ここから、大教会所が一般教会所の模範であるとは、賦課率の高さによるのではなく、「一切ノ神徳、教義、人格ノ流レ出ヅル根源」であることによるものと捉えた。かくて、大教会所は「本教依立ノ基礎、信仰ノ本源ニシテ本教一般ノ根基」であることを、その本質とすると規定した。教団の依つて立つ根源が大教会所であり、大教会所から一般の教会所が生まれたとの見解に立つとき、現行の、大教会所を統轄している本部（管長事務所）の存在は、信仰上からは問題になる。そこで、本部の意義を「教会統轄ノ事務発生シ本部之ヲ処理ス」、「本部ハ大教会所事務ト部下教会統轄事務トヲ兼ネ行フ」と規定したのである。かくて、大教会所は、教会所の範疇に入れるべきものでなく、各教会所から特立させなければならぬし、また、大教

会所は本部の管轄下にあるのでなく、大教会所の下に本部があり、大教会所の中に御広前奉仕と教会統轄の事務をとる本部（事務機関）があり、両者は一に帰すべく、根本的に教規を改正しなければならぬ、との見解を示した。しかし、「当分ハ現在ノ儘ニテ其ノ精神ヲ実現スルコト」を確認したのである。

ところで、大教会所が教団依立の根源であり、本部は大教会所事務と教会を統轄する事務に従事する場と規定するとき、現行の教則第五号第三条の「大教会長ハ大教主ト称シ本教ノ最高栄位ニシテ管長之ニ当ルモノトス」の条文に抵触することになる。つまり、教則による大教会長の任免権は管長にある。大教会長の基本資格は管長職である。勅任官である管長が事務を執る本部が教団の中心であるとの認識にもとづく、教則であり規定である。この規定に対し、委員会は、大教会所御広前奉仕に専従する者が大教会長の職に就き、且つ大教主になるべきであるという信仰の實質を根拠にしての規定である。御広前奉仕の専従者が、大教主、大教会長に就く基本資格であるとする見解である。この見解を實施に移す場合、管長の職分は、大教会所の事務、一般教会所統轄の責任者として限定されてくる。ところが、このように職分を規定することは、管長職に与えられている大教主という、最高位の栄称を失い、大教会長の権限を失わせることを意味する。現規定が、国家の宗教行政を管長に委託する立場から生まれているが故に、委員会案の實施は根本的改革に等しい。そこで、考え出されたのが、大教主という単なる栄称にすぎなかった名称に實質を与え、従来^②の管長職に託されていた権限を教監に移行するという向きである。象徴としての、大教主制を設けようとしたのが、大教会所の職制である。すなわち、

大教会長ハ神事ノコトヲ、本部ハ人事ノコトヲ掌ル、信仰上ノ責任ハ御広前奉仕ノ御方、事務上ノ責任ハ教監ニ在リ、而シテ管長大教主ハ教祖ノ御跡ヲ承ケテ、此ノ両者ノ上ニ立チ本教顯幽両面ヲ統ブルモノナリ

と。そして、大教主、管長としての資格をそなえ、その實質を生み出すために、

- 一、大教主ハソノ最大責任タル神勤ノ為メ毎日一定ノ時間ニ礼典掛員ヲ随ヘテ〔大教会所御広前に〕公式参拝アルベシ
- 一、大教主ノ公式参拝及本殿ニ於ケル祭典執行ニ就テモ〔大教会所御広前〕奉仕ノ御席ハ之ヲ動カシテ尊嚴ヲ冒ス如キ事アルベカラ

ズ、是レ教祖御神勤ノ延長ノ御席ナレバナリ

一、月次祭ハ奉仕ノ御席ヲ動かスコトナクシテ本殿ニ於テ大教主ノ親祭アルベシ、之レニ依ッテ大教主トシテノ尊嚴モ意義モ現ハルベシ（括弧内筆者）

と、要望した。このような、大教主制の設置を意図したについては、管長権の縮少と象徴化への要求が作用していると思われる。すなわち、管長の身分が世襲制終身制であるため、責任の帰属がないこと、さらには、教団統理者が血脈によって継承され、家督相続者がその地位に就く現行規定においては、そこには教祖の信心が伝承されていないという認識があつたことである。言い換えれば、教祖の信心は御広前奉仕者に伝承されているとの信仰である。このことは、大教会所事務規定の制定にあつて「大教会所ノ神聖即チ神勤奉仕ノ尊嚴ヲ根本トスベシ」と、草案作成の基本態度を確認しているところからも明瞭である。

ところで、大教会所規定制定の直接の動機となつた、財の取扱いについては、どう審議され、とりまとめられたか。まず「大教会所会計等ニ触ル、ハ快シトセザルモ現在之ヲ深重ニ考慮セザルヲ得ザル時期ニ会セリ」との現状を認識し、しかも、大教会所の会計が制度として確立しないかぎり、大教会所の尊嚴が地に墮ちるとの危機感に立つて、つまり「財ノ問題ハ御広前奉仕ト共ニ大教会所尊嚴ノ基礎ナリ」と、大教会所の財を取扱う基本態度を確認して、具体的な成案作成を試みた。成案の中心は、第一回会合の意向であつた大教会所の「オ下リハ本教経費ニ充ツ」との向きで、予算を、大教会所費、本部経費、金光家費の三款で構成することを描いた。もっとも、大教会所の浄財の管理権は、大教会長すなわち管長が所有しているため、委員会は

浄財処分ノ「ハ之ヲ発表スベキ性質ノモノニ非ザレバ管長ノ精神ノ存セラル、処ニ從ヒ、起草委員ニ於テ決定ヲ見タルモノハ洩レナク之ヲ記録シテ、連署調印ノ上調査委員会ニ提出シ、更ニ管長ニ決行アルベキ様答申スベシ

と、要望している。その間にあって、委員会が切に要望したのは、大教会所の浄財を教団予算の財源に充てる前段階として、浄財を、管長、御広前奉仕者の協議で——それは、六分四分の配分として慣習化しているが——処分することな

く、処分にあたって第三者の立会い、関与の態勢を整えることであつた。すなわち、

信者トシテノ見地ヨリハ、會計ノ事ハ一切本館ノ主腦タル管長、分部ノ主腦タル奉仕ノ御方、其他金光家ニテ処理サレタキヲ本意トス、而カモ第三者ノ見地ニ立チテハ、大教会所ノ尊嚴ヲ冒サル用意トシテ、疑惑ノ生ゼザル様、誰カ他ノ公正ナルモノ、其レニ関与セシメラレルヲ可トス

と、いうものである。會計制度についての委員会の一致した意見は、大教会所の淨財を教団經費に充てる要求でなく、淨財取扱いの公開化への要求である。換言すれば、大教会所の尊嚴を保持するのが大教会所會計制度確立の本意であつて、淨財下附が当面の目的ではなかつたといえる。

このように、大教会所の淨財を、教団の經費に充てるべきであるとの主張を動機にしての、大教会所規定制定の試みは、大教会所を根本から吟味検討し、その結果として、大教会所御広前奉仕の尊嚴保持の確立という基本線を打出すにいたつたのである。大教会所ひいては教団の會計制度をいかに改正していくかの問題もさることながら、御広前奉仕の神聖保持の制定化を浮ばりにさせたところに、委員会が衷心何を目指していたかをみることができるといえる。それは、かつて、第一次畑内局の辞任に際し、佐藤が、辞任を受理した背後に金光本家を中心とする教団運営の意図が秘められていると感取し、第一世管長の姿勢に再考を促し、辞任受理の条件に、大教会所の御広前奉仕の神聖を確保すべく、管長と御広前奉仕の職分を教規教則に成文化することを第一世管長に要望した、その問題意識と共通するところがある^⑧。教団運営の底に流れ、潜在していた御広前奉仕の神聖保持の問題が、會計問題に触発されて顕在化してきている。

ここに、制度調査委員会が目指した大教会所規定について、二つの問題点が浮上してくる。一つは、會計制度の改正要求が、管長への要望にとどまり、後退している点であり、二つは、會計問題に代わって、御広前奉仕の神聖保持が前面に現われ、規定の中心に位しているという点である。そのように変化するのは、どのような問題状況によるものであろうか。ここでは、會計問題にのみふれ、御広前奉仕の問題については次章でふれることにする。

先述したように、会計問題が意識されだした直接の契機になったのは、大正四年度の借入金という事態であった。ところが、臨時事業の完了とともに歳入歳出の均衡は平常に復し、五年度以降、四年度のような収支の不均衡は起こらなかった。そして、同八年度には、賦課制度を見合わせ、献金制度への移行を希望した向きで予算を編成するまでに展開したのである。^④ そのような予算編成を可能にしたのは、大教会所からの献金である。従前は、教会賦課金が経常部の項目で扱われたのに対し、献金は臨時部で扱われていた。この編成の中で、大教会所は、教会賦課金の全額に相当する一万円を本部に献納することに変更した。^⑤ 一万円の献納により、教会への賦課はおのずと必要でなくなった。これによって、献納金による教団予算編成の向きに一步前進することになったのである。大教会所の浄財による教団経費予算化という理想に一步近づくにいたったのである。もともと、第一回の委員会は、新たな予算編成下の年度において開かれており、かつての予算不足という当面の問題が解決しておりながら会計制度を問題にするのは矛盾するものである。そのかぎりでは、経費不足を如何に補うかは、表向きの理由にほかならず、会計制度を問題にする意図と目的は、「会計問題ニ対スル一般ノ危惧ハ金光一家一族間ノ関係ニ発ス」と表白するごとく、経費不足とは別にあったといえる。すなわち、金光家なかんずく管長家の問題に会計問題は端を發していたといえる。^⑥ 管長家の問題が巷の話題になるとき、大教会所の信仰的權威が失墜し、尊嚴性が地に墜ちるため、それを回避しなければならなかったのである。尊嚴を保持するのが本意であり、目的であったといえる。ともあれ、管長家の財に対する態度の変化が、大教会所の献金となって現われ、予算編成が教祖の信心に一步近づいたことにより、問題も緩和されていった。ここに、会計制度の改革という課題が一步後退した理由があるといえる。

19

なお、第二回委員会における大教会所規定草案の骨子は、翌八月の第三回の会合でさらに検討を加え、管長に答申すべく予定を立てたが、第三回会合は都合により一時延期され、以後一度も開かれず中止の状態になっていた。中止の理由は詳かでないが、^⑦ 翌十年三月の、第二次畑内局の辞任とつき合わすとき、制度調査委員会の審議内容が、家邦管長

の承認を得るにいたらなかったところに、中止の理由があると推測を加えても、あながち的を射てないことにはならぬであろう。それでは、制度調査委員会の中止といい、大教会所広前奉仕の神聖保持の要求といい、その背後にいかぬ問題が伏在していたであろうか。この点を、畑教監が在任中の課題として実現に取組んだ、いま一つの課題である、教祖奥城改修の事業の面から究明していきたい。

注

- 1 第二回委員会記録は、「第二回調査委員会ニ於テ審議ヲ経タル要項」との表題で、一打書にまとめられている。当記録は、委員会の書記がまとめ、他の委員の添削がほどこされたままにとどまっている。以下の引用では、抹消部分の掲載はさけた。
 - 2 教則第五号第三条は、教団独立当時「大教主ト称シ本教ノ最高栄位ニシテ」の条文はなく、明治三十五年の教則改正の際、付加された。
 - 3 一の注⑫参照。
 - 4 「八監第五号」参照。（「金光教報」大正八年三月一日号）
 - 5 「第26回金光教議会議事録P8」。なお、大正五年度の教会
- 6 一の注⑨参照。
 - 7 大正十二年の定期議会の理事者答弁で、畑教監は、制度調査委員会について以下のごとく述べている。「予テ議會ヨリ希望ヲ承ハリ居ルコトモ多クアレド未ダ実現スルニ至ラズ之レ徒ニ怠リテ為サルニモ非ラズ、忘レ居ルニモ非ズ凡テヲ進メ得ザル事情ヲ打明ケテ諸氏ノ助力を願ハントモ思ヘリ、借スニ時ヲ与ヘラレタシ」（「第三十三回定期議会議事録」）

四、教祖奥城改修——改革事項（その三）

教祖の奥城改修は、明治四十四年の本部重役会議で発願され、調査事項に指定された。改修の目的は、教祖奥城に埋

葬されている第一世管長の子息である桜丸の遺骸を教祖夫妻と分離し、教祖奥城を教団が経営するところにある。改修についての佐藤の願いは、教祖奥城の尊厳性が信仰者の死生安心の問題に深いかかわりをもっているとの信仰から出ており、大正七年末には改修を第一世管長に進言、要請し、制度調査委員会に対しては、奥城の存在と意味について講究すべしと要望した。①一方、教内一般も改修を要望し、併せて改修の一環として教団墓地の造設を希求した。第一次畑内局就任の数日前の大正六年一月十六日、第二回教師懇話会において、改修についての議が熟し、出席者四十八名の署名をもって第一世管長に請願した。②教政担当者が願った改修の議は、ここにいたって支部部長並びに一般教師の範囲にまで広がり、教団の課題として定着したのである。

もつとも、支部部長や一般教師の改修の願いは、佐藤が死生安心という信仰の立場で第一世管長に要求したのとは異なり、布教方途という色彩が濃厚である。布教方途とは、信心が子孫に伝わり難いという問題をかかえて、その問題の打開策の意である。つまり、信心が子孫に伝えられるには、かつて信仰していた親、先祖、家族、近親者の遺骸を教団墓地に埋葬し、それによって遺族が教団と最少限の関係をもつことが必要な要件となる。或は、そのような関わりをもつことが入信の機縁ともなる。そこで、教団墓地を設置し、教団が経営することが意図せられた。布教者たちにとって、奥城改修が主たる目的でなく、教団墓地の造設に目的があり、一般信徒も教祖の膝下に将来埋葬されるのを願望していた。③しかしながら、教団墓地の造設については、教祖奥城と切離して単独に考え、或は、教祖奥城改修に先行して墓地造設に着手することは、現実的信念的にも出来難く、その意味で、奥城改修の具体化は、墓地造設に欠かせぬ条件であった。奥城改修を教義的に解釈し、意味附与をしなければならなかった動きは、一般教師の教祖奥城改修の願いが布教意識から生じたものであったことを端的に示している。④

このように、教内大勢の願いにまで広がり、たかまった改修のことは、教師懇話会の数日後教監に就任した畑にとつて、遂行しなければならぬ主要な課題であったといえる。他方、請願を受けた第一世管長は、教祖が在世中に奥城の

場所及び方向を指示したのが現在の位置であるとの見解から、改修に対し難色を示しつつも、教団の願いであるため熟考するとの姿勢で受けとめた。^⑨そこで畑は、大正七年十月、奥城改修を実施に移すため、実行委員を選定して態勢の準備にとりかかった。^⑩これは、改修についての最初の動きである。だが、二か月後の十二月には、畑は辞意を申し出て第一世管長に受理されている。第一次畑内局の辞任は、改修の見通しの立ち難さが、その主たる要因であるとみても見過ぎではなからう。^⑪

このように改修の実現を期しつつも、第一世管長からの回答が得られず、また、大教会所新築落成並びに金光家邦の管長就任祝賀式典等の事情により放置されて三年後、大正十一年三月、前年の十月に三たび教監に就任した畑は、改修の具体化を企図した。企図したについては、着手が延び延びになっているとともに、大正十二年に迎える教祖四十年祭という記念の年が改修に着手するにまたとない機会であったといえる。そこで彼は、教祖四十年祭奉賽会記念事業として、記念布教宣伝及び巡教、奥城改修、金光家墓地新設、葬祭場及び信奉者の納骨堂の建設、という四事業を設け、その実現を家邦管長に請願した。四件を記念事業としたについては、奥城改修をその中心に位置づけながらも、奥城改修に限定せず、中心をぼかす意図によるといえる。^⑫さらには、過去の経験に照らして、改修の実現が困難であるとの状況判断、認識によるものと察せられる。何故ならば、金光家墓地、信奉者納骨堂の建設は、奥城改修の前に着工する理由がないばかりか、そのことは現実的信念的にも不可能である。奥城改修によって、はじめて金光家墓地、納骨堂建設の理由が立ち、可能となる。その意味で、金光家墓地、納骨堂は、奥城改修の附帯工事という位置を占めるものである。このような事業の企画は、家邦管長の同意を得るにいたり、奉賽会職制を設け、家邦管長みずから奉賽会総裁に就任し、十一年四月より事業に着手するため委員会をもつにいたった。この、管長が責任総裁に就くという異例の態勢は、管長が中心の位置に座らずしては、改修実現の見通しが立ち難いという畑の状況判断から生まれた要請によるといえる。推戴された管長も責任総裁の位置に就かねばならなかったといえる。

四月十一日、奥城改修について、総裁（管長）副総裁（御広前奉仕者）において協議立案し、原案を委員会で協議、検討する、との基本方針を確認、決定した第一回目の委員会は、第二回の委員会を九月十二日から開催した。委員会は、四月以降の各事業の進捗状況についての経過報告、つまり、改修が容易に実行に移し難い事情と理由、また、その打開策を中心に協議を重ねた。以下の引用箇所は、委員会の記録による。^④

ところで、委員会が描いた奥城改修の構想は、先述した桜丸の遺骸を他に移すことと、いま一つは、西側から拝礼している場所を南側から祭祀し拝礼できるよう改修し、礼拝場所を拡張するという計画である。この構想によると、隣接する金之神社の拝礼施設の移転は欠かせぬ条件であった。こうした計画をもつての総裁、副総裁、正副委員長（畑教監、及び山本専掌）の協議から、新たな問題が生起してきた。すなわち、総裁は、教祖の遺骸を現在のままにして正式の教祖の墳墓とし、教祖奥方並びに桜丸の遺骸、及び金光四神、その他金光家全体の遺骸を一所に集めて新墓地を造営し、新墓地に教祖の霊を奉斎する、との意向を示した。この案は、委員会の教祖奥城に拝礼施設を造営するとの考えに対し、教祖の霊を新墓地に移し、そこに拝礼施設を整える考えであり、現存の教祖奥城は、管長家の墓地として保持していくことを意味するものである。これに対し、副総裁は、教祖夫妻と一緒に祀って教団の奥城とし、霊を鎮め祀る場所は新墓地でなく、大教会所祖霊殿に祀り、したがって、金之神社を移転もしくは撤廃する、という見解を示した。正副委員長の方針も副総裁の見解と軌を一にしていた。

ところで、教祖の霊を奉斎する場所、換言すれば、礼拝場所をどこに決定するかについて、総裁が新墓地という案を提示したことは、金之神社を現在地に存続させたいという願望から出ていた。金之神社は、総裁の実弟の金光別弘が社掌であった。したがって、委員会の教祖奥城改修、すなわち金之神社の移転もしくは廃棄は、別弘にとって信仰的生活的にも死活問題にほかならなかった。にもかかわらず、副総裁なり正副委員長は、改修を実現するため金之神社の移転もしくは廃棄を強硬に迫った。その迫りは、奥城改修ではなく金之神社の廃棄が目的であったといえる。何故ならば、

奥城に礼拝施設を設けることを唯一の目的にするのであれば、現在地を拡張するよう計画を変更すれば、所期の目的は達せられなくもない。事実、委員の中には計画変更を提起したのもあった。にもかかわらず、南側からの礼拝施設に固執したのは、金之神社の移転、廃棄がその主なる目的であるとしか考えられない。事実、委員長は、

今金之神社ノ御処理出来ネバ永遠ニ御処理出来ヌ、永遠ニ保存スル事ニナル、〔金之神社の主神と〕本教ノ主神ヲ同一ト見ルナラバ、
 兎角〔金之神社の主神を〕本教ノ主神トスルハ神人ヲ欺クナリ、教祖ノ主神タルハ大教会所ニ祀リテアル、金之神社ヲソノ俣保存スル事ハ出来ヌ、〔教祖が〕此ノ神社ヲ御尊崇ニナリタノデ、此レガ元デアルト言フ事ナレバ、内訌シ、後世ニ禍根ヲ残ス（括弧内筆者）
 と、総裁に迫っている。金之神社の廃棄は、佐藤が第一世管長に要求した項目の中の一項であり、^⑩制度調査委員会で調査事項として提起した事柄の中の一項でもあった。

このような、総裁、副総裁、正副委員長の四者会談によって、奥城改修に対し意見がくいちがい、ために、委員長としての方途が立ち難いことの報告を聞いた委員会は、その打開策を協議検討し、代表者を選定し、総裁及び別弘と折衝する方途を立てた。代表者は、総裁、別弘に、金之神社の存続を翻意するよう懇願し、説得を試みたが、別弘に拒否され、局面を打開するにはいたらなかった。別弘の意向と、翌十二年に完成を目指すこととしての諸状況を検討した総裁は、金之神社の移転の根底に信仰問題が伏在し、短時日に解決できないこと、教祖四十年祭が間近に迫り、工事期間が短く、ために完工は不可能であること、の二つの理由から、改修を一時延期し、十年後の教祖五十年祭（昭和八年）に完工するよう、裁定を下した。この裁定により、教祖四十年祭を目標にした奥城改修は絶望的となったのである。

ところが、この裁定は、委員会にとって容易に承服でき難かった。すなわち、全教の信奉者は、奥城改修と納骨堂の建設を熱願して、すでに献金をすすめていた。九月十一日現在、献納金は八万円余に達し、その額は教団予算の半分に相当していた。^⑪したがって、総裁の裁定は、この信奉者の願いを蹂躪するものであった。さらには、個々の委員は、所願を貫き得なかった不甲斐なさから、教区内の教師、信徒に顔向けできず、責任を負い得ない問題に直面させられた。とり

わけ、十年後の完成という工事の延長は、正当な理由と根拠が明示されず、ために、多くの委員は納得できなかった。ところで、裁定理由のうち十年後に完工という期間の延長のみであれば、たとえ正当な理由が示されなくとも、事態の推移により早期着工も可能であり、そのかぎりでは、着工にともなうて自然に解決する性質の問題であった。ところが、金之神社の存続決定は、別弘の信仰が総裁であり管長である金光家邦に承認されたことにより、時間が解決するという性質の問題にとどまらない、根本的な問題であった。委員にとっては、自己の信仰が直接否定されないにせよ、実質的には否定されたことを意味した。異質の信仰が容認され、自己の信仰が否認された苦悩の上に、異なった信仰と同じ居して教団が運営されるのは、さらに耐え難いことであった。ここに、委員会は、自己の信仰の正統性を管長が認めるべく改修延期の撤回をあくまで貫かねば生きられなかった。改修の延期には譲歩しえても、信仰の挑戦には妥協するわけにはいかなかった。かくて、委員会は、改修にともなうて顕在化してきた教義の問題を解決するため、それは改修の早期着工でもあるが、金光家の委員を除く委員全員が署名して、委員会終了の翌九月二十日、総裁に陳情書を提出した。陳情書は、延期の理由となった教義の問題と、十年後に延期した理由の根拠の問題を骨子としている。ここで、前者の問題についてのみ、その一部分を引用すると、次のような内容である。

第一 一教ノ安心問題ニ係レル最重大ナル問題ニ有之候即チ立教神宣ニ殆シ教祖ノ取次ヲ根基トセル本教信仰ト之ト別ナル一種ノ見解ニヨル信仰トヲ同等対立的ニ認メラレ候テノ事ナリトノ疑惑ヲ免レサルコト 第二 本教安心ノ正否ハ管長ニ於テ之ヲ裁定セラルヘキハ我方教規ノ定ムル所ニ有之候処総裁ニ於テ急速ニ解決スルヲ得ストノ御声明ハ一教安心ノ動揺ノ虞アルコト 第三 単ニ一神社ノ神職力如何ナル信仰ヲ有ストモソハ本教信仰ニハ全然無関係ナルヘキモ事偶々大教会所大広前御用掛タル御令弟ニ関スルカ故ニ一層一般信徒ノ疑惑ヲ生セシメンコトヲ甚タ痛嘆ノ至ニ奉存候

かくて、委員会は、陳情と同時に署名者をもって有志盟約を結成し、総裁が改修延期の裁決を撤回するまで盟約の堅持を申合わせ、代表委員が本部に滞在して、総裁と折衝する態勢を整えた。しかし、総裁の裁決は揺るがず、十一月に

いたって、教祖奥城に埋葬されている教祖夫妻及び桜丸の遺骸を現状のままにして、金光家の他の遺骸を新墓地に移し葬むる方針を重ねて委員長に内示したにとどまった。²⁹⁾その後、大正から昭和にかけて奉賽会委員会は時々開かれた。しかし、大正十四年の大教会所炎上により、その復興が緊急の課題となったため、奉賽会事業である奥城改修は、大教会所復興造営事業の中に組みこまれたが、昭和七年管長の命令により解散させられたのである。

このように、奥城改修が延期される事態に立到ると同時に、異安心という問題が生じてきた。ことに別弘個人の信仰が教団大勢の信仰と異なるにとどまらず、管長が別弘の信仰を容認したところから、異質の信仰をもつ管長を教団統理者に戴くという問題をかかえこむにいたったのである。奥城改修の遅延という問題から、教義解釈の相異という根本的問題へと発展し、問題の性質を異にしていた。畑教監は、制度調査委員会に続いて、奥城改修を念願どおりに進め難い事態に遭遇した。

ところで、委員会は、別弘の信仰を現教団の信仰と相違すると捉えたが、どのように異質であるのか、別弘の教義解釈を認めた管長の信仰は如何なる内容であるのか。また、制度調査委員会なり奥城改修の方針は、管長の信仰と何故対立しなければならなかったであろうか。次に、この点を、金之神社に対する別弘の信仰から明らかにしていきたい。

注

1 「明治四十四年十二月初旬、重要会議日誌」

2 一の注②参照。

3 制度調査委員会における、佐藤の、教祖奥城改修の事項にかかわる提起は、次のような文面である。

「八、金光大神の奥城は金光家の祖廟たると共に亦金光教祖の祖廟なれば本教信仰の標的たり是等に関する事柄を講究すべ

きもの思惟す」

4 「抑々奉賽会ガ所願ノ事業トスルハ数種アルガ其ノ根本所願

ハ教祖神ノ奥城御改修ノ一事ニアル此議ハ積年本教者一般ノ甚

深ナル願デアッタガ会々大正六年一月十六日本部楼上ニ於ケル

教師懇話会席上議熟シ一斉ニ起テ御奥城ノ御移動御改修ヲ第

一世管長ニ御願申上ゲタガ管長様ニハ教祖ノ奥城ハ教祖御存生

中其ノ場所及ビ方向ヲモ示シ置カレタレバ父トシテ申シ置カレ

- タルコトヲ子トシテ変更スルニ忍ビザレドモ教祖トシテソレニ
 対スル信者一般ノ願トアレバ誠ニ尤モノコト、思フニヨリ、今
 速答ハ出来ヌガ熟考致シ置クベシトノ御答ヲ得当時議ニ与リシ
 教師四十八名（氏名ヲ読ミ上ゲシガ略ス）等ハ各自々署シテコ
 レガ成就ヲ祈ルノ證トシ誠心誠意延期ヲ誓フタノデアアル実ニ一
 同ガ至誠ノ結晶デアアル」（「教祖四十年祭奉賽会記録」昭和四年十
 二月十八日開催―畑前委員長陳述概要）
- 5 「金光教徒、大正六年二月十日号、教師懇話会（統）」参照。
- 6 「齋修部ノ主管ニ属セル事業項目ノ三、四（注―金光家墓地新設、
 葬祭場並びに信者納骨所建設）等モ言ハバ教祖神ノ奥城改修ノ附帯事
 業トモ言ヒ得ベク信者納骨所ノ如キモ兼々一部地方ノ信徒等ノ
 深キ希望モアレバ幸此ノ際ニ於テ設ケントシタノデ帰スル処ハ
 教祖神ノ御奥城改修ガ本会所願ノ主眼トスル処デアリマス」
 （前掲、畑前委員長陳述概要）
- 7 「金光教徒、大正六年二月十日号、教師懇話会（統）中、高
 橋正雄手記」参照。
- 8 注④参照。
- 9 「支部部長会記録」大正七年十月の条
- 10 辞職理由を奥城改修計画の挫折とみるのは、佐藤の進言（一
 の注②参照）中の、奥城の事柄と符合するところからである。
- 11 「教祖四十年祭奉賽会第一回委員会記録」（以下、「奉賽会第何回
 委員会記録」と略す）
- 12 注⑥参照。
- 13 注⑩に同じ。
- 14 奉賽会第二回委員会記録は、書記が記録したにとどまり、委
 員会記録として、第一回委員会記録のごとく各委員の同意を得
 て公表するまでにいたっていない。
- 15 一の注⑫参照。
- 16 制度調査委員会における、金之神社に関する佐藤の提起は、
 左のとおりである。
- 「九、金乃神社は教祖御在世中教会組織なかりしため当時は本
 教の神殿たりしも、本教成立後は全く性質を異にし、教祖御在
 世中の金乃神社の精神は今は大教会の内斎殿なり、然るに往々
 同一体の如く或は本社（イマ）の如く心得るものあり、此は将来本教に
 及ぼす弊害容易ならず之れが処置を当局に致すべく講究をなす
 べきものと思惟す」（「金光教史資料集（中）」P10）
- 17 「奉賽会―九月十一日迄―決算報告」
- 18 「金光教史資料集（中）」P13〜14参照。
- 19 申合事項は左のとおりである。
- 「一、有志委員ハ慎重ノ態度ヲ持シ所願成就ヲ祈ルモノトス
 一、有志委員ハ集合ノ必要アル時ハ何時ニテモ参会スルコト
 一、有志委員中ヨリ代表者五名を選ヒ所願成就ニ至ルマテ常ニ
 靈地ニ在リテ一切ノ事務ニ任ス 一、此ノ間ニ要スル諸経費ハ
 総テ各員ヨリ醸出スルモノトス」（大正十一年九月二十二日付「奉賽会
 有志委員より各委員宛通知状」）

外ノ方々ハ其御遺骸ヲ新墓地ニ御移葬セラレ、今後ハ火葬トセラルベキ御意向ヲ總裁副總裁ヨリ御内示アリタルヲ以テ、新墓地ノ施設設計ニ付テハ慎重ナル調査研究ヲ要スルモノナレバ、常置委員会ニ委任スルコト（中略）追テ十六日總裁ヨリ五十年祭

迄延期云々ト声明アリシハ、奉賽会ニシテ唯ソノ事業ヲ五十年祭ヲ最終限度トセラル、御意味ニテ事業ハ依然四十年祭奉賽会ノ事業タルベキ義ニ有之候条右了知相成度候也」（大正十一年十一月二十九日付「奉賽会委員長より各委員宛通知状」）

五、教義解釈の相異

金光別弘が、委員会の要求する金之神社の廃棄に反対する理由の要旨を、彼と折衝した委員会の代表者は、以下のごとく報告している。

金之神社ハ以前ヨリ只今ノ所ニ〔あつた、その〕起原由来〔について〕ハ、教祖ノ御示シノ金之神社崇敬ノ御記録アリ、此レニヨル、〔教祖が川手家に養子に入る〕以前ヨリ金之神社ガアツタ、中程ヨリ何時ノ時カラカ亡クナツタ、ソレガ当時ノ川手家、教祖ノオ家ニ不幸ガ続ク原因デアツタ、教祖ノ弟繁右エ門ガ金神ヲ信ジ、此ノ御縁ニヨリ金神ヲ信ジ、金之神社ガ廢レタ〔ことに気付かれ〕オ社ヲ建テ、オ祀リニナル事ヲ教祖ハ思ハレタ、其ノ準備モ時期モ至ラズ、教祖ノ家ニ祀ラレ、教祖ガ御取次ノ後モ矢張り金神宮トイフ鈴ヲ吊ラレタ、一神社ト同ジク、此レニ基キ現在在ル所ヘ建テタイ計画デ御始メニナル筈デアツタガ、不浄ノ為メ教祖ハ中止サル、専ラ広前ニオ祀リニナリタリ、教祖神去ラレルニ先ダチ、金之神社ヲ再興シテ神ノ思召ニ叶ヘト、教祖ガ御委託ニナリ神去ラレル、明治廿三年祠ヲ建テラレ教祖ノ御心ヲ実現ナサル事出来タ、現在ノ金之神社ハ規模ハ小ナリ、教祖ノ凶面ハ广大デ、教祖ノ意ニ添フ事出来ヌ、教祖ノ遺志ヲ受ケテ〔前管長は〕金之神社ヲ益々盛ンニ御祭シテ呉レト御委託ニナツタ、金之神社ヲ崇敬シテ益々立派ニスル事ハ、教祖ノ御神意デアリ、前管長ノ御精神デアル、此レヲ立派ニスル事ハ教祖、前管長ノ御心ヲ安ンズルト衷心信ズル〔^①括弧内筆者〕

また、教祖観については、

教祖ハ金之神社ニ仕ヘ此ノ神ヲ信シラレタ故ニ生神ニナラレタ、皆モ生神ニナル事出来ル、世ノ中全テノ人ガ生神ニナラネバラヌ、生神ニナルニハ専ラ金之神社ニテ得ラレタ、他ノ人モ金之神社ヲ信ズレバ生神ニ達スル事ガ出来ル、教祖ガ天地金乃神ノ〔神性〕ノ全テヲ顯ハシタノデナイ、生神ハイタル所ニアル、神ハ世界中何レノ所ニモアル、教祖ト同シ徳ヲ現ハシタナレバ 或ル他ノ道ガ開ケル、或ル一部分ヲ顯ハシタノガ教祖デアル、金之神社ニヨリ生神ト同シ徳ヲ受ケン^②（経弧内筆者）と表白している。

ところで、このような別弘の教祖解釈が委員にとって何故問題にならざるをえなかったのか。教祖が安政四年に弟繁右衛門のところへ参詣した史実、或は、元治元年の「金神の宮」建立の願いと中止の史実等、その事蹟に誤りはない。また、教祖の家庭に連続して起こった、いわゆる金神七殺という不幸を金神社の荒廢によると解釈することも、解釈如何によっては可能であり、別弘のみならず、教団独立当時においては全教の一致した解釈であった。^③さらに、教祖が金之神社を再興すべく願いをもち続け、再興を遺言したとの事実の有無は、第一世管長の受けとめ方の問題であって、真偽の実証は不可能に近い。第一世管長は、教祖帰幽後家督を相続すると同時に自宅を金之神社と見做し、神主職を継承した、と伝えられている。^④なお、また、金之神社が明治二十三年に建立されたのも正確な事実であり、佐藤も認めていた。^⑤ところが、佐藤にとっては、教祖時代に形をなさなかった金神社が金之神社へと変貌し、金之神社の建物に教祖の信心が伝わらず、金之神社が一人歩きするにいたった事実が問題になったのである。金神社の本質が変質したところに問題をみたのである。

すなわち、佐藤は、教祖が金神社建立の願いを出し、神主職を取得したのは、当時の幕府の宗教政策のもとで教祖の信心を伝えるに欠かせぬ条件であったところからであり、布教を行なうための手段であり方法にすぎなかった、と解釈した。^⑥また、その後明治に入って、国家の宗教統制の徹底から、教祖の布教行為が禁じられ、ために教祖の周囲の者が

布教公認を得るため、明治十一年六月神社の存置を出願し、岡山県は同年八月、素盞鳴尊を主神に奉斎することを条件に素盞鳴神社として許可した。しかし、信徒は、その名称になじめず、金神社の社号復帰を明治十七年に県に申請していった。県は、祭神に、金山彦神、大日靈貴命、素盞鳴命、思金神の四柱を奉斎することを条件に、金之神社の存置を認可した。この、金之神社設置までの経緯を把握して、金之神社は布教公認を得るために設置された神社にすぎず、金之神社の認可により教祖の信心とはかけはなれていった、と、佐藤は解釈したのである。さらに、明治二十三年の建立についても、金之神社の存置が認可されて後、二か年の間に建たない場合延期願を県に提出し、申請後五年以内に建築しないかぎり存置を取消す、との県の忠告により、急遽金之神社を建立したにすぎない、とも解釈したのである。

このような、金神社の本質、金之神社設置の経緯、建立の事情等から、佐藤は、金之神社の本質は教祖の信心とは名実共に異なると見做した。したがって、別弘が金之神社を解釈する根拠にした、独立請願書にある教祖解釈については、佐藤みずから解釈の足らなさを認める一方、金之神社成立の事情を知らない別弘を問題にすることはできなかった。むしろ、金之神社の信仰を別弘に伝えた第一世管長を問題にせざるをえなかった。具体的には、第一世管長在世中、管長家が、教会及び信徒に「金之神社」、「神訓乃威徳」という守札を配布したのを問題にした。佐藤は、教監在任中、教監通牒で、

本教ノ教理ヲ辨ヘザル者ノ為ニ神訓乃威徳ト題スルモノヲ発行相成金光本館ヨリ授与セラレ居候、此ハ俗習ノ守札ヲ尊メル者ニシテ漸次本教ノ教理ヲ知悉スルニ至ル階級トシテ守トスルモ差支ナキモノニ有之候^⑩

と、守札の配布を習俗的行為とときめつけながら、条件つきで認めている。このようにきめつけるについては、別弘の信仰にみられたように、神を靈威をもつ超越的存在とみるかぎり、当然、神の働きはある事物とおして現われることにならざる、そのような非人格的神を奉斎しているのが、金之神社である、と認識するところからであるといえる。換言すれば、「神訓乃威徳」という札に、たとえ教祖の教えが列記されて教祖の信心を装おうといようと、その御札が

金之神社を信仰する立場から発行されているかぎり、すでに教祖の信心ではなくなっている、とする認識から出ている。教政を担当する佐藤にとっては、御守が容易に受容されやすい宗教意識を民衆がそなえている以上、信仰の混乱を招くことも予想され、御守中心の宗教に流れ移るのを回避しなければならなかったのである。だが、正面から守札を否定することは、守札に依存する信徒並びに第一世管長の信仰を否定することにつながるため、一方で守札の配布を条件つきで認め、他方で、守札の位置と意味を教内に徹底しなければならなかったのである。佐藤の守札に対する位置づけは、根本において、第一世管長に対する信仰批判であった。換言すれば、金之神社を間接的に否定したことを意味するものである。

ところで、別弘のみならず第一世管長への信仰批判を、佐藤が金之神社という側面から行なったのに対し、畑は、自著「生神金光大神」で、教祖解釈をほどこし、教祖の生き方という側面から批判した。その中の一部である生神については、

教祖の神は「おかげは我心にあり」と教へられるのであるが、吾人は、この大切な点を知らないで、神と自分を、全然別格のものやうに考へる。それゆゑ、いつまでも、自分の天地金乃神は現はれない。「此処へ参つても神の言ふ通りにする者は少ない、皆帰つてから、自分の好いようにするので、おかげはなし」と誡められてあるが、それではならぬ。今日は、誰れにも神号は、許されな
いが、みな、それぞれ、信心によって、わが身の神は、あらはれるのであります。¹⁴⁾

と、解釈している。畑の解釈は、別弘が金之神社を尊崇することによって生神の境位に達するという、生神を神秘的特殊な能力をそなえる人格と把握するとは異なっている。また、神が顕われる場の解釈にも異なりをみせている。

このような神観念についての相異、とりわけ別弘の解釈の立場からは、おのずと現実の教団体制、機構も問題にならざるをえない。この点を、

金之神社ハ御本殿デ、「大教会所は」金之神社ノ御祈願所、本部ハ社務所、(中略)旧御広前ノ内殿ノ扉ノ鍵ニ金之神社御祈願所ト書カレテイタ、教祖ハ神ノ道モ立チ氏子モ立チ行ク道ヲ顕ハサレタ、天地金乃神御出マシニナリ、金之神社デ神ガ立チ行ク、人ガ立チ

行クニハ教ヲ説ク事〔が必要であり〕オ広前デ教ヲ説ク、神ノ立チ行クハ金之神社、人ガ立チ行クハオ広前デアル、金之神社ガ本庁
 デ人ガ立チ行クハ末ノ事デアル、オ広前ガ末デアルト信ジテ居ル⁽¹⁶⁾（括弧内筆者）

と述べている。この、金之神社が教団依立の根源であるとの見解は、先述した制度調査委員会における、大教会所御広前奉仕が一教の根基であるとする見解と、真正面から対立するものである。

このように、神、人間をどうみるか、教祖をどう解釈するかで、対立する見解が現われている。神観念は、信仰体験をどのように把握するかで違ってき、その体験把握にもとづいて、教祖解釈がなされるのはいうまでもない。しかし、信仰体験の吟味把握も、受け伝えられた信仰を基盤にし手がかりにしなければ容易でないし、伝承された信仰内容から、信仰体験を位置づけ意味づけるのも、体験を吟味把握する場合よくみられるすがたである。別弘の教祖解釈も彼固有のものではない。彼が金之神社の沿革と由来について、「山神ヨリ受嗣ガシテ貫フテイル⁽¹⁷⁾」と述べているように、彼の信仰は第一世管長の信仰にもとづいている。第一世管長の信仰を基盤にして、自身の体験を意味づけたといっても過言でない。彼に信仰を伝えた第一世管長に、教団の大勢からみた異質の信仰の起源をみることができる。金之神社の解釈も、その形に解釈の依所をおくか、形を生み出さざるをえなかった内容に解釈の依所をおくかで分かれてくるが、第一世管長のそれは、前者の立場に立っているといえる。ともあれ、金之神社は教祖が神意を奉じて創設せしもの、という信仰は、第一世管長とその子息に共通するものであり、管長家の信仰であったのである。⁽¹⁸⁾ 金之神社は、管長家にとって信仰の依所であり、教団の根基にはかならなかつた。それ故、金之神社の存続と祭祀は、第一世管長の子孫が継承し保持しなければならなかつたのである。もっとも、金之神社の祭祀を継承することで教祖の信心を保持するというよりは、金之神社を保持することによって教祖の信心が継承されるという家督相統的意識をかいまみることができ。かくて、金之神社の移転もしくは廃棄は、単に別弘の信仰が無視されるにとどまらない、管長家に伝えられている教祖の信心の途絶という重大問題であつたのである。

ところで、別弘の信仰が管長家の信仰を象徴していると捉えたが、家邦管長の信仰を同質にみるのが妥当か否かの問題が残る。第一世管長は管長職と金之神社社掌を兼務していたが、家邦管長は、大正九年三月、管長に就任した際、管長職に専念することとし、金之神社社掌を別弘が担当することに、同年十二月、管長家の協議により決定をみた¹⁹。しかし、慣例からすれば、家督相続的色彩を帯びた管長職に就く者が、金之神社の社掌を兼ねることになっていたといえる。したがって、家邦管長が管長職に専念したとはいえず、その管長職は、金之神社の信仰を依り所にして以上、金之神社の信仰が生きつづけておる、といっても過言でない。教団の統理者としての家邦管長と金之神社の信仰とは異質ではなかった。かくて、家邦管長の願いとその役割は、第一世管長の願望であった、金之神社を基軸にした、御本殿、御祈願所、社務所という総本山、或は本社形態²⁰を確立、充実せしめ、ひいては、教団を繁榮せしめることにあったといえる。

以上、畑教監が大正七年四月、十一項目にわたる事柄を掲げて教団改革に乗り出した、その十一項目の相互関連を究めるため、第一次から、第三次までの畑内局の主な施策とその実施内容を一瞥してきた。そこで、これまでの内容から十一項目の相互関連とその構造、また、彼が辞任の度毎に辞職理由として、管長と宿老の懸隔の間柄を提示した意味、さらに、支部部長の盟約結成の意味、をとりまとめて、この稿を終わりたい。

注

1 「奉賽会第二回委員会記録」

2 同右記録

3 教祖解釈の根拠を、別弘は「本教別派独立請願書ニアリ」

(前掲記録)と代表委員に報告している。この点について、佐藤

は、「教祖立教と制度の沿革史要」で、

「茲に念の為め記すべき事あり、其は本教独立請願の際教祖御

略伝中に「金乃神社ノ頽廢せるを慨き安政より萬延の頃に於て之を再興せらる云々」と記ししは当時史料の誤謬なりし事を知らざりしに因るものなれば当らず、金神社は御手記元治元年正月朔日の条の御知らせ「天地金乃神には宮社なし参り場所もなし二間四面の宮を立ててくれい云々」を以て起源となせばなり、此は他日教祖御伝記編纂の際削除を要す」(P 36)

と記している。なお、同書は、昭和七年九月「教祖立教と国家

制度の沿革の概要」と題して、家邦管長に提出し、昭和十二年、新資料の発見により増補されて上記の標題となった。

4 「右金之神社ハ金光教祖神宣ニ依リ 安政六年立教開道ノ当初 元治元年出願シ 神意ヲ奉シテ時ノ制度ニ從ヒ 慶応三年白河神祇伯ノ認許ヲ得テ自祭ノ神社トシテ之ヲ創設シ 自ラ其神主トナレリ 当時ハ社殿無ク自宅ノ一部ヲ之ニ當テタリキ 教祖ノ帰幽後嫡子タル二代金光大陣其職ヲ繼承ト共ニ家督ヲ相続シ 金光本家ノ家長ニシテ明治二十三年始メテ現在ノ社殿ヲ建造セリ 爾來金光教ノ教運發展シテ明治三十三年六月金光教獨立教トナルヤ 一世管長ニ就任シタルモ 金之神社社掌ハ依然之ヲ兼任シタリ 是レ金之神社ハ金光教祖ガ神意ヲ奉ジテ創設セシモノナレバ 金光教及金光本家ト密接不離ノ關係ヲ有スルモノニシテ 金之神社祭祀ノ主体ハ自ラ金光本家家長之ヲ繼承スベキ本義ニ從ヒタルナリ 而シテ二代金光大陣帰幽ノ後 其嫡子タル金光家邦家督ヲ相続シ 金光教々規教則ニヨリ 二世管長ニ就職スルト共ニ 金之神社社掌ヲモ繼承スベカリシモ 益々金光教ノ教勢發展ニ伴ヒ 之ヲ就職早々兼任スル能ハザル情勢ニ在リシヲ以テ 家族タル実弟金光別弘ヲシテ其職務ヲ代理セシムルコトトナシ 正規ノ手続ヲ經テ社掌ヲ拝命セシメ今日ニ及ベルナリ」(昭和七年十二月十八日付、金光文孝・同正家・同義忠連署、岡山県知事宛、金之神社社掌を金光家家督相続者に復帰せしめるための具申書)

なお、第一世管長の金之神社社掌就任は、佐藤の見解による

と、「明治三十年八月廿八日」(「教祖立教と制度の沿革史要」P 40)となつてゐる。

5 「教祖立教と制度の沿革史要」P 37

6 同右書 P 24 ~ 25

7 同右書 P 24

8 同右書 P 24

9 同右書 P 37

10 注③参照。

11 別弘は「山神様ハ自分ニ対シ、金之神社ノ後目相続、神主ハ自分ニ、大正六年以來御手代リヲス、御遺言ヲモ承ハリ、後ヲ嗣デ行ク様ト仰セニナル、生神様ガ御仕ヘノ装束ヲモ貰ヘリ、山神様ト自分ト相通ジ、山神様ノ後ハ自分ガ受ク、神様ヘモ、金之神社ヘモ手篤ク仕ヘタ」(「奉養會第二回委員會記録」と述べ、佐藤は「私ハ願末ヲ聞キ別弘氏ノ顔色ヲ見テ、今急ニ責メカケテハナラヌ、親様ヘノ御孝心ガ深イノデアルカラ、此問題ヲ延期シテ専從的ニ一部研究シテモヨイト思フ」(「同右記録」と述べてゐる。

12 「金之神社」の守札は、縦15cm、横9cmであり、金之神社という印が捺されている。「神訓乃威徳」には、「金光教祖の御神訓 信心する人は常に守を心に懸けて居れよ 生ても死ても天と地とは我住家と思へよ 神は昼夜も遠きも近きも問ざるものぞ信頼心に隔なく祈れ 右よく心して 教祖金光大神 天地金乃神と御名を称へ奉り 今月今日で一心に頼めおかげは

和賀心にあり」と記されている。

13 「四一監第五号（明治四十一年五月二十五日付）」

なお、守札の件については、翌四十二年十一月十三日付、教監通牒、第三十六号において、「本教ニ於テ神符神札等ヲ授与スル例ノ無キコトハ今更申マデモ無之候へ共聞ク処ニ依レハ往々金乃神社ノ神札ノ配布ヲ受ケ以テ教会所ヨリ信徒へ交付致候向モ有之此レガ為メ教祖立教ノ御精神ニ戻リ候様ナル誤解モ生ズベキ趣誠ニ不都合ニ候」と再度念をおし通牒している。

14 「昭和八年九月二十八日、東風発行所」P 41と42、及び「畑徳三郎説教集（金光教徒社刊）」P 213参照。

15 「奉賽会第二回委員会記録」

16 金光別弘は、おかげの事実を「神様へモ、金之神社へモ手篤ク仕へタ、医師ニ見テ貰ツタ、御蔭ヲ受ケタ病氣ハ全快セリ、金乃神ノ御靈驗アリ」（「同右記録」）と表白している。

むすび

まず、十一項目の個々の項目は、以下のような問題を内包していたといえる。

第一の、「金光家の位置」については、金光本館の家庭事情が世間に流れ出ることによって、大教会所の信仰的權威が失墜するため、家庭問題が解決されなければならない、という問題である。第二の、「管長後継」は、第一世管長の

17 同右記録

18 注④参照。

19 「教監小林鎮から岡山県知事宛、具申書（昭和八年一月二十六日付）」で、「大正九年三月現管長教統ヲ継承セシ当時、前例ニ依リ金之神社々掌ヲモ兼任スベカリシモ、金光教ノ發展ト共ニ之ヲ許サザル事情アリシヲ以テ、一族関係者協議ノ上其職務ヲ代行セシムル意味ニ於テ、管長ノ末弟タル金光別弘ヲ社掌ニ推薦シ、正規ノ手續ヲ経テ大正九年十二月其任命ヲ受ケ今日ニ及ベルナリ」と記されている。

20 後年の伝えによると、第一世管長の願いは「高松稲荷のようになればよい」（教団自覚運動史関係記録「畑徳三郎の教監時代」P 41）また「片岡幸之進との立話で、讃岐の金比羅さん位になればよい」（「長谷川雄次郎氏よりの聴取資料」P 2）というものであった。

高齢により早晩当面しなければならぬ問題として迫っていた。ことに、後継管長には、その子息であり年長者であった金光家邦が制度上から襲職する予定であるにもかかわらず、条件付でなければ推戴できぬという問題をかかえて、^①そこをいかに解決していくかという課題である。第三の「金光家敷地」は、奥城改修に際し、管長家所有の金之神社境内地をどう取扱うかの問題である。第四の「教祖系統譜」は、佐藤の進言なり、大教会所規定にみられるごとく、管長家の御広前奉仕蔑視の動きに対する神聖保持の成文化、それは同時に管長の職分の明確化でもあるが、両者の職分の制度化、という問題である。第五の「金光家内事多聞」とは、第一項とかかわり、金光本館内部の改まり、修養の問題を指しているといえよう。第六の「金光家財産」とは、管長家の家庭問題が財産問題から生起し、また、大教会所の浄財を教団の経費に充てるためには、管長、御広前奉仕者、両家の浄財配分に関係せざるを得ないのは必定であり、金光家全体の財をいかに考慮していくかの問題である。第七の「教祖奥城」は、奥城改修という教団の歴史的課題を指し、第八の「金之神社」は、撤廃もしくは現在地からの移転であり、第九の「金神と天地金乃神」は、金之神社問題を取扱うに際して、その依所となる神観の問題である。第十の「教祖伝編纂」は歴史的課題であるとともに、教義解釈の問題にかかわって、早急に編纂され刊行されなければならない、という課題である。^②最後の「本部事務」とは、本部と大教会所の関係、なにかんずく本部の最高責任者が管長となっており、教監の職務が管長の命令によって左右され、管長の傀儡にすぎない、という問題とその改善の意思表示であろうか。^④

このように、各項の内容をみると、各項は次のように大別することができる。

第一項から五項までは、教団と管長家、大教会所と管長家にかかわる問題であり、大教会所の尊厳保持という性質の問題である。

第六項は、教団の会計制度について。

第七項から十項までは、教義解釈の問題をかかえ、教祖の信心をいかにして体制の上に確立していくかの問題である。

第十一項は、教監責任制の問題である。

また、十一項目を指摘した時点に立って、各事項を類別すると、第一項から五項までは、管長後継という問題に当面して、襲職の条件とみることができ、その他の項目も、管長就任後おそかれ早かれ解決しなければならぬ事柄であつたといえる。

ともあれ、このような大別からみえる問題の構造は、教義解釈の相異という問題を根本にして、教祖の信心にもとづき、会計制度、大教会所の位置、本部の位置という教団の体制、機構の整備と確立を問題にしたといえる。教祖帰幽後、意識的無意識的に生み出された体制と機構が、教団の大勢と信仰を異にする管長家から問題にされ、その迫りに教政担当者はどう対処し制度化していくか、換言すれば、管長家の信仰が次第に顕在化し、管長権によって教祖の信心が歪められていくであろう方向を察知して、その方向をいかにくいとめるか、より積極的には、いかに改革していくかという課題を、畑教監は十一項目にわたって列挙したといえる。このような改革の構想を描いて正面から着手したのが、金光教制度調査委員会であり、側面から迫ったのが教祖の奥城改修であった。では、こうした課題を解決し改革していくのに、管長と佐藤の対立が何故障害になったのであろうか。

畑は、奥城改修の行詰りに逢着した奉賽会委員会の席上で、「管長ト宿老トノ意見ガ違フノハ（保命酒）誠ニ立場ニ困ル」と、佐藤を前に苦衷を吐露し、批判している。その批判の意味を、保命酒という表現を手がかりに推察するとき、佐藤と畑の考えの相異が明瞭になってくる。すなわち、保命酒は現福山市鞆の名産であり、その地に疫病をつかさどる神を祭神とする祇園宮がある。家邦管長にとっては、本山形態として、祇園宮をその理想としたであろうことが推測される。この願望に対し、佐藤が金之神社の廃棄を迫り、その信仰を根本から否定したのは、すでに述べたとおりである。他方、畑は、問題が教義解釈の相異という根本的問題であるだけに、改革にあたって、根本的な問題である大教会所御広前奉仕の件には直接触れず、間接的な事柄から着手しようとした。制度調査委員会における会計制度についての諮問

といい、奥城改修の事業といい、それらは、大教会所御広前奉仕の神聖を保持するという事柄と比較すれば周辺に位置する事柄である。もっとも両事業は、着手した途端に教義の問題に触れていった。しかし、彼の基本姿勢は、その施策からみるかぎり間接的な迫り方である。ところが、既に述べたように、佐藤が直接的に第一世管長及び家邦管長に御広前奉仕の位置づけと制定化を迫ったため、両管長と佐藤の間柄はますます悪化し、両管長とも依怙地になっていった。その反動が畑に向けられたと、彼は感取したといえなくもない。ここに、両者の懸隔を辞職の理由にかかげたについては、教義解釈の問題があつたのことといつても過言でない。

さらに、支部部長の盟約結成は、教義問題の解決を目指して奉賽会委員会が盟約を結んだように、その問題解決は、個人の次元での解決は不可能であり、連帯して取組まずには解決できない、という問題認識から生まれたといえる。支部部長は、直観的にはあつても、教義の問題を肌で感じていたといえよう。

このように、三つの側面から眺めるとき、それぞれの側面の底に流れている問題性は、教義に帰着する。畑教監は、教義という厄介で且つ根本的な問題を軸にして胎動しつつあつた、教団なканずく本部に生起した諸問題に取組もうとしたのである。だが、問題が問題であるだけに、短時日には解決でき難く、加えて、一つ一つの施策が教義の問題に触れて行詰まらざるをえなかつた。行詰りと、問題解決への願いが、四度にわたる就退任となつて現われたといえよう。

もっとも、上述のように、畑教監時代の問題を教義解釈の問題と結論づけるのは、早計のきらいがないでもない。教団の運営を管長家の関係者で独占しようとした第一世管長及び家邦管長、或は管長襲職に対して教政関係者が条件をつけた、財産の三分化の問題といい、そこには、名誉、利益、権力の獲得といった欲望がその底にひそんでいる。この問題を教義解釈の問題として包括することは問題である。つまり、諸々の欲望を直接現わさず、教義をかくれみのにして欲望を取得しようとする、人間の通有性がある点においてである。しかしながら、冒頭に記したように、個人の性格、性情の面で歴史上の人物を評価し、事件の要因を捉えるのでなく、個人が責任をおいえない歴史と環境という面で事件

の要因を捉えようとするかぎり、人間の欲求という面からの究明は残された課題となる。ともあれ、本稿で明らかにになった教義解釈の相異という捉え方が果して妥当であるか否か、この結論を、さらに仮説として設定し、改めて畑教監時代前後の教団の歴史とその問題を明らかにしていきたいと願っている。

(教学研究所員)

注

- 1 管長の後継については、金光家邦の財の取扱いの問題が主要な位置を占めていたと察せられる。その間の消息を「家邦様を推薦するのが順当とのこと」に決し、御内意をおたずねせしに、不徳なれば辞退することになりしを以って、しからば法規上本家において誰を推薦なさるか、本家よりしていであらねばならぬということになり、三級以上の教師をも集め、教監より協議いたしたところ、いずれも家邦様をとのことに、しからば余(注 佐藤範雄のこと)においても熟考せねばならぬとて、余とも語りあわれ、二人の母上に一層孝養を尽し、兄弟をも一層愛撫せねばならぬとて、教祖の御例もあることとて、財産を三分し、一分は道の御用に提供し、二分は母兄弟に分ち、一分は祖先の祭りにあてることにしたしとお話あり。自分も感泣した。その趣を三級以上の教師にも報告したところ、いずれもなんらそのうえ条件を付する等のことはなし、と一致して推薦し(原文はひらかな)と記されている。(「高橋正雄日記」大正九年三月十七日の条)
- 2 大正初年頃、金光家邦は、御広前奉仕者を帳付け、番頭と呼称していた(「教団自覚運動の事実とその意味」P25)と伝えられている。
- 3 教祖伝編纂(正式の名称は、教祖御略伝編纂委員会)については「金光教学—金光教学研究所紀要—第四号、畑畑『金光教典の成立過程について』P12」参照。なお、編纂には佐藤があたっていた。すなわち「宿老には御領に帰りて自分(注 家邦管長のこと)より依托せし教祖伝御編纂に専念従ふ旨の確答ありたれば共におよるこび下されたし」(「部長会記録」大正十年三月十七日の条)と。
- 4 管長の命令に服従しなければならなかった教監のすがたについて、畑は「唯命是れ従ふ風に唯々諾々として此間に処し得る如き人なれば或は好都合に運行せられんも自分の如き性格のものにては到底忍ぶ能はざるなり」(「部長会記録」大正十年三月十日の条)と吐露している。
- 5 「奉賽会第二回委員会記録」

布教と教義化の問題

—「信条」をめぐる—

藤 尾 節 昭

はじめに

教団とは何か。その実体は信心に基づく布教体制か、それとも信仰概念に基づく虚構の産物か。通常の場合は、教団の本質・根源は教祖の信心に根づくものであって、その信心の展開の姿として今日の教団があり、日々に展開して止まない。だが、この回答に、私はどれほどの実感を呼び起こし得ようか。むしろ、右のような言葉を聞けば聞くほど、教団とは単なる信仰概念の産物であり、信仰装飾にすぎないのではなからうか。語り出されてくる教団方針とその願いの無意味さ、むなしさをどう処理し得るか、心に何も響いてこない信仰状況は何を意味しているのか。この状況が、個人的・主観的なものであれ、この状況のなかでは、ありがたいはずのおかげ話も意味を失い、道徳訓話かお伽話に転落してしまう。旧来の信仰の論理が力を失い、内なる信仰がゆるぎ始める。取次の統体としての教団はきしみをたてる。教団がよって立とうとする概念としての信仰は幻想か遺物と化してしまう。無気力、無意味な生活の響きが、取次の働

きによって、ありがたい信心生活へと転換され、新しい生き道を生み出していくという論理構造が主張される。だが、一層に信心の味気なさが実感として顕われるのみである。救われ助けられることが、旧来の信仰概念の中では可能性としてすらも認められなくなってくる。これがわれわれの、いつわらざる現状ではなからうか。

歴史的信仰概念は、まさに力なきものとなってしまった。歴史的信仰概念、伝承されてきた慣習的信仰観による現実生活の把握方法に問題があるのではないか。徳目化した取次なる言葉とそれに付着した価値観によって、人間のありのままの姿が蔽い隠され、その視点から見える部分のみを信心として来た信仰概念に問題があるのではないか。

信仰概念は本教の本質・特質を規定し、その具現体として組織してきた体制によって一層強固に定着させられる。信心が生活を支え、生きて働きをなしているとき——信仰の具現体としての教団の教説は意味をもつであろう。だが、信心は生きているがゆえに、諸々の要素を吸収し、それによって表現されてこねばならない。信仰の歴史化は常にその時代の思潮、思想、主義等々の歴史状況を抜いては考えられない、信仰それ自体のオリジナリティが究明され具現されたわけではないであろう。ある意味で信仰の純粹性の追求は、追求者とその追求対象を破壊せしめていく。したがって、信心は状況の中においてしか追求し把握し得ない。信仰の諸問題は、信心の把握視点とその方法にかかわって現われてきた。今後、信心を対象化し、歴史化していく視点にかかわって、信仰は更に問い直されていくと見得るであろう。われわれは今日の信仰概念の発生を求めて時間的に遡行すれば、純粹性、または始源に到達し得るといえるものでもない。現在の時点の問題意識——この問題意識すらもうすでに歴史の産物でもある——において、歴史遺産としての信仰価値による行為の価値判断をあえて中断せしめて、歴史的な対象を問うことが、信仰のオリジナリティへの迫りを可能にする道を開いてくれるかも知れない。したがって、信仰が過去のある時点にあると断定するのではなく、現在にあると断定するのではない。歴史遺産を拒否しつつ、歴史遺産に問いかけて生きる他ない、危いが強烈な憎悪と歓喜を求めることにこそ信仰があるのかも知れない。

実感的表現を与えるならば、さほどありがたくもない、何となく気づまりでやりきれないと実感して生きていることこそが、今日までの教団とその信仰の歴史を生きている証なのである。われわれに与えられた歴史への問いの手掛りは自己の信仰についての嫌悪感と挫折感と、ある意味での無意味さ、味気なさという事実そのものである。この現象のなかにこそ教団史への問いとその方法が暗示されているのであり、今日まで与え続けられ、受けとり続けられてきた信仰者像への疑惑こそが、歴史への問いかけの通路だったのである。信心の拘束性と無意味さと味気なさを、自己の信心の足りなさへ転嫁させてはならない。信仰者像を培った歴史遺産としての信仰概念の正体を究明することへ向けらるべきであろう。

以上のごとき動機と視点とをもって、一教組織化の過程を解明する仮説を提示してみる。今日の信仰の問題状況によって生み出されてきた仮説がいかに実証されていくかが、今後の研究課題となるであろう。

I

教祖の布教公認に対する態度は、明治維新後大きく変化を見せている。神主職への補任の経緯と明治政府による剝奪の経過は、教祖に公認宗教になることの意味を問わしめてきた。明治政府は、神主職の破棄と諸宗教の掌握——教導職設置——を押し進め、宗教に対する国家統制の強化を促進させてきた。神道国教化政策の波を受けて、信仰状況はいまだ公認宗教でないところから生じてくる各地出社の布教活動の困難さと、それを打開する現実的な方法として既成宗教の配下に加わることが行なわれ、問題状況を呈していた。これらの問題に対して、教祖は「此方に於ても、此の道の為

にや、色々の困難に遇ふて是れ迄に、はや二百円、三百円、五百円迄も物を入れて見たれ共、何の効も無かつたから、

假令、如何様な事を云ふてくるとも、其処を何とないと云ふて亡って居て呉れ、ここには神も考のある事じゃから、假令、顔に泥を塗られるような事があつても、勘忍して居て呉れ、やがて神が顔を洗うてやるから、他の教の組下になつたら、神のひれえは立たんぞ。本家と思え、分家と思うから、どうぞ此の道の為には、此の方と浮き沈みを一緒にして呉れ。神がたのむぞ。」という態度を片岡次郎四郎に示すのである。そこには、生神金光大神社をたてぬくという信心が確立していることを示している。

教祖は公認宗教となることも、既成宗教の配下に加わることも拒否している。そのうえ、出社に対する布教姿勢も、「何とないと云ふて亡っておれ」と示していく。この「亡っておれ」という態度を示すところには、信仰的姿勢として消極的な意味しか持たないととらえることは妥当でないであろう。むしろ、歴史的状況のなかで、信仰の確立としてとらえ直していかなければならない積極的な意味、内容を示していると思える。布教の困難な状況において、金光大神の道を曲げず、真実に説き広める意図からすれば、「亡っておれ」という態度は、各出社に金光大神の一乃弟子の信心の自覚へと向かうべき態度を示しているものと受けとれよう。既成宗教の教義とか政治権力による施策とかと全く異なる内容を持った、人が助かる道として生神金光大神の道が貫かれていかなばならないことを、教祖は各出社の布教者に対して迫っているのである。この教祖の信心と布教の態度は、明治六年の布教差留めの状況のなかでも、家族の者の神職立たんという懸念に対して、生きる道を明らかに顕わしていく。布教差留めによって一家の経済的な問題と取次の社会的地位についての不安が、他の人において懸念された。この状況のなかで、教導職に転身することなく、安心の道が、そして、その状況を生き続ける道がとらえられてこなくてはならなかった。それは、「力落さず休息」という態度であつて、広前を退いて控の間で祈念する生活として顕わされてくる。このような教祖の態度のなかに生神金光大神社を立てぬく内容が読みとられるであろう。

したがって、明治十五年の布教公認のための信条の要請に対して、教祖は、信心の核としての生神金光大神社を立て

ぬくという信仰態度によって、拒否せざるをえなかったのである。

次に教祖在世中における、各地の出社の布教状況はどういう発展と問題をかかえていたであろうか。教祖によって助けられていった人々は、おかげを頂いての生活を通して周囲の人々をひきつけ、その人々を導いていった。おかげの顕現が自然と人々をひきつけ、信仰の中心的な人々をして家業をできなくさせていった。彼等は家業傍らの信心から、布教者へと転身を受けていかなばならなかったのである。このような過程を経て、布教者へと転身していった人達によって、金光大神の道のおかげは各地の人々の生活のなかに滲透していったのである。これらのごく自然な布教の展開を自然布教と呼んでおきたい。

自然布教によって拡大していった信心は、合理的な思考様式を体質化していた人々をとらえていった。彼等は信心に接し、おかげを頂き、教祖に接して信心を深め、信心のありがたさを知り、より多くの人々に信心を説きあかすことを主目的とした布教者へと成長していった。合理的な思想を背景にもって世に向かって積極的に布教していく姿勢をもった人々のところでは、布教が信心のおかげによってのみなされていくというよりは、金光大神の信心の特質を明らかにつかんで、道を説きあかすことによってなされ出してきたのである。そこでは、おかげを顕わして布教していく自然布教の在り方とは異なる性格を自然に帯びてきていた。信心の特質・本質を把握し、普遍的な信心の姿を語ることになるがゆえに、みずからの生活領域と異なった領域にも信心が伝達される可能性をもつことになってきた。その端的な例が大坂布教の先駆者である白神新一郎の布教姿勢である。その姿勢は天下の台所である大阪へ出向いて行って道を説きあかすことによって、教祖の信心を天下に知らしめていくという、世に向かう積極的な布教姿勢である。^⑧この布教姿勢を積極布教と呼んでおく。

積極布教の姿勢の背後には、個々の具体的な生活上の諸々のおかげの体験があるのは当然なことであるが、これに加えて、金光大神の道の普遍的な把握が見いだされる。おかげという事態を貫いてある信心の核の把握がなされ、既存の

信仰との対照のうえで、金光大神の道が説かれてくる。たとえば、白神新一郎の『御道案内』^④である。そこでは本教の本質・特質が教義的な形であらわされている。

自然布教と積極布教とは截然と区分できるものでないにせよ、布教姿勢のなかに特徴的な二つの面が見いだされる。この姿勢の相違は将来に大きな信仰上の差違を生じさせてくる。では、両者をくらべながら、その働きのちがいをとらえていってみよう。

自然布教は、特に信心の教義的な表現を必要としないのである。布教に必要なのは、おかげ（御利益）であった。神の説明も道の解説も語る必要はない。語るのは自分が頂いたおかげであり、祈念や祈祷であって、信奉者は単におかげさえ頂けばよかったのである。おかげ（御利益）が顕われる限りにおいて、おかげの体験を語ることが道を広めることになっていったのである。そのおかげの重要な内容をなすものは、病気、災難についての奇蹟的な御利益であった。それと同時に旧習に縛られた庶民の日常生活の解放と、病気・災難についての生き方の呈示でもあった。積極布教においては、その信心の内実をなすものは、自然布教の取次の働きと同じものではあるが、この働きの根源が意図的に取出され客観的にとらえられる必要があった。それは世の多くの人達へ向かって、「天が下、無二広大の御道」と説きあかしていくことが布教の根本姿勢であったからである。道の特質・本質を摘出し、信心が新しい道（生き方）であることを示さねばならなかった。最初の信心の教義化は、旧来の疲弊し、形骸化した諸信心及び日常生活に密着した信仰観念との比較を通してなされる以上、自分が立っているところを客観的に表現し直していかねばならなかった。単なるおかげ話では足りない働きを布教者は強いられるのである。しかし、信心を教義的に表現し直していくことは、生活のうえで具体的に頂いたおかげの特質のゆえには困難なことではなかったであろうことは推測に難くない。その理由は、既存の信心の在り方に触れ、形骸化した教義と信心に問題を感取していたからである。客観的に表現された信心の姿は、当然、その時々思潮によって彩られてくる。天地金乃神の性格、天地自然についての信仰的な意味付けが、その時の言葉に

よってなされ語られる。既存の宗教形態に対応して信心の在り方、修行等について一つの形態・像ができあがってくる。ここに信心が対象的にとらえられ、形と意味とが付与され、原初的な形で教義が徐々にではあるが形成されてくる。この教義の原形は、信心を表現する手段として用いられた当時の思潮を吸収し、啓蒙的な一面をあわせもってきた。積極的に庶民の生活の問題の解決へ向かった布教は啓蒙的要素を表面にあらわすことによって、信心の特質、その明確化を促され、教義を明らかにする向きへ動いていく。ここに布教と教義と信心とのかわりの点が見いだされてくる。

一方自然布教の状況は、どのような発展と問題を見せるであろうか。参詣者の増加に伴って、神勤・神拝を余儀なくされていった布教者のところでは、祈念祈祷という姿をとり、いわゆるヒレイがあがるという（神の威力を顕わし、多くの人々が参詣してくる）現象が生じていた。自然布教者の中には、祈祷によって、病氣・災難に奇蹟的な御利益を顕わし、一時的にはやるという活況をも呈してきていたのである。御利益に多くの人々は群がった。各出社は、ごはっこうという流行神的な性格をもあわせ持ってきた。また、はやるがゆえに信心の変質化をもたらし、旧来の信心の姿へ退行し、教祖の信心を曲げることもなったきていた。^⑤ 当時の出社についての調査及び研究は、病氣・災難についての御利益信心を明らかにしてきている。^⑥ 御利益信心の問題の中心は、信心を神より御利益を受ける手段と考えることである。ごはっこう（はやる）現象は、信心という人間の生活の在り方を根本において問い返していこうとする真の姿を蔽い隠し、人間の利己心に発する現世利益のみ求める信心に陥れ、神をして人間の願望通りをかなえせしめる機能的な神に仕立てあげていくことになる。おかげ信心は、信心の要諦ともいべき信心の基づくところ、その在り方を示したものを要請してこないものである。かろうじて、単なる流行神へ各出社が転化しなかった要因は、教祖の言葉とおかげの体験から語られる信心があつたことであろう。一部の自然布教者も、積極布教者と同様、教祖は信心を支える中心存在であつた。いわゆる信心仲間という同時代人的感覚は彼等にはなかつた。出社の流行神化していく傾向を食いとめえたのは、教祖の教えであろうし、他宗の組下についての布教によつてもたらされる変質化を防ぐのも教祖の教えであつたであらう。

う。自然布教の信心の変質化を防ぐために教祖の教えが不可欠な要件であった。それに対して積極布教はそれ自体で教義的な信心への志向性を体内に持っていたのである。以上のごとくに各地の布教状況の問題をとらえることが許されるなら、積極的に世に向かつて教線を拡大していった布教姿勢は、本教独自の教義を要請していたのであり、居宅祈念とおかげを基盤にした自然布教は流行神祕的な御利益信心への傾向を現わしていたといえよう。

さらにこのような信仰状況に、外的な圧力が加味されてくる。国家権力による宗教統制政策が強力に押し進められてきた。明治十五年八月佐藤範雄は、一教独立を願ひ、沼名前神社宮司吉岡徳明をたずね、教義の大綱を示すべき「信条」の有無を問いただされた。^⑦公認宗教として布教するためには教義を明らかにし、政治権力によって認められねばならなかったのである。本来、教義を明らかにすることは、他の宗教に対して、一教の本質・特質を明らかにすることに主眼が置かれるべきものである。宗教を掌握し統制する側からすれば、教旨を明らかにしない宗教は、統制し難くなる。そこで各宗派に対して教義と責任者を明らかにすべく迫ってくる。教義は他宗に対して宣明されるのでなく、政治権力に対して宣明されなければならなかった。つまり、教義は政治方針にかなうものでなければならなかった。その統制政策の根幹は、神道国教化政策と天皇絶対主義の確立であり、幕藩体制下の宗教取締政策——新奇の説を唱へるべからず——とは根本的に相違する性格を有していたのである。復古神道による神道国教化の政策と天皇制への妥協なくしては、公に認められず、宗教行為としての布教ができなかったのである。したがって「信条」は宗教統制そのものの現われとしてとらえられよう。

以上のごとく四つの要因、(1)教祖の一教公認に対する拒否的な態度、(2)積極布教の教義探求の姿勢、(3)自然布教の流行神化と変質化、(4)外圧としての宗教統制政策、を背景として、明治十五年八月の佐藤範雄と教祖の間答は何を意味するものかを、布教・教義・公認・信心の緊張関係のなかで開いていってみよう。

II

まず、教祖と佐藤範雄との問答を読んでみよう。

「この方は、人が助かることさえできれば、それで結構である。これまで、ほかからも、道が、上にたらくようにいたしたい、とねごうたものが、なんぼうもあった」

という（信仰回顧六十五年）。そこで範雄は、

「金光さま、おわするあいだは、おおせのとおりで結構ですが、おかくれのち、なにか、かいたものがありませぬと、世のはやり神と、おなじようにおもわれます」（神誠神訓拝承の次第）

と、おして進言した。

教祖の言葉は、四つの要因の(1)のごとくとどめおくとして、次の佐藤範雄の進言を開いてみる。彼は教祖に対して、何か書いたものがなければ、教祖没後には、世のはやり神と同じように思われ、結局信心は消えてしまいかも知れないという不安を率直に披瀝する。このような不安を表現した言葉の背景には、出社の流行神化・変質化の懸念、宗派争いの発生の危惧^⑨、信心継承の問題、国家の取締りによる信心の崩壊の諸問題が動いていると読みとられるであろう。これらの諸問題が、彼に明確な形で自覚されてはいないかもしれないが、未分化の状態のままに不安となって動いているのである。特に国家による取締りによって、各地出社の布教困難な状況の渦中において意図されることは、一教を組織し教義を明らかにし公認を得て、教義を自由に説きあかすことであったであろう。その布教公認の具体的な手続きが、信条の作成を必要とした。しかし、教祖によって、公認宗教への手だてとしての信条作成の要請は拒否された。そこで彼は以前から問題として感じていた不安―流行神化―を披瀝して、「何か書いたもの」を教祖に求めたのである。書いたものは、単に公認のための手だてとしての信条という性格をもつにとどまらず、教義・信心の要諦という性格もあわせ

持っているのである。彼は教祖から、「書いたもの」を頂くことよって、「信条」を作り、信条をたてまゑとして組織を組み、一教公認の方向へと持っていくことができるのである。佐藤の一教組織化・公認への意図は、黒住教の布教活動に触発されたものであつたらうし、「その当時出社は仲々困つておつた^⑩」という各出社の布教の困難さをどう回避していくかというところに生じてきている。出社の布教活動の不自由さこそ打開さるべき現実の問題であつたことは疑いを入れえないところである。しかし、彼の背後にあって彼を動かしていった問題は、現状の布教困難な状態の打開というにとどまらず、まさに彼が懸念したごとく流行神へ転化する危険性であつた。彼の流行神への懸念の裏面には、信心継承の問題が隠されている。

また流行神化の問題を問う彼の視点がどこにあつたかが、より深い問題として問い直されねばなるまい。信心の拡大と継承という問題と信条とは深く関連し合つているといわねばならない。各出社の布教状況はといえば、多くの参詣人を集めており、そのゆゑに既成の宗教の干渉するところとなつて、他宗の組下について布教活動をするか、または、教祖の言うように無資格のまま居宅祈念に専念し、布教活動を続けているかであつた。そこでは、信心の変貌をいつとはなしに余儀なくされてくるかも知れない危険性があつた。かような状況下で、教祖も先の明治六年の布教差留めの問題とあわせて、各地出社の信心の在り方を問い直し、出社の信仰的意味を見いだすべく迫られてきていたのである。教祖に対して「何か書いたもの」を懇請した佐藤の進言は、教祖において公認のための手段という意味以外に「書いたもの」それ自体の意味を見いだしてこなくてはならなかつた。

出社の布教者の側から見れば、教祖はまさに教祖という責をになつて信心の中心として存在していたのである。各地出社の信心はたとえいかに変質化していたとはいえ、教祖に依つて成り立っていたのである。このような教祖を中心とした縦の系列だけでは、中心存在としての教祖が没すれば、出社はそれぞれに根拠を失つて孤立し、出社相互で宗派争いのごときものを起こしていくことになってしまう。そのうえ、各出社はそれぞれ既成宗教の傘下に組みこまれてい

ところから、所属する他宗に吸収され、信心を変容させてしまい、教祖の道を失う危険性をさえはらんでいた。

だが、信心についての本質的、超越的な論議をするならば、宗教の本質を非歴史的存在に求める見地からすれば、信仰の歴史的な中心存在の喪失は、必ずしも教祖の生き方を生み出したもの、各信仰者が抱かされたものを失わしめるに至ることはないであろうと。だが、教祖によって開かれた道はそれ自体として純粹に歴史において顕わされることはない。この論証は信仰の純粹性の追求において証されるところである。したがって、信仰は常に歴史的な人格において具現されねばならないのであり、具現されている限りにおいて人間の生を支える力をそれにおいて得るものである。したがって、超越的な信仰の把握においては信仰は歴史を越え得るであろうが、生きる人間の力とはなり得ない。教祖という歴史的人格において顕現された信仰は、見・聞き・感じ、つまり経験される形をもったものによって顕わされ続けなければ歴史的存在を許されないのである。人間生活の在り方のなかに具体的に現わされてこなければ、その信心は働きをもたず、それ自体で終息するのである。したがって信仰は常に歴史状況のなかで理解されねばならないのである。それは時代状況の諸要因と結びついて現われてくるであろう。

佐藤の流行神の懸念は、後述のごとく神道的な一つの視点からとらえられた懸念であるがゆえに、教祖に具現された信心を御利益信心へと転落させていく各出社の信心の変質化と国家政策の取締りによる消滅への懸念でもあった。彼はこの問題をひきおこしてくる要因は教義・道を公然と縦横に説き得ないことにあると考えられた。困難な布教状況が続いていく限り、信心は変質し崩れてしまう。したがって教祖の道をたてぬき、出社の困難な布教状況を打開するためには、一教の教義を明らかにし、それにもとづいて組織化し、公認を得ていくことが最も道理にかなった方法であると考えられるのも当然なことであった。

信心の継承という視点から、信心の在り方、伝わり方を問うと、どういふ問題が浮かんでくるであろうか。教祖がすでに教祖として信心と布教の中心存在として機能していた事実を、教祖没後、各出社の分散化を招来する要因でもある。

中心存在を失ったとき、各出社の信心の進め方はどうなっていくであろうか。教祖在世中の各布教者の信心は教祖の取次によって育てられ、展開し、実際の生活の場において信心が具現されていっているがゆえに、教祖に対して事改めて、信仰の解明・教義を要請はしなかったと考えられる。そのゆえに教祖没後には信心の基づくところを明らかにした教えがなくてはならない。教義がなくては、出社は分散分裂し、教祖の信心から遠のいていく。このような意味合いをもった信心継承の問題が、道理という思考様式を吸収した若い佐藤を動かし、何か書いたものを要請する形で鋭く教祖に迫っていったのである。教祖は何等かの宗教的典籍に基づいて一宗を開き、典籍の理念を実践に移していくといった過程をふんではおらず、生活実践の内から信心が生まれてきたのである。具体的な生活上の諸問題の解決を願う者と取次ぐ者との間には、具体的な問題に応じての生き方が説かれる、そのなかで信心が伝えられるのであるから、信仰の教義的側面の追求は不要だったのも当然なことであった。しかし、生活上の具体的な諸問題に対しての働きだけに頼って信心を伝えていくことは、教祖没後にはできにくいことになる。ここに信心の基づくべき抛り所とその求め方、教えが明示されねば、出社の分散化と変質をくいとめることはできない。この信仰状況が流行神になってしまおうという懸念に象徴的に表現されていると見うる。

では何故に布教困難な状況を打開し、信心継承へ努力を傾けていくことになるのかという点になると、布教者達の布教への——道を庶民に知らしめていく——意欲の旺盛さと強さをあげることができると、この布教意欲の根底には、たとえば『御道案内』に示されているがごとく、「小子ちかごろ御道に志し、御蔭を蒙らんと欲して、日夜に神心の真似せしところ、日増しにそのしるしありといえども、あまり、ありがたさに黙止しがたく……」という信心の感激とそれを伝えずにおかないという信仰の情熱がある。

そこで佐藤範雄の信仰の情熱と布教への意欲を問う場合、次の二点を落して問うことはできないであろう。

- (1) 村人が、彼のところに参詣し、先生と呼ばれ始める頃から、神の学問として国学を修めようとしていること。^⑩

(2) 御取次御祈念のため教導職を得、他の布教者にも教導職をとらせるべく世話し、祭典、説教をなし、黒住教の教勢に対抗しようとしていること。¹²⁾

この二点は、一教組織化にとって重要な要因と問題を投げかけることにもなるであろう。(1)は知的な欲求の烈しさと、国学・復古神道への傾斜を物語っており、(2)は布教状況の問題解消と一教の組織者への萌芽を見ることである。(1)と(2)が顕著な姿をとって現われてくるのは、次のような経過のなかにある。白神、近藤の両者は教祖によって開かれ、みずから助けられたありがたい道を積極的に衆庶に知らしめることをその主目的とした。そのゆえに両者は布教者という自覚から要請されてくるところにある布教活動の不自由さを打開するため、既存宗教との調整を計っていた。その打開策は、祭神問題¹³⁾の解決に集約されて問われていた。佐藤は教導職を得ることによって布教阻害をのりこえていった。彼の一教組織の願いは、本教を神道一派として公認を得、一教を組織していくことにあつたと推測される。既存の一宗派に属して布教形態を工夫し、他宗の要求と調整を計るものではなかつた。それゆえにこそ一教独立の具体的な手続をどうとっていったらいいかということが問題として出てきたのである。彼は沼名前神社宮司吉岡徳明に一教独立の相談を持ちかけ、「信条」の有無を問われ、独立の線から信条作成を教祖に願ひ出たものなのである。

では、佐藤はどのように教祖の信心を一教独立という願ひの視点から再構成していったのであろうか。教祖の衷心の願ひは、「人が助かることさえできればそれで結構である」ということであつた。教祖が信心を貫こうとするこのような姿勢は、各布教者の信心のつかみ方、聞き受け方によって異なつて響いていたであろう。白神が「旧習を廃し」と宣言するごとく、佐藤は、後年、修得してきた神の学問としての国学の素地において、道理という点から教祖の信心を「迷信打破¹⁴⁾」というように構成し直していくのである。信心を把握する視点——教義化していく問題意識——は教祖の信心そのものの中から生じてきたものであるとはいきれない。確かに信心の姿のなかに道理に合う内容があることは否めない。だが、彼は信心のおかげ、具体的な靈験の姿というものを、なにか神秘的な姿としてとらえているところもあり、¹⁵⁾

迷信打破という道理に合った合理的観点が出てくるとは考えられない。そこには当時の民衆を啓蒙・教化する方針として、道理にもとづいた神道の教説、とりもなおさず国家政策としての文明開化の視点があり、復古神道を装飾し、天皇制の基盤の確立を志向した近代化路線の^⑩視点が強く働いているのではないか。迷信打破の原形をなした道理という視点が、当時の思潮、政策の要請に従って、教祖の信心の姿・教えを、彼の信心を通して解釈し再構成していったと受けとられる。旧習を廃し、道理に合う生き方を示している信心の一側面を迷信打破という軸に収斂せしめていったのである。この信心の客観的な把握は彼の後年という「教学」を成立させていく。教学とは教祖の開かれた道の教えを学問的に跡づけること、論証することにあつた。陰陽道の分析とその本質を究明することを通して、教祖に顕わされた信心が明らかに真理たることを証することであつた。俗信に緊縛されている庶民の生活の啓蒙・教化を図るものであると理解されてきた。この線上において教祖出現の由来が解明され、教祖は陰陽道の俗信を道破するために出現されたという機能的な意味が与えられてくる。^⑪

以上のように佐藤範雄の信心の再構成をとらえ得るとするならば、迷信打破の信心観の背後に国学の道理という視点が働いていることを論証しなくてはならないであろう。

「神徳」という表現で示される神秘的な信心の拠り所と信心即迷信打破という根拠には、何か異質な要素を感じさせる。神秘性と道理という二面がどこの地点で結び合わされているかという彼の信心把握の方法の問題を問わされてくる。明治初期の宗教政策は神道国教化の路線であり、その背景には国家構造の近代化と神秘的な天皇絶対化が志向されていたのであってみれば、宗教政策は、政教一致という形で打出されてくる。そこでは天皇絶対化を前提として、政治的に合致した合理性という線ですべてが貫かれ、個々の教条に具体化された国民教化政策（合理性の徹底を図ったものである）こそ教導職の内実であつた。このような明治初期の政治状況のなかでは、教祖に顕現された信心を、宗教政策の中心をなす神道一派として位置づけねば、いわゆる泡沫宗教、流行神になりかねなかつたのであろう。神の学問と

して国学を修得していく体質においては、信心とその教えは神道、教導職の説く道理にかなうものであると映らざるをえなかった。先述のごとく教導職は国体の根幹（天皇絶対観）を明徴にし、国民の在り方を指示すべく、政治権力を母体として設定されていたのである。神道こそが国家の根源を説きあかすものであった。神道国教化の路線によって、彼は金光大神の道をたてぬいていかなばならなかった。教団は神道的教義化の延長線上に、後年の信・忠・孝一本の道という信心の体質を培っていく種を抱かされた。佐藤における信心の神秘性と教導職の合理思想との結合形式は、神道国教化を通して天皇制を志向する国家権力と近代化を押し進める合理性とが癒着した形式であったかも知れない。天皇の神格化と身分関係を国体思想を以て神話化させながら、一方ではこれに近代的な形を与えて不合理な面を蔽い隠していったように、信心の神秘性を隠しながら合理的な信仰によって形をととのえていったのである。合理的な信仰の姿は宗教取締りに対する思想的な信仰武装であったといえよう。そしてこれは教義的表現においては受け入れざるをえなかった歴史的制約であった。本教が、単なる泡沫宗教に終ることなく生きながらえることができたのも、歴史的状況に応じた姿へと衣替えしていく力をもっていたがゆえである。だが、この神道との同調は本教教団において根深い問題を成長させていくことになるのである。

佐藤は教祖に顕わされた信心を神道のなかに位置づけ、その限りにおいて公認宗教への歩み出しを考えていた。流行神の意味合いも泡沫宗教に終るということにとどまらず、それを懸念する地点は国家によって認められた神道の一派たることの確認、教導職に課せられた国民教化の正当なる信仰であることの認証を求めるものであったと考えられる。このような意味合いをこめて信条が作成されてきたのである。

布教によって要望される教義の明確化と神道的色彩をもった信条を教祖はどうとらえ直していったであろうか。教義の要請と組織化の要望とをむげに否定することは、出社の信仰状況と信心継承という面から教祖としてもできない。だが、公認手段として信条の要請を受けとる訳にもいかない。そのうえ次の問題も伏在していた。教義の明確な形を求め

られ、表現が教祖において、たとえ可能であったとしても、信心を表現する表現手段において教祖は根本的な問題を問うていたのであった。¹⁶⁾ お知らせや理解はひとたび言葉として表現されると、各信奉者は表現された言葉を詮索することをはじめ。教祖は伝えようとして、信心の伝わらなさを実感してきている。語れば語るほど言葉が取りざたされる。語らねば何も伝え得ない。そこでは信心の表現形態が問われねばならなかった。いかに教祖の信心が実践的なものであれ、伝達するためには自己の信心を対象化し客観的な言葉にのせる以外にない。だが、言葉に直せば信心の躍動は消える。いかに言葉を問うてみたとして信心が理解できるものでもない。言語及び文字の持つ本質的な問題を問うと共に語らねばならなかった。実際の出社の信心の在り方に対して、信心の基づくところとその姿を明示することは、やはり信心が受けつがれていくために必要なことであった。それは言葉と文字にこだわらず語ることであった。

奇蹟的な御利益を顕現し、多くの参詣人を集めて教線を拡大していった出社は、爆発的な御利益の魅力のゆえに問題を抱えこんできた。それは信心の変質化、人間の欲望通りになる神々を仕立てあげ、生活者としての自己の在り方を問うことなく、旧習のなかに再びのめりこんでいってしまうことであった。奇蹟性を要求する御利益信心は信心自体を破壊してしまう。また奇蹟性を拒否し、信心を日常生活の一切の営みにすりかえたとき、信心は生活信条となり徳目として定着し、信心の生気を日常性のなかに埋没させてしまう。各々の行為は信心に依るべきであるという教条的信仰となるか、信心という価値によって自己の行為が正当化され、固定化し、単なる慣習になるかしていく。この信心の両面の問題に対して、教祖は一乃弟子改等によって出社の信心を問いかえしていかなくてはならなかったであろう。そこには、教祖のいう安心の道が伝わり継承されていくという期待はかけられるものではなく、道は伝わらないということを強く自覚すべく教祖は突きつけられてきていた。出社の信心の変質化はその例であり、まだ解決されていない問題として残っていた。しかし、教祖は参詣して来る者に信心の話をしていく以外に何らの方法も用いなかった。一方では積極布教を目ざした出社の信心は道理にかなうもの、筋の通った教義を要望していた。人を助ける働きも、既成宗教の形式にな

らわねば一般的に認められず、他宗との比較のうえにおいて、教祖に顕わされた信心の特質・本質をつかみ、形式に合うように教義的表現が与えられていった。布教現場では信心を技術的に取扱ひ易くさせ、問題状況に合うよう変容させ得るような手だてが打たれなくてはならない。この教義的表現は他面信心についての基準の働きをもなすものである。教祖は出社の信心を両方の問題——変質化と教義化——を問うなかで、信心の根幹と布教姿勢について語っていった。それらの言葉こそが、信条の原形をなすものであったであろう。

布教と信心の在り方を語ることは、教祖と同時代的な感覚をもった人々には受け入れられても、道理とか合理性を体質化していた人々にどう信心を伝えていくかは問題であった。教祖も自分の没後に信心が次の世代になわれていくことを期待し、その願いを主だった出社と若い人達にかけていった¹⁹。しかし、教祖は、『覚』を執筆していたこともあつてか、信心を教義的な表現に書きとめようとはしなかった。自分で執筆しなかったことは教祖の自己確認を示しているようにも思われる。教祖が属している世代と維新後の新しい考え方(道理・合理)をもった人々との相違をみつめていたことが示されていると受けとれる。新しい目によって信心が解釈され受けつがれていくことが期待されているといえよう。教祖は自分が中心となって伝えるべき信心を箇条書きに書き表わし、出社の変質化した信心につきつけようとしてはいない。むしろどこまでも取次の座にあつて信心を顕わし信心を伝えていこうとしている。この姿が生神金光大神社をたてぬきという一つの内容であつたと思われる。若い人達へ信心をあずけていくという態度から、教祖の言葉である「人が助かることさえできれば」という意味をとらえるならば、信心をいかように解釈し直していこうとも、それは重要な問題でなく、そこに貫いてある信心は人が助かるということに尽きる。人が助かるということ以外に信心の核はないことを示していよう。書きとめていくことに対する神の認可も、人が助かるという一点に凝縮されていなくてはならない。神の認可のなかに、教義が神道的視点で構成されても、布教が自由になされようとも、そこで根源的に問いかえされてこなくてはならぬ原点は「人が助かること」なのである。

右のごとくに教祖の在り方をとらえるならば、書いたものの意味を教祖はどこに見いだそうとしているのか。出社の変質化をどうするか、信心継承の問題として若い世代の要望にどう答えるか、この二つの問題に対してはやはり従来通りの表現を用いて信心を語らねばならなかった。出社の信心の姿は祈念祈祷的色彩を帯び、旧来の信心の在り方に退行していく方向にある。同時に教義を要請し公認を得ようとする動きも、歴史状況の中にあつては既存の宗教形態への接近でもあつた。だが、後者は時代の要請である合理性、道理をその体内に持っていた。この両者の癒着が信条に象徴的に現われてくる。信条が公認を志向して作成されることと信仰の基準としての機能との二面が、同一の動きでありつても異質な問題によって支えられていた。

信仰の基準としての教義は、人が助かるということとは、やはり切れて存在する。信心によって助かっていくということには定式・方式は成り立たないところがあり、いかような論理的追求も及ばぬ領域をも包みこんでいる。しかるに、既成の宗教観から、信仰として一つの宗教であると見るところから、既成の宗教的定式と形式が本教信仰に要求される。そこで既存宗教の形式をとり入れつつ信仰の歴史化がなされていく。その線上において信仰の特質・本質が顕在化されてくるのである。しかし、教義によって指し示されるところは、信心がもとづき、人が助かる働きがついていく道筋・定式であつて、助かること自体ではないのである。教祖においては助かることさえできれば、宗教的形態とか教義の明確化など必要なことはなかったのである。布教によって、信心が教義的に表現されることが要求される。言い換えるなら、信心と教義は布教という世に向かう姿勢において癒着し合うのである。

書いたものにかけられる願いはやはり出社の信心への反省の目と信心継承を根底にもつものであるところから、教祖が語る内容はやはり信心の要諦とでもいうものであり、教義的な内容が示されてこねばならなかった。したがって、教祖は各出社の信心の姿を問ひながら、自分が信心して来た跡をふりかえり、時々の信心の姿を表現したのであろう。そして、その結果教義は教祖のところでも明らかな形（奥義）²⁰となつていった。だが、信心の基盤、信仰の基準をかくあるべ

しという形で示すより、信心の一つの具体的な姿を語っていったと思われる。したがって、教祖が語ったものは、後で佐藤範雄によって編纂され、教典として定着した箇条書きの短文であったかどうかが語られる言葉も方言ではなかったか。以上のように考えてくるなら、教祖が語った教義とは、信心を裁く基準として明確で普遍的な信心の根幹と、その姿という形ではなかったと考えられる。信心とは助かること、これ以外になく、教義は布教活動によって要求される助かりの定式である。

III

一教公認の手続きとしての信条作成は教祖によって拒否されたが、信仰の教義的表現は布教状況と信心継承の問題と深くかかわって、出社の信心の在り方を方向づけ、若い世代の道理をより昇華させていくものであった。これは佐藤範雄によって一教独立の要件を満すものとしてとらえられ、各布教者には本教信心の本質・拠り所として示されていた。本教信仰の本質は、神道の教理または教導職になわされた国民教化の合理的な判断と道理で貫かれたものとなり、思想の変動にも応じ得るような技術的解釈を施し得るものとなった。信仰の姿は国家方針の近代化と天皇人格化を前面に押し出し、技術的に道理にかなうものとなった。国民教化の線上において、教祖は陰陽道の迷信に縛られた人間の解放のために出現したととらえられる。そして、その教えは啓蒙的なものであり、信心生活は俗信にとられない道理にかなった生活として映し出された。したがって、信心の在り方のなかから助かりの一要因をなす奇蹟的なおかげとか非合理的な側面がとり去られ、生きた人間の姿を信心の中から取り去ってしまった。しかし、公認を得、道を広めるには国家の教化路線と道理に合う信心の一側面を癒着させなければならなかったし、教義は必然的に国家方針をその体内に取

り入れてきた。日本国民の理想像が本教信仰の体質に吸収され掲げられた。そして天皇の神性が本教信心のなかに組み込まれていった。この体質が教典編纂にかかわって、三条教憲を冒頭に掲げ、道之教之大旨に神道的色彩をもちこませ、流行神の危険から脱出させていたのである。教祖の信心が神道的用語をもって箇条書に表現されてくる。解釈を施された教えは教祖という信仰的権威によって裏打ちされ、本教信仰の本質として布教者にむかえられていたのである。教祖没後、道理を中核とした教義にもとづいて、出社の分裂を回避し、信心を継承せしめていった。そこでは教義の確立という姿で神道へと曲り角が曲られていった。道理に合うよう再構成された信仰は道化、技術化を容易に受け入れていくものとなった。この合理的で柔軟な信仰が一教組織化に大きく貢献することとなったのである。

したがって、以上のような体質をもった信仰を前提とする組織の動きは、各出社の取次に働いている信心から、布教姿勢を媒介にして、切りはなされて運営されていくようになった。だが体制と信心の乖離を一人組織者としての佐藤範雄に負わせることはできない。この問題は布教活動が必然的に内包している問題であった。明治政府の近代化政策とそれによって圧迫を受けてきた庶民の歴史が、宗教団体において形をかえて現われた現象であるとも受けとれる。ただし生活現実に密着した信心を、直接に外的要因（宗教政策）が信条という形式に押しこめるべく迫ってきたと考えることは、部分的には正しいがやはり間違いである。外的要因によって無理に教義を明らかにしてきたとはいえない。それならば信仰者には教義は表向きの粉飾であると了解されていた筈である。だが、そのような資料は見当らない。教義化への直接的な要因は布教活動と信心の継承に見いださるべきであろう。信心が社会的存在として顕わされていく過程、つまり人々が救いを求めて集まり、集団をつくり出していく道程で、既存の宗教の圧迫とそれを受けとめる布教者の従来からの宗教形態と宗教観念とが動機となって、信心の教義化の要請が生じてくると考えられる。世に向かつて積極的に信心を開示する意欲は信心それ自体から生じる力であることは間違いないところである。布教は既存の多様な信仰のなかで、自己を顕在化させねばならない。つまり自分が救い助けられた信心は、かくかくなる信心であると、信心の特

質・本質を鮮明にすることが自然に生じてくる。積極的に世に向かうとき、布教者は知らず知らずに信心を教義的に表現していかねばならない。教義的表現は世に向かって信仰の根柢を表明したものである。政治と世間はその教義内容によって信仰の社会存在としての機能と意味とを客観的に評価して来る。外的圧力（宗教政策）と内的圧力（布教姿勢）と信仰継承の諸要因の接点に、信心は、いかなる形であれ、教義的表現を与えられなければならない。

道理と天皇絶対化を体質に吸収した教義・信仰は、その母体である国家政策に従属しつつ、自己の勢力を拡張させ、より多くの信奉者を獲得し教線をのばしていく。教線の拡大は信仰の社会的存在の意義と教義の正当性を立証するものとなる。そこでは信仰の勝利がさげばれ、自己の正当性と社会存在の意味が確証され、より一層布教へと情熱を傾けさせていく。組織は自己が立脚している信仰の証しを求めて律動していく。教線拡大によって得られた信仰の正当性は、組織を構築した価値体系の正当性を是認せしめていく。信心は道理を吸収しながら、道化・技術化されて、全体的な人間の生活を支え得なくなっていく。

そこでは国家方針・体制と信仰価値がいよいよ癒着し、道理に信仰的粉飾をこらして組織は律動していく。

（教学研究員所員）

注

- 1 『金光大神』356頁、『尋求教語録』一一〇参照
- 2 『金光大神覚』151頁、『金光教学』No.9 沢田論文「信心・布教・政治」97～98頁参照
- 3 『近藤藤守先生伝記（第一部）稿本』29～31頁参照
- 4 『御道案内』明治四年三月、白神新一郎著

序

一、神儒仏いずれにおろかはなけれども、ここに天地大御神様の、これまで諸人一統（の）心得とは異なり、そのあらたなることを聞けり。

巻の上

一、天地開闢以来世界一統第一大氏神
 文明開化御一新の御時にいたり、この御道も同然、旧習を廢し、
 天地開闢以来世界一統第一大氏神。

二、信一心をつくす御道

天地大御神様の御道はじめてひらけし、天が下無二広大の御蔭のまにまにあまりあり。大御元社は正直を基とす。……中略……御道は文学才智弁舌の善悪をいうにあらず。ただ、生のままなる信一心をつくす御道。……その他、三、生神金光大神様、四、天地大御神様等々についての解釈が加えられ記されている。

5 『御道案内』70頁

御信心家は大元社に何によらずかわることなし。(しかるに、御道も次第にひらけるにしたがい、御信心家も出来増す多きなかには、ついに、御元社には御存じなき、いろいろの勸化、なお、帳などこしらえ、あるいは御道にはなき御祈祷の、御守りのと種々のことをこしらえ、金銭をあつめ、世間をまどわすものあるよし、ほのかに御聞きありて、金神を煮出しにするとたましい。)(カッコ内は近藤本で補足)前にも申すごとく心に心配かけぬよう、安心さすよりのことのみ。信心をもって宝とするなり。それゆえ、勸化無心がましきことは、かねがね御いましめなり。(この明かなる御道を、右よりの曲者いにて、御道をけがしまたげをなすものあり。……)

6 『金光教学』46頁 橋本論文34頁、「祈祷祈念によってにわ

かに大衆を集めているところにあつたと考えられる」

『金光教学』第四集 橋本論文133~134頁

7 『金光大神』260頁

8 『金光大神』260頁

9 教典編纂委員会資料一一〇八

教監(佐藤範雄) 教祖ニ向ヒ、尊イ御道デ御座リマスガ、此儘デハ、お後へ何モ残リマセヌゾ、世間ニハ、後デ宗派争ナド出来マシテ、喧嘩ノ種トナルモノデアリマスガ、何カ、お定メニナリマセヌト、ソウ云フ事ニナラヌトモ限リマセヌ。ト申上グラレシニ、此方ハ、人が助カリサヘスレバ、ソレデヨイ。ト宣フ。助カラヌコトニナリマス。ト申上グラレタルコトアリシガ、ソレヨリ教祖ノ神モ、其事ニ留意セララルヨウナレリ。

10 『金光教学』第十五集、「教祖の御事ども(十)神誠神訓拝承の次第」81頁、「金光様の処では明治九年の県令により人を助けられる事も出来る事になって居たが、出社の方は仲々困って居た。」

11 『信仰回顧六十五年』11~12頁

明治十一年「斯かる中に職人の余を先生といふやうになったので、是れでは神様の學問をせねばならぬとの考へが起きた。

○十月 黒坂昌芳先生の門に入る

黒坂先生は、神職にして、小寺清之翁大國隆正翁の門人にて、先生は松浦流の家相学をよくせられてあつたが、金光教祖の家相方位相性相尅の迷信を道破せられてある事を申し上げたら、生神じゃ、天地の真理なりと、甚く感心せられたり。……」

明治十二年

○四、九の日を學問日と定む

十一年十月の条に記する如く、黒坂先生に皇典を學ぶため差繰して御講義を受けつつありしが……中略……日本書紀は小寺清之翁流にて、古事記は大國隆正翁流の御講義なりき。

12 『信仰回顧六十五年』24～39頁

明治十二年

八月 教導職受験準備

日夜助けを請ひ来りて、御取次御祈念を捧ぐる中にも、教導職にあらずては他人の祈念をするを得ざれば、その資格を得んとして、準備の為、参詣人の切れ間、夜間などに勉強し、八月には三条の教憲の講案「三教則大意」を作れり。

十二月 教導職予備試験。「一試済」

明治十三年

二月六日 教導職試補試験に及第

六月三十日 初めて祭典説教奉仕

七月二日 瀬戸先生の教導職受験の案内及出岡

明治九年、黒住教獨立教となり、其の十二三年の頃は其の勢天に冲す。然るに、金光教は未だ教会の組織さへ成らざる時なれば、黒住教の教師といふ小野スエシ(文字不明)なる者、金神退治と豪語し、西六廣前、入田廣前等に来り、「黒住教に入るか。入らねば拝む事を差止める」などと脅したり。仍て、入田瀬戸先生は同村神職関藤務氏の手によりて黒住教級外三等教徒となる。

かくては本教信心の故障となるを以て、余は教祖にお願いし

て、瀬戸先生を案内し、……中略……先生は「一試済」の證書を受領せられたり。

○晩夏 西六及大谷に於ける初めての説教

……この事の由を金照明神より教祖に申上げられ、其の後余参詣の時教祖の宣ふやう、「西六で説教が出来たそうナ。此方にも若葉(菘雄ノ君)が教導職で居るからせねばならぬが、未だして居らぬ」との御言葉なりしかば、菘雄ノ君と御打合せをなし、昼夜開教させて頂きたり。……

この時、八箇祝詞中の句「天地之體土也性金也」といふ横幅を掲げて賛題とせり。

13 『近藤藤守先生伝記(第一部)稿本』80～81頁

武津八千穂は、その道がないことはないが、なんとしても「天地金乃神」だけを祭祀するというのでは、とても許されるはずがない。表向きだけでも祭神を変更するか、他の神と共に祭祀するかしなければなるまい。そしてどこかの神社なり講社なりに所属する一方、中教院に交渉して、その派出説教所という名義にすればよいという見解であった。……初代白神先生は、どうしても承知されない。……色々と相談して、「天地金乃神」を祭祀して布教できる道はないものかと、幾度も武津八千穂と交渉し、武津も中教院の意向をただすということを重ねた。

中教院でも種々研究した結果、「天地金乃神」を祭祀するかどうかというのでは許されぬが、神名を「天地の大神」とするならばよろしかろう……」

「実に陰陽道の迷信は教祖の敵にして迷信の悪魔なり今猶是れに苦しめられて居る者世にも九分九厘もあるならん諸氏の之れを打破して自由の大道に導き出して教祖を慰め奉れよ修験者と金光大神とは暴力と神徳との関係ありしか陰陽師と金光大神と

14 注11参照。

但、明治十一年頃において、明確に「迷信打破」という意識はなかつたであろうが、彼の入信の動機が、『信仰回顧六十五年』の明治八年(二頁)に記されている如く、土肥弥吉のおかげ話「『……皆治郎さんが大工をして居られるが、此れまで、普請作事に鬼門金神八将神の祟り、方位方角の障り、三隣亡じゃの、縁談縁組に相性相尅の咎めなどと恐れて居ったが、此方の教を守れば勝手自由にさせて家繁昌子孫繁昌を守ってやる、との御教であります。』と語り聞かされて、余は傍にゐて甚く靈感に打たれ、有難く感激し……。』に端を発していること。この入信の動機は最初のおかげでもあり、それを中心として信心が深められていくことも考えられる。後年において、「我が国千有餘年来人心を恐怖と苦痛とに搦め、人生の自由を失はしめたる陰陽道の迷信を一心の大神徳によりて説破し、世を救はれしが、余が斯の大業に副ひ奉らんとして生神の読書御祈念を拝し、又黒坂昌芳井上頼因両先生に依つて陰陽道の正体を看破し、教祖出現の大神因を窺ひ得たるは、神人に対し奉り今も感激に堪へないのである。』『教祖四十年祭をむかへたる余の回顧の一端』大正十二年、42頁

は道と道との関係なりき、陰陽は浅けれども道なりき、真理ならねど学問なりき。』『教祖傳講義』佐藤大教正講述 大正二年

15 『信仰回顧六十五年』9〜10頁

明治十年

○晩秋 初めて他人のお取次を為す

……後から助けて呉れと言ふて追っかけて来るものがある。その酒を少し手拭に潤して持ち帰らすと、すぐおかげで助かったと届けて来る。事茲に至つては、如何に青年の頭と雖も、驚き且つ恐れ入るの外はない。

『同書』17〜20頁

○七月三日 森政禎治郎大患の祈願における、お持替の出来事。この事蹟を、「森政氏の御靈験の事は終始神秘を極め、筆紙の能く尽す所ではない。」と記している。

『同書』明治十三年七月七日、虎列刺病退散大祈念

等々に見られる如く、御裁伝等一連の神秘性を帯びたもので、具体的なおかげ信心が進められている。

16 合理性に貫かれていく宗教政策のなかで、旧来の民間宗教の形態と機能が問題化され禁止されてきた。

明治六年一月十五日、教部省達第二号

梓巫市子憑祈禱狐下ケ等の所業禁止の件(宗教関係法令類纂156頁参照、及び「金光大神」192頁参照)

この合理性という視点は、文明開化の波と神道思想を結合させ、国家権力を民衆に押しつける方向へ動いていった。

○合理思想は、明治初期に刊行された文明開化宣伝の出版物に共通して見られる。たとえば、一八七三年刊、加藤祐一の『文明開化』は、教部省の教導職の説教の種本らしいが、各節は「肉食は穢るべきものに非る道理」「世に奇怪の事は決してあるまじき道理」というふうに、民間の旧思想や俗信を、道理をもって打破し、啓蒙するという論法を用いている。

○「三条教則」を敷衍する十七兼題には、皇国国体・皇政一致とともに、万国公法・租税賦役・富国強兵・文明開化・政体各種・権利義務等の開明政策的な題目をかかげ、また大教院の学科目には、仏教・漢学とともに英語・英国史・博物学・地理学等の西洋的学科をまじえた。これはもとより、神道主義を近代的に粉飾して新時代への適応性を具備せしめようとする配慮であったが、文部省の文明開化政策と横断的に共通した横の線、すなわち、啓蒙と教化と互いに異質的ではありながら、天皇絶対主義の前提となる国家権力の圧力を是認する点において、共通の地盤に立っている。かかる意味で根は一本であったと見られる。このように、文明開化政策の進行と平行して、政教一致の教導政策が姉妹省（教部省）によって推進されていた……」

『日本歴史』近代2・276頁 カッコ内は筆者において加えた。

17 『金光教沿革史』（明治三十三年五月一日、この口述は佐藤範雄述のものであろうと推察される。）

……南北朝戦国時代を経て徳川時代までこの三教（本地垂迹説、山王一實神道、両部神道）混合の思想は種々様々に結び混ざって伝は

り遂には又神道を純粹の古に反そうと、吉見、本居、平田以下の唱導へた復古神道も興ったが、此等各習合思想の間に我國民の宗教思想は實に迷信の極に陥って了ったのである。其種々の迷信の中に殊に甚しかったのは陰陽道の方面から我が思想に及した影響で、其曆神中の金神に対する信仰である。……

此迷信は徳川時代はいふ迄もなく明治の初年まで否、文明の今日の世にも尚依然信じておるのもあるが教祖の出現時代は此金神の迷信に結び付いて、我国の信仰界は實に濟ふべからざる奈落の底に陥っていたのである。此墮落した思想を打破って世道人心の醒覺を促したのが我金光教祖で、千年の長日月壓窄を重ねた反動の凝團が、我教祖の打撃により爆発し搦み搦まれた不自由の束縛も一時に断絶せられたのである。而して此動機より宇宙の真理は披かれて、生命ある一新教——日本に顔を見ざる真宗教——文明の現代に最も適切なる宗教は成立した、即ち其れが金光教である。（カッコ内は筆者において加えた）

18 『教典編纂委員会資料』一一七五

或時、（明治十五年四月、参拜ノ時ヨリ後カ、ト記憶ス。） 参拜ノ節、御裁傳ニ、御理解ヲシテヤラネバ、御蔭ヲ、ヨウ受ケヌ。シテヤレバ、金光大神ガドウ云ウタ。コウ云ウタ。ト云ウテ、先カラ先へ、間違バカリ伝ヘル。トテ概カセラレ、コレヨリハ、御裁傳ハヤメル。ト仰セラレタリ。

19 『高橋富枝師自叙録』57頁。

教祖様の御裁傳に、……等……其方は此方の亭主の通り實意丁寧

を守って道を開いて呉れい。其方が居るで道は立てゝ呉れるであらうのう、

『尋求教語録』六一、

金光大神とお前とは親と子程年が違うから、未だ先の長いことじゃから、仮令わしがおらぬようになって、お前方があるからと思ひ込む。

『教典編纂委員会資料』八三九（高橋冨枝提出）

明治十六年旧七月廿四日、参拝ノ節、お暇乞ノ御裁傳アリ。度々参リテ、御理解ヲ聞イテ呉レ。トハ三年モ以前ヨリ、仰セラレ居タレバ、欠カサズ月参セシガ、六月ニハ、余リ暑クモアリ、少キ子ヲモ携ヘタレバ、御無沙汰申上ゲタリ。カクテ、七月廿四日、参拝シタルニ、御裁傳アリ。曰ク、其方が居るから、お道の本当の事を、傳へて呉れるであらうのう。此方も、生通しとは行かんぞよ。トアリ。忝ク拝受シテ御前ヲ下リ、長屋ニテ御飯ヲ頂キ、復ビ御広前へ歸リ来リシニ、教祖招カセ給ヒテ、日頃、御自身ノ坐ラセ給ヘル御机ノ所ニ坐ラシメ、御自身ハ四畳半ナル隣室ニ退キテ、常ハ、膝ヲモクツサセ給ハヌニ、此日ハ、珍ラシクモ跪坐シ給ヒテ、御前ニハ、紙ヲ綴リ厚サ二寸余モアルヲオキ、御手ニ取リツツ宣フ様、

あなたは、神様から御教のあったことを、書きつけて居られますか。ト問ハセ給フ。イエ、私は、書イテハ居リマセンガ、覚エテ居リマス。ト申上ゲシニ、更ニ御言葉ヲ継ギ、

私は、こんなに書いて居りますが、私のは、無筆ものの事じゃ

から、人にお見せ申す事は出来ぬが、忤が居りますから、よいように、してくれましようわい。ようもようも、こう云ふ事が出来ましたのう。今朝からも、何度も、何度も、日天四・月天四が、そう仰しゃる。よう、これ迄勤めて呉れたのうと仰しゃりますじゃ。トテ、ホロホロト涙ヲ落シ給ヘリ。

20 『金光大神』261〜262頁

21 神誠神訓等に関して、佐藤範雄より白神新一郎（二代）宛の書簡原稿。

明治十六年（未）七月十四日付

……：但過般照会及候節四十ヶ条廿ヶ条共至急調査致授与方取斗申ベク約諾候処其後又々神明江打誓七十二ヶ条ヲ書取候二付不計日ヲ過ギ候併シ該十二ヶ条ハ日々信者心得ノ事ト題シテ其旨ハ吾靈ヲ鎮メ尚道ニ入ル人ハ邪心ヲ不起愛國ヲ專ト記シタル書ナリ 次ニ廿ヶ条ハ道教ノ大旨ト題シテ其旨ハ神国神道ヲ不迷金乃神乃功德ヲ専ラト記シ総テ道教方ノ必用成ル書ナリ 四十ヶ条ハ御覽ノ通り御道ノ難事ヲ免ル書ナリ仍テ右三卷ノ書ハ道ヲ務ル人ハ必ず所持スベキ書ナルニ仍テ何レ旧来ル九月内ニハ授与方執行致度心組ニテ勉強致候間他人ニ授与セザル内ニ貴君御三人ニハ授与申ベク都合ニ候……

右の文面に見られる旧九月に授与したものは、近藤藤守の真筆であるとされている『慎誠』明治十六年未旧九月付のものである。

この慎誠の形式は、最初に

三条教憲

神道總裁一品職仁親王の書翰

日々の心得十二ヶ条

(十二ヶ条)

道之教之大旨

(二十ヶ条)

信心の心得

(五十ヶ条)

の五つの項から成り立っている。日々の心得十二ヶ条、信心の心得は、その後の教典と内容があまりかわらない。「道之教之大旨」は、初めのところは神道の言葉を持ちこんだものである。 「三条教憲」は省略するとして、「書翰」は次の通り。

伏而惟ルニ

神道ハ

皇国ノ大道

天祖ノ懿訓ニシテ

皇統一系天壤ト窮リ無キハ則チ斯達ノ存スル

所以ナリ

皇国ノ臣子タル者誰カ奉戴セザル者アラソヤ

是レ余カ七旬ニ余ル身ヲ以テ總裁ノ命ヲ

拝シテ辞セサル所ナリ苟シクモ職ヲ奉スル

者宜シク余カ意ヲ体シ黽勉従事

皇道ヲシテ隆盛ナラシメンコトヲ望ム

神道總裁一品職仁親王

次に、

道之教之大旨

一、抑此大地ハ金氣の大徳に因るものそ土ハ則金氣の凝るものなり

一、大地ハ金を以て骨となすものそ人の体に於ても骨ハ金氣の性則金廻大神の大徳に據る所也

一、大地の内ニ於而金乃大神の大徳に洩るゝ所はなき事也

一、日本魂の勇氣なるも全く金氣の大徳に據る所也

一、人の魂ハ天津日乃神の靈を受躰ハ土より生し則天地の神乃恵に依て人とは成もの也

一、人の出来始る時月の留るとも日の延たと云も全く日月の大神の分靈を受ますも故也

一、中昔より何事も外説に雜り貴き我大神等の神徳をも忘るゝ事とはなりたるもの也

一、今より何事にも方位ハ忌ます我教の昔にもどれよ

一、いかに方位を改るとも地震の時は其方位も及ばぬ事也

一、金神を金神と唱へて悪神と思ひ恐れな金の神ハ福ひの神也

一、清所も穢なき所も隔なく日月の大神ハ御照あるぞ我心に不浄を犯すな

一、神は昼も夜も遠き近きも問はさるものそ信の頼心に隔なく祈れ

一、食物ハ皆人の命乃為に天地の神の造り給ひて与へ給ふもの也

一、我身ハ我身ならず皆神と皇上との身と思ひしれよ

- 一、神信心して靈驗あるを不思議とハ云ましき事そ
- 一、信心しても靈驗のなき時は是そ不思議なる事
- 一、天か下の人に他人と云ことはなきものそ
- 一、我信心する神はかり貴て他の神をあなとる事なかれ
- 一、天地の事は知て知かたし四季の時は人力の及はぬ事

千はやふる神の御国に生れ来て道の本末ふみなまといひそ

天地之體者土也 性者金也

右慎而莫怠

明治十六年未

旧九月十六日

藤守

三十三歳の教祖

— 四国まいりの意味をたずねて —

真 鍋 司 郎

はじめに

弘化三(四一八)年、教祖は三十三才の年に四国まいりを行なった。そのことを、『金光大神覚』(以下『覚』と略す)に次のように記述している。

同じく(弘化)三丙午二月二十二日立ち、私四国まいり、三十三才の年に、三十六日ぶりに下向。(10~11頁)

『覚』において、教祖と神仏との関係について直接的にふれられたものは、右の「私四国まいり」という記述まで、ほとんどみられないといってよい。口碑①によれば、教祖は幼少の頃からきわめて信心深かった印象をうける。さらに、教祖の頃の人間は、その日常生活の営みの万般にわたって、神仏との関係をないがしろにしては成り立ちえない状況

にあった。それだけに、教祖とて当然、ことあるごとに神仏とのかかわりをもった生活を営んでいたと考えられる。そこから考えれば、神仏に関する言及が、三十三才の時点以前にあってもよさそうであるが、『覚』には三十三才の時点に至るまでは、主として幼い頃の教祖の難儀、難渋(病氣・死)と建築に関した事柄が中心に記されていて、教祖と神仏との関係の記述は、全然といってよいほど見当らないのである^②。

このように、三十三才の四国まいりの記述までに、神仏とのかかわりの記述が見られないということの理由としては、教祖においては、それまでの神仏とのかかわりが、他の生活上のできごとと同様に、その性質上、日常次元のごく平凡なできごととして捉えられていたということが考えられる。それが三十三才に至ってきわめて簡潔でありながらも、明らかに神仏にかかわった事柄として、四国まいりのことが書き記されているのである。そこには、教祖にとってこの時点におけるできごととして、とり上げておかねばならない何らかの意味あい、必然性があったからではなからうか。

従来この教祖の四国まいりについては、教祖は、「四国まいりによって得られるものが、厄晴れに役立つものである」ということを確信して「いたとか、あるいは「そういうことは、それまであまり誰もしていないことであり、そこに教祖の身をもっての生活革新の歩みが始められている。」といった解釈が施されてきた^③。これは、「教祖は三十三才の年祝い^④(厄年)に、厄晴れの慣習として従来行なわれていた饗宴、饗食をやめて、その代わりに四国まいりを行なった^⑤」という口碑にもとづいてなされた解釈であろうと思われる。そうした解釈には、教祖に相当の自覚的なものがあって四国まいりを行なったというひびきがある。しかし、当時の教祖の生活態度からみて、はたして四国まいりが厄年の旧習打破を目的とするところの自覚的な生活革新的な意味をもって行なわれたものであったのだろうか。

本論では、このような疑問から出発して、教祖の四国まいりの意味を改めてたずねてみたいと思う。そこで、主として次の二点に焦点をしばって論及していくこととする。

一、教祖はなぜ四国まいりを行なったのか——それにかりたてた要因

二、教祖は四国まいりを行なうことによって何を得たのか——そのもたらした意味
 なお、ここでこのような問いにたつて問題を明らかにしようとするゆえんは、四国まいりに出かけた頃の教祖が出席していた問題状況と、それへの対応の仕方をおして、その頃の教祖の生の姿を捉えたいと願うところからである。

一、四国まいりの背景——それにかりたてた要因

冒頭に掲げたごとく、教祖は四国まいりについて、『覚』にきわめて簡明直截に記述している。したがってこれによって、教祖がどのような問題状況にあり、何を願って四国まいりを行なったのかを伺うことは、いささか困難である。とはいえ、この直截な記述の中にも、教祖は「三十三才の年に」と、それを行なった年を明記している。そこでこの個所に注目して、この記述の背後にかくされている中身を問うてみたい。

教祖において三十三才とはどのような問題状況に出会った時点であっただろうか。このことについて、まずうかんでくるのは、この年が厄年に当たっているということである。そして次には、三十三才までの生活史を背景とする問題状況が、当然考えられていかねばならない。教祖が四国まいりに出かけるにあたって出会っていた問題状況としては、一応この二つのものが考えられよう。したがって、教祖を四国まいりにかりたてた要因は、まずもってこれら二点の問題状況を闡明することによって明らかとなるであろう。

なお加えて、当時すでに教祖の養父糸治郎が四国まいりを行なっていたことから、養父の四国まいりの経験との関連性を問うておくことが、一層教祖をそれにかりたてた要因をきわやかに捉えうることになると思う。そこで、教祖においては、

- 1、三十三才の厄年がどのような問題意識として捉えられたのか、
 - 2、それまでの生活史の背景にはどのような問題状況があったのか、
 - 3、養父の四国まいりの経験との関連性はどうかであったのか、
- 以上の三点を詳細に検討することによって、教祖を四国まいりにかりたてた要因を明らかにしていきたい。

1、慣習としての厄年の問題

三十三才の厄年を迎えた教祖が、厄晴れの願いをこめて四国まいりに出かけたということは、まず疑問の余地のないことであろう。それは、当時とくに四国地方などでは、厄年の厄晴れとして四国まいりが行なわれたという事実、また四国八十八か所の寺の中には、厄年に関係するものが若干あるという事実、さらに、次に述べるように、社寺参りは厄晴れの諸方法のうち重要な一つに挙げられていたという事実にてらしても、明らかである。こうした諸々のことから、ごく一般的にいつても、四国まいりと厄年の厄晴れは容易に関連づけて考えられるのである。^⑥

しかしさらに、では教祖は三十三才の厄年をどのように問題にするところから、四国まいりに出むくことになったのか、ということが問題になる。教祖の厄年については、前述のごとく、これまでの饗食など、従来の世間のしきたりとしての厄晴れの行事をやめて、全く新しいこととして四国まいりを行なうことでそれにかえたといわれてきた。けれども、当時において厄年の厄晴れとは、そのように容易に新しい他の何かに代えて行なう、といったことができるようなものであったろうか。そこに大きな疑点を感じざるをえない。そこでまず、教祖の頃の厄年の事情をたずねることによって、教祖において三十三才の厄年がどのような問題意識として捉えられたか、についてみてみることにしよう。

教祖が生活を営んでいた頃の厄年は、一般に厄難の起りやすい年——忌み慎むべき年、好ましからざる年として受けとられていた。したがって、当時においては、厄年を迎えた多くの者が、いきおい、饗宴、饗食、神参りなど、種々

の呪術的対応策によって厄難から逃れようとする、いわゆる厄晴れに重点をおいた風習が広く行なわれていた。⑦そして、この厄年の慣行は、とくに封建体制下における村落共同社会において、一つの社会的慣習として根強く行なわれていたようである。

しかし、かかる風習をとるにたらぬものとして、すでに近世において、厄年の慣行の打破を提唱するむきがあった。けれども、そうした動きも、結局は、「是れ(厄年)を用ひざる時ハ却って人の嘲りを受くる事に至るを以て、多くの内にハ其の非を知りたる人ありと雖も、是れを破る事難し」であったのである。⑧。そのように厄年の慣行が根強く行なわれたことの理由には、

①厄年の慣行を受け入れざるをえぬものが、人間—当時の人達—にあった、

②厄晴れを行なうことで、一応厄年の不安な問題を生きることができた、

ということの二面をあげることができよう。前者は、つまるところ、人間が将来を予測することがきわめて困難であり、したがって、人間存在の根底にはつねに不安がつきまとうている、というところに起因するものである。人間をとりまく不安が、旧習打破への勇気を喪失させるのである。後者は、前述のような厄晴れの方法としての饗食などによって、厄年の不安の問題を他に分掌し受けもってもらうことで、その問題場面をしのいでいけるということである。このことは、ある意味では、村落共同社会における社会的秩序の維持につながった。つまり厄あるいは厄年の問題を共同分掌することによって、他に累を及ぼすことを軽減するばかりでなく、人間関係の摩擦や葛藤が和らげられるという面があったからである。ここに前者のいわば退嬰的な面のほかに、後者では、積極的な面の機能を見ることができるのである。こうした二面から、厄年が時代の推移と共に、長い間の共同体生活の中に受けつがれ固定し、一つの規範となつて、その風習を容易に打破しえなかつた事情の一端を知ることができるのである。さらに右にのべるような二面に加えて、当時あらゆる災厄が皆神のなせるわざとして、比較的信じられ崇められていた時代状況であったことを考慮するならば、

厄年の慣行が、厄晴れによる呪術的対応策に重点がおかれながらも、一つの通過儀礼として伝承され受けつがれてきた事情を知ることができるであろう。

教祖が生活を営んでいた頃の厄年の慣行は、上述のような事情下にあったのである。教祖はそうした時代状況下において厄年を迎えていたのである。しかも、当時三十三才の厄年は、主として女子の大厄とされていた地方が多かったようであるが、教祖の生活を営んでいた大谷地方においては、男女ともに厄年として行なわれる風習があった^①。そして、当時厄晴れは、先にも述べたように厄年を他に分掌し受けもつことの饗宴、饗食の方法が主として行なわれたようである。しかしこの饗宴、饗食の他に社寺参りの方法があった。したがって教祖は、そのもう一方の厄晴れの方法である社寺参りとして、四国まいりを行なったのではなからうか。つまり教祖において三十三才の厄年は、旧来からの厄晴れの風習としてあったいくつかの方法のうちから、それまではあまり行なわれていなかった社寺参りの方法をもって厄晴れを行なったのである。したがって特別に厄年の厄晴れの風習を打破し、他の全く新しい何かを生み出そうとする問題意識から、四国まいりがなされたわけではなかった。これは、従来の饗宴、饗食の厄晴れではなく、当時自身としてもっとも適切と思われる方法の四国まいりによって厄晴れを行なおうとしたのである。そこに、ある意味では、教祖にとっての一つの革新的な生き方の意味あいを見出すことができよう。そして、このように旧来のものを否定し、もしくは打破して新しいものにつくという生き方でなく、旧来からある生き方のうち、最も適切な、自身として最も納得しうる生き方を選びとり、その中で新たな意味を見出していく教祖の生き方の基本的パターンが、ここに顕著にみられるのである。

こうしたことから、三十三才を迎えた教祖は、厄年という問題状況に遭遇して、従来の世間のしきたりの厄晴れをやめてしまうということにはならなかったといえよう。むしろ当時の多くの人達の願うごとく、あるいはそれ以上に、災厄の起きぬことを願って厄晴れの慣行に徹したであろうことが十分に推察されるのである。このことは、次節において

明らかにされるであろう三十三才頃の教祖が出会っていた問題状況との関連からも明らかとなるろう。

教祖はこうして旧来の風習としての厄年という問題を担って、四国まいりに出かけたのである。ここに教祖を四国まいりにかりたてた一因として、三十三才の厄年を迎えた教祖が、その厄晴れを願うことから四国まいりに出むいた、ということをおげることができるであろう。

2、生活史的背景の問題

次に、家督を受け継いだ頃から三十三才頃までの十年間の、教祖の生活史を背景とする問題状況を問うことによって、教祖を四国まいりにかりたてた要因をさぐってみたい。

教祖は二十九才の年に長男亀太郎の病死に出会ったが、すぐその翌年には門納屋の建築を手がけている。その門納屋の建築の事情を、『覚』に次のごとく記している。

巳午(東南)の方角、門納屋思いつき、二間に六間半、間半ひさしつき。方角改め。卯(天保十四年)十二月十八日吉日、手斧はじめ仕り、辰(弘化元年)正月八日よりはじめ、同じく二十六日までに建てるように、方位の方で申され。柱木は羽口(倉敷市玉島)の人頼み、紀州(和歌山県)へ注文いたし。船もどらず、日限りにて間にあわず。玉嶋(倉敷市)に出、柱木買いいれ、二十六日に建て。(9~10頁)

この記述に伺えるように、教祖は先の二十四才の年のふる場の建築の時は日柄を改めたことのみにとどまっていたが、この門納屋の建築では日柄を改めることに加えて新たに「方角」を改めているのである。しかも方位家から申し渡された日柄は、柱木を二重に購入してまでも厳守しているのである。これはいったい何に起因してとられた態度であろうか。そこに込められた意味はどのようなものであったのだろうか。われわれは、この建築にかかわる教祖の態度から、三十

三才頃の教祖が抱いていたであろう問題意識と生活態度を伺うことができるのではなからうか。そこで、この門納屋の建築にかかわる教祖の実意な態度のもとづきどころを二十三才の家督を受け継いだ頃に遡って問うてみよう。

教祖が家督を受け継ぐ直接的契機となった二十三才の年の養父兼治郎と、義弟靄太郎の病死は、教祖にとって、自身の人生における身内の「死」という不幸な状況への最初の出会いであった。その不幸との出会いは、大橋八兵衛に始まる養家の血筋をひくものの断絶^⑩をもたらしただけのみならず、その出会い方たるや月並びに二つの死が連続するという異常なものであった。それだけに教祖は、自身の上に生起したそのような事態と、養父がいまわの際に、養家が代々名のつてきた川手姓をやめて、養家の元である八兵衛が引きうけたもう一つの家である赤澤姓を名のことを遺言した^⑪ことに誘発されて、改めて養家にまつわる暗い言い伝えを意識させられることになったのではなからうか。^⑫したがって、新たに家督を受け継ぐ教祖にとって、その養家の家筋自体のもつ問題は、まことに容易ならざる重圧としてのしかかかってきたことであらう。

しかし家督を受け継いだ当初の教祖においては、そうした養家自体のもつ問題をいかに担うていけばよいのか、講ずべき手だてさえ定かでない状況にあった。とはいえ、一方そのような厳しい状況に身をおきながら、他方にあつては、進めて行かねばならない自身の現実の生活面がある。ことに当時の農民の一般意識には、「家」を興こし村内に家格を位置づけることが、ただちに自身をも村内に生かし、位置づけることにつながる、とする思考様式があつた。^⑬つまり「家」を興こし、それを守るこそ、彼らにとっては生きがいであり、充実感を得ることに直結していたのである。このことは、教祖にしても例外ではなかつた。それゆえに、家督を受け継いだ教祖にとって、自身のとりくむべき当面の問題はともかくにも養父の死によって改めて意識させられることとなつた養家——血筋をひく者の断絶する家筋である——の再興をいかにはかかっていくべきかという、この一点にあつたといつても過言ではあるまい。

ところが、そうして養家の家運挽回につとめようとする教祖にとって、自身が他所者^{よそもの}としての養子の立場であること

と、養家が不幸の家筋であることは、家を興こそうとするに先立つ一つの負い目を意味したと考えられる。しかし、この負い目は、かえって教祖をして、おのずとそれを克服する努力をせしめることを結果したのではなからうか。つまり、それが、家運の挽回を願う教祖にとって、養家の再興を推し進めていく一つの原動力としての働きとなったのではないかということである。というのも、人間が生きていくうえにおいては、そうしたいわゆる逆境が、逆にそれをのりこえ克服せしめるエネルギーを湧出させる事実には、われわれはしばしば出会わされるところからである。しかも加えて、当時の農民には、一面において、自分の村人に対しては、如何に窮迫しても憐れみを乞うたり蔑まれたりすることを身を切られるよりも辛いとする生活心情があった^⑩という事情を考慮すれば、それはなおさらといえるだろう。そのことはさらに、教祖が家督を受け継いだ後の数年の間において田畑を増し、二度の建築を企てるなどのいわば客観的実績としての家運隆盛の成果をみることによって首肯させられるところである^⑪。この背景には、家を興こそすべく、又自身の幸福を追求すべくつとめた教祖自身の人なみ以上の勤勉と努力をまっして、成しえた結果があったからといえよう^⑫。

かくて、そうした教祖のひたむきな勤勉と努力によって、客観現象としては教祖自身の志向に添ったごとく家運が上昇したと見られよう。こうした家運の上昇は、教祖をして当然幸福へとみちびいてしかるべきであったはずである。ところが、一方において教祖は、それとは全く逆の現象としてのあいつぐ不幸な事態に直面していたのである。すなわち、自身にとってはじめて授けられた長男を無惨にも病死させ、さらに自身も又、死こそ免れたとはいえ、やはり子と共に長期の病に臥せたのであった。しかも、その不幸への遭遇の仕方が、先の養父親子の病死の事情に酷似して、あたかも過去の不幸な状況をまのあたりに再現するかのとき様相を呈していたのである。そこには、養家の不幸な家筋を再興すること即自身の幸福をうることにつながるとして、ひたむきな勤勉と努力がはらわれながら、一方では、教祖自身の上には、あたかも養家にまつわる不幸の問題に似かよふごとき問題が惹起してきたのである。こうして家を興こそし自身の幸福を追求しようとする教祖の願いの上には、養家にまつわる不幸の問題に加えて、自身の生の営みの上に惹起する不

幸の問題との、かかわりのつかない二様の問題が生起していたといえよう。教祖は、三十才の年に門納屋の建築を手がけるにあたって、その背景においてそうした問題状況に出会っていたのである。

ところで、教祖はこの門納屋の建築について、「門納屋思いつき」と記している。ここに思いつきと記した教祖の心情には、どのようなものがあったのであろうか。一面においてこの建築は、当時の田畑の増加などにもなう客観事情からの要請にもとづいて、必然的に「思いつき」企図されたことと考えられる。けれども、他面においては、先に述べたように、養家を盛り立てて行くことが当面の課題であり、しかもそのことが即自身を幸福にみちびくことにつながることであった。したがってこの門納屋の建築も当然そのことの一環として企図されたものと考えられる。ところが、それまでの教祖の生活の営みでは、一方、川手家の隆盛を願うところから、建築を企て、田畑を増やしながら、他方では、教祖自身如何ともなし難い、かかわりのつかない「不安なるもの」——病氣、死の不幸の問題状況に身をおくことになっていたのである。教祖は、ひたすら自身の幸福追求を願うことの中に、おのずからにしてこうした家運の上昇と、「不安なるもの」の迫りの問題状況の只中にあつたのである。したがって、ふたたび建築（門納屋）を手がけるについて、教祖は、おのずと、先に手がけたふる場に手水場の建築に対する自身のかかわり方が問題となってきたのである。そしてそこに、中途半端であつた先の建築に対する自身の姿勢を改めて問わざるをえなかったのである。そしてその問いが、必然的に教祖をして、門納屋の建築にみるような実意な態度を生ましめることになったといえよう。こうした門納屋の建築にかかわって生起した教祖の実意な態度が、その建築を進めていく中で教祖自身思いつかされたのではなかろうか。

ともあれこうして教祖は、門納屋の建築にかかわって、一方、方位家の言を忠実に厳守することによって、自身の上に新たな不幸の問題の起きぬことの希望的観測と、他方、なおそれで何か一抹の不安なものとの錯綜する渦中にあつたといえよう。われわれはここに、養家の再興を願ひ自身の幸福を追求すべくひたむきな勤勉と努力を注ぐ中に、人

間として如何ともなし難い一つの問題に当面しながら生を営んでいた三十三才頃の教祖の心情と、抱いていたであろう問題意識を伺うことができるであろう。そうした生活史の背景における自身の生の営みと、その中に起こる問題とのかわりのつかなさの問題状況が、三十三才という厄年を迎えてさらに重さを増したといえよう。そこに、教祖を四国まわりにかりたてた要因の一つをみることができるであろう。

以上教祖を四国まわりにかりたてた問題状況を、三十三才の厄年と、それまでの生活史の背景の問題状況から考えてきた。ここでさらに、四国まわりにかりたてた要因として考えられることに、養父の四国まわりの経験がある。そこで次に、教祖を四国まわりにかりたてた要因の側面的なこととして、養父の四国まわりの経験と教祖のそれとの関連性について少しく考えておこう。

3、養父の四国まわりとの関係

既述したように、教祖には、養父から家督を受け継ぐことによって、一家の責任者としての実質的な重みをもった自身の生活の営みが始まった。そこでは、もはや生活の一場面一場面において、みずからの責任と決断において、生活を営まねばならない立場に立ったのである。すでに述べたように、家督を受け継いだ後の教祖の生は、もっぱら家を興すことにまとを絞り、そのことに自身の生きがい、幸福をみいだそうと懸命であった。そしてその願いを成就すべく勤勉に働いた。そうした生において、相つぐ病氣、死の不幸は、教祖にとって「不安なるもの」の迫りを意味したといえよう。この問題は、教祖の生活のリズムをかく乱するに十分な要素であったことはいままでもない。そこに必然的に生起するものは、自身が不断に求め続けてきた幸福への願望を満たすべく、何としてもその問題の迫りを克服しようとする内的要請であろう。ところが教祖には、自身としてその要請に応えるべき手だてや方法の何ら定かなものはない。したがってこの要請に対して忠実であろうとするところから、おのずと自身がそれまでの生においてえた養父のかかわりにお

けるさまざまの生活経験の中身にそれを問うていくということが、その一方策として考えられたのではなからうか。というのは、当時の農耕生活においては、祖父から父、父から子に栽培技術やもっと具体的な経験的事実を伝授することが必要欠くべからざる条件であった。⁽¹⁸⁾ それだけに教祖のところでも、そうした親（養父）からの経験的授受は、当然受け継がれていたであろう。これは、すでに家督を継承する以前から保たれてきたかかわり合いであり、養父の死後も持続されたことであつたといえよう。なぜなら、教祖の生活の営みにおいて生起するさまざまな問題は、過去の養父の経験にその都度問い求められたであろうからである。しかも、養父の死後において、養母の存在は、そうした養家の伝承にさまざまな影響を及ぼしたと考えられる。⁽¹⁹⁾ とくに、生活上において問題に出会うたびに、改めて養母という具体的人格をとおして、養父とのかかわりにおいて進めた過去の生に問い、問題解決の糸口をたずねたのではなからうか。

このような生活の営みにあつて、教祖は四国まいりのことについても、養父の過去の経験的事実として、養父自身、もしくは養母をとおして聞き知っていたにちがいない。そして、教祖自身この養父の経験的事実をとおして何らかの示唆を受けていたとしても不思議ではない。というのも、養父はすでに文政四年に四国まいりを行なっているからである。⁽²⁰⁾ すなわち、養父は、滅亡寸前の川手家を受け継いで後、江戸奉公をするなど、自身の献身的な努力と勤勉によって着々と家運を盛り立てていった。そして、四国まいりに出むいた文政四年頃は、先に入質していた川手家屋敷を請け戻し、生活上において漸く何らかのメドに達した時点であつたと考えられる。養父はそうしたいわば生活上の一区切りの時点において四国まいりを行なっているのである。⁽²¹⁾ 一方、教祖も又、自身が養家を受け継いで後、いで番、堤番、足役人足など、人なみ以上の努力と勤勉によって、ひたすら家運の挽回をはかった。そして二十九才には、先に入質した田畑を請け返している。⁽²²⁾ さらにその後、三十一才には、二度目の建築（門納屋）をおえているのである。こうした事情を考慮すれば、教祖もやはり、生活上、一区切りのついた時点において四国まいりを行なっていることがわかる。このように、両者ともに家運がある程度上昇し、生活上において一区切りのついた時点において四国まいりが行なわれているのであ

そうした両者の四国まいりに出むく客観事情から、一面において、教祖は養父の過去の経験的事実とのかかわりについて、それにかりたてられたむきがあったと見ることが可能であろう。

ところで教祖を四国まいりにかりたてた客観事情として、今一つ考えておかねばならないことがある。それは、三才を迎えた教祖が、一方においては厄年とかかわりのつかない病気、死の不幸の問題に出会いながらも、他方においては、比較的家運が上昇し、いわば生活上の一区切りの時点、ゆとりのある時期にさしかかっていたということである。なるほど、教祖は一方ではかなりの比重をもった問題を担っており、直接には、その問題が教祖を四国まいりにかりたてた動因であったと考えられよう。けれども、他方では、教祖は四国まいりに出むきうるような、生活上、ある程度のゆとりをもつ状況にあったということを見逃してはならないだろう。つまり三十三才頃の教祖においては、時間的、経済的、その他の事情において、四国まいりという遠隔地への行旅を可能ならしめるだけの客観的条件がそなわっていたからこそ、「三十六日」²³⁾もの日子を、それに費すことができたのではなからうか。²⁴⁾

かくして、三十三才を迎えた教祖は、上述のような問題状況としての厄年の問題と生活史的背景の問題に加えて、客観事情からの養父の四国まいりの経験とのかかわりと、三十三才頃の生活上における四国まいりを可能ならしめるゆとりとの諸々の問題を背景にもって四国まいりにかりたてられたのである。²⁵⁾

ところで、教祖を四国まいりにかりたてた問題状況としての厄年と生活史的背景の問題は、この後四国まいりを行なうことでのようになったであろうか。次章においては、教祖における四国まいりの意味をたずねながらそれらの問題の行方をさぐってみたい。

二、四国まいりと教祖——そのもたらした意味

教祖において、四国まいりがどのような意味をもたらすことになったか、という問いは、教祖の四国まいりについての客観的・主体的状況を問うことによって明らかにされよう。先ず、教祖が生活を営んでいた大谷地方の四国まいりの事情から、教祖におけるその客観的状況をたずねてみよう。

1、教祖時代の四国まいりについて

教祖が四国まいりに出かけた弘化三(一八)年^(四六)は、四国まいりが江戸時代において最も盛んであったといわれる、文化、文政の頃からやや下った時点であった⁽²⁶⁾。しかし、最盛期をやや下ったとはいえ、依然それはかなりの賑わいを示していたようである。このことは、手元にある大谷村の『御用諸願書留帳』からも、その一端を伺うことができる。すなわち、教祖の出かけた弘化三年のものをみると、この年の大谷地方においては、教祖の他に、十名程の者が四国まいりに出かけている⁽²⁷⁾。ちなみにこの数を、当時四国まいりと同様に遠隔地への社寺参詣で、全国的な賑わいを示した、文政十三(一八)年^(三〇)の「おかげまいり」の、大谷地方における参拝者数と比較してみると、両者は全く同数(十一名)であることがわかる⁽²⁸⁾。さらに、この文書で文化年代から、教祖の出かけた弘化までの事情をみると、ほとんど毎年何名かの者が四国へ出むいているようである⁽²⁹⁾。又、その文書の記録をうらづけるように、当時の四国まいりの参拝状況を見ると、この大谷地区を含む備中地方が地元の四国地方に次いで盛んであったといわれている⁽³⁰⁾。こうした事情を考慮するならば、教祖の生活を営んでいた大谷地方では、当時四国まいりはかなり盛んに行なわれていたことがわかる。

もっとも、江戸時代になって、この四国まいりなどのいわゆる遠隔地への社寺参詣は、全国的な広がりを示した。四国まいりについては、とくに地元の土佐地方において、すでに宝暦十四(一七)年頃には、「他国辺路、二月より七月迄一

日に二、三百人も通り申候」と、その賑わった様子が伝えられている。³¹ その背景には、交通環境の好転や、巡礼運動が信仰行為として寛容視されたことなど、社寺参詣の社会的条件が、次第にととのえられてきたことの理由が上げられよう。当時多くの人々が、あるいは村内の神仏のみにとどまらず、つとめて靈験あらたかな神仏の威徳をしのび、又、日常の重苦しい生活からの解放を求めて、村外へと出むいたのも、そうした事情にあずかっていたといえるだろう。³²

ところで、そのように賑わいをみせた四国まいりでありながら「しようことなしの四国行き」と陰的な性格として風評される面があった。これは、当時やはり同様に賑わった伊勢参宮や西国巡礼の「伊達参宮、栄耀西国」と評せられたものに対してなされた風評であった。³³ そうした風評は、四国まいりが一面では純真な信仰心から、あるいは、厄年、成年式などの通過儀礼として行なわれるむきが多かったが、他面では、次のような急激な参拝者の増加に伴って、おのずと生じた遍路者の質的な低下に、その要因をみることができるようである。すなわち、それは、まず、参拝者の量的増加とともに、遍路者の中には、遍路の風体を装い、医師や祈祷師のまねごとによって庶民を惑わし利用する、いわば職業遍路なるものが現出したということである。³⁴ さらに、参拝者の層の多くが、村を追われた不治の業病者とか、「口べらし」を目的とする極貧者とか、あるいは、悪事を働いて村を追われた者などの社会的落伍者が、ひそかに身をかくし、俗世間との交流を断つことを目的とした、いわゆる「世捨て人」で構成されていたことである。³⁵ そしてさらに加えて、巡礼の旅そのものに伴う難行苦行によって、健康で出発した者でさえ、道中なかばにして行き倒れる者が多くあったことが上げられる。³⁶ このうちで、とくに故郷からつまはじきされた不治の業病者などには「万一、病死した場合には、国元へ御届に及ばず、死亡した所の作法に従って御取捨下され……云々」という内容の、いわば「捨て往來の手形」なるものを携えて、文字どおり死への旅立ちを覚悟の遍路に出かける者も少なくなかったようである。³⁷

以上のような、いわば四国まいりの難儀性によって、それが「捨て場所」「はきだめ」³⁸ あるいは先の「しようことなしの四国行き」などと、象徴的に捉えられたのであろう。そして、そのことが、ひいては四国まいりの性格を陰的なも

のとし、あるいは体裁の悪いものとしての風評を一般化させることになったといえよう。

教祖が四国まいりに出かける以前の大谷地方においては、すでにそのような四国まいりに対する風評をうらづける事情が散見された。³⁹⁾ それだけに教祖自身、四国まいりの陰的性格は十分に承知していたであろう。さらに自身には、前章で述べたようなそれにかりたてた要因としての問題状況——病氣、死の相次ぐ不幸と厄年——があった。しかも、教祖にはこうした長期の行旅の経験としては、過去に十七才の時の伊勢参宮がある。当時伊勢参宮は別に、「おかげまいり」ともいわれ、天照皇太神のあらたかな靈験に浴せんとする多くの人々の間に、爆発的な広がりを示していた。しかし教祖にとっては、結果は、うけられるであろうはずのおかげとは異なっていて、「道中でやいとぼうじて難波仕」った苦い体験のみ、記憶に新しくしたのである。⁴⁰⁾ 出発に先立つそうした諸々の事情は、教祖において、陰的で、不安の伴う、いわば一種の試練ともいふべき意味をもたらすものであったといえまいか。もっとも、一方では、前章で指摘した養父の四国まいりの経験的事実から、四国まいりのおかげ話の体験談など聞き知っていたであろうことも十分予想される。⁴¹⁾ そこに、四国まいりの他の一面の、うけるであろうあらたかなる靈験に対する何らかの期待が抱かれていたことも又、十分考えられるところであろう。

以上教祖における四国まいりの客観的状况を捉えてみて、ここに次のようなことがいえるであろう。すなわち、これまで述べてきたように、教祖の頃の四国まいりは、きわめて盛んであった。しかも四国まいりが厄年の通過儀礼として行なわれる面があった。こうしたことから、とくに教祖が厄年に四国まいりを行なったことは、当時の四国まいりの客観的状况からみて、それほど目新しいことではなかった。さらに四国まいりそのものもつ陰的性格と、巡礼行に伴う難行苦行などの事情から、四国まいりをするることによって厄晴れにしたいとの願望はあっても、必ずやそれによって厄晴れになるとの確信は、教祖として、その事前からあったとは考えられない。ましてそうした客観的状况からすれば、四国まいりそのものが無事になしおえることができるかどうかということの危惧が十分あったと考えられるであろう。

ともあれそうした不安と期待の錯綜する状況にあって、教祖は四国まいりに出かけたのである。では教祖は四国まいりを実際にどのように行じ、そこに何をえたのであろうか。この問いを問うために、ここで今一度『覚』の記述をふり返っておこう。

同じく三丙午二月二十二日立ち、私四国まいり、三十三才の年に。三十六日ぶりに下向。(句読点及び傍点は筆者)

2、四国まいりの意味

右の『覚』の記述にみるごとく、教祖は四国まいりに二月二十二日に出立「三十六日ぶりに下向」したとだけ記してこの記述を結んでいる。ここには、教祖の四国まいりの様子は何ら記されていないが、この「三十六日ぶりに下向」という語句の背景にひそんでいるであろう、四国まいりに対する教祖の心根に接近してみよう。

教祖が四国まいりによってえたものが何であったか、ということを経験的に述べるならば、次のようなことであろう。すなわち、教祖は四国まいりをおして、それまでの自身の生の営みの実態に対する問題提起を受けることになったのではなからうか、ということである。

既述のとおり、教祖は家督を継承した後、養家の家運の挽回をはかることを念じるところから、当時の庶民社会に於ける実践倫理に則って、ひたすら「勤勉」に働くことに懸命であった。そしてそのことが即、養家の家運の挽回につながり、ひいては自身を幸福へとみちびくことを信じて疑わなかったのである。しかし、結果的には、自身の志向にそって着々と家運の挽回がはかられながら、逆にあいつぐ病、死の不幸をもたらす、という問題状況に出会っていたのである。とはいえ日常の生活において、そうした事態に直面していても、現実にはただちに自身の生の営みをチェックしようとする働きは、容易には得られないものである。ことに教祖の場合、養家の再興という当面する明確な課題があり、

それを成し遂げようとする強い願望があった。しかも、一方で不幸な問題状況に出会っていたにせよ、一応家は自身に願う繁栄の方向で興こされていたのである。したがって、そのように家を興こすという明確な目標と強い願望があるだけに、一方の自身の上に起きてくる不幸な問題は、ともすればその明確な目標と強い願望の問題にすりかわりかねないことになる。そして、自身の当面する家を興こすという課題が充たされることによって、おのずと一方で出会っている不幸の問題も解けるといった、おもわくが起るものである。それゆえ、逆に、問題はその都度問い残されていくといった悪循環の生を営まざるをえない立場に自身をおくことになっていたのである。つまりそこには、自身の生の営みの実意さゆえに、逆に不幸の問題が生起し、惹起してくるという、一つのパターンに則った生の構造に起因する問題性があつたのである。

そうしたことから、教祖にしてみれば、自身が出会っている問題状況がどのようなところに起因するものなのか、そのどこがわかりうべくもない。教祖においては、むしろ四国まいりも又、養家再興による幸福追求の一環としてなされたものであつたといつてよいだろう。したがって、もともとかわりのつかない問題状況を、四国まいりのどこにどのように問うていけばよいのか、それを問うことの何か確たる手だてが事前にあつたわけではなかつたのである。教祖においてなしうることといえば、他の巡礼者の多くがなしたごとく、得られるであろうあらたかなる靈験を求めて、未知の国の「はきだめ」と評せられた四国の山河を、不安と期待の交錯する中で、ひたすら跋涉行脚することに徹することの他なかつたであろう。教祖はそうしたみずからの巡礼の体験をおして、そこに「はきだめ」としての四国の巡礼者の難儀な実態を、まのあたりにみたのである。すでに、それまでも、世間の風評や養父の体験談などをおして、聞き知っていた四国まいりの実情ではあつても、そうして自身が実際に遍歴巡礼の世界に身をおき、その実情を確認することは、別の意味で自身に強烈な印象を与えずにおかなかつたであろう。教祖は、この四国という自身にとっての、いわば非日常的時間と場所をえて、そこにおける四国まいりの難儀性を象徴する巡礼者の群と、「同行二人」——弘法

大師と二人づれの旅として信じられてきた、具体的信仰対象としての弘法大師をとおして、改めてそれまでの生の営みの省察がなされたのである。そしてそこに自身が立ち至っている問題状況を認識させられたのである。

その省察をとおして新たに認識させられた中身とは、すなわち、それまでの養家の再興を第一義とし、そのことを成し遂げることが、即自身を幸福に導くとして進めてきた生の営みに対してなされたものであった。この省察によって、教祖自身、人間の力をもって如何ともなし難い問題性を実感せしめられるとともに、そこに、人間を越える何ものかの存在に気づかしめられることとなったのではなからうか。そしてそこに、養家の再興の願いからはずれぬ他の問題が、その都度問い残されてきているこれまでの自身の生を、改めて確認することになったのである。ここに漸くにして、自身が養家の家運の挽回に徹することによって幸福を追求しようとしてきたそれまでの生の営みに対して、新たな問題意識にめざめたといえよう。

こうした自身の当面する問題性の確認によって、厄年の問題も又、四国まいりを行なう中で新たな問題意識として受けとめられることになったといえよう。すなわち、それが単なる慣習としての厄年でなく、四国まいりにおいて省察され受けとめられた生活史の背景の問題状況との相関関係において問われる問題性として、受けとめられることになったといえよう。

そうした四国まいりの道中における生の省察をとおして、新たに自覚的に受けとめた自身の問題状況によって、教祖は四国まいりをおのずと徹底して行なうことになったのであろう。口碑によれば、教祖は「四国ヲ巡ラレテモ、札所々々ノ礼拝ニ、極メテ入念ニシ」たと伝えられている^④。こうして自身がかかわりやうのない問題状況に出会いながら、しかも既述の出発に当って抱いていた四国まいりの旅そのものもつ不安と危機感がありながらも、ともかくも三十六日ぶりに、無事に下向したとする経験的事実から、そこに改めて神仏（弘法大師）のあらたかなる「目にみえるおかげ」の事実を実感したといえよう^⑤。

後年教祖はこの頃のことを含めて、神々に願いながらも、その願いが叶えられず、始終残念に思った、と述懐した⁴⁴。四国まいりはそうした渦中であって、しかもかかわりのつかない問題状況に出会う中で行なわれたのである。それだけに、それをとともかくも無事になしおえることのできた体験は、教祖においてどれほどの意味あいと重要性をもって受けとられたことか、想像するにあまりあるものである。又、口碑では、教祖は「おかげを受けたらもどる、おかげを受けねばもどらぬ」と述べたと伝えられている⁴⁵。「覚」の「三十六日、ふりに、下向」の記述の背景には、四国まいりをおこなって来た教祖自身にとっての、いわばおかげの体験が盛り込まれているのではなからうか。そしてここにわれわれは、四国まいりの教祖にもたらした意味と、『覚』に三十三才の記述としてそれを書き留めておかねばならなかった教祖の心情を伺い知ることができるようである。

おわりに

以上論及してきたごとく、教祖は厄年についても、四国まいりについても、旧来から伝承されてきたものを否定し、とくにそれと異なる別の新しい何ものかをもってそれに肩代りさせようとしたのではなかった。むしろ伝承され受けつがれてきたものから、その時の自身として、最も適切でありかつ納得しうる生き方を選びとり、その中で新たな意味を見出していくといった生の姿であったのである。

教祖はそうした生の姿勢によって、厄年の厄晴れとして四国まいりを行なったのである。そして、四国を遍歴巡礼し、そこでの苦行に徹する中で、それまでの自身の生の省察がなされ、自身が出会っている問題状況を改めて自覚的に認識するとともに、その問題の根底にある人間として如何ともなしがたい問題性をしらしめられたのである。そしてそこに

新たに、人間を超えた働きとしての何かの存在を実感することとなったのである。この経験によってそれまでの教祖には感じられなかった神仏の働きが、ここに確かなて、ごたえとして捉えられたといえよう。そしてこのてごたえは、その直後の、三十四才の長女おちせの病氣への対応の仕方へと推移していくごとくである。

すなわち、教祖は四国まいりの後、三十四才の年に再び長女おちせの病氣の事態に遭遇する。この事態に際して、教祖はそれまでには見られなかった、いわば新しい動きともいうべき姿勢を示している。それは、生後わずかの女兒に対して医者二人をつけ、さらに講中、親類などの祈念をうけているのである。この動きは、先の養父親子や長男亀太郎の病死の場合にはみられなかったものである。ここには、それまでの教祖の病氣、死へのかかわり方と異なった面として、神仏への願いと、他へのかかわりの新しい態度がうかがえるのである。こうした教祖の新たななる生の姿勢が、漸くにしてこの三十四才に至って現われてきたことの背景には、この直前になされた四国まいりでえた多くの経験が大きく影響を及ぼしていたといえまいか。

ともあれこのおちせの病氣へのかかわり方に見る教祖の姿勢の問題性については、今後の研究をまっして究明されるべき課題となろう。

(教学研究所所員)

注

1 金光菽雄は、教祖が「養子ニ来ラレ間モナク、両親ニ向ハレ、……私ハ、神仏ニ参リ度ウ御座リマスカラ、休ミ日ニハ、心ヨウ参ラセテ頂キ度ウ御座リマス、ト云ハレタ」と述べている。

(『金光大神言行録』一一二二)

2 もつとも三十三才の「私四国まいり」という記述の他にも、

3 高橋正雄「『金光大神』を頂いて」上巻P 32

十七才の伊勢参宮に關したことの「また十七才、参宮をいたす時、……」(P5)という記述が、神仏に關連したものとしてみられなくはない。しかしこの伊勢参宮については『覚』自体の記述の流れからみて、一応教祖の幼い頃の一連の難儀、難渋の事柄に中心がおかれたものとして考えられるようである。

- 4 大谷地方では、厄年の33・42・61・77・88才は祝い年といわれ、二月一日に、正月の注連をとりはずし、親戚などにきてもらって御馳走をする。その人の年の数だけ餅をつくり、このカズノモチを分ける。たらなければ切っても分ける。そしてその餅を分けた人達に厄を着てもらい、自分の厄を軽くしてもらう。(岡山県浅口郡金光町大谷在住の古老大橋利三郎氏談)年祝いの献立は婚礼に準じた盛大なものであったといわれている。(岡山県神島地方『岡山県の食習俗』P 408 参照)
- 5 『金光大神言行録』、一一六二、高橋富枝所伝
- 6 武田明『巡礼の民俗』P 160~162 参照
- 7 本来厄年は神役として神事に関与する資格を得るところの、一定の年令区分(25・33・42・61才など)としての「役年」であると考えられている。そしてこの「役年」を機として、社会的な諸種の役目を担っていくことによって、人生の折目として的一段階飛躍する年、ということの意味があった。倉田一郎「厄年の問題」瀬川清子「厄年について」(『民間伝承』九ノ一所収)参照。なお他に厄年については、瀬戸美喜雄「教祖四十二歳の患の患の事蹟について——金神・神々と教祖との関わり——」(紀要『金光教学』610 P 5) 参照
- 8 「羽陽双書甘棠篇」安永三(一七七四)年(『古事類苑』)
- 9 佐藤登美子氏の報告書「人生儀礼について」によれば、金光地方では三十三才は男女とも厄年を行なったとある。なお『覚』に、浅吉の三十三才の厄年に関して「金光正神巳の生まれ、三十二才の入り役を楽しみに待てい、とお知らせ。」(P 17)と記してあることに注目させられる。
- 10 『金光大神覚』P 8 参照
- 11 『金光大神』(縮刷版)P 36 参照
- 12 『金光大神覚』P 7 参照
- 13 竹部教雄「安政五年十二月二十四日のお知らせの一解釈」、注釈68、69(紀要『金光教学』69 P 47~48) 参照
- 14 児玉幸多『近世農民生活史』P 216~217 参照
- 15 色川大吉『明治の文化』P 236 参照
- 16 当時家を興とすということは、「假令ば小高の百姓たりといへど、其功段々と募り、他の田地山林を買添えて、いつしか大高の百姓となり、下人牛馬まで多く持て其家富栄へ、世上に名をふるる事」とある。(『近世地方経済史料』第七巻P 70)
- 17 教祖が養家を受け継いだ時点においては、持高が、一石五斗五升三合五勺で村民百二十四人中二十一番目であったが、その後二十八才には、二石二斗八升一合で十四番目まで高めている。これは、一方において、その頃の教祖が、納銀飛脚・堰番・堤番など、人並以上に精力的に働いたことにもよろう。(『金光大神』別冊注釈P 38~40 参照)
- 18 高雄一彦『近世の庶民文化』P 82~83 参照
- 19 宮本常一「村の教育」(『郷土研究講座』65 P 107) 参照
- 20 小野家文書『御用諸願書留帳』文政四年のものをみると、次のごとく記されていることがわかる。

なお、これは養父五十一才の年のことである。

四国行

一、三月初旬出立

衆次郎

十五日二願出 惣八悴

和吉

半兵衛

廿七日御支配様江御願上申出候

21 『金光大神』別冊注釈 P 26 ~ 29 参照

22 右全書 P 59 参照

23 『銭寛錢別覚帳』（教祖直筆）及び、小野家文書『御用諸願書

留帳』には、二月二十二日村を立ち、三月二十六日下向したとある。このことは、今日から計算すると三十四日となる。しかし、当時とうした遠隔地への社寺参詣には、それに先立って忌みごもりによって身を清めて出かける風習があったこと、又、多くは四国へは夜（玉島港などから）出発し、翌朝丸亀に上陸した、などのことを考慮すると、三十六日ぶりであったのかも知れない。いずれにしても現在確かなことはわからない。

24 小野家文書『御用諸願書留帳』（文政二年~明治四年）から、大谷地方全体の四国まいりについての(A)年令、(B)出発時期、(C)参拝者の持高などの事情と、教祖の出かけた事情を比較してみると、およそ次のようなことがわかる。

(A)、成年式、若者組加入、脱退、などを考慮して区分してみる

と、15才~24才8人。25~34才23人。35才~44才9人。45才~54才16人。55才以上7人。教祖の33才は、一番多い部類に属していることがわかる。

(B)、大谷村の参詣主体は農耕者であるところから、(イ)農閑期に集中していること、又、(ロ)出発者は、釈迦誕生日(15日)大師参り(21日)、節句、節日が多いようである。教祖の出かけた二十日は、多分に大師参りに関係があることが予想される。

(イ)、一月7人、二月¹⁰⁶人、三月25人、五月4人、七月5人、八月4人、他の月はほとんどみられない。教祖の出かけた二月に集中していることがわかる。この月は他の地方でも多かったようである。

(ロ)、月の上旬に出発したもの19人、中旬14人、下旬66人、やはり教祖が一番多い下旬に出かけている。(教祖は太陽暦三月十九日~四月二十一日の時候としては春さきの比較的旅のしやすい時期に出かけている。)

(C)、三矢田守秋「小野家文書にみる大谷村民の伊勢参宮四国

石	高	四国
0	~ 1升	23
1	1升~ 5"	11
5	5"~ 1斗	17
1	1斗~ 5"	35
5	5"~ 1石	18
1	1石~ 2.5"	30
2.5	2.5"~ 5"	5
5	5"~ 10"	8
10	10石以上	3

遍路等について」(『第 四回総会研究発表』P 142)によれば、教祖は当時一石~二石五斗の区別けに属しており、これは上の表から明らかかなように、二番目に多く出

かけている部類に入る。教祖は村内では、経済的には中位に位置した。

25 長谷川明氏の報告によると、金光地方では、月の二十日に大師講が開かれていたといわれている。教祖はこの大師講で、当時村内の人達から弘法大師のあらたかなおかげを受けるべく要請される場所があったのかも知れない。「金光周辺の民俗―年中行事」(『土』69) P 28 参照

又、教祖の所有石高の階層は、生活に多少ともゆとりがありながらも、一方では、生活を維持し、家産を殖やしていくことを願いながらも、家の不幸が重なったり、あるいは不作が続くなどすれば忽ち没落の憂目をみなければならぬ不安定な階層であった。そこに神仏への帰依としての四国まいりがなされたのかも知れない。

26 前田卓『巡礼の社会学』P 113 参照

27 小野家文書『御用諸願書留帳』弘化三年によると、教祖の一行五人の他に三組、六名の者が出かけている。なお教祖の一行については、『金光大神』別冊注釈 P 63 参照

28 『金光大神』別冊注釈 P 36 参照

29 小野家文書『御用諸願書留帳』の文政二年～明治四年によれば、ほとんど毎年、十名前後の参拝者数がみられる。この参拝者数について、A、大谷村の遍路数(文政九年～弘化四年)と、B、浅口郡乙島村の遍路数(天保十四年～弘化四年)について比較してみると、次の如くである。なお、乙島村の遍路数については、新

城常三「社寺参詣の社会経済史的研究」P 789 参照
近世大谷村、乙島村の遍路数について

時代	A	B
文政 9	8	—
” 10	7	—
” 11	4	—
” 12	3	—
” 13	10	—
天保 7	8	—
” 11	13	—
” 14	—	63
弘化 1	4	71
” 2	—	36
” 3	10	20
” 4	5	1

30 前田卓『巡礼の社会学』P 168～169 参照

31 新城常三『社寺参詣の社会経済史的研究』P 786 参照

同書 P 788、によると伊予小松藩では、嘉永五年には百名を越している。又、備中乙島村では、注29 図表のごとく盛んであった様子が伺える。又、四国まいりの他、伊勢参宮、西国巡礼、秩父巡礼なども、江戸時代に入って一段と盛んになったといわれている。

32 新城常三『社寺と交通』P 116～117 参照

33 佐藤範雄『吾が生いたちの概要』P 60

34 平尾道雄「四国遍路考」(『近世社会史考』) P 298～299 参照

35 四国まいりにそうした層が多かったのは、江戸時代になって行旅の条件がととのえられたとはいえ、当時の四国は、やはり地理的に海を隔てた山間僻遠の地とせられ、いわば辺境の地とされていたことからともいえよう。さらに地元における遍路へのお接待―お恵みを受けることができたということも、その一

因であったといえよう。

36 『役用並天象出行日記』—小野家文書(紀要『金光教学』465 P151) 五月朔日のものに、吉郎右衛門と娘が四国へ出むいたが、途中讃岐で親が病死し、幼女一人になったとある。

『御用諸願書留帳』(小野家文書、嘉永三、七年など)にも児島郡、土佐など道中半ばで病死したと記してある。これらのことから、教祖の出かける前後において、大谷地方でも道中で病死する者がだんだんあつたことがわかる。

天保九年四月、土佐藩の布告に「…専ら乞食同様之族入込み、ややもすれば、不法之儀有之のみならず、老幼並びに病体之者ども、数百人行掛り、病死せしめ、実に御厄介絶えざることに御座候間」とある。地元四国では、当時相当数の行倒れがあつたといわれている。平尾道雄「四国遍路考」(『近世社会史考』) P 302。新城常三「社寺参詣の社会経済史的研究」 P 792 参照

37 前田卓『巡礼の社会学』 P 261 参照

38 市村光五郎所伝によると教祖は「…神信心をせんと、弘法大師の分別でたておかれた、四国八十八ヶ所といふ、はきだめへ行かねばならぬぞ」と述べたということである。八金光大神言行録二二一V

39 注釈③⑥参照

三矢田守秋「小野家文書にみる大谷村村民の伊勢参宮四国遍路

等について」(P 19)によれば、大谷地方の四国順拝者の親子づれでかけている十六軒のうち、九軒までが極貧難渋者であり、これは四国まいるを除いて、他の遠隔地への社寺参詣の場合には見られない現象であると指摘している。

40 福嶋義次「一乃弟子もらいうけをめぐる金神と天照皇大神との問答」(紀要『金光教学』4610) P 32 参照

41 当時四国まいるなどの遠隔地への参詣体験は、人生においてそうたびたびくり返されるものではなく、又許されないことであつた。しかもはじめてみる未知の事物や社会は強く生涯の印象として残る経験内容であつた。したがってその体験談はことあるごとに語り伝えられていったといえよう。

42 『金光大神言行録』九四四

43 瀬戸美喜雄「教祖四十二歳の大事の事蹟について—金神・神と教祖との関わり—」(紀要『金光教学』4610) P 14 参照

44 『金光大神覚』 P 55 参照

45 『金光大神言行録』一六八、に、市村光五郎は「…神信心をせんと、弘法大師を笠に着て、四国八十八ヶ所と云う世の中のはきだめをばこしらえてござる所へ一心をだして行かねばならぬぞとも御はなしあり。そこで氏子、おかげを受けたらもどる、おかげをうけねばもどらぬ、と云うて出てをるぞ…」と教祖の言を伝えている。

教祖における信心展開の基本的構造

——「月の三日神参り」の意味をたずねて——

高橋行地郎

はじめに

教祖四十二才までの生は、あいつぐ苦難に出会うなかで、神々への関わりを求め続けてきた生であったが、結局のところその関係は成立することができなかった。始めて教祖が、神々とリアリティーをもって対面したのは、四十二才のいわゆる「九死一生」という大患の場においてであった。その場面において神は、教祖がこれまであらゆる苦難に取り組んできた姿勢を全面的に認め、かつ以後の生の保証までも与えた。かくしてさしもの大病も全快したのである。

一般にこのような神懸りによって靈験に浴した者が志向するその後の信心は、えてしてその神懸りの強烈な印象に心を奪われ、あげくのはては奇蹟的靈験ばかりを追求する信心に傾注するか、あるいは、その体験が前後の生とは何ら脈絡がつかぬ突然変異的なものに墮してしまつて、信心それ自体が萎えてしまうことになるかのいずれかであると指摘できよう。いずれにせよ、その体験を基盤としたその後の信心が、生活に定着しつつ、展開していくことはなかなか容

易なことではないのである。ところが、教祖の場合、この神体験はいよいよ信心が日常生活のなかに着実に根をおろし始めており、この傾向は年代を経るに従って顕著になり、教祖の信心の基本的特性をなすまでに至っている。そこで問題になるのは、なぜ教祖の信心が呪術祈禱的なものに流れることなく、日常生活的なものにその基盤をおくことになったのか、という点に關してである。本稿はその点について、教祖の信心が四十二才で神の内容と働きを確認、自覚した段階から、その中身が四十四才以後實際生活の逐一の営みに具現され始めていく段階に進むまでの間、すなわち安政二年五月以降同四年十月までの大患後の約二年余に研究の焦点を据えて考察を加えていきたい。もって教祖の信心展開の構造の一端を明らかにする。

ところで、『金光大神覚』には大患の事蹟は、九頁にわたって詳細に記述されている。その後は、安政四年十月十三日の記事として、龜山の実弟香取繁右衛門とのが縷々記されている。この繁右衛門との出会いは、慶応三年に神より、「神の頼みはじめから十一ヶ年に相成り候」(122頁)と知らせがあるごとく、教祖の信心の展開上極めて大切な意味を有している。さて、われわれがこれから論及していこうとしている箇所は、右に見た重大な内容と多くの記述量を有している二つの事蹟の間に位置している。その部分を『覚』より引用しておく。

一つ、私四十三才の年、丙辰の年まで身弱し、難渋いたし。

一つ、私病氣難渋のことと思ひ、月の朔日十五日二十八日三日、朝の間かけて一日と思いつきて、神様へ御礼申しあげ、神々様ご信仰仕り、願ひあげ奉り。(28頁)

まずこの記述をみて注目すべきことは、二つの文章の始めにいずれも「一つ」という言葉が冠せられていることである。この「一つ」は単に事柄を列挙する場合のそれではなく、なんらかの重要な意味内容がこめられていることを示唆

する場合のそれであると解すべきである。そういう用法は、『覚』の他の「一つ」の記述例をみればわかることである。^①ところで、この四十三才以後に見られる「一つ」の記述は、立教神伝が下った直後の「一つ、仰せどおりに家業やめてお広前相勤め仕る」(83頁)のところにあり、その間は全く見られない。そのことからわれわれは、大患後の二年余における教祖の求道姿勢とその信心展開は、後に立教神伝を受けるまでになっていく教祖の信仰内容を形成していく、その基盤をなすまでの中身を有している、と本文に先立って仮説しておきたい。とかく従来は、この大患後二年余の教祖のことについては、『覚』の記述がわずか四行という簡略なせいもあってか、特筆すべき問題がないとして、解釈上顧慮されなかったり、あるいは逆に、その問題のなさに何か特別の意味があるとされつつも、その内容にまで立ち入っては明らかにされることが少なかった。

そこで、本稿は右の仮説をより確かなものにしていくために、教祖が大患後、生活基盤である農業生活上の諸問題に対応していく中から、新たな信仰を獲得、展開していく、その道行きを構造的に把握していくという側面から、次のごとき一連の問いを掲げてみて、それに答えていきたいと思う。

1 大患が全快したことは、農耕者教祖にとってどのような意味をもっていたか。そして、大患後はいかなる農業経営上の問題をかかえさせられていたか。

2 その状況下にあつて、神体験をした者としての教祖は、どのような生を営んだか。特に病後の不健康の問題にいかなる求道姿勢で取り組んでいったか。

3 その問題に取り組むことで、自己の身についてどういう自覚を得るに至ったか。そして、その自覚を信心生活上どのように実践していったか。

以上の諸点に関して順次、一章では主に大患後の教祖がおかれている農業生活上の背景を客観的に叙述し、二章では「身弱し、難渋いたし」の生についての意味を内面的に追求し、最後に三章では難渋の生の中から「月の三日神参り」

という信仰実践が選り取られてくる過程と、そこから得られた信仰姿勢を結論的に把握したいと考えている。そして、これら全体の考察の中で、教祖にとっての四十二才の神体験の意味を、大患後の生との関連において明らかにしたい。

一 農耕者教祖——苦しみの迫り——

まずこの章では、大患後の教祖をとりまく農耕生活上の諸状況について注目し、その点に関し小野家文書などを参考にしながら実証的な論及を試みる。

安政二、三年といえ、教祖が過ぐる天保九年に大谷村の地主川手秀太郎から、「二十年外受約定」^②により購入し、爾来経済上少なからぬ恩恵を受け続けてきた一反余（これはあくまで帳簿上の数字であって、実面積はそれ以上であったという）の田畑を、同約定により返却しなければならぬ安政四年が目前に迫っている年であることを何をおいても第一にあげておかねばならない。農耕者にとって生活の保障と安定が得られるか否かは、田畑の多寡と労働力如何によるところが大いことを思えば、一度に所有田畑の四分の一を失うことは、いかに教祖が経済上順調な発展をとげてきたこれまでの歷程があらうとも、否そうであればあるだけ、そのことへの対策にあれこれと苦慮せざるを得ないほどの問題性を有していたのではなかったか。しかも、そういう問題状況に加えて、一家の働き手の大黒柱である教祖みずからが、大病を患ったのであるから、まさしく農業経営上危機に立たされたといっても決して過言ではなからう。そういう問題を抱えこまされていた教祖に対して、神は「五月朔日に験をやる」と知らせた。その間の事情についての考察は、本稿の任ではないので省略することとして論を先に展開したい。

さて、教祖が病床に臥している時は、一年の農事行程の圧巻をなす田植えを直前に控えて、時間と労力とが非常に要求される極めて逼迫した状況であったが、幸いに教祖は右の神言どおり病状は快方に向かった。そのことについての『覚』の記述は次のとおりである。

次第によし。五月四日には、起きてちまきを結い。ごせつくう、安心祝い。おいおい全快仕り。ありがたし仕合せに存じ奉り候。(27頁、28頁)

ここで考えておかねばならぬことは、当時における農耕者にとっての五月節句の意味についてである。一つには、今日とは違って田植えは単なる重大な農耕作業である以上に立派な信仰行事であって、その儀礼に向かって諸準備を進める折目の日が節句であった。二つには、そういうこともあって「五月節句にあそぶ馬鹿、三月節句に働く馬鹿」という諺が示すように、節句前後は極めて多忙にして緊張する時期であった。加えて三つには、教祖の場合特別にこの年の節句は、その出生が教祖の四十二才の厄との関係で家族問題にまでなった^④五男宇之丞の初節句にあたっていた。そのような重大な意味をもっていた節句の前日五月四日には、教祖は床上げをし、みずから粽を結うている。もともと粽は悪い病気にかからぬようにするための悪事災難よけの食べもので、霊力があると信じられていたわけだが、その粽を大病から癒えた教祖が結うことができた。そのことによる自身の病氣全快の喜びはもちろんのこと、五男の将来の生についてまでも何か明るいものを覚え、ひいては家全体の将来の生活に確かな見通しを感じるという、格別の感懐があったにちがいない。その感懐が、『覚』のここでの記述から如実に感ぜられるのである。そしてまたそのことは、人生最大の難関である四十二才の大厄を無事乗り切った教祖が、神体験をした者としてここから新たな農耕生活を営んでいく、その生の出発の意を象徴的に表わしているかのごとくである。ところが、そのような教祖を待ち受けていた状況は、決して

なまやさしいものではなかった。その点に関して以下順次、安政二年と三年とに分けて、それぞれの農耕生活上の客観的状況を示しておきたい。

最初は、安政二年の大患後の不健康の問題を特に農作業との関連で考えてみる。先にも少し記したごとく、病後の身の初仕事は田植えであった。一般に田植えは夏至前後に始まるのが慣例であったから、実に大病全快後二十日のことである。しかも、教祖はこの当時村内では実質上最高の所有田畑^⑥があったわけだから、その労働量は他の人にもまして相応なものが要求されることになる。さらに、田植えはその仕事の性質上、一定の期限内に準備が完了していなければ、水利権を放棄したものと見做されるほど日にちの緊迫したものである。以上のことを思えば、田植えは病後の身にはことのほか厳しい労働条件であったといわねばならない。しかも、田植え後も忙しくて苦しい日々は続く。その間の事情については、『粒々辛苦録』は次のように述べている。「水田の中なれば畔ならでは腰を休むべき所もなく、終日腰を打伏しあふぎ惣身日を重ね次第に疲れ苦しむ。此節はいそがしき故男女共に星を戴て出又星を見て帰る」と^⑦。このような農繁期を教祖は、その当時一家の働き手が、当時の年令構成^⑧からみて、教祖夫妻が中心であることから、病後の健康いまだ優れぬ身をおして働かざるをえなかったのである。加えて、当時教祖は相当量の小作をもしていたわけで、耕作することの困難な健康状態を理由に、小作を休止することは許されなかったであろう。ここにも教祖のおかれていた厳しい状況の一つがあった。このように農作業万般を遅滞なく進めていくための労苦たるや、われわれの想像を絶するものがあったとみななければなるまい。

その点についてここで、教祖が大患の年安政二年に、どれほど農作業に精魂を傾けたか、を同年の『大谷村御物成帳』の数字を参考に類推してみよう。それによると、教祖が負担した租税の支払い面については、この年にさしたる変化は認められぬが、村普請その他の公用に出役して得た日当銀、その他の収入の面をみると著しい減収になっていることが注目される。村仕事をして得た賃銀^⑩は、前年のその約半分であり、翌年の約三分の一であって、最高の賃銀を得た天

保九年の実に約十分の一でしかない。このことは端的に安政二年における教祖の賃仕事への参加が少なかったことを示している。ところで、当時にあつては、諸種の年貢を納める時期に合わせて、その年の諸入用割懸り等の村への支払いと、村仕事の賃金などで村から支払われる分との収支計算が、帳簿上まとめて行なわれていた。教祖の場合、毎年年貢米の納めすぎの分と村仕事から得る賃金などを充当することで、その他の税金の支払いをすませ、なおそれでも余剰があるのが通例であつた。ところが、この年はその結果が村への支払高超⑪となつている。このように収支が赤字になつたり、その分を銀で支払うという現象は、教祖が家督を相続して以来一度もなかつたことであつた⑫。さて、この事実を素直に受けとると、病後の身である教祖は賃仕事に出られぬほどに体力を消耗していたということになるが、その点を強調するよりもむしろこの年は村普請に出られぬほどに農耕に集中し、傾注せざるをえなかつた状況があり、またそのようにもしてきたという点に注意を払っておくことが肝要である。以上、大患直後に病弱の身を農耕者として懸命に生きざるをえなかつた厳しい状況を示してきた。

次に大患の翌年の安政三年における農耕生活上の問題状況を明らかにする。一つは為政者からの要請による迫りであり、二つには早魃という天災によるものである。まず第一のことについて述べる。

この年四月二十四日から二十五日にかけて蒔田藩の役人が大谷村を廻村している。その目的は「小野啓鑿翁行状」(小野四右衛門記)によると、「安政三丙辰夏、東武家老小倉君、副使埜和君來命して云、封内畑田成、荒地相改⑬、年貢増納いたせと」とあるから、藩の財政打開策を推進せんがためである。このことを受けて八月三日から九日にかけて、その行政措置が講ぜられている。畑田成とは『地方凡例録』に、「畑高の場処といへども、用水掛り稲作を仕付けて試み、弥く始終田にも成べき場処なれば願出畑田成ハタゲタナリに致す」とある。もともとは、畑として認定されている土地を、その実際に即して税率を改定することをいうのであつたが、漸次その線は薄れ、単に為政者が増税を図るための手段と化した。しかし、いずれにせよ、その措置が講ぜられれば、多大な影響を農民に与えることになることだけは確かである。先にみ

た「小野啓鑿翁行状」によると、お上の命令を聞いて、郡中が驚き、騷擾して治らぬ村もあつたらしく、それは生活上の「難渋的然」が予想される故であると記されている。そのためか畑田成改めの沙汰を聞いては、逆に実際は田として耕作しているのに畑作をしているかのごとくみせかけをする者もでてきた事例も報告されている。^⑩このように畑田成改めは生活全体をおびやかす深刻な問題であつたのだが、教祖のところではどのようなようになっていたのだろうか。

安政三年に作成された『畑田成改帳』の大谷村のものを調べてみると、教祖は五筆一反余がその対象となつている。それは所有田畑の約四分の一にあたる。教祖の改められ率は村内では大地主について二番目で、以下を断然引きはなしている。実に村人平均の十倍以上が田の税率に改められている。その物成（貢租）増は、村全体の増高の十数パーセントを教祖一人が占めているほどである。一体このような教祖にみられる特異な数字は何を物語っているのだろうか。當時にあつて田作と畑作の年貢の違いは約二対一であつた。教祖の場合、畑七筆の内五筆までが田に改定されたということとは、それらの畑のうちほとんどがおそらくこれまで田として耕作されているという実際があり、そのことで実収高に莫大な差が生じ、しかもその税率は低い畑作のものであつたことを意味している。そして、それらの差による利潤が教祖の経済的余裕の因をなしてきたこれまでの生活があつたことをわれわれに知らしめてくるのである。^⑪

しかし、そうであればあるだけ、病後の身が農耕に堪えることに容易でない中でのこの度の畑田成改めによる増税率は、数字の上からすれば経済上さしたる影響を直接的に与えるようなものではなくても、^⑫実際はそれ以上の重みをもつた状況の迫りではなかつたらうか。というのは、この安政三年が先述のごとく、これまで経済に少なからぬ恩恵を及ぼしてきた所有田畑の四分の一を返却せねばならぬ、まさにその前年に當っているからである。そのように田畑の絶対量が減じるなかで、なお以前と変わらぬ農業経営を維持していくことを念願している教祖であつてみれば、いかに今回の増税額が僅少なものであつても、将来の経済生活にもたらす精神的不安はわれわれの想像以上のものがあつたといわねばならない。

なお、これまで畑田成改めのことに關しての考察をしてきたわけだが、そのことの研究をさらに進めていけば、興味ある内容が発掘されると考えられる。しかし、そのことは本稿の直接の目的ではないので、後日の研究の成果を期すこととする。

さて、右のような行政措置による問題状況が投与された上に、安政三年には旱魃があり、用水が少なくて稲作に決定的な損耗を来たすという事件がさらに惹起している。この年の『御物成帳』によると、教祖に關しては本田につき、その物成の約三分の一が「早損当御引」として減税になり、古新田は「皆無」とあるから全く収穫はなく、開畑も「御救米」が与えられているといったぐあいに、それぞれの畑田の被害状況に應じて、減免措置を受けているのである。そのことは農耕者教祖にとって、その年の生活全体の成り立ちを左右するほどの重みある問題であったにちがいない。

かくして、これまでみてきたように、安政二、三年の大患後の身にとっては、まことに厳しいとしか言いようのない、連続的な農耕生活上における諸種の状況の迫りがあった。そして、それを受けていかざるをえなかった教祖のいかばかりとも計りしれぬ血のにじむような労苦があった⁽¹⁶⁾。およそこれらの生活的背景の考察をぬきにして、教祖大患後の苦渋の生の相を内容あるものとして理解することはできぬであろう。

二 身弱し、難渋いたし——苦しみの受け——

一章でみたような農耕者教祖にとっての苛酷な問題の迫りについて、教祖は『覚』に何も記してはいない。ただ「私四十三才の年（略）まで身弱し、難渋いたし」とのみある。その意味に關し、前章で触れた内容をふまえつつ農耕生活上と信仰生活上とに便宜的に分けて考察するのがこの章である。まずその前者について述べる。

そもそも農耕生活は、農作業の進行に中心をおいた上での、季節の動きや作物の生育と一体化した生活である。したがって、自然のリズムと一枚になって、その流れに狂いなく乗じていくところが農耕者に一番要請されることなのである。もし病気などで、その流れへの交わりに支障を来たそうものなら、たちまちにして農作業は停滞し、あるいは挽回するのに苦勞させられることになる。そしてそのことによって経済的影響を直接的に受け、ひいては共同体へ迷惑を及ぼし、あげくの果ては生活そのものが破局せしめられるという問題状況を招来することになる。そのためか、当時の労働意識からすれば、ともかく体力を消耗させてひたすら働き続けることが立派とされ、その逆に身体が働きに堪えぬ場合は、「心がけが悪い」として非難されるといふぐあいであった。^⑩ そういう一般的条件に加えて、既述のごとき厳しい状況が教祖にはあったのである。そうであればあるだけ、農耕者教祖にとって、変動多き農業生活の安定を図るのに要請されてくる最後のものは、やはり自身の健康をおいて他にはなかったであろう。ところが、教祖は大患後とかくその健康が優れなかった。その状態は「四十三才まで」と記されているところから、一年前後続いたことになる。その間教祖は農耕生活のなめらかな流れへ自己の身をさしきわりなく参入していくことをどれほど願ったであろうか。

よく考えてみれば、「身弱し」とは病気そのものではなく、病気をひきおこしてくる根本原因ともいえる体力、体質と関係している問題である。この問題は病気のように目に見える形で生活を脅してくるものではなく、むしろ性質としては、生活の具体的表面には直接的な問題としてあらわれて来にくいところの、隠然としてしかも重みある問題である。だから、取り組むべき問題として発見されてくるのに容易ではなく、よしんば発見されてきても、問題への対応の仕方が俄かに生まれてくるのがむづかしいのである。しかも、殊に農耕生活を営んでいる者としては、病弱の体質や仕事に堪えぬ体力を理由に仕事を怠けることは許されうべくもない。それはどんな事態が農耕者であろうとも、季節の運行や作物の成長は一定のリズムを崩すことがないからである。したがって、病弱の身だからといって、全然働きに堪えることのできない身ではないから、少し無理をしても働こうとする。ところが、実際に働いてみると、十分な働

きができぬばかりか、そのことがもとで生活の調子に乱れが生じてくるというふうで、生活万般に暗いかげりを与える問題こそは、実に「身弱し」という問題であった。その問題のなり方は、体力の回復を待つべく農作業を休めば、目に見えて農作業のリズムに遅滞を来たすことになり、そうかといって、農作業のリズムへ懸命に復帰しようと病弱の身を押し働かすに出れば、健康が一層損なわれることになるというぐあいには、極めて屈折したなり様である。そのように人力の限りを尽くしてのいずれの動きも効はなく、動けば動くだけ問題が複雑に深刻になっていき、しかもこれで事態は落着いたという形では解決することのない、問題性ばかりが重たい文字通り「難渋」²⁰せしめられる問題であった。

実にそのような問題状況に、長期間身を委ねておくことを余儀なくさせられるということは、農耕者教祖にとって生活そのものの行き詰まりを示唆してくるほどの不安極まりないことであった。大患後しばらくは、大病が神の靈験で治ったことの歡喜によって、その労苦は忍びうるものであったかもしれぬが、月日を重ねるに従って漸次、病氣以前のよくな働きぶりは再び望みうべくもない、という不安な現実を教祖自身はつきりと知らしめられてくることになる。なぜかといえば、この度の病氣は「九死一生」といわれるほどの大病であり、加えて当時の男の平均年齢が四十才余であったことから、病氣そのものは平癒しても、病氣を招来したともいえる自身の「身弱し」という体質は現状のままであり、逆にその病氣を契機に体力が減退することにもなるからである。これから先、年を経るに従って低下していくことはあれ向上することのない体力の問題として、「身弱し」の問題は迫ってきた、したがってその問題は、単に大患が全快した後での病弱といった小さい振幅の中での問題としておさまらうる性質のものではなく、今後将来にわたってまでに問題になってき、ひいては幼少の頃からの病弱の歷程とも関連してとらえていかねばならぬ問題性として迫ってくる²¹という、いわば全人生的の中をもった問題性として浮上してきたにちがいない。

そうであればあるだけ、病後の身を宮々として働こうとするのだが、一たん遅滞を生じた農作業は正常に戻すのに大変な労苦を伴うばかりか、そのことはさまざまに問題を派生させつつ、ついにはこれまで長年の労苦の集積であ

る現在の農業経営そのものの維持存続に危うさを覚えせしめるほどの不安をもたらしてくることになる。このように「身弱し」の問題は、農耕者教祖にとって、単なる健康上の一問題にとどまらぬところの全生活領域に関わる問題に他ならなかったのである。

次に「身弱し、難渋いたし」の生の信仰生活上における意味について考察する。一体大患の場面において神体験をした教祖が、その直後に難渋せしめられているという事実は、何を意味しているのだろうか。さらには、大患時に始めてその靈験を教祖に与えた神は、この苦渋せしめられている事態の只中では、どのような働きをあらわしているのか。そういう素朴な問いがまず浮んでくるのだが、はたしてそれらをいかに考えたらいいのか。

そもそも四十二才で出現した神は、教祖が相つぐ苦難を乗り切ろうとして示してきたところの、真剣にして徹底した生活態度があつて始めてあらわれえた神であつた。換言すれば、その神は苦難ある人間に働きをする神ではなく、苦難を生きようとして、神への関わりを求める人間に働きをする神であつた。²²そして、その靈験は苦難が生きられることになることにあるのであつて、必ずしも苦難がなくなることにあるのではない。そういう意味からすれば、四十二才で教祖にあらわれた神は、大患後に病弱で農耕生活に支障を来たしているという教祖の抱えている重たい問題について、直ちに健康を回復せしめ、生活を安定に導くような働きをする神ではないのである。むしろ現実に抱えさせられている「身弱し」という問題の性質を見させ、かつまたその問題を生きていく姿勢を求めていこうとするところにかつがその働きを及ぼすのであつて、それ以外のところに働きを及ぼすものでは決してありえない。したがって、大病が神の靈験によって全快した事実があるからといって、大患後の病弱の事態が、神との関わりで生きようとする教祖の模索的求道姿勢を抜きにして、切り開かれていくことはおよそありえないことなのである。

思えば大患以前に、教祖は連続的な家族らの病氣、死という問題によって、農耕生活に大きな支障を受け、ために難渋せしめられた体験を余儀なくさせられている。その問題への苦悩の相については、後年の安政六年五月、神の知らせ

の一部として『覚』に、「うちうちは夜も寝ず、医師・法人、隣家・親類・講中まで心配かけ、日夜まぜかやし。それでも死のうが。」(60頁、61頁)と象徴的に示されているごとく、病氣という問題への対応として、あるいは人力の限りを尽くし、あるいは神仏の加護を求めて問題解決を図るのだが、結局はいずれの道も効はなく、病氣は死という形で、そして農作業は遅滞を来たすということで事態は結末する。そこでは神々への関わりを求める必死の姿勢がありつつも、問題がふくらみを増すに及び、事態が複雑になるに従って、ついには問題への対応不能に陥り、所詮神々に対して空白の生を露呈せざるをえなかった。その生の内実は、神々への関わりを求めつつ、その関わり方のわからぬその一点に立たされた時、そこはやはり人力で立とうとせざるをえぬ生なのである。かつてのそういう「病氣難渋」の生のことどもを、教祖はこの大患後の「身弱し、難渋いたし」ている時点でまざまざと想起させられもし、また再びそのようなことを繰り返すことのなきよう、生活の調子を乱し、ひいては生活全体を行き詰まらせてしまう病氣という問題について、その問題が現実化してくる以前に、その根本原因を自己の「身弱し」という極めて具体的問題に求め、その問題が開かれていくことに課題的に取り組ませられているのである。

とはいっても、四十二才で神の姿と声をまのあたりに見かつ聞き、その恩恵に身をもって浴した教祖であってみれば、従前のように応答不能な神々を相手にした教祖の一方的な求道姿勢とは、おのずから質の違ったものであることは確かである。それは現実の問題に取り組む姿勢の基づきどころとして、四十二才であらわれた神の言葉があるからである。教祖は自身の将来の生が保証されたと思える一連の神の言葉、すなわち「日天四が戌の年頭の上を昼の九つには日々舞うて通ってやりようるぞ」とか、「一代まめで米を食わしてやるぞ」(27頁)という神託を、単なるその時限りの神懸りの言葉として宙に聞き流しはしなかった。というのも、現前する農耕者教祖にとっての「身弱し」というさし迫った問題状況があるからで、苦しみを堪えさせ、そこを生きる支えを与えてくれるものとして聞き受け、一方的に神が与えた教祖への生の保証としてではなく、その保証を得ていくについての求めどころを示唆する言として課題的に受け取らざ

るをえなかったのである。そしてそのことを進めていくについては、「信徳をもって神が助けてやる。(略)病気の知らせいたし。信心せねば厄負けの年」(26頁)という神の言が重大な意味をもってくる。ここでは病氣と信心が直線的に結ばれて語られており、病氣は信心することで神の恩恵を受けることができることと、その逆に信心がなければ病氣の知らせを受けることができぬという二つの内容が歴然と示されている。このように教祖にとって神からの始めての言葉は、病後の「身弱し、難渋」という現実の生にあっては、今後の生活をなめらかに進めていくについて、自身と神との関わりをより密に、より確かなものにしていく方向を開示する意味を有してくるようになっていっているのである。

しかし、そういう基本姿勢がいかに明確になってこようとも、そのことを実際に具体的に進めていくについては、生活基盤である農耕生活との関係において、有効な方法が発見されなければならぬ。そしてその方法をまっぴらして、自覚内容や基本姿勢が始動していくことになり、農耕生活にも良い働きをもたらしてくることになるのだが、その方法が発見されてくるのに、実に一年有余の歳月を、教祖は苦悩せしめられているのである。その事実にわれわれは、信心が展開していくについての大切な中身をみなければならぬ。

三 月の三日神参り——苦しみの開き——

教祖はこれまで農耕生活上の加護を受けるために、時々に応じて共同体に伝承され続けてきた儀礼へ参加することを通じて、神々との関係を結ぶことを真剣に求め通じて来たであろう。しかし、教祖の場合単に五穀豊穰を願うこととしての、作物の成長を祈願したり、災厄の到来を払う行事に加わることだけではもはや満足のかかぬほどにときすぎまされた問題を抱え、そこに道が開けることが切実に求められていた。その問題とは大患後の場合、「身弱し」の問題であっ

た。それこそは農耕生活の維持拡張を願う生からも、また信心の成長展開を願う生からも、その対応が切願されながらも、俄かには対応することの容易でない問題として、教祖を苦渋せしめたわけだが、その問題を担って教祖は、当時の一般的信仰形式としてあった月の三日に神参りをするという風習に従っていかざるをえなかったのである。

さて、月の三日とは『覚』に記されているごとく、朔日、十五日、二十八日のいわゆる月の始めと中と終りの日のことを言う。これらの日は月の盈欠に關係した特殊な意味をもった折目にあたるフシなりセツの日であって、つまりはハレの日である。そういう日であるから、これらの日には二つの本来的性格があったのである。一つには仕事を休む日であった。というよりもむしろ「働いてはならぬ日」であった。二つには「忌み慎しむべき日」として早朝に神社参拝などをして、終日物忌みに服し、精進する日であった。²⁴要するに、農耕活動を中止して、かしまつての生活をする事によって神々への関わりを求め、その働きに浴そうとするもので、農耕生産の成就と家内安全がその根本の願いなのである。その願いを一家の長たる者が氏神へ早朝参拝して祈願をこめるのがふつうであった。柳田国男によると、「村中の人たちの気が改まって大抵同じ刻限に参って来る。さうして御社にも燈明を上げ、御供へ物が供へられてゐる」ほどに、共同体全体の信仰心情が一同に集まり、そして人々にとってその祈願の内容が「神さまの御心にも届くやうな感じが深」かったのが、月の三日神参りの風であった。²⁵またこの地方の古老の話では、「夜には家の神棚の諸神に燈明をあげて神々を祀った」とも言われている。

ところが、こういう基本的意味を有していた月の三日の性格は、年代を経るに従って漸次薄れていく歷程を踏むことになる。第一の性格については、生産勤勞を中止したいわゆる休息の日と化したり、²⁷あるいは逆に現実生活の必要上農耕をこの日も止めずに続行せざるをえなくなったりしている。²⁶現にこの大谷地方では、これらの日は休み日ではなかったと報告されている。²⁸この第一の性格が喪失されていくについて、自然第二の性格も崩壊の方向を辿ったと思われる。そのことは終日の物忌み、精進が早朝参拝にのみ限定され、しかもその風も次第に篤信者のみに限定されていった事実

をみればよくわかることである。このようにハレの日としての三日は、次第にケの日へと変遷していった。

それでは以上のごとき日であった月の三日は、教祖にとっていかなる日としてあったか。大患後の教祖が、先にも触れたように農耕を進めることと信仰を開いていくという二つの生を同時に満足させていく方法を模索せしめられているのであってみれば、最初から月の三日がその方法を提供してくれる日であったというよりも、むしろ二律背反の前に立たされる日としてあったにちがいない³⁰。それは、「身弱し」という現実問題を抱えている者にとって、神に接見すべく精進しようとする心情と、農耕作業を遅滞なく進めようとする心情との二つを、同時に成就していくことが実際生活上は不可能に近いほど困難であることを知らしめてくるという意味あいにおいてである。そうした中で教祖はできることならこの日一日をかけてでも精進しなければならぬと思いつつ、そうはできぬことの心情を、一日の農作業に影響を及ぼさぬ時間である早朝にせめて参拝することで充たせ、後の時間は平常どおり農耕にいそしんでいたと考えられる。ところが、その姿勢が次第に問題になってくる。いかに信心を農耕生活の充実を願うためにしていると観念していても、結局は農耕と信仰との関係が生活の根本において一本のものではない生のあり方そのものが問題化してくることになる。そういう生がどのような問題を惹起せしめるかといえは、その端的な例が「病氣難渋」の問題である。神への関わりを求めようとする点では、病氣の事態の時ほど徹底した信心ぶりはない。しかし、事態は悪化して、一個人はおろか、家全体、ひいては共同体全体にまで生活のリズムに狂いを生ぜしめる。そのように緊急事態に出会ってからいかに真剣に信心しても、結局それは農耕生活全体の立ち行きからすれば、無意味なものでしかなかったこれまでの信心姿勢を思う時、以後は日常生活に根をおろした信心が求められてこなければならぬ。

ここに至って月の三日は、農耕と信仰の根底における不一致に関して問題提起を受ける日としての性格に加えて、その問題に道が開けてくる場をまさに与えてくる日として、新たな願いのもとに選びとられてこなければならなかったのである。その選択のし方は、停滞することの許されない農耕的時間の流れを一旦せきとめて、そこに信仰的時間を見い

出していくという姿勢であってはならず、農耕的時間の流れそのものの中へ自己の身をおきながら、その中から信仰的時間が選択されてくるといった、農耕と信仰の時間のサイクルが二つあるというのではない時間の発見でなければならなかった。

以上のような現実生活上の要請から月の三日が選びとられてき、さらにはその一日の具体的時間が選びとられてきている。『覚』の記述を再び掲げてみよう。

一つ、私病気難渋のこと思い、月の朔日十五日二十八日三日、朝の間かけて一日と思いつきて、神様へ御礼申し上げ、神々様ご信仰仕り、願いあげ奉り。

ここで「朝の間かけて一日と思いつきて」という一文は、果して何を意味しているのか。「朝の間」という限定された時間帯と、「一日」というより長い巾をもった時間とが同時に表白されていることが認められる。この表現は前述のごとく農耕と信仰の両立を希求することから当然おきてくるところの、二律背反の前に苦渋せしめられていた歷程のあったことを示す何よりの証左に他ならない。ここでは二つの問題が一つに整序されて現実へ対応していくということには必ずしもならず、二つのものが二つのままで成就していくことが願われている世界である。その願いを受けて教祖は月の三日には、当時のだいたいの風習に従って早朝というハレの時間に参拝し、さらにはその上に午前六時から十時までの時間帯である「朝の間」をも引き続き思い切って参拝の時間に充当したと推察される。^④この時間帯は農耕者教祖にすれば、貴重な労働時間であったにちがいないが、そこにこそ信仰的時間を発見したのである。だから、これまで農業していた時間の「朝の間」を農業生活の充実と自身の健康を始めとする家内安全を祈願することとしての神参りにあて、その働きを受けて、本来は一日中精進すべき日ではあるが、そのうち農業できる時間は農業していくという態度なので

ある。この姿勢は単に月の三日という限定された日のあり方としてのみ有効ではなく、それらの日を超えて、教祖の生の基本的姿勢として働きをするにたるものであった。かくして、これまでの難渋の生のことを思い合わせる時、この度ようやくして発見された難渋を生きる姿勢と方法こそが、まさに「思いつきて」の内容なのである。そして、そのような働きをもって人間がかつがつ生きられる確かな道を開示してくるところの、人間の働きとおさえてしまつてはちがう、そういう働きを教祖は具体的に神としてとらえ、そのことへの気づきを「御礼申しあげ」ざるをえぬことになつていたのであろう。

しかし、このような神の働きを自覚しえたからといって、そのことで「身弱し、難渋」の生から一気に解放されるといふのではない。むしろそれは、難渋の生をありのままに神々の前に持ち出していくことを可能ならしめる働きなのである。その働きに導かれて教祖が難渋の生を持ち出していったのは、これまで何かの問題につけ縁が深い氏神を中心とした諸神をおいてはなかった。その点、「神々様、ご信仰^②仕り、願ひあげ奉り」の対象神は、教祖がこれまで関わりをもとうとしてきて、結局「片便で願ひ捨て」であつた神々であり、そして四十二才で「其方は行届き」と全面的に教祖に現前した神々、すなわち「氏神はじめ神々」^③であるといつてよからう。

その氏神は当時にあつて周知のごとく、村落共同体のすべてのこと、ひいては一人一人のことについて熟知しており、守護してくれる近しき神であつて、「予期せざる災害の攘却とか、又は新たな願望の成就の為にも、氏神より他には縋る所もない」^④ほどの神であつた。ここにいう「新たな願望」とは教祖の場合、大患後の「身弱し」という問題を基軸としての農耕と信仰の両立の問題が開けてくることであつた。すでに教祖にとっての氏神は四十二才での神自身の表白内容からみて、人間が神に関わりをもとうとする姿勢を神々のもとへ送り届け、かつまたその人間の願いを聞き届けた神々が来臨するについて、その手続きをしてくれるといった、いわば接点の働きを開示することになつてはいたのだが、その働きが十全に教祖の抱えていた問題に働いてくるのについては、教祖自身のこれまでとは違った氏神への関わ

りをもとうとする姿勢——月の三日神参りを実施しようとする信仰姿勢——が要請されてくるのである。当時一般的には、氏神は「わざわざ祈願の筋を申立てなくても、定まった保護だけはきつとして下さると思」われていたのだが、教祖は自身の問題の性質からいっても、またその信仰内容の深まりからいっても、実際に足を運んでの祈願をしなければならなかった。ここにこそわれわれは教祖の神祇信心の始まりをみるのである。

そのような教祖の営みは、神と教祖の関わりによる働き合いが日常生活の具体的なところで成立し、生活全体がそのような筋合いになってくることになる、その場所を自身の内らに醸成していく生の姿勢に他ならないのである。そしてそのことが可能になった最初は、大患後二年余を経た安政四年十月の実弟香取繁右衛門との出会いの時であり、以後そのことを契機にして農作業の細部にわたることを始めとして、生活万般のことについての指示を神から得、それを忠実に教祖が実践していく生活が展開していくことになっているのである。

お わ り に

これまで大患後の教祖の苦しみの相について解釈してきたのであるが、以下違った角度から大患後の生活体験が教祖の信心の展開上いかなる意味を有していたかを述べて本稿を終ることとする。

I これまでの教祖の農業経営は、村内では稀に見る上昇率を示してきた。しかし、そのことが可能になった基底には、自身の病弱の問題や家の金神七殺の問題等の不安がぬぐいがたく脈打っており、結局は経済的余裕が累積されていく反面、そのことはまた別の見方をすれば、文字通り「おくれ農人」そのものとして自身をおさえねばならぬ問題性を実は内蔵していたのである。そういう中に身をおいていた自身の生であることが見えてきたのは、この大患後の厳しい諸状

況の中で、「身弱し、難渋」したことで農耕上危うい立場に立たされたことによるのではないか。その生がとるべき道は、後年に教祖が「病苦・災難にて、度々、神様へ御願ひ申上る家は、おくれ農人の様な者で（略）、おくれ農人は、度々、人様の御厄介に、ならねばなりません。病苦・災難、度々ある家には、人並より別に、大神様へお願ひ、格別に御守りを蒙らねば、立行かんであります」と語っているところから想察しうる。所詮、病弱の体質とか病気そのものの問題は、単純にその問題のみにとどまらず、自身はもとより人々にも「農業、家業出精」のできぬ問題として迫ってくることになる。その中であつて全生活の成り立ちが可能となるような信仰でなければ、農耕者にとってそれはおよそ無意味なものでしかないのである。ここに新たな信仰姿勢が生まれてこなければならぬ現実的要請の一つがあつた。

II 大患が奇蹟的に全快した教祖の信仰姿勢について、それ以前とそれ以後とはどのような質的变化が認められるのだろうか。その点につき、後年の教祖の教えを参考に引用してみると、次のごとくである。すなわち「病のなほるほど有難き事は、もう外にはなし。これ迄は、いたき時に信心あり。これからは、金神たっしやのねがひ。家内中まめそくさい、牛馬に至るまで、さしつかえなし、御くりあはせといて、一心に願へい」³⁶「平生、信心をしておれば、医者の方薬は、のまずとても、病氣・病難はうけさせぬ」というものである。以下三点において注目しておきたい。

第一は、おかげを受けた後の信心の根本的姿勢の転換が求められていること。すなわち「事柄への対応の信心」から「常平生からの信心」へと変質していくべき出発点として、おかげの体験を受けた地点が位置づけられ、そして以後は息の長い信心生活が展開していくように信心の向きが変わっていくことが要請されている。第二には、その信心の向きのちがひによって、これまでの信心の機縁であつた病氣、病難が「地をこやしての信心」によって、そのようなことにならぬというおかげの世界へ導かれることになること。すなわち、病氣に関するおかげに限定していえば、病氣が治癒するおかげから、病氣にかからぬことへというおかげの世界が転換している。第三には、神の内容とその働きについての見方にちがひがでてきていること。すなわち、当時であつて一面では、病氣をさせるものとしての厄病神的性格が強

調されていた神から、その神は一面では人間の助かりを根本から願ひ、そして人間の願ひを聞き届けようとする働きをもったものとして認識されるに至っているのである。

以上見てきたような教祖大患後の信心上の質的な転換に、われわれは教祖の信心展開の一典型をみるのである。

(教学研究所所員)

注

- 1 四十三才以前で一番ここに近接している「一つ」の記述例は、「一つ、弟蘆太郎病氣づき……」(7頁)のところである。この「一つ」はいわゆる「金神七殺」のことが始まったとしての意味内容がこめられていると思われる。
- 2 「大谷村田畑山林売渡質入證文奥印帳」にその記述がみえる。なお二十年外受約定とは、「二十年の期限を定めて売買しその期限が来ると、売渡した田畑は、買戻しをなさずとも売主に返還される」契約の謂である。
- 3 安政三年時の所有田畑は、『御物成帳』によると、生涯における最高の数字を記録している。ちなみに畝高計は四反三畝十二歩半、石高計は二石九斗一升九合九勺であり、以後は年々減少している。
- 4 五男の出生は教祖四十一才の時で、「四十二の二歳子」にあたる。その子は親を食うとて当時は忌む俗説があり、将来育てていく場合いろいろの手段を講じた。
- 5 当時ことに男児の初節句は赤飯を炊いたり、頭付きの出生魚を膳にすえるといわれるほど特別の扱いを受けていた(『岡山県食習俗』225頁参照)。
- 6 三矢田守秋「教祖一家の所有田畑の移動について」(『金光教学』金光教学院研究部編第6集123頁、124頁)参照。
- 7 金光真整「大谷村の年中行事について」(『金光教学』学院編第3集104頁)参照。
- 8 児玉幸多『近世農民生活史』338頁。
- 9 教祖四十二才時には、養母いわ六十五才、妻とせ三十七才、浅吉十一才、石之丞八才、くら六才、卯之丞二才であった。叔父與八はこの年七十六才で死亡している。
- 10 この時二十七匁七分五厘を得ているが、その内訳は足役帳が五匁二分、池足役が一匁四分、井手番給が十三匁である。
- 11 三十一匁五分七厘を納入している。
- 12 ただ一度、天保十三年に四十匁を納めているが、これは賃仕事の高が少なかったためではなく、同九年に田畑を入手した分の借金返済のためである。
- 13 新開といって新たに開墾するのではなくて、いわゆる「荒地

「起返し」をするの謂である。安政三年の『御物成帳』によれば「三升七合八勺 砂入起キ」とある。水害などで土砂をかぶった田を起返したことで取高が増加したことを示している。これは「二十年外受約定」により購入した田畑の古新田八畝十五分のうち十四分についてなされている。

14 『近世地方経済史料』第8巻³⁷⁴頁参照。

15 参考までに順位をかかげると、一位は川手秀太郎の二反五分八厘、三位は中嶋音太郎の四畝二十四歩、四位は元蔵の三畝二十六分、五位は十五郎の三畝十五歩で、最低は小野四右衛門の一步二厘である。

16 これまで教祖一家の経済的余裕の原因としては、三矢田守秋が「検地帳面積と実面積との差に着目」するという観点から、意義深い論を展開している。これは「教祖一家の農業経済についての一考察」（『金光教学』紀要第7号）に詳しい。私はそのことに付け加えて本文に述べた事実も看過してはならないと思う。さらには、たとえば帳簿上は下田の田地を土地改良や施肥の工夫などによって実際は中田の収穫をあげていたとすれば、これによる相当な剰余があったと考えられる。またその田に裏作として麦を植えれば、これも剰余の因となる。このように勤勉に働けば働くだけ、その長年の労苦の結果、農業経営上に潤いをもたらすことになり、そのことで生じる経済的余裕によって、さらには田畑を次々に購入することが可能となり、いわば富が集積していく順調な経済上の循環のルートに乗じていくことに

なる。こうした諸々の因が相まって、「百姓共は、死なぬ様に、生かさぬ様に」との時代の中で、教祖一家の経済的余裕が可能となったのであろう。

17 『御物成帳』によると、この年の納米は二石で、例年とさして変わらず、物成計より二斗三升六合二勺が納め過ぎになっている。それはこれまでの富の蓄積があったからこそ可能になったと考えられる。

18 前記のように、厳しい条件が迫っているからといって、経済生活上に動揺を直接来たすことにはなっていないが、この事實は問題状況を楽々と通ったことを示すよりも、営々として営んできたこれまでの労苦の集積と、現前する状況へ懸命に関わろうとする姿勢があったことの証左に他ならないと了得しておきたい。

19 『郷土研究講座』第5巻の和歌森太郎「村の制度と倫理」32頁。

20 ここで使われている難渋は、するにむずかしくてどこおるの謂であって、問題状況への関わりの姿勢が記されていると思われる。単なる困ったとか悩んでいるという状態説明の言葉ではない。なお、『覚』には難渋の外に難儀の記述例があるが、この二つは当然その意味内容のちがいによって、使用上の区別があるろう。一応ここでは難渋については、問題状況へ対応しようとする際に、まだ対応可能な生が残余していて、その残余した生の関わりの姿をいうとし、難儀については、残余した生は

もはやなく、したがって関わりをつかぬ姿をいうとしておく。
この点以後の研究を期したい。

21 その意があつてこそ、「身弱し、難渋いたし」の一文の上
に「一つ」が冠せられていると考えられる。したがつてこの一文
は、大患後の単なる状況説明的な記事として理解すべきではな
く、四十二才での神体験によつてみえてきた、自身の過去の生
における四十余年間の難渋の歴史の発見とでもいえる意味内容
がこめられていると把握すべき一文である。

22 四十二才であらわれた神の言のうち、「戌の年、当年四十二
才、厄年、…金神、神々へ礼に心経百卷今夕にあげ」(25頁、26頁)
のところその内容が端的にみられる。特に「神徳をもつて神
が助けてやる」の一文は、神と教祖の関わりの結果、そこに働
きが生まれることを象徴的に表現している。

23 佐藤照の教えに、「病氣にでもなると、誰でも人には話すが、
神様に申上げると云うことはせぬ。人には云はんでも、神様に
申上げて、お願ひすればお蔭が受けられる」というのがある。
教祖の場合は、生の根本姿勢に神々との関係をもとうとするも
のがあつたが、やはり佐藤の言うごとく、病氣の問題が人的関
係の問題次元にて終わらざるをえなかつたところがあつた。

24 『郷土研究講座』第5巻214頁、234頁、宮本常一前掲書91、92頁、
138、139頁、児玉幸多前掲書337頁参照。月の三日の名称については、
御三日おまんじつというところもある。なお、朔日と十五日を精進日、休
日とするところは多いが、二十八日はあまり見受けられない。

ちなみに和歌森太郎『民族歳時記』5頁、7頁に紹介されてい
る天保四年茨城県生瀬村の休日表のうち朔日は一年のうち九回、
十五日は七回、二十八日は四回が休日と定められている。

25 『柳田国男全集』第11巻274頁参照。

26 岡山県浅口郡金光町佐方住の友田梅雄。

27 この傾向につき、直接月の三日のことについてはではないが、
中川真業述の『農業励行辨』(寛政七年刊)に次のような一文が
あることから想像される。「都合一ヶ年十一二日の外遊び日な
き事、これ古来より民家のならはしなり、然る所驕り怠り一人
前農業出精の限りを忘れ、遊日殊の外妄になり」とある。

28 『岡山県の歴史』348頁には、「手おくれの者は休日にも休ま
なくてもよい」との藩の命令ありしことが述べられている。

29 金光真整「大谷村における年中行事などについて」(『金光
教学』学院編第4集110頁)参照。

30 当時一般においてもそうであつたらしい。その間の事情を知
るについては、芭蕉の「気にかかる朔日じまの精進箸」という
句がおもしろい。これは朔日が精進日であつたことの証左であ
るとともに、またその精進日を無視しようとした動きのあつた
事実をも物語っている。

31 「朝の間かけて一日」についての解釈はこれまでに大略二つ
ある。その一は朝から一日がけて三日とも神参りをしたという
もの、その二は月の三日を朝の間だけ神参りの時間にあて、そ
の三回を合わせて一日とするというもの、以上の二説である。

筆者は一日を費して神参りするだけの寺や神社が大谷村にはなかつたと思われる点で前説はとりがたい。さらに後説は朝の間三回を合わせて一日参つたとしなければならぬ必然性に乏しいので、これもとりがたい。よって、今のところ、朝の間を一日中参る心掛けをもって神参りしたと考える。

32 四十三才での教祖の神々へ関わりうとする姿勢が、『覚』ではこの時一度しか使われていない「ご信仰」という言葉で表現されている。信仰という言葉が一般的には畏怖からよりは、親和の情から生ずるところの神への関わりの方の謂であつてみれば、四十二才で働きをあらわしたそのぬくもりのある氏神はじめ神々への関わりの方を「ご信仰」と表現していることの意味もおのずから首肯しうるところとなる。

33 具体的には村の氏神である賀茂八幡神社を始め、客人社、七夜社、木綿崎神社、荒神社、早馬神社、観音堂龍王などという宮社祠をもつた諸神と、家の神棚や屋敷内に奉斎されていた諸

神などが考えられるが、實際教祖がどういう順路でどこに参拝していたかは不明。なお小野達郎(大谷村庄屋の子孫)は、「文治翁八人ニ秀テタル神仰者ナリ。月ノ一日ト十五日ト云フハ神詣スル文治翁ニ接スル途上ニヨリテ知ルト村人ガ云テ居タ。尚ホ如期人故ニ光右衛門ノ墓前ニハ其途次参拝シタルト聞ク」と語っているが、そのことから少なくとも教祖の参拝のしぶりが人目をひくことになつていたことがわかる。

34 『定本柳田国男集』第11卷 430頁。

35 山本定次郎に対するもの、『金光大神言行録』一〇六八。

36 市村光五郎に対するもの、『金光大神言行録』二五三。これに類したもの、山本定次郎に対する教えがある。「…病氣・災難のない内、信心して居り、大難は小難に、小難は無難にして貫ふ様、何事にも心懸て、信心するがよろしい」。

37 片岡次郎四郎への教え、『金光大神』新書版382頁。

研究報告概要

本所が本教団の一機関として、教主の統理、所長の統轄のもとにその働きをすすめているところから、研究報告の提出が要請される。そうして提出された研究報告は、さまざまな角度から批判検討を受けることで、より充実した研究方向が与えられることになる。このような意味で、本所の研究者全員が、各自の研究成果を年度ごとにとりまとめ、研究報告として提出することになっている。

以下は、この号に論文として掲載した以外の所員、助手及び研究生期間終了者の研究報告の概要である。なお、所員、助手の報告については、四十五年度末期（四十六年二月～三月）に所の検討会がもたれ、検討された。（研究生の報告は研究生集会において検討された）

職員及び研究生の配列順序は、執筆者氏名の五十音順とした。

二間四面の宮について

——元治元年正月一日の

「お知らせ」をめぐって——

齋藤東洋男（助手）

元治元年正月一日の「お知らせ」に示された「二間四面の宮」は教祖にとっていかなる意味をもつのか、当時の歴史的状況下における教祖による布教のもつ問題を考えることによって、「広前」と「宮」の意味を追求することを研究のてがかりとして考察を試みた。

そこで、「天地金乃神には、日本に宮社なし、まいり場所もなし」として知らされた宮の建設の必然性の起因を求めるとき、その問題性は安政六年以降の教祖のもとに参詣する氏子の増加と深い関係を有していると考えられる。すなわち、第一に、ここに示される宮は、教祖による神と氏子を取次ぐ布教の場としての「広前」という意味をもつ。第二には、布教の拡大にもなう、世間一般の流行神とする風聞と、既成宗教による布教への圧迫という問題に対処するために、お上からの布教公認を得るための手続きの手段として、既成神社の社殿様式の「宮」を建設するという意味が考えられる。

右に提示した二面の問題について、相互に関連しあったものとして考えることによって、教祖は幕藩体制の対宗教政策下において、彼をとりまく氏子の願いの中にあつて、これらお上、世間、山伏、氏子などの関係をいかに問題として生きていこうとしたのか、その意味内容の把握を試みた。

明治六年八月十九日のお知らせの解釈

——教祖における教団の意味——

沢田重信（所員）

八月十九日のお知らせのうち「十九日早々お知らせ。出社神号、ご地頭よりとめられ。今般地頭かわり、出社神号・一乃弟子、改めいたせ。金光大神のみな一の弟子」を解釈した。前年度は、意図、方法についてしるしたので今回は内容の概要をしるす。

明治六年二～三月の神前撤去の事態をとって、教祖は、お上の宗教政策によって、信仰が自由になしえない問題性を感得することとなった。

教祖を中心とする金光教という布教集団は、布教資格をもたぬゆえに危機的状況に立たされ、ひいては信仰自体をも歪曲せしめる状況をみちびいた。すなわち、立教以後、教祖の信仰は社会的存在として布教の線にのっていくが、そこに布教集団特有の問題が露呈していた。

政治状況の厳しさが信仰に迫るとき、その信仰は曲げられ、捨てさられることが起きる。そこにおいて、布教者とはなにかが問題となってくるのである。

この日のお知らせは、出社の意義が、このような教団レベルの

問題として、教祖においてとらえられていることを物語っている。信仰とはなにか、また、それはいかなる人にどのようなになわれ方をし、また、どのような人と人のつながりをもってなされるのか、お知らせはここを明らかにしてくるのである。

教祖四十二才の大患の事蹟について (二)

瀬戸美喜雄（所員）

（意図）前年度においては、『金光大神覚』にもとづき、教祖大患の事蹟の前半を考察したが、四十五年度は、その続篇として、事蹟の後半について考察をすすめた。後半に記されているおかげが、どのように生み出されたものかを究明せんがためである。

（方法）研究の視点を「神仏と教祖とのかかわり」という点におき、諸神仏への信仰が、教祖の生き方の上に、ひいては大患をしのいでいく上にどのような働きをもたらしたかを、『覚』の記述をもとに解釈するという方法をとった。

（概要及び現況）その結果、大略以下のごとき点を明らかにしえたと思う。

① 教祖四十二才の体験は、単に金神信仰によるものでなく、金神および諸神仏の複数の信仰によってもたらされたものである

こと。

② 教祖四十二才において、突如として金神が人間を助ける神へと神性を変じたというようには考えられないこと。

③ 神仏の働きのものは、教祖の実意丁寧神信心な生活態度に沿って開示されてきていること。

今後、右のような諸点を一そう厳密に考究していく必要があるが、それには『覚』の記述の解釈という方法にとどまらず、全体的、論理的なアプローチのしかたが考えられねばならぬと思う。

教団別派独立に伴なった本教の議会制度

採用について(2)

西村文敏 (所員)

教団独立請願当事者が、君主独裁制を採る心算であったといい、評議員制度を適当と認めと述べているような教団体制のあり方を願ったのは、主として教内外の情況からの判断とみることができると。この点について、明治二十三年の佐藤範雄専掌の辞表御願、具陳書、明治二十七年の照議書、陳上書の内容およびこれらに関連する動きから、近藤藤守、白神新一郎(二代)両専掌が布教現場の問題から教団のあり方を考える傾向にあったのに対し、佐藤

には教務現場の問題と布教現場の問題の性格の違いが認識されていたことがわかる。そのうえで祭神問題、教義上の問題、教務上の問題を含めて、教団統一の必要性を感じていたところから、君主独裁制をとりたいたと考えていたものと解される。このような体制をとっていくことによって、独立後の管長を頂き立てていくことの内容を全教に流していく施策をとっていき、そこから教団運営の円滑を図ることを考えたのではなからうか。

この点はまた、大正八年に議事規則制定案を提起した議会議員長谷川雄次郎、近藤良助において、信仰の生命的な問題から教団組織の本来的なあり方を根源的に追求しようとする改革的志向性がみられるのに対し、教団独立時点の独立運動当事者には、教団統一の必要から組織を固めていく方向が強かった点が伺われる。

『金光大神覚』 方法序説

福嶋義次 (所員)

△「秋うんか」の事蹟について(金光教学8号)、△安政五年七月における精霊回向の事蹟解釈(金光教学9号)および、△一の弟子もらい金神と天照皇大神との問答(金光教学10号)と、過去三年にわたって『金光大神覚』の事蹟解釈を行ってきた。そこで、この際、三篇の論

文に方法論的な吟味を加えて、『覚』解釈方法論確立の可能性を模索し、あわせて、今後の研究課題とその視点を探求する意図をもつてこれを執筆した。構成は左のとおり。

序章 —— 論述の立場 ——

一章 歴史遺産としての信仰と信仰の起源

一、歴史遺産の私有化

二、信仰の起源とそのありか

三、起源への通路

二章 解釈者の根本姿勢と『覚』の言葉

一、方言の世界・標準語の世界

二、疎遠さの確認

三、判断中止

三章 教祖像の問題性と外化作業

一、教祖像の問題

二、像からの外化

三、関係の世界

四章 解釈作業にともなう問題二・三

一、体験的把握

二、事蹟解釈および視点

三、ことば

あとがき —— 研究姿勢・思考の自由さについて ——

安政五年九月二十三日のお知らせ に関する一考察

松田敬一 (所員)

教祖は安政五年九月二十三日に、神より、「秋中、行せい。朝起き、衣装きかえ、広前出、祈念いたし、すみだい広前せん妻にすえさせ、したくいたし、すぐに衣装きかえて、はだしで農業へ出い」とのお知らせを受けたが、そのお知らせにおける「行」の持つ意味について考察を行なった。

その意味を考察するにあたって、前記お知らせ中の秋中、衣装、広前、祈念、膳、わらしなどの言葉の持つ背景を、大谷在住の古老から聴取した資料や民俗学的資料等に基づいて明らかにすることを試みた。

その結果、日常的な行為が、「行」という特別な形態を取って実践されたことの意味として次の二点が明確になった。

(イ)、教祖のそれまでの信仰が、日常生活から遊離したものとしてではなく、それと密着した形で深化し始めた。

(ロ)、教祖個人のいわば個人的な信仰が、妻をはじめ他の家族の者

へとより広がりを持ったものとして自覚的に社会化され始めた。

戦時時局活動研究のための素描

——対支文化事業について——

渡辺 溢 (所員)

(意図) 本教の対支文化事業(中国大陸における教育・施療)がほぼ定着するまで(昭和十四年末まで)の経過を調査する。

(概要) 北京金光日語学院は昭和十四年四月に認可を受け、三十名の入学を得て出発した。修業年限を一か年とし、授業料は徴集せずすべて本部経費によってまかなわれた。

教団は昭和十四年一月に、大陸における宣撫工作として青年教師を青島(北支班)および上海(中支班)に派遣した。このうち北支班四名が、青島近郊の李村と済南郊外の黄山店における施療事業にあたり、中支班五名が上海の私立忠信小学校の開設および経営にあたった。

この人たちは物質的には恵まれぬ中で、中国の人々のためにと精一ぱい御用にあたったものようである。

なお、竹部教雄、高橋一邦、藤井記念雄の各所員は、概説書編纂に専念したため、研究報告を提出しなかった。

研究生

昭和四十四年度

私の体験したおかげの事実とその解明

——道のおかげを求めることとして——

伊 藤 範 人

(テーマ設定の理由及び方法)

「おかげの体験」の中身の吟味を内外から迫られたのは、現実生活の中で過去のおかげの事実がいきいきしておらず、問題解決のための手段と化していること、またそのおかげの把握は信念的な把握にとどまっていた、その限りにおいてさまざまの現実問題に十分働きをなしていないということによる。

次にその吟味の方法であるが、今としては先輩の信心、さらに教祖の信心を現実の問題の中で信読しながら、このことに取り組んでいく以外にない。そのような方法に立つことによって、現実問題に対処するとき、事柄の解決を目ざす中で、人間の生き方にかかわる問題性が明らかにならぬ限り、その事柄を本当に解決する道は求められない、ということに気づかされ、このことを視点として吟味にとりかかることにした。

(現況) 吟味を志して次の点々を気づかされた。

これまでは人間の根底には、課せられた境遇を打開せんとする力が内在しているという点におかげの事実をみてきた。また事柄の状況把握、その状況の中で果している自分の立場の意味をみていくことに力を入れてきたが、大事なことは事あるごとに頭をもたげてくる自分の難儀性の把握である。そこに立って改めて「おかげの事実」をみても、自分の問題は自分の力でなんとかなるとしている自分と、その難儀性を目ざめさず働きが表裏一体であること、さらにこのことは道の働きを受けて見えるものであることに気づかされ、その時その時の問題に取り組み中で、難儀な自分と、それを目ざめさず働きとの緊張関係の中に生きることの大切さに思いいたった。そこから、さらに「道のおかげの展開」がなされるには、何をどうみてゆくことが必要なかが、新しい課題として浮び上った。

私の信心

——少年少女会活動をめぐって——

稲垣 菊雄

教学は信心の自己吟味・自己展開であるといわれる。信心しているのは、この私であるから、まず私の信心を手がかりに、私の

かかえている問題を確認、追求する。

教会では、青年会、少年少女会の御用を担当しているが、指導者のあり方というものを考えてみたい。

身体的にそれほど疲れていないのに、精神的に極度に疲れきっている状態がある。そのときの自分を反省してみると、会員をつねに自分の枠のなかにはめこんで、統制をとろうとして、うまくいかなかったときである。ここから考えると、指導者は、会員を変えていこうとするのではなく、会員を変えうる指導者になるために、自分を変っていくことが求められねばならぬと思われる。と、責任を負いすぎるのも問題である。シュバイツァー博士は「自分は生きようとする生命にかこまれて生きる生命である」といったが、人間すべて同じ生の流れとして生かされている。生かそうとする力に育てられて生きているのである。その働きを会員のなかにみ、それをうけとめていくことにおいて、自分が変わり、負いすぎもせず生きていくことができていく。

このように考えると、少年少女会の組織とは、人間本来の願いのゆききする願いの実現体である。疲れとは願いのとおらぬあり方であって、一般的にいうと人間関係のもつれである。かくて、指導者の条件は、(1)会員を生命として尊重する、(2)アドヴァイザーに徹する、(3)会員の真底の願いに応えうる信頼されるものにな

る、(4)共に会員と生きる、(5)たえず自己に改まりを課していく等が考えられる。

課題設定について

白 石 幸 平

研究生委嘱の当初、教祖の「お知らせの意味」を明らかにすべくテーマをかかげたが、途中で追求する意欲を失なった。その後、他の課題の追求を試みたが、以前と同じ問題に直面した。そこから、何が意欲を失わせることになっているかを、求めざるをえなくなつた。

自己を含めて、今日の青年教師の中には、無気力、虚無的風潮がみられる。その一端を示せば、自己は駄目な人間であると規定する劣等感がある。そのような実感をもちながら、立ち上ろうとする意欲は起きない。意欲を起しめる人格もなければ、教団の作用もない。だが、虚無的であるからといって生きられないわけでない。先輩たちが生きていったところからして、生に対して不安はない。こうした心情に表現を与えるならば、信心が好きになれないということになる。教団内に流れている信心が好きになれない、というのが青年教師の当面した問題の一つである。

この問題をどう打開していくか、というところに課題が生まれしてきた。そうとして、この問題を解いていくに、どのような迫り方があるか、ということになる。現在としては、好きになれないとする信心が、果して教祖の信心なのか、あるいは、教団の歴史が教祖の信心を歪曲していったのか、という視点から究めることが必要であると考えられる。

今日の教団の諸問題

西 川 洋

(意図) 今日教団内にささやかれている危機感もしくは停滞感について、教務に実際にたずさわっている立場から、その問題性を明らかにしようとするものである。

(方法及び概要) 前半においては、今日各教会で問題となっている財の私有化、手続の私有化などの問題も、その原因は信仰の世襲化にあることを明らかにし、本教の世襲制の必然性と、教統に対する信仰的概念とを再検討する必要があることにふれた。

後半においては、教務と教会とのあり方がどのようになっていくか、という視点から、教務のあるべき姿を追求した。具体的には、教務機関にあたって、教会中心主義と一種の教会軽視とがう

らはらに存在しており、教務機関とりわけ、教務の御用に当っている者において、主体性が確立していない問題をとりあげた。教務の立場からも、教会布教の立場からも、教会中心の考え方にメスが入れられねば、本教今日の状勢をのりこえることはむづかしいと言わねばならない。

昭和四十五年度

「『天に一家』のお知らせ」をめぐって

小 野 錬 一

(意図) 安政五年九月二十二日(日付割出しの論証略)の「天に一家」のお知らせの事蹟は、教祖の農耕の秋仕舞が直接の舞台となっている。そして家業がことごとくに都合よく手際よく運ばれていくのである。ここでは、神と人との働き合いが生活に実現されていく姿をとっている。そこで、歴史的、社会的状況の迫りを受ける日常生活に於いて、教祖の現実に対する認識の仕方、実践の在り方、お知らせ受容の生の基盤、現実に対する教祖の内面に於ける行為への促しをなす働き等を考察し、「天に一家」のお知らせの意味内容を把握することに努める。

(方法) お知らせそのもの、お知らせの本質の理解のため、お知

らせの働き及びその受容という現象的な面から、追体験的、信仰吟味によってアプローチする。「天に一家」のお知らせの翌日九月二十三日には「金神一乃弟子もらいうけ」「秋中、行せい」の事蹟があり、「教え」が出てくる。「天に一家」のお知らせは、これらの事蹟を誘因する意味内容を包含するものと見て、これらの事蹟に於ける、お知らせ、教えの働き、教祖の受容の姿を考察することによって溯行的に、「天に一家」のお知らせの意味内容を探る方法もとることにする。

(現況) 「天に一家」のお知らせの事蹟の素描がなんとか出来た段階である。これからは、この素描に、人間の生きる内実の姿、問題の内容をもつて肉付けしなければならない。しばらくの間は、資料の世界に沈潜することによって、教祖の生きた状況のディテール、人間の信仰に生きる内実の姿、問題の内容を浮上させることに眼目を置いている。

教祖二十三才の事蹟

久 保 田 紘 一

(意図) 天地金乃神と金神の関係や生神金光大神取次の働きなど本教の信仰的核をなしているものであるが、教祖の信心の形成過

程で、信仰的に新たな境地が生みだされてくる原初的な生の基盤はどのようなものであったかをみていくという意味で、青年期教祖特に二十三才の事蹟に着眼する。

(方法) 『覚』に見受けられる二十三才の事蹟の記述を、当時教祖の現実的生活と切り離して考えることのできない一定の枠組をもった「慣習」という視点をもって論考する。ここでは特に家督継承に関してその内容は一貫したものである。そのもつ意味を逐次追っていき、信仰以前といわれる教祖の動きを把握しようとする。

(現況) 教祖が『覚』に二十三才のことを七〇八頁にわたって記し留めている背景を考えていくと、十二才の時より養子の身分として生きてきた教祖は、養父の死や結婚という実際の情況に直面して、人間生活のなかで重要な位置を占めていた「慣習世界」において、自身の担うべきものを擲んでいこうとした。つまり、家督継承という事態に即して、たとえそれが予期されていたとはいえ、そのもつ意味を理解しようとしたのである。自己の生きる上において提起されてくる情況を、自身の生命的な問題として受容し、そこに生の価値をみい出そうとする志向性があったのであり、教祖がこの姿勢を自身で究めていこうとしたところに、青年期教祖の基本的な生き方があった。

今回は「神」とか「信仰」から一端離れてみていくことに力点

を置き、信仰的色彩のない一個の人間の現実生活にかかわる赤裸裸な姿を描写したいと思った。

大谷村と巡見使―金光教祖と巡見使

金 光 和 道

(意図) 青年時代の教祖は、実意によく働かれたと言われてきている。それにとられず、私と同じ二十五歳の時の教祖を人間として客観的に知りたい。

(方法) 教祖二十五歳の時には、巡見使が大谷村に巡ってきた。この巡見使とかかわっての大谷村の動き、その中での教祖の働きを小野家文書を中心に調査研究した。

(概要) 巡見使は鎌倉時代よりあった。江戸時代には將軍の代替りの時、全国の民情視察のために幕府より派遣されたもので、その最後が天保九年に行われた。

大谷村と関係のあったのは四月の公領・七月の私領の巡見使である。この時の教祖の働きを村人と比べて調べるには、道路工事と飛脚(細いことは飛脚に聞いてほしいと文面にあるのも現存)とを主としてとりあげた。

一、道路工事 四月の巡見使の通る道路工事には七十三人が参加しており、教祖は四番目で賃銀十五匁を得ている。その内の二

人は村役人の年寄と保頭であるから実質は二番目となる。

二、飛脚 公領巡見使の場合は、領主の役所と大庄屋格の光右衛門との間の連絡に当たっている。この時の飛脚の中で一番重要な往復書翰である。相談のためひまがかかり、一泊して帰っている。又笠岡へ聞合にも行き一泊している。二十数回の飛脚の中、この二度のものが二匁あまりで、少ない人の十二倍、多い人の三倍に当たっている。私領巡見使の場合は全部で五回のうち、矢掛宿での巡見使の行動を報告する飛脚をつとめ、これも一番多い賃銀を得ている。

以上により、道路工事という肉体労働の場合は村の中で二番、才能を必要とする飛脚では重要で、賃銀が一番多い仕事をつとめている事が明らかとなった。

『金光大神覚』

「金光石之丞病気の事蹟」解釈試論

福 原 道 茂

(意図) 本教信仰は親子の問題をもって語られるが、親と子は、信仰においてどのように問題になるのか。

(方法) 教祖五十四才のときの石之丞の事蹟ではなにが問題か、教祖、夫人の立場をおしえてうかがう。そのために、(1)この当時

の教祖家庭の状況―石之丞なり、教祖の立たされている役割、(2)教祖夫人の石之丞へのかかわり方、(3)教祖が石之丞に願っていること、またその具体的なかかわり方、(4)石之丞の教祖の願いのうけとめ方、といった点が明らかにされる要がある。

(内容) 本稿で明らかにしえたことは、(1)石之丞は実質的にこの当時は家主の立場に立たされて、教祖としても彼を一人前の人間としてみていたこと。(2)教祖は一般の家庭と違った一種独特の趣きをもった家庭の営み方を求めていたこと。(3)教祖夫人はただ母親の情に溺れるのでなくうるたえぬ態度がおっている。教祖に取次を願っているが、願いつつ教祖に任せるのでなく一子明神としての願いをもちつづけていること。(4)「大切な年に一度の祭りに死ぬ……」は、家庭一人一人の心得のわるさが石之丞の病気の病根であることを明らかにし教祖家庭のあり方を問うていること。ここから、教祖家庭はなにを願いとして動くものが問われている。(5)「かわいいと思うな……」は、人間心がでるところから神に任せての願いにならないことが指摘されている。(6)(5)に立つことによって教えができ、うける方も納得して従うことができる。――以上である。

かくて、石之丞の病気は、金光大権現のひれいの一つのなかみであり、「心、実意をもって神を願え」といわれる慶応三年十一月二十四日のお知らせの内容になるものである、といえる。

研究論文検討会要旨

本所は、その研究内容等について広く教内外からの批判と指教をうけることを願いとして、紀要「金光教学」を刊行してきているが、この願いをより十全に充たしていくについて本所の立場からとくに批判検討を積極的に受ける場を設けている。今回はその二回目として、昭和四十六年七月十三日に、その会合をもった。

被検討論文は、同九号の高橋行地郎「三十七才の教祖——その苦しみのとき——」と、同十号の福嶋義次「一乃弟子もらいうけをめぐる金神と天照皇大神との問答——伝承の世界と信仰の世界——」の二編であった。各論文についての問題点とともに、教学研究の態度、方法や研究所の研究の進め方に対する批判、要望も出され、その指摘は今後研究を進めていくうえに示唆を得るところが少なくなかった。以下にその主な検討内容を掲載する。なお、所外からは畑愷、津田貴雄、高阪松太郎、山根清志の各氏が、所内からは、沢田重信、瀬戸美喜雄、福嶋義次、高橋行地郎が出席した。

高橋論文

○ この論文の全体から受ける印象は、問題状況における教祖の生き方が鮮明にえがかれていることであるが、筆者は最初からこのような教祖像を意図して解釈を試みたのではないのではないか。

おそらく、筆者自身に現実生活上抱えさせられている問題への対応不能という状況があつて、教祖解釈をすることでその問題に直接的に解答を得ようとする意識が強いあまりに、かえってそのような結果を生んだのではないか。そのためか教祖を解釈しようとすることへ仮託して自己自身の現実対応における苦渋の相や、そこから開示されるべき道への願望を表現しようとしていることが、その表現からひしひしと感じられる。いわば教祖を解釈することと筆者自身の生の証しを得ようとすることを同時になさうとしていると思われるが、その方向は教祖を純粹客観的に研究する方向とはどういう関係になるのか。

○ 表現上の問題だが、執筆当時の流行語が使用されているが、数年後の今となつてはかえって古くさい感がしないでもない。時流に乗った字句の使用は論文の中では使用しない方が望ましい。

○ 教祖においては金神に対する無礼意識が常に生活の基調にあつたという事を解釈の前提にしているが、はたしてそれを意識した最初の時期が家督相続時と断定できるか、またそれ以後ずっと教祖の意識の全面を占めるようになったと言えるかということが問題になる。たしかに『覚』執筆の時点からみれば、そのように把握されもし、そのようにも記述されることにもなるうが、しかし家督を相続して以後の実際の所では、むしろ農耕生活を営々と

営み、また家を増改築していくという生活の安定を図る方が中心であったと思われる。その線上において、家族に不幸が起る度ごとに金神に無礼しているのではないかというものが、漸次教祖の生に位置を占めるようになったと考えた方が自然だと思われる。

○ 金神無礼のなり方の問題だが、家が金神の怒に触れた家柄であるという世間の風評や養父からの遺言といういわば宿命的な線からだけ問題になったのか、それとも教祖が次々田畑を購入するなどして進めてきている生活繁栄への願いを阻止する要素として問題になったのか。またそのいずれでもあるとすれば、その両者の問題がからみあって問題になる、そのなりぐあいのところをもっと考察してほしい。それから、教祖三十七才の時点で家の宿命上からの金神への無礼意識と、普請を契機にしての無礼意識とがストリートに結びついていたかどうか問題になるところである。

○ 金神という神は、家柄、家筋にたたりさわりをするのがその第一の機能なのか。それとも、その原因が追求され、責めを負わされる時に、個人に関わりをもつことになり、ひいては、個人の逐一の行為へ直ちに反応してくるのか。つまり金神のたたりさわりは家への名指しか、個人への名指しか。また金神は西日本にその勢いの中心をおいていたといわれるが、その中でも教祖の関わり方は一般の人より異常なものがあつたのか。すなわち、当時金

神はデッチあげの神としてあり、それを了解しつつ教祖はそれへ生命的な信仰を向けていったとは考えられぬか。ともあれ金神についての研究を今後いっそうはつきりしてもらいたい。それは、こんにちもっている金神の意義を明かにしたいと願うからである。

○ 筆者は三十七才の教祖を追体験しようとする姿勢に終始して、金神と教祖の関わりについて解釈をほどこしているが、「天地金乃神と同根」といわれる内容としての生神金光大神という、いわゆる完成された教祖の内容をどうみているか。天地金乃神の立場に立って、金神に関わろうとする教祖の姿を解釈すると、どのように三十七才の教祖がとらえられてくるか。神からみた教祖や金神の姿が明確に提示されてこないと、現代人の求めている天地金乃神像や教祖像といった教義的要請に答えられぬのではないか。

○ 教祖を見る見方の問題だが、教祖を歴史的存在としてみるのか、あるいは超歴史的存在としてみるのかの二つがあつて、その点筆者は前者の教祖を追求しようとしている。その両者の緊張関係に立つことが研究上は要請されるのであろうが、地方布教者としては、後者の信仰者としての教祖像を闡明してもらいたい。

福島論文

○ 伝承の世界と信仰の世界という視点から教祖を解釈しているが、この視点からこんにちの教団を見た場合、その信仰は今や伝

承の世界のもの（固定化、慣習化）と化してしまっているとは言えないか。もし言えるとするならば伝承の世界と信仰の世界という視点の設定は、すぐれてこんにちのわれわれのものであると言わねばならない。

○ 教祖の場合、伝承の世界から離脱、超越して信仰の世界を甞見したのか。それとも伝承の世界の根本を支えているものをだんだんと発見していくことを通して、信仰の世界が開けたのか。おそらく後者だと考えられる。教祖は伝承の世界を単純に否定して、信仰の世界を獲得したのではない。その点からいえば、教祖は必ずしも迷信打破に精魂を傾けたとはいえない。

○ この論文では、伝承の世界という枠からはずれざるをえない教祖の生の問題とかまたはずれてから後、担っていかざるをえない問題といったものがシャープにえがかれている。そういう点からすれば、いわば信仰の世界にとっての伝承の世界のマイナス面が、どちらかといえば強調されて論述されている。しかし、伝承の世界は一面では人々を拘束し、規制してくる反面、人々を生かし、助ける力をかくしもっており、その力の根本へ届いていくように人々を行動せしめていくという伝承の世界のプラスの面を含んだ考察が可能なのではないか。

○ 伝承の世界から信仰の世界が生まれてくるについては、金神

が大きな働きをしていると思う。筆者も「生の一層根源的な問題へ亡り降りていくことを当事者にもたらすことになる」として金神の働きを示しているが、この「生の根源的な問題」とは一体どういう内容をいうのか。

○ 天照皇大神から教祖を貰うけることによって、「金神が自由になった」と言われているが、これはある意味から考えると、人間の解放、自由が可能になったといえるのではないか。そのことに関わって、この時教祖が自由になったというよりも、別の理解の仕方をする、神そのものが、人間の欲求に囚われて、歴史的制約等を受け、極めて自由が奪われているという、所謂ウロコをつけさせられていたとはいえないか。その不自由さを強いられていた神自身が解放されることを通して始めて、教祖をはじめとする人間が、ひいては社会が解放され自由になったのではあるまいか。

○ あとがきのところで、天照皇大神の神性を村落共同体内の神としてとらえることに限定したと断っているが、教祖の教えに「天照皇大神というのは、日本の神さまであります。天子さまの御祖先であります」とあったり、また「太古、天照皇大神より…」とあるのをどう考えたらよいかが問題となる。つまり、四十五才の教祖のところでは、まだ共同体内の神としてしか天照皇大神は意

識されておらず、右の教えのような内容はなく、時を経るに従って天照皇大神像が確立していったのか。それとも四十五才の時にはすでに日本の神というようなおさえ方をしていたのだろうか。そこはどうか理解すべきか。

○ この論文では、天照皇大神を教祖の生活現実と直接関係する具体的な神として述べることで、この事蹟を解釈しているが、その面からすると、従来解釈されている「世界の総氏神のもらいけ」「天地の親神様へのもらいけ」という解釈はどのように問題になるのか。そういうようないわば抽象の神としての天照皇大神と筆者の明らかにした具体の神としてのそれとの相互関連が問題である。そこが把握されれば、もっと内容のある解釈になったと思われれる。

○ 教祖と天照皇大神、教祖と金神の関係の仕方には、そこにいかなるちがいがあろうか。筆者の論理からすれば、金神と教祖の関係は、人間を見放す神と神を見放す主体との危なっかしいいわば断絶関係、反撓関係である。反対に天照皇大神とのそれは、いわば血のつながった見放さぬ神と人との保証づけられた関係だと考えられる。

○ 『覚』解釈の方法上の問題になるが、このような実証性、客観性をもった解釈は非常にビジュアルな印象を受けるが、教祖一

人が解釈の場面で動かされているという感じがしなくてもない。この線上にミシテリズム（神秘主義）的内容がどう盛り込めるか。それから、こういう方法で、はたして四十五才以後の教祖の生の解釈が可能かどうかの疑問が残る。

○ この解釈は、人間の側に立って神の側、人間の側をみようとしているが、神の側に立って、金神と天地金乃神との関係とか、金神と天照皇大神との関係を見るとすれば、解釈の方法はまた違うものとなってこよう。

以上が各論文についての批判検討の概略である。以下は教学研究全般に対する意見で、右と重複するところもあるが、大切な問題指摘だと考えられるので、その内容を掲げる。

○ 研究所では現在、『覚』解釈の方法として事蹟解釈をとりあげており、一つ一つの事蹟はそれなりの世界が描かれ、まことに解釈のこまやかさとその追求力の息の長さの大切さはわからせてもらえるものがある。しかも解釈の世界が描かれてくるについては、それぞれの信仰上の視点が設定されることが抜きにならないだろうし、またそのことで描かれた世界から逆に解釈する者自身の信仰に得るものがあると考えられる。しかし、それはあくまで「如是我聞的教学」であって、解釈した人には意味があっても、地方布教者のところでは直ちにそのことが働きをするとは考えら

れない。「如是我聞的教學」をするにしても、事蹟の解釈をした結果として信心の中身の何かを言おうというのではなく、信心の中身はこうだというはつきりしたものをおさえて解釈するというのでなければ、論文を読んでも、そこから筆者の信心を頂くということには容易になりにくいところがある。

○ 地方布教者の立場からすれば、事蹟解釈が教祖の全体像を浮び上がらせるための一つの素材であって、その限りにおいては実証的、客観的に一つ一つの事蹟の背景にあるものを綿密に浮き上がらせることを積み重ね、そのことが教祖の全体像を明らかにすることにつながり、ひいては教義の内容も導き出してくるという一つの研究を進めていく上での筋合いはそれなりに了解できるのだが、それでいて何かそこに疑問を感じ、要望したいものも一面にはある。それは地方布教者のところでは、教祖や本教の神を語るのに、いちいち事蹟の解釈を積み重ねるといふことは許されないからである。説得力をもった教祖の信心内容を普遍化して提示するのでなければ、布教そのものは成立しない。それから、事蹟全体の解釈を積み重ねるといっても、事蹟全体の解釈をするとなると、ばく大な量だし、またその解釈の成果も各人各様のもののであろう。そうした時に、事蹟解釈の寄せ集めは必ずしも教祖の全体像を構築することにはならないという問題がでてくる。

○ そのような問題を考えていくについては、教祖の信仰内容を普遍化するということがもっている問題性に着目しておくことがある。すなわち、普遍化、一般化したとたんに、それは求めていくものとしてより利用されるものと化すということと、もう一つは普遍化するということを決定版を出すということとで考えるのではなく、今なりの最大公約的なものをおさえておき、あとはそれそのケースに応じて、それぞれの場において求めていけば、何も問題は無いのではないか、という問題である。そのような両者の問題性をそれぞれ布教者、研究者の立場において考えていき、相互に働き合わせることでこそが、教義探求の気運をよりあげることとに大切なことである。

○ 地方布教者は教祖の信仰内容の全体を直観的につかまえていくところがあるが、しかしそのつかまえた内容そのものは、問いつめていくと根拠がなく、不安をも感じている。したがって、そういうものに研究所はチェックもし、根拠も与えていくことがいえるのではないか。そのことを通じてお互い求める上で刺激が得られる。また、今後は布教現場と研究所との対話の場を拡げていくことが望まれる。

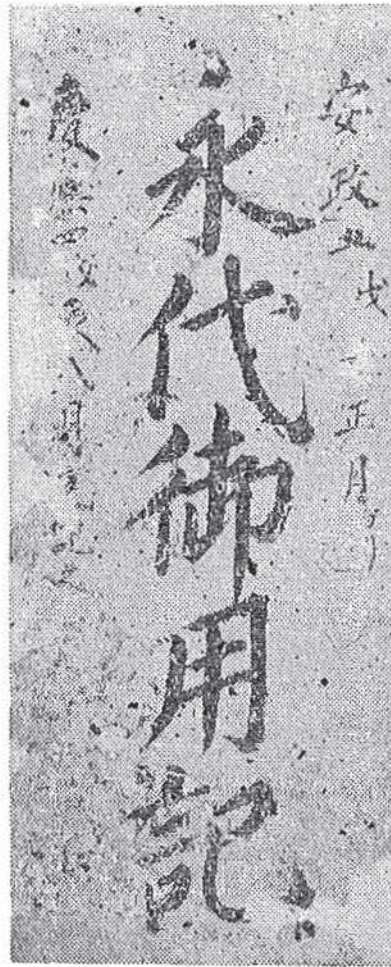
金光教学第十号正誤表

53	40	43	40	33	33	33	26	24	20	頁
上							下	上		段
7	3	2	8	1	5	6	8	1	4	行
百性	聞かれ	いうよう	媒計	祭壇	師壇	壇家	論文	仮移転	ひすたら	誤
百姓	開かれ	いえよう	謀計	祭壇	師壇	壇家	論文	移転	ひたすら	正
85	83	81	79	78	77	77	54	53	53	頁
下	下	下	下	下	上	上	上	下	下	段
9	9	7	1	3	1	8	6	12	3	行
価値感	設定	Alt-	になる。	な問題を媒介とし	共同レポート	つかさなさ	師壇	たぞし	P、No. 170	誤
価値観	設定	Alt-	になる。	(行の頭へ持ってくる)	共同レポート	つかさなさ	師壇	ただし	P、170	正

(行数の太字は後から数えてのもの)

資 料

小 野 家 文 書 (7)



金 光 真 整 編

「永代御用記」について

小野家文書の中にある永代御用記は、小野光右衛門が庄屋に就任して三年目の文化二年より記しはじめたものである。中には遡って享和年間のものもあるから、光右衛門が必要と思つたお上との御用関係のものを、ときどきに書き留めたものであることがうかがわれる。四冊にわかれており、明治五年六月その孫慎一郎が大谷村仮戸長を免ぜられるまでの五十七年間、三代の庄屋が親から子・子から孫へと書き綴っている。第一冊は文化二年から天保十一年までで、光右衛門が大庄屋となって井手の役所へ移住した年まで、第二冊は天保十二年から安政四年まで、第三冊は安政五年から慶応四年八月まで、第四冊は同年九月から明治五年までで、この冊だけ表紙に永世御用記と記されている。四冊ともに美濃紙の大判を縦に折って仮綴した横長の帳で、縦一五cm、横三八cmで、おおむね二〇〇頁から二六〇頁のものである。

その内容は、幕府や領主の役所からの公文書をはじめ、村役人や村民からの願書・届書もあり、中には隣村などへの連絡書、さらに領主の村内巡視記録などで記してある。金光大神（別冊）のまえがきに、永代御用記の説明を「幕府や領主蒔田家の役所から出された、いわゆる上意下達の公文書を書き留めたものであつて文化二年より明治五年までまとまっているが、それ以前のものは見当らぬ」としてあるのは、前記のように訂正すべきものと思う。

このたびとりあげた永代御用記は、安政五年正月からのものである。表紙と裏表紙とは厚紙で、表紙には写真のように「永代御用記」と中央に大きく、両わきへ「安政五戊午正月ヨリ、慶應四戊辰八月迄記之」とあり、裏表紙には「小野四右衛門、同慎一郎」とある。本文は一二九枚と半片二枚で二六〇頁に及んでいる。

この帳は、教祖が立教神伝をうけられる前年から、四右衛門が記しはじめたものである。四右衛門は慶應元年五十三才で死去した。その長男の慎一郎があとをつぎ、同四年教祖が生神金光大神の神号をうけられる前月まで記している。その内容をみると、わが国内のことでは、貨幣の改鑄など経済上の問題から、討幕などに関係のもの、ロシア国水兵の殺害犯人の手配書など、種々の公文書の写しがみられる。領主の関係では、七千石の旗本から一万石に石高をあらためられて大名になったこと、

京都見廻役在勤中に長州浪人によって浅尾の陣屋が焼討ちされた事件、役人の任免の記事その他がある。また、教祖関係のも
 のでは、三男の足軽任命、四男の有志組任命、百両献金、神主補任の一件書類、苗字帯刀許可などが記されてある。
 このたびは、この永代御用記の前半、安政五年正月より元治元年十二月までの七九年のものを載せた。

凡 例

- 一、できるだけ原本の姿をとどめることにつとめた。
- 一、義と儀・庄屋と庄や・ハとをなど、みだりに統一しなかった。
- 一、片仮名のルビや、脇に小さく記しながらも、何の注記もないものは、原本にそれが記されたものである。
- 一、項目ごとの見出しは、原本にはないが便利のために編者がこれを適当につけ、ゴチック体で記した。
- 一、句読点、返り点なども、編者が適宜につけた。
- 一、読みにくい漢字には、括弧に入れてルビをつけた。(○すべて) など。
- 一、カ||より・ハ||え・セ||は・而||て、などは原本のままとしたが、変体仮名のヰ||れ・ヰ||す・ゐ||か、などは、平仮名にあらためた。
- 一、年号のうち、原本にこれを欠くところは括弧に入れて補い、西紀も書き加え、(安政七 庚申歳 一八六〇)のようにした。
- 一、朱書・消去などは、その箇所全体を「」に入れ、(○「」内は朱書)のように注記した。
- 一、編者の注は括弧に入れて、(○藤田 孝) (○袴田 稔)のように、その場に入れた。
- 一、誤字・脱字と思われるものには、その傍に正しいと思う文字を括弧に入れ、(者カ) (得脱カ) などとし、また虫喰の箇所にもときに(林蔵カ)など入れた。誤字・宛字で判読できるものには(ママ)と注した。

(安政五戊午歲 一八五八)

御用金称美

態と申廻候。然者、昨年御高掛り御用金□□御請申出候。為ニ御称美御酒・吸物被レ下候間、来ル十六日五ツ半時、庄屋・年寄・百姓惣代耆人ツ、御役所ニ可ニ罷出ニ候。為レ其如レ斯候。

已上。

正月十日 役所

大庄屋

村々

右、□□之趣、□□□□直十郎・官ニ、市場ニ可ニ申達ニ候。
上下(○袴)御□□□之ものは持參可レ有レ之候。
已上。

若様権佐と改名

態申廻候。然者、今般、若殿様(○蒔田)御儀権佐様と被レ遊ニ御改名候間、此段可ニ相心得ニ者也。

午五月五日

大庄屋

村々

蒔田広運逝去

態と申廻候。然者、殿様(○蒔田)御儀、御病氣不レ被レ為レ叶(五九)月晦日、御逝去被レ為レ遊候之段、□□恐悔候。依レ之村々庄屋・年寄明十二日御役所ニ罷出、御悔(可カ)申上候。尤、寺社方并御用達・御館入共、同日罷出、恐悔可ニ申上ニ段、向々ニ可ニ申達ニ候。右ニ付、穩便左之通。

六月十一日、来八月二日迄、御中陰

一、諸殺生・鳴物・音曲・高聲之事

但、佛事鳴物来ル十五日迄五日之間停止

七月二日迄、三七日之間

一、普請・作事

来ル十五日迄停止、五日之間。

一、とうも・から白

右同断

一、油ノ并鍛治・桶屋・綿打之類

一、通筋、来ル十三日迄本蔀帳、十五日迄半蔀帳下ケ可レ申事。

右之外、万事物静ニ、火元別而念入。御忌中之間、村役人共昼

夜村方時々相廻り、心得違之者無レ之様、可ニ取計ニ候。右之段末々迄、不レ洩様可ニ申附ニ者也。

六月十一日 役所

大谷村
須恵村

殿様法号以下呼名変更

態申觸候。然ハ、殿様御法号、賢徳院様と奉唱、御後室様御寿号、興隆院様と奉称已来御隠居様と申上之、若殿様御儀、殿様と申上之、御姫様於重様(おしげ)と御名ヲ申上之、盛心院様御儀以来大御隠居様と奉称候間、此段承知有レ之、末々迄可ニ觸知ニ者也。

六月十五日 役所

大庄屋
村々

實際の死去日

追而、御内実者、五月廿六日御逝去ニ御座候処、御跡目御願之御都合も有レ之、公邊(お届カ)□□晦日ニ相成候。以来廿六日之御忌日と可ニ心得ニ候。

寂光院に御下ケニ相成候、御法号

賢徳院殿知體普男大居士

江戸屋敷普請に付、御用金申付

七月五日村々庄屋中御役所へ御呼出し、尚又十日、右同断之節、御渡ニ相成候御書付左之通。

四ヶ年已前(○安政二年)、江戸御屋敷大地震御大變後、大風ニ而及ニ大破ニ候。御普請莫太之御入用金ニ付、昨年高掛リ御用金貳千兩四ヶ年割調達被ニ仰付ニ候処、速ニ御請申上、御満悦ニ御座候。御普請も四ヶ年割可レ被ニ仰付ニ候処、御家中住居向、難洩者一同之義ニて、年割御普請ニハ難レ被レ成、追々御出来ニ付、昨年馬喰町ニ而千兩、高野山平等院ニ而三百兩被レ成ニ御拝借、御拂相濟候。右者、追々納リ置ヲ以、御拂入之積候。尚又此度者、式之御土蔵、奥御土蔵氏三ヶ所、表御座間老棟、御居間兼御住居向、不レ残御修覆難レ被レ成、御差延候ニ付、以、御入用金都合六百兩餘之処、聊も御手宛金無レ之候ニ付、無レ據、此度、別紙番付之通、右御用金調達申付候間、厚致ニ心配、早々御請可ニ申出ニ候様、いたし度存候。右者於ニ御役所ニ可ニ申渡ニ候処、此節柄故之義ヲ以、不レ及ニ其義ニ候之間、村役人どもカ、書面之趣厚申渡候様、取計可レ有レ之候。

午七月十日

森川次郎八 御印

江戸屋敷普請代金割当

御切出し之写、左之通

- 一、五兩
- 一、四兩
- 一、三兩
- 一、貳兩
- 一、貳兩
- 一、貳兩
- 一、貳兩
- 一、貳兩
- 一、貳兩
- 一、貳兩
- 一、貳兩
- 一、貳兩

中嶋傳七郎 同
 二階堂勇藏 同

大谷村

ノ三十四兩
 午七月 役所

大谷村

中嶋 榮七郎

元 藏

柳太郎

寛 治

仲 二

乙 十

十五郎

次郎右衛門

藤右衛門

九十郎

理右衛門

兼 藏

理喜藏

音之丞

庄屋

小野四右衛門

同代勤

慎一郎

年寄

三郎治

右、人別申付候処、早速御請、且献上候御趣申出候。尤、十五郎・乙十・力藏難渋之趣、半減とも申出候得共、厚(及力)理解、惣方同様ニ相成、柳太郎・官二・仲治ハ別献金致□差出し、其餘人別之ものとも献納答書。

七月□□差出申候

江戸屋敷普請代献金

乍レ恐以ニ書付ニ御窺奉ニ申上ニ候

大谷村

柳太郎(○速藤)

一、金三兩

御用金

一、同拾兩

別献金

ノ拾三兩

寛 治(○河手)

同前

一、金貳兩

御用金

乍レ恐以ニ書付ニ御窺奉ニ申上ニ候

一、同三兩

別 献 金

一、金 拾五兩

メ五兩

御修覆御入用銀之内へ御差加へ願

仲 治(○西沢)

一、金貳兩

御用金

先年大地震ニ付、御屋敷御大變後、尚又大風ニ而及ニ御大破ニ御修覆御差延ニ相成候。御殿向、今般御造宮被レ為レ遊候趣、奉ニ

一、同四兩

別 献 金

承知ニ候。依而ニ私義、御國恩之餘計ヲ以、可也ニ今日を相宮候冥加を相弁、乍レ聊書面之銀子、右御入用之内ニ、献上仕度奉レ存候。此段、御聞濟被レ為ニ仰付ニ被レ下候ハ、冥加至極難レ

メ六兩

有仕合奉レ存候。依レ之以ニ書付ニ奉ニ伺上ニ候。 已上。

右ハ、今度、御屋敷内御建物数ヶ所、御修覆被レ為レ遊候御入用之内ニ乍レ聊書面之金子貳ツ共、御國恩為ニ冥加ニ献上仕度趣申出候之趣、御聞濟ニ為ニ仰付ニ被レ下候ハ、難レ有仕合奉レ存、依レ之御伺書奉ニ指上ニ候。 已上。

御用達 大谷村 川手 直藏

大谷村年寄

午七月

三郎 治

右之通願出候ニ付、取次奉ニ差上ニ候。願之通被ニ仰付ニ被レ下候ハ、難レ有仕合ニ奉レ存候。 已上。

午七月

庄屋代勤

大谷村

慎一郎

役 人

庄屋

小野四右衛門

御役所

御役所

七月廿五日差上ル

七月廿日差出ス

一、金 拾五兩

西沢 林藏

文言右同断ニ而、八月朔日差上ル

一、金 貳兩

年寄

三郎 治

献納書付、八月十日、慎一郎出勤之節、差出置申候。

蒔田広孝家督をつぐ

態申廻候。然ハ、殿様御儀、去五日御家督無ニ御相違ニ被レ為レ蒙レ仰候旨、被ニ仰下^(罷出カ)、奉ニ恐悦ニ候。依レ之明廿四日五ツ半時、村々庄屋・年寄□□恐悦可ニ申上ニ候。且、寺社・御用達・御館入共ニ前文之通不レ洩様可ニ申達ニ候。為レ其如レ斯候。 已上。

午八月廿三日 役所

大谷村

須恵村

將軍徳川家定薨去

態申廻候。然々、公方様被レ為レ遊ニ薨御ニ候ニ付、今廿五日迄停止、左之通。八月廿五日迄、来ル十月十四日迄、五十日之間。

一、諸殺生、鳴物・音曲・高聲之事、右同断

一、大火焚之事

来九月八日迄、十四日之間

一、諸普請・作事之事

来ル廿九日迄、五日之間

一、とうす・から臼之事

右同断

一、油ノ・鍛治・桶屋・綿打之事

本部帳来ル廿七日迄三日、半部帳廿九日迄五日之間。

一、往来筋、葺帳下ケ可レ申事

右之外、穩便相慎、火元之義可□□念入村役人□□^(共カ)、昼夜折々村方相廻り、心得違之もの無レ之様、可ニ取計ニ候。右之趣、末々迄不レ洩様、可ニ觸聞ニ者也。

午八月廿五日 役所

大谷村

須恵村

コレラ流行に付その治療法の觸

從ニ公儀ニ被ニ仰出^(○あらか)、左之通。此節流行之暴泻病之其療治方、種々ある趣候得共、其中素人可レ得^(○す)レ心法を示ス。預しめ是を防^(○す)ニハ、都而身を冷す事なく、腹にハ、木綿を巻、大酒大食を慎ミ、其外こなれかたき食物を一切給申間敷候。若其症催候得者、早寢床に入て飲食を慎み惣身を温め、左ニ記ス芳香散トイふ薬を用ゆへし。是□□はにして治するもの少からず。且吐泻甚しく、惣身冷ゆる程に至候得ハ、焼酎を壺・式合いれ、中に龍膈・掃膈壺・式奴つ、入、あたたためて木□之切にひたし腹并、手足へ

静にすり込、芥子泥を以、下腹・手足の半時計度々ニ張也。或ハ、小半時位つ、度々と有レ之。

芳香散

□品

椿枝

益智 細末等分

献姜

右附合いたし、苓・式勿つ、時々用ゆへし。

芥泥

等分

□たし粉

□粉

右□□酢□て堅くねり□□ゆれに□を□張へし。

但し、間ニ合たる時ハ、あつき湯ニ而芥子粉計りねり候而もよろし。

又法

ね敷

あつき茶にて、其三分一、焼酎ヲ和し、砂糖を少し加多用ゆへし。但屋敷を閉、布木綿等に焼酎を附テ預め惣身をこするへし。但、手足の先并腹の冷ゆる所を温め、鉄又え温石を布に包ミ、湯をつかひたる心持に成程ニするもまたよし。

右、此節流行病甚敷、諸人難澁致候ニ付、其症ニ拘ワらず早□(○かか)(速カ)

用候而、害なき薬法諸人為ニ心得ニ無ニ急度ニ相達候事。

午八月

右之通、村方末々迄、不レ洩候様、可ニ觸傳ニ候者也。

午□(九カ)月十二日 役所

大谷村

須恵村

本文之趣、小頭・足輕中ニ可ニ相達ニ候事。

金銀引替

從ニ公儀ニ被ニ仰出ニ、左之通。古金銀・真字式步判・古式朱銀・文政度之文字金銀・草字式步判・五兩判・式朱銀・古老朱共、通用停止之分、當午十月迄引替候様、去巳年相觸候処、今以引替残も多有レ之候ニ付、猶亦来未十月迄是迄之通、被ニ善置ニ候(差カ)条、諸事先達相觸候通相心得、右期同様引替へ可レ申候。(而脱カ)

十一月六日

幸七人相書

當九月十三日、親安兵衛に手疵為レ負逃去候濃州石津郡安田村幸□(七カ)

人相書

一、年齢、或十八□^(歳カ)

一、色黒き方

一、顔丸き方

一、目丸き方

一、耳鼻は常躰

一、齒並之白き方

一、月代眉毛濃き方

一、頭に左り方打破候疵壹ヶ所有レ之

一、言舌早き方

一、其節之着類、木綿白紺嶋単物を着し、地花呂白茶とつ□織

小倉帯と罷在

午十一月

右之通、被^レ仰出^二候間、念入可^レ遂^三吟味^一、若隱置、脇より相

知候ハ、可^レ為^三落度^一、且、古金銀引替之儀、是又念入可^レ申

附^二候。為^レ其如^レ此候。

已上。

十二月八日 役所

大庄屋

村々

態と申廻候。然ハ、森川三寸五郎義、今般、家中無^三相違^二被^レ

仰付^二候。為^三承知^一如^レ斯。

已上。

十二月廿三日 役所

大庄屋

村々

安政六己未歳（一八五九）

蒔田広孝家督相続の祝儀

態と申廻候。然ハ、殿様御儀御家督被^レ為^レ蒙^レ仰候間、為^三御祝

儀^一吸物・御酒被^レ下候間、来ル十八日五ツ半時、村々庄屋・年

寄・御用達共御役所^レ可^レ罷出^二候。為^レ其如^レ斯候。 已上。

未正月十五日 役所

大谷村

須惠村

併和麻之進御家老役任命

態申達候。然ハ、併和麻之進殿

御家老役

之様相心

為^レ其如^レ此候。

已上。

森川三寸五郎家中仰付

未正月十五日 役所

大谷村

須惠村

役所へ呼出

態申廻候。然ハ、明後十四日五ツ半時、左之者。

家來、常平、一軒判株被ニ仰付ニ候

大谷村年寄

三郎治

才平太御酒料

須惠村同断

才平太

五ヶ年儉約令

寅年より去年迄五ヶ年之間、御儉約被ニ仰付ニ候義、尚又五ヶ年、前同様相心得候様、被ニ仰付ニ候御觸書、□□□八日拝見。請印仕置申。

御用之儀有レ之候間、御役所ニ罷出候様、可レ被ニ相達ニ候。其許共ニも、出勤可レ有レ之候。為レ其如レ此候。 已上。

郡奉行等任命

態申廻候。然ハ、

郡奉行役被ニ仰付ニ之。

二階堂小一郎

村支配、本役被ニ仰付ニ之。格式是迄之通。

二階堂民之丞

小役人席に御雇、高五石御用木掛り被ニ

森川郷右衛門

仰付ニ之。

右之通被ニ仰付ニ候之間、為ニ心得ニ申達候。已上。

未三月十日 役所

大庄屋

難波忠五郎

吉富融三郎

村々

役所へ呼出

覚

大谷村御用達

西沢 林蔵

柳 太郎

苗字御免
御酒料

森川 三寸五郎

大谷村庄屋

小野四右衛門

すへ村庄や

藤沢 為蔵

同代勤

啓次郎

大谷村代勤

慎一郎

同人悴

同 森四郎 帶刀御免

元 藏 壹代限
座上改

同断

川手 直藏 帶刀御免

十五郎 御酒料

同村

中嶋榮七郎 御酒料

次郎右衛門 右同断

仲 二

(右同断カ)

乙 十郎

(右同断カ)

藤右衛門 御酒料

九十郎 御酒料

理右衛門 右同断

兼 藏 右同断

寛次郎 上下御免

理 喜藏 右同断

音之丞 御酒料

外ニ、すへ村御館入菰口市郎兵衛・同人悴苗字御免、相二郎・

弥兵衛・八右衛門・月次郎・龜太郎・仁平次・喜兵衛

〔安衛・與七外一同御酒料、右之者ハ御用之儀有レ之候間、

明後十四日五ツ半時、御役所ニ召連可レ被ニ罷出、為レ其如レ此候。 已上。

森川 三寸五郎

兩村役人當テ

追而上下(○袴)御免之分、持参有レ之様、可レ被ニ相達ニ候。

已上。

外国交易の金銀通用

態申廻候。然者、從ニ公儀ニ御觸^(マ)右之通。外國交易御開ニ付而モ、彼國之金銀其儘可レ被ニ致ニ通用ニ候。尤、金と金ト、銀と銀ト量目ヲもつて取遣いたし候筈候条、此度吹立被ニ仰付ニ候新小判・壹分判・貳朱銀、自方之割合ニ應シ、無ニ指支^(マ)ニ可レ致ニ通用ニ候。

未五月

貳朱銀小判吹立

別紙

世上通用候ため、此度、貳朱銀吹立被ニ仰付ニ候間、右貳朱銀八ツヲもつて、金壹兩之積り、尤、壹分銀・壹朱銀を追而吹直被ニ仰付ニ候得共、夫迄者取交銀錢共兩替無レ滞可レ致ニ通用ニ候事。

小判・壹分判、此度吹直被ニ仰付ニ候条、兩替之儀ハ是迄之通相心得、金銀取交可レ致ニ通用ニ、尤、通用日限之儀ハ、追而可レ及ニ沙汰ニ候。

一、保字小判・壹分判之儀ハ、追而停止可レ被ニ仰出、夫迄之間、保字小判と壹兩壹分、同壹分判と壹分、壹朱之積リヲ以、取交通用たる^(マ)へく事。

右之趣、御料・私領・寺社領共不レ洩様、早々可レ被ニ觸知ニもの也。

久平人相書

別紙

甲州巨摩郡東田村忠兵衛を、殺害ニおよひ候趣、相聞候。同人
養子、久平人相書。

一、年齢、式拾五歳

一、丈、高キ方

一、中肉立、赤黒キ方

一、顔長く、頬こけ候方

一、目少し細り、するとき方

一、耳、常体

一、鼻高キ方

一、唇、厚キ方

一、齒、大キなる方

一、月代・眉毛濃キ方

一、髭薄キ方

一、言舌常体

一、髪毛結候儘、元結際^カ切候間、方

一、其節之衣類、木綿紺茶黄塵^カ同茶万筋^カ、半纏ヲ着、

片面紺博^カ片面无地^カ右^カ掛帯^カ

右之通^カ有之^カ而之其儘留置、御料を御代官、私領

ハ領主地頭^カ申出、夫^カ於^カ江戸、山口丹波守方^カ可^カ申出^カ候。

若、及^カ見聞^カ候ハ、其段も可^カ申出^カ候。尤、家来・又者等入
念^カ可^カ遂^カ吟味、若隱し置、脇^カ相知候ハ、可^カ為^カ曲事^カ者也。

未四月

右之通被^カ仰出^カ候間、村々末々迄不^カ洩様、可^カ觸知^カ者也。

未六月廿日 役所

大庄屋 兩人

村々

五ヶ国との交易許可

態申廻候。然者、從^カ公儀^カ御觸左之通。

魯西亞・佛蘭西・英吉利・阿蘭陀・亞墨利加五ヶ國交易御差許
相成候間、当未六月^カ神奈川・長崎・箱館等三湊、異人共勝手
ニ可^カ逐^カ賣買^カ候。右之者共^カ珀來^カ之品々賣捌候者勿論、居留候

外國人共見せ賣之品、諸人買取候儀を、是又可^カ為^カ勝手次第^カ候。

右之儀、御料・私領寺社領共不^カ洩様可^カ觸知^カ候者也。

未五月

外國人に賣買禁止の品名

一、官服の類

一、御法度之義を記候書籍、雲上明鑑・武鑑其外官位高等記候

書類

一、兵学書并板本ニ無レ之写本之類

一、城郭、陣列之類

一、甲冑、刀劍并附屬之小道具

一、銅

右之品々、相對外國之ものに賣渡候者有レ之候ハ、其當人

ハ勿論、五人組も可レ被レ所ニ罪科ニ候。右之趣、御料・私領・

寺社領共不レ洩様、可ニ觸知ニ者也。

未五月

申事。

一、武家・其外共町人ハ相對ニて申付、右名前之もの共方ハ差

出、為ニ引替ニ候義も、勝手仕第之事。

一、新小判壹分判・同式朱銀兩替ニ付、切賃之義、諸金銀同様

相心得可レ致ニ取替ニ事。

右之趣、御料・私領・寺社領共不レ洩様、可ニ觸知ニ者也。

未五月

繪図等賣買禁止のこと

御役所之品々賣買之義も、□御制禁之所、□近來江戸□圖等

に御紋彫刻出板致候分□有レ之候得共、向後ハ不ニ相成ニ事候。

□圖□附候□可レ為ニ心得□候。

兩替の店名

別紙

□町壹丁目

御達改役所

駿河町

三井組
為替御用所

本兩替町

拾人組
右 同 断

本□屋町

三谷三九郎

室町壹丁目

竹原屋文右衛門

南鎮町

泉屋吉次郎

金吹町

中井 新右衛門

田所町

井筒屋 善次郎

神田旅籠町

石川屋 庄次郎

金銀兩替等のこと

□被ニ仰附ニ候。新小判壹歩□式朱銀とも、

六月朔日カ可レ致□候。尤、有來金銀取受、受取方・渡方

兩替共、無レ滞可レ致ニ通用ニ候。

一、保字小判・壹歩判・新小判・壹歩判并式朱判・式朱金取交

引カヘ候筈之条、別紙名前之者方には、追々さし出、引替可レ

百姓・町人衣服等之事

百姓・町人共、衣服・冠物之儀ハ、風俗(〇かかわ)ニ拘リ候間、異風身形致間敷旨、前々方相觸候趣も有レ之候へ共、向後異形之衣服・冠物等相用候義、弥以、御制禁ニ候。万一心得違之者有レ之候ハ、見掛リ仕第召捕、吟味之上、急度可ニ申附ニ候。右之通、御料・私領・寺社領共不レ洩様可レ被ニ相觸ニ候者也。

未五月

右之通被ニ仰出ニ候間、村々末々迄不レ洩候様可ニ觸知ニ者也。

未六月廿七日 役所

大庄屋

村々

以上

右之通被ニ仰付ニ候間。為ニ心得ニ申達候。

未七月十一日 役所

已上。

態申廻候。御目錄被レ下レ之。

加役多ニ付村方出役御免候事。

未六月廿六日

森川三寸五郎

格式側足輕支配見習

一、高六石壹人扶持

一、鎗為レ持可レ申事

一、村支配是迄之通

未六月廿六日

中嶋音之進

右之通被ニ仰付ニ候間、為ニ心得ニ申達候。

未七月廿日 役所

已上。

諸役任命

態申廻候。然ハ、格式中小性被ニ仰

付ニ之。村支配是迄之通、念入

可ニ相勤ニ候。御用之節、鎗御免之事。

未六月廿六日

龜山寅次郎

大庄屋
村々

前同断

併和作一郎

開湊のため外国人歩行に注意

前同断

二階堂元一郎

態申廻候。然者、從ニ公儀ニ御觸左之通。神奈川湊御開有レ之、

外国人共居留、且六合川筋ヲ限、其余最寄十里之内、步行差許相成候ニ付而ハ、同所奉行支配向之者、為ニ取締ニ相廻リ候間、都而外國之拘リ候義ハ、支配向之者、打合取計、支配向不ニ居合ニ之節、外國人ニ對而不都合之義も出来候ハ、早速同所奉行申出、差圖請候様可レ被レ致候。右拾里之内、領分知行有レ之分ハ勿論、往来旅人等ニ至迄、右之段相心得、不ニ取締ニ之義無レ之候様、可レ被レ致候。 神奈川最寄領分知行

(六カ)
□月

金貨吹直しにつき達

指出し 之義、今度 判吹直し并保字

小判(老カ) 歩判、歩増通事、被ニ仰出候ニ付、此度引替指出候者に

ハ、□法遠近ニ不レ拘、御手當相増候割合左之通。

- 一、慶長金 百兩ニ付代金 式百五拾八兩
- 一、元録金(トヤ) 百七拾八兩
- 一、文元金 百五拾兩
- 一、乾字金 百三拾五兩
- 一、真字式分判 百三拾兩
- 一、文政金 百三拾兩
- 一、草字式分判 百式拾三兩

一、五兩判 百五兩
右之通増歩御手當被レ下、引替人御手當之事ハ是迄之通、都而百兩ニ付、金式歩ツ、被レ下候間、聊も不ニ貯置ニ江戸・京・大阪其外諸引替御用相勤候者共之内へ、早々指出し引替可レ申候。若此上貯置候もの有レ之ハ、糺候上、急度沙汰ニおよぶべく候間、御料ハ御代官・私領ハ地頭領主ニ而、其旨相心得、念入申付□之候。
右之趣、向々に不レ洩候様、可レ被ニ相觸ニ候。

外国人に書状届の依頼物や、品物を受けた時の事

一、外國交易御取開有レ之、外國人開湊場の船を寄、最寄居留リとし、御差許ニ相成候ニ付而ハ、其所之ものハ勿論、海上又は途中何れ之場所ニ而も、外國人ニ出會之節、書状届方等、頼れ、或ハ品物など、贈候とも、堅断可レ及、若無ニ余義ニ受取候義有レ之ハ、右之品持參、委細之義、早々、其筋に可ニ申出候。隱置、後日相顯ニおみてハ吟味之上、可レ被レ所ニ罪科ニ候者也。右之趣、御料・私領・寺社領共不レ洩様可ニ觸知ニ候。尤、天保十三寅年被ニ仰出候。浦々建札ハ、取拂可レ申候。右之通相觸らるべく候。

六月廿四日

西洋書籍改印の事

西洋書籍之義ニ付而ハ、兼而被ニ仰出ニ之趣も有レ之候処、今般、
神奈^(川カ)□・長崎・箱館開湊之上ハ、右場ニおゐて外國商人共々直
賣いたし候書籍ハ、運上役所ニ差出し、改印請候様可レ致候。

若心得違ニ而、改印無レ之、聊ニ而も御制禁宗門之事ニ相渡候
書籍類取扱候もの有レ之おゐてハ、嚴科ニ被レ處候。

右之通向々ハ、可レ被ニ相觸ニ候。

七月

右之通、被ニ仰出ニ候間、村々末々まで不レ洩様可ニ觸知ニ者也。

未八月十六日 役所

大庄屋

村々

洋銀同様の銀にて吹増

態申廻候。然者、從ニ公儀ニ御觸左之通。此度洋銀同様之銀ヲ以、
壹歩銀吹増被ニ仰出ニ候間、在来壹歩銀取受無レ滞可レ致ニ通用ニ候。

右之通、可レ被ニ相觸ニ候。

八月

ロシア人水夫殺害

當七月廿七日暮六ツ時、金川^(ヤマ)・横濱町ニおゐて、何ものニ候不レ

知、魯西亜人を及ニ殺害、逃去、行衛不ニ相知。其節魯西亜水

夫所持金銀□□□箱入候まゝ粉失候處、其後神奈川太田町堤

脇海面ニ、右箱銀錢十六枚・金錢壹枚入捨有レ之候。且右刃傷

ニおよひ候場所、左之品捨有レ之候。

一、麻串返し割羽織 壹

一、刀の折れ 七寸程

一、麻裏草履 片足

右之通候間、末々ニ到迄遂ニ穿鑿、あやしきもの、及ニ見聞ニ候

ハ、寂寄奉行所・御代官所ニ可ニ訴出ニ候者也。

右之趣、御料・私領・寺社領共不レ洩様、可レ被ニ相觸ニ候。

八月

右之通被ニ仰出ニ候間、村々末々迄不レ洩様、可レ被ニ觸知ニ者也。

未十月七日 役所

大庄屋

村々

殿様の実父逝去

態申廻候。然ハ、御殿様御實父八郎左衛門様御儀、久々御病氣
被レ為レ致候所、御養生不レ被レ為レ叶、去ル十三日□之刻 御逝
去被レ遊、奉ニ恐悔ニ候。右ニ付、穩便左之通。

今廿八日カ来十二月三日迄

一、鳴物・音曲・諸殺生

今廿八日カ来十一月五日迄

一、諸普請・作事

同日カ来朔日迄

一、油カ・鍛冶・桶屋・綿打

右之通停止申觸候間、此段承知、末々迄不レ洩様、觸可レ知候。

尤、村役人、明廿九日例之刻御役所へ相罷恐悦可ニ申上ニ候。(梅カ)御

用達・御館入・寺社も向々カ申達候。為レ其如レ斯ニ候。已上。

未十月廿八日 役所

大谷村

須惠村

(安政七庚申歳 一八六〇)

外国銀錢極印の事

態申廻候。然ハ、從ニ公儀ニ御觸左之通。外國銀錢目方七匁已上、

壹分壹分銀三分通用之積リ、於ニ銀座ニ極印相渡候間、無レ滯通

用可レ致候。尤、銀錢所持致居申者ハ、銀座へ指出之、極印ヲ請可レ申候。

右之通可レ被ニ相觸ニ候。

十二月

右之通被ニ仰出ニ候間、村々末々迄不レ洩様可ニ觸知ニ者也。

申正月廿五日 役所

大庄屋

村々

外国貿易につき金銀釣合の事

態申廻候。然者、從ニ公儀ニ御觸左之通。外国交易ニ付、貨幣之

釣合不レ宜候間、追而改鑄被ニ仰付ニ迄左之通、通用可レ致候。尤

引替之儀も、追而可レ及ニ沙汰ニ候。

一、保字小判壹兩 金三兩壹分貳朱

一、同壹分判 金三分壹朱

一、正字小判壹兩 金貳兩貳分三朱

一、同壹分判 金貳步三朱

右之通相心得、来ル二月朔日カ、外金銀取交兩替無レ滯通用可レ

致候。

右之通可レ被ニ相觸ニ候。

正月廿一日

右之通、被_レ仰出_二候間、村々末々迄不_レ洩様、可_二觸知_一者也。

申二月十五日 役所

大庄屋
村々

諸役任命

態申廻候。然者、

一、式ヶ年詰
江戸勤番

二階堂元一郎

一、格式徒士組頭
被_二仰付_一之

中嶋惣右衛門

一、同断

池上 金之丞

右之通、被_二仰付_一候之間、為_二心得_一申達候。已上。

申二月十六日 役所

大庄屋
村々

本丸火事のため再建費用献納

態申廻候。然者、從_二公儀_一御觸左之通。此度、本丸炎上(○安政六年十月十七日江戸城本丸の火災)

二附而者、寺社之向方追々(○わかま)金等、願出候者も、

有_レ之候ニ付而_レ諸國寺社之内ニも御恩沢相弁(○わかま)と同様志願之者

可_レ有_レ之、乍_レ併、右等之志願有_レ之候而も少分を配、又_レ遠路懸隔候故、不_レ任_二心底_一、其儘ニ折返候者も、可_レ有_レ之哉難_レ計、右林有志之者有_レ之候を、空敷為_レ致候も不本意ニ付、有志之分_レ々大小之寺社、其格合ニ不_レ拘、素_レ々多少を不_レ論、銘々了簡次第志願之趣申出候共、聊以_二子細無_レ之旨_一、寺院・社人之向_レ、無急度_二及_二内達_一置候之間、追々上納相願候類、可_レ有_レ之哉。

右ニ付而ハ、納方之手續も不_二取極_一候而も、混雜も可_レ致、上納方ニ付、寺社之向難儀候様ニ而も、不_レ宜候間、別紙之通尚又申達置候ニ付、御知行所ニ罷在候寺院・社人とも、彼地陣屋に相納候も受取置、御知行所ニ陣屋無_レ之分ハ、寂寄奉行・御代官・御預所之内へ相納、関八州ニ罷在候も同様、陣屋無_レ之、納め差支候分ハ、便宜ヲ以、江戸表屋敷に相納候積ニ付、急()地所宗旨寺号等、目錄書相添、取集次第掛者に、御差出可_レ有_レ之候様存候。右も、御老中方にも申上置候段、及_二御達_一候。尤寄合之内、知行有_レ之分に_レ前書之趣、御達被_レ置候様存候。

申正月

別帛

一、御府内ニ罷有候寺院之向も、觸頭に取集、右京亮・伯耆守方_レ寂寄次第相納、神職之向も、直ニ銘々、右兩人方_レ、相

納可申事。

- 一、遠國ニ罷有候寺社之向、御料と支配奉行所・御代官役所・御預役所、私領と領主地頭役場の相納、万石以下之向、知行所・陣屋無之之分も、取寄奉行所・御代官役所之内に、相納可申事。

一、関八州ニ罷在候寺社之向も、取寄支配役所・領主地頭、役場無之^レ方差支分ハ、出府之上、右京亮、伯耆守方に相納候共、又も^レ江戸表^レ役所^レ向相越^レたるへき事。

- 一、所属無之^レ寺社之向、遠國之分ハ^(最力)寄次第奉行所・御代官役所・御預役所・万石已上領分役場^レ内^レに相納、関八州之分も、其取寄ニ^レ奉行所・御代官・御預所・役場等無之^レ、差支候類も、出府之上、右京亮、伯耆守方に、直ニ相納候共、又も慥成便宜を以、寺院と觸頭、社人と吉田・白川両家執役、其外出役、右之向相納候共、勝手次第たるへき事。
- 右之通可^レ相心得候。觸頭又も奉行所・御代官役所・御預役所・領主地頭役場の相納候得者、無^レ差支ニ受取、右京亮・伯耆守方に差越候積、右之向、^レにも申達有^レ之儀候。尤、上納相預候面々可成丈無^レ益手数費等不^レ掛様可^レ致候。
- 右之通觸頭共寺に相達置候。

右之通被^レ仰出候間、村々末々迄不^レ洩様可^レ觸知者也。

申三月十五日 役所

大庄屋
村々

萬延と改元

態申廻候。然者、去^レ國年号萬延と改元被^レ仰出候之間、左様御心得可^レ申候。 已上。

伊三郎人相書

今般、從^レ公儀^レ御觸左之通。

去未五月十七日夜、三河町壹丁目五人組、持地借、勇八并同人妻に為^レ負^レ疵逃去候。右勇八召仕もの、伊三郎人相書。

- 一、當申式拾九歳
- 一、生國、武劔高井戸宿有^レ之由
- 一、中丈中肉之方
- 一、面躰、平顔ニ而頬こけ之方
- 一、髪・月代共薄キ方
- 一、鬚濃キ方
- 一、眉毛同断

一、小鼻左之方 有之

一、唇厚く、齒並能キ方

一、耳平鉢

一、言舌静なる方

其節、衣類、木綿中形単物を着し、同三右衛門帶類^ノ罷在候。

右之通之ものお其所ニ取置、御料を御代官・私領を領主

地頭申出、夫^レ於^ニ江戸^ニ池田播摩守番所^(マモ)に可^ニ申出^ニ候、若見聞

およひ候ハ、其段も可^ニ申出^ニ候。其ものなと、念入

可^レ遂^ニ吟味^ニ候。隠し置脇が相知候ハ、可^レ為^ニ曲事^ニ候。

申三月

右之通相心得、御領内未々到来まで、不^レ洩様可^ニ觸知^ニ者也。

申閏三月廿日 役所

大庄屋

村々

大隠居盛心院逝去

態申廻候。大御隠居、盛心院様御儀、御不例被^レ為^レ入候処、御

養生御叶不^レ被^レ為^レ遊、七月廿六日夜戌中刻御逝去被^レ遊候。依^レ

之穩便左之通。

一、鳴物・音曲・諸殺生、今廿日^ノ来ル九月廿日迄三十日之間。

一、普請、作事、廿六日迄七日之間。

一、とふす・からす、今一日之間。

一、油^ノ鍛冶・桶屋・綿打之類、今一日之間。

一、筋明廿一日本部帳ハ部帳部帳

九月廿日迄、其之間、祭禮相成間敷事。

一、明廿一日、村々庄屋・年寄・御用達・御館入・寺社方とも、

四ツ時罷出、恐悔可^ニ申上^ニ候。

右之通停止申付候間、火之元念入村役人とも相廻り、油断無^レ

之様可^ニ取計^ニ、末々迄不^レ洩様可^レ被^レ觸。為^レ其如^レ斯候。以上。

申八月廿日 役所

大谷村

須恵村

殿様の伯父の養父卒去

以態申廻候。然者、殿様御實母方御伯父、田治元五郎様御養父

御隠居其様之義、御病氣被^レ為^レ養候処、御養生無^ニ御

叶^ニ、去月十九日夜巳中刻御卒去被^レ成候段、被^ニ仰越^ニ候。依^レ

之今六日^ノ来ル十日迄、五日之間鳴もの・音曲・諸殺生停止申

付候間、諸事穩便可^ニ取計^ニ候。右之段、末々迄不^レ洩様、相觸

可^レ申候。為^レ其如^レ斯候。

已上。

申九月六日 役所

大谷村

須恵村

水戸中納言逝去

態申廻候。然者、水戸前中納言様(○徳川)御逝去ニ付、(廿九)□一日之

間、普請作夏、來ル廿三日迄七日之間、鳴もの・音曲・諸殺生
停止ニ付申渡候。末々迄不洩様、可觸知者也。

申九月十七日 役所

大谷村

須恵村

追而大谷村川手又五郎始メ、足輕中ニ出□趣、通達可被有
之候。 已上。

万延元庚申(一八六〇)

米価高値ニ付酒造半減

大和守殿御渡被成候御書付写。諸國酒造之義、三分一相減し、
三分式酒造可致旨、天保十二年相觸置候處、去ル末年関東
筋出水等ニて、米價引上候ニ付、関八筋酒造半高造り相觸候處、

當申歳上方、東海道筋、度々出水等有之、引統米穀高直(マ)ニ候
趣、相聞へ候間、追而及沙汰ニ申迄ハ、諸國酒造之義、銘々鑑
札高之内半高相減し、半高酒造可致候。尤、隱造り、過造等
無之様、取締方都而、是迄之通相心得、彌嚴重改方可申付
候。若隱造り、過造いたすにおゐてハ、其者ハ勿論、其所之役
人迄吟味之上、急度可申付候条、心得違無之様可致候。
右之通、諸國御料・私領・寺社領共、不洩様早々可觸知也。

外國銀錢銀座で極印、今後丁銀に準じ通用

萬延元庚申歳五月二日、但馬守殿御渡被成候御書付写。外國
銀錢目方七匁七分、一步銀三步通用之積り。於銀座極印いた
し相渡候間、無滯通用可致。尤、銀錢所持致候ものハ、銀座
へ差出し、極印受可申旨、去未十二月相觸置候處、通用不弁
之趣、相聞候間、向後右銀錢量目輕重、極印有無ニハ不抱、
丁銀之振合ニ準し、時相場ヲ以取遣可致。尤、不相當之相場
相立申間敷候。

諸國上納物も時の相場で納入

一、諸國上納物之義も、是又時々相場ヲ以、可相納候。右之
通相心得、五月十三日通用可致候。右之趣可被相觸候も

の也。

五月

保字金正字金、吹替

〔遠江守様(○若年寄)〕御渡被_レ成候書付。保字金・正字金、歩増被_二仰出_一候割合ヲ以、此度新小判・壹歩判吹立、式歩判式朱金共吹替被_二仰出_一候ニ付、新小判・壹歩判壹両六拾匁之積リ、式歩判式朱金之義も同様相心得、両替無_レ滞通用可_レ致候。

一、正字小判・壹歩判、是迄之式歩判・式朱金とも、保字金同様追而停止被_二仰出_一、夫迄之間取受可_レ為_二通用_一候。右之趣、御料を御代官、私領へ領主地頭より不_レ洩様可_レ被_二相觸_一もの也。右之趣可_レ被_二相觸_一候。

四月

金貨吹替

別紙

此度吹立被_二仰出_一候新小判・壹歩判・式歩判・式朱金共、四月十日より通用可_レ致候。尤、有来金銀取受請取渡方両替共無_レ滞通用可_レ致候。

一、保字・正字、小判・壹歩判并式歩判・式朱金とも、新小判

・壹歩判・式歩判・式朱金とも引替候筈候条、引替御用相勤候もの共方へさし出、引替可_レ申候。

一、武家其外とも、町人ニ相對ニて申付、引替御用相勤候もの方へ為_二差出_一、引替之義も、勝手次第第二候事。

一、新小判・壹歩判・式歩判・式朱金共両替ニ付、功貨之義ハ前之通相心得取遣可_レ致候。

右之通相ふれらるへくもの也。

(九カ) 月

古金引替達

四月十八日

遠藤但馬守様御渡被_レ成候御書付うつし。

古金類引替さし出方之義、今度、保字・正字、小判・壹歩判歩増通用被_二仰出_一候ニ付、〔 〕引替罷出候ものニ〔道〕〔遠不〕拘、御手當相まし〔 〕左之通

(慶長金カ)

一、〔 〕百両ニ付、代金 五百四拾八両

一、元祿金 " 三百七拾八両

一、乾字金 " 三百四拾七両

一、享保金 " 五百六拾五両

一、元文金 " 三百六拾貳両

一、眞字式歩判 三百四拾貳兩
文政金

一、草字式歩判 三百十三兩

一、五兩判 貳百七拾三兩

右之通、歩増御手當被下候間聊も不貯置、江戸・京・大阪其外諸國引替御用相勤候もの共之内へさし出し、早々引替可申候。かつ引替人御手當之義ハ、是迄百兩ニ付、金式歩ツ、被下候処、まし歩分相増候ニ付、以後都而百兩ニ付、壹兩ツ、被下候間、引替取候様可致、若此上貯置もの有之ニおゐて任口上急度沙汰可及候間、御料ハ御代官、私領ハ領主地頭其旨相心得、入念可申付候。右之分、向々不洩様可被相觸もの也。

銅外国人へ売渡再禁止

態申廻候。然ハ、從ニ公儀御觸左之通。銅之義、相對ニて、外國人の賣渡申間敷旨、去五月相ふれ、尚亦銅・唐銅・真銅ヲ以、是迄製造致来候品々、新規之品造出し賣買いたし間敷旨、相觸置候処、船釘亦ハ箸物之名目にて貫目等、不相當之品を仕入、横濱表へ差送り、外國人の賣渡候もの有之哉ニ相聞候。不埒之事ニ候。以來取締之ため銅・唐銅・眞鍮之類ヲ以製造いたし候箸物之分、何品ニ不寄御府内問屋等之内ハ、横濱表へ為ニ相

廻候箸ニ付、此上脇分ハ決而相廻し候義不三成、萬一右觸趣相背候もの有之おゐてハ、口角御吟味之上、嚴重之咎可申付候条、心得違いたし間敷候。右之通被仰付候旨、村々末々迄、不洩様可觸知もの也。

申十一月十九日 役所

大庄屋 村々

米麦粉も米麦と同様外人へ賣渡禁止

態申廻候。然者、從ニ公儀御觸左之通。米麥ハ、外國へ猥ニ賣渡候義、難成箸ニ候間、米麥粉類通も同様たるへき處、右之品是迄賣渡もの有之趣相聞、如何之事ニ候。向後ハ米麥同様相心得、交易品ニ取交賣渡之義ハ致間敷候。若心得違之もの、於有之を嚴重之沙汰ニ可及候。右之趣、御料ハ御代官、私領ハ領主地頭へ可被相觸候。右之通被仰出候間、村々末々迄、不洩様可相觸知者也。

申十二月朔日 役所

大庄屋 村々

今年不熟、献金延引、非常御救等

□ 達

一、當申歳麥作、且當表作共不熟違作ニ相成、村々難澁有レ之。依レ之、御慈計方之義、右格歎願申立候趣、夫々致_レ手寄。右難澁之次第連々及_レ見聞難_レ黙止_レ事ニ存候。然候處、御上向之義、近來打續非常御臨時多端之義ニ付、終御高懸リ等被_レ仰出_レ候。然候折柄、殊ニ當申年ハ、御本丸御普請御献金三百五拾兩御調達、右ハ、高懸リ之義、可_レ被_レ仰出_レ所、重々ニ相成候事故、御屋敷御玄関御普請御延引被_レ遊、當高懸リ_レ以_レ御上納可_レ相成_レ去三月、江戸表御變事之節、非常御用意御入用金貳百兩、御隠居様御凶事御入用等ニて、莫大之御臨時御入用之所ニ候ヘ共、右下方違作難澁之次第ヲ以、江戸表ヘ相歎、御高掛リ五百兩之分、上納延年被_レ仰付、且、此度、銀拾貫匁、難澁小前共ニ、割合ヲ以、御助銀、高持之分ニ、銀拾五貫拜借無利足、五ヶ年返上之積リ極貧餓人共ニハ、非常御救米可_レ被_レ下候。尤、村役人共、与_レ得情實取調、御救人別、可_レ申出_レ候。右之通御慈計被_レ仰出_レ候。□少分、非常御時節不容易_レ事候間、村役人共ハ惣百姓共ニ行届候様申御趣意之程急度相守、猶村々ヘ、仁恕等実直ニ入候様可_レ取計_レ候。

申十一月廿三日

拾五貫目拜借當村分

一、五百貳拾六匁九厘、小割帳_レ書入

拾貫目御助銀、當村四拾九軒分、七百五拾八匁五分壹厘。此札、七百七拾五匁貳分、左之人別_レ御向札、拾六匁ツ、十二月廿八日相濟。

□ 郎	藤 吉	忠五郎	淺二郎
□ 吉	為 藏	沢 吉	多 八
海 吉	六之丞	喜代藏	羽右衛門
半四郎	喜三郎	徳之丞	清右衛門
淺 吉	安五郎	平 八	梅太郎
新四郎	久之丞	久 藏	今 藏
□ 藏	藤五郎	俊 平	多 吉
□ 右衛門	八百二	惣次郎	龜 藏
□ 寅	寅 吉	波五郎	理 作
□ 太	紋 吉	藤 治	喜 _レ □ _レ □ _レ
□ 四拾八人	与 七	義右衛門	角次郎
	富五郎		

此札七百六拾八匁

藤 十 八 匁

差引、八分、ノ不足、村辻ガ増取立渡方相済

□十二月十五日、御聞濟候由、大庄屋ガ申來ル。米壹石壹斗八升壹合三勺

壹人前、四升貳合壹勺八才、左之極貧者ニ相渡

りき 貳人

長四郎 六人

熊太郎事

銀藏 四人

甚之丞 三人

千代藏 三人

ま津 壹人

三之丞 貳人

さよ 壹人

八百八 三人

□藏 三人

ノ貳拾八人

御用帳ニ出し、夫々相渡濟。

万延二辛酉歳(二八六一)

眞鍮錢を倉困せぬ事

態と申廻候。然者、從ニ公儀ニ被ニ仰出、左之通。眞鍮錢拂底之趣相聞へ候ニ付、此度精鉄錢ヲもつて四文錢吹替、是迄分眞鍮錢と取交可レ致ニ通用ニ之旨相觸置候處、兎角眞鍮錢拂底之趣有レ之、右者、倉困持致候義と相聞、不埒之事ニ而、此上右鑄候も

の於レ有レ之者吟味之上、嚴重可レ及ニ沙汰ニ条、心得違無レ之様いたすべく候。

右之通、御料ハ御代官、私領ハ領主地頭より不レ洩様可ニ觸知ニ者也。

申十二月

右之通被ニ仰出ニ候間、村々未々迄、不レ洩様可ニ觸知ニ者也。

西正月廿日 役所

大庄屋 村々

大政院朱印状紛失につき達

態申達候。然者、從ニ公儀ニ御觸左之通。下總國猿嶋郡伏木村大政院所持之寺領御朱印壹通□紛失候。盜取候もの、亦々心當リ之者或も、途中ニて拾候もの、及レ見及レ聞候ハ、御料ハ其所之御代官、私領ハ領主地頭ニ申出、夫より於ニ江戸ニ、赤平伊豆守方ニ可ニ申出ニ候。縱令同類たり共其科を免し、御褒美可レ被ニ下之筈、隠し置、後日脇より相知候ハ、可レ爲ニ曲事ニ候事。右之通可レ被ニ相觸ニ候。

十一月廿六日

精鉄錢吹立

世上通用之爲メ、於_二銀座_一精鉄錢吹立被_二仰付_一候ニ就、右精鉄錢壹文ニ而、並錢四文之代リ相用候。來ル十七日カ、在來之眞鋪錢壹文錢同様相心得可_レ申候。

右之通相心得、國々ニ至まで、無_二差支_一様、可_レ令_二通用_一もの也。

右之通御料・私領・寺社領共不_レ洩様可_レ被_二相觸_一候。

十二月

右之趣可_レ被_二相觸_一候。

右之通被_二仰出_一候間、村々末々迄不_レ洩様、可_二觸知_一者也。

□月廿日 役所

大庄屋 村々

諸役任命

大庄屋上席、郷方出役

清水 謙藏

井尻野村兼帶御免、當分後見

吉富 融三郎

三百疋被_レ下

大庄屋席

小野 四右衛門

同断

秋山与次兵衛

庄屋本役

井尻野庄屋代勤 村木 好次郎

年寄役

福井 鹿藏

右酉、二月十日被_二仰付_一候

態申廻候。然ハ、

二階堂 勇藏

年来出精相勤候ニ付、加増壹石役料壹石、増扶持米貳石共都合

拾七石高二成遣候。

酉正月十九日

中嶋 傳七郎

年来出精相勤候ニ付、役料貳石増、都合拾七石高二成遣候。

酉正月十九日

池上安右衛門

出精相勤候ニ付、格式給人申付候

酉正月十九日

右之通被_二仰付_一候間、為_二心得_一申達候、已上

大庄屋 清水 謙藏

□月十五日

同断 難波忠五郎

同断 吉富融三郎

村々

家老元ノ役所へ着

御家老 角田三五兵衛様

御元ノ 小倉 藤兵衛様

二月十四日

御役所御着ニ付、大庄屋・村役人・御用違共、金井戸天神迄御
出迎、 役一同御機嫌奉レ窺。

小野四右衛門亡父拜領品着用許可

亡父 光右衛門拜領之□□御紋付、御上下(○袴)、当主
四右衛門着用仕度段、大庄屋方届具候処、御聞濟ニ相成申候。

二月十五日

大庄屋席
小野四右衛門

四拾九人

内 大人五升

小児三升ツ、
式人小児

此米貳石四斗壹升

三月廿九日相渡

文久と改元

年号改元 文久

西三月十五日、御觸書拜見

家老廻村巡見

西三月九日未上刻御着。御家老角田三五兵衛様御廻村。

□次第

帯持 式人 藤十

すへ 岩 治

保頭

年寄

川手又五郎

御手廻り足軽

佐野松右衛門

御家老様

○極貧者御救

酉二月、極貧者御救奉願上ニ候人数。

りき 式人 長四郎 六人 近 蔵 四人 甚之丞 五人

千代蔵 四人 半四郎 式人 三之丞 式人 ま 津

 人 さよ 弁 蔵 三人 藤吉母

 人 六之丞娘 新四郎 式人 俊 平 式人

 人 義右衛門 三人

御元

小倉藤兵衛様

中嶋音之進様

池上金之丞様

難波忠五郎

庄屋

同代勤

足輕

矢吹 啓藏

西沢福次郎

川手 安平

河手 伊八

御鎗

御箱

御草履取

合羽籠

御駕

暮、雨

六次郎
すへ 蔵

唐船新田御通り抜、中嶋新田

江御出、中長川邊り御上り、庄屋宅に御着、御支度後、

津新田を二股へ御出、大川堤御登り、古新田を本谷中道御登

り、川手十右衛門宅に御立寄、夫を須郷堤御通り、須惠八

荒神御移り、天満山の西下を安井辻通り、番匠坂御下り、

花ノ池本堤に御渡、夫を平松・岸名・同所西沖、荒神

より、きしな・谷奥井田原堤を井ノ上、花の池南邊り

ヲ道に御上り、すへ庄屋宅に御休ミ、夫を安田荒神西通り、

畑のまへ池堤まで御登り、胎金寺新池を峠御成、大谷村寂光

院に御入、夫を別所谷・勸請下横渡へ通り、笹池・よこ池ノ

西邊り御通り抜ケ、賀茂池古馬場より八幡宮・加茂宮御参

詣、津たわ御打越、庄屋宅へ御着、御逗留。

翌十日、鍛冶屋上池堤より、宮のたわ御とし、夕崎谷へ御下

り、奥池下を中津池東邊り通り、中嶋新田藻塩池・弁天新池

之中堤御下り、思亭庵に御立寄、夫を竈人池、新開東邊り道

御通り抜、中長川石橋御渡り、柳原堤に御取付、唐船新田堤

御通行、御帰陣被為致候。

右ハ御付添中嶋様迄書上置候。

五ツ前着二年寄才平太、又串迄迎ニ遣ス。川手又

五郎同所迄罷出、四日、昼八ツ時前、大川堤に御着、両村

庄屋・年寄・保頭共御出迎申上。但し庄屋ハ、年寄ハ股引

わらし、小野四右衛門義ハ儀、御紋付御上下(○袴)

着用御迎申上、唐船新田を直ニ村堤中嶋新田御

巡見、中長川通りを庄屋宅に御着、御支度後、津新田・大新田・二股・古新田・本谷御巡見、川手十右衛門宅に立入、同家二而御茶菓二御酒

御着に重組壺ツ、

すへ庄屋宅御小休、菓茶、夫胎金寺御打越し、寂光院御入、御靈牌御拜禮、暮比加茂宮へ御参詣、同所二而灯燈ヲ付、庄屋宅へ御帰着。

御湯御召被遊候後、本膳

組重井吸物壺ツ二而、御酒候処、次ノ間ニ御詰被成候、中嶋様小倉様御呼、御一緒ニ被召上、四右衛門父子にも御盃被下、御返盃も申上。依御懇命御座候。

父子共上下(○袴)二而

翌日五ツ比、御支度差出し、鍛冶や池堤を宮ノたわ御こし、奥池下中津池中堤御下り、思亭庵へ御寄、中嶋榮七郎御菓子等差出し、夫を籠人池新

開へ御出、柳原・唐船新田大川堤御下り、阿か崎新田村内唐船通りを、玉嶋へ御出、同所円通寺に御上り、客殿方丈御覽、

白華山海面等御見物。同所は川手十右衛門・川手秀司父子罷出。村方も酒肴末之重組等仕構、秀司持参、仰二而差上

御慰ニ相成、又申迄、一同御延着ニ相成、秀司義ハ、昨夏、江戸表を帰在、又々命ニ相成候御恩報兼

着之節も、岡山迄御出迎申上、諸事馴々敷罷出申候。十四

日御禮ニ出勤、先例ヲ以、塩蒸鯛式ヲ献上。御部屋ニ而御禮申上候処、事之御言葉被仰聞、翌朝姫路草耆枚被下置、尚又御禮ニ罷出、御目通り仕。

五日、御役所ニ而右衛門并すへ啓次郎共表方巡村之御

禮奉申上候、二階堂様被成候。但し御家老

廿一日、金毘羅御渡海ニ付、江戸御奥様

中嶋傳七郎様、御供大岡嘉藏・佐賀・矢吹啓藏、御

右御上下七人。時、玉嶋御着、一寸羽黒屋へ

新町問屋、浜二而、羽口湊岡や留吉船に御乗組、晚七ツ

過勇崎龜山へ御上り、御湯になされ、船中酒飯共

移運ひに、川手十右衛門

右衛門・藤吉ノ七人ニ、外ニ秀司義

御供被仰付、半四郎ヲ船世話役ニ申付、御供為致、船頭

式人、都合拾壹人、夜中八天氣翌廿二日、日出御出帆

被成候由、金毘羅御着。但し、多度津へ御着浦

海岸寺、いや谷善成寺にきニ相成、松尾に八晩着、同

所備前屋へ御逗留。丸亀ニ御帰り、塩飽手嶋ニ而、

鯛御見物、五ツ諭伽社に御参詣、同所迄秀司・半四郎共

御供申上、同晩帰村。四右衛門義、段々心配預候段、厚く及

挨拶候様、角田様被仰聞候段、川手秀司義罷越申出候。

一、四月十三日正六ツ時、江戸表に御帰り、御発^(駕之カ)□□趣、其所
 知らせ有^レ之ニ付、十二日昼御部屋に罷出、御暇乞御機嫌奉^レ
 伺^レ□□度ツ、御家老様・元ノ様、中嶋傳七郎□□
 為^レ御錢別ニ差上申候。其後大庄屋・庄屋・年寄共、御部屋庭
 に而御帰府御機嫌相窺候処、二階堂勇藏様御請御座候。十三
 日御発駕之趣、先例之通、金井戸天神ニ而御送別奉^レ申上^レ候。

西沢林藏より八匁づつ施、十五人

りき 長四郎 甚之丞 千代藏
 □□門 三之丞 きみ さよ
 □藏 新四郎母 俊平 為藏
 □□母 近藏 六之丞
^(右之カ)□□ものへ八匁ツ、施具様、西沢林藏^(頭出カ)□□ニ付三月十三日、
 役宅ニ而夫々相渡。

池上五郎兵衛より四十九人へ助情銀

一、□拾四匁九厘 近藏 拾匁 浪五郎
 一、貳拾五匁 千代藏 拾匁 喜代藏
 一、□□五匁 甚之丞 九匁 羽右衛門母
 一、拾八匁 六之丞 拾匁 半四郎

一、貳拾五匁 長四郎 九匁 まつ
 一、貳拾目 義右衛門 九匁 りき
 一、□拾匁 役藏 拾匁 三之丞
 一、□□ 徳之丞 拾貳匁 □□
 一、□□ □□ □□ □□
 一、□□ □藏 拾匁 喜^レ□□
 一、□□ □□ 但し多十孫也
 一、□□匁 新四郎 拾匁 角次郎
 一、貳拾匁 六之丞 拾五匁 朝藏
 一、拾五匁 徳松 拾匁 愛藏
 一、四匁五分八厘 安五郎 九匁 藤十
 四百四拾六匁六分七厘

右ハ、池上五郎兵衛殿^カ、御助情銀、但し、當二月□□難澁
 人四拾九人へ、壹人前永錢九匁壹分三厘六毛□□□□村方ニ
 而前書通ニ三月廿八日御用帳ニ出候。夫々相渡。

極貧者へお救米

□□月奉願上^レ候極貧者
 □□ 長四郎 五人 銀藏 五人 甚之丞 五人

□藏 半四郎 貳人 ま津 三之丞 貳人

八百八 弁藏 三人 藤吉 甥 六之丞 三人

新四郎 貳人 俊平 三人 久之丞 三人 役藏 四人

多十孫 喜三郎 為藏 四人 德之丞 五人 藤十

代藏 三人 羽右衛門 愛藏 貳人 龜藏 貳人

德松 浪五郎 貳人

七拾壹人

三石貳斗 大六拾四人□□五升

貳斗壹升 小 七人 □□三升

三石四斗壹升

四月廿日付、御用帳ニ而夫々相渡。

奉願上極貧者

□長四郎 銀藏 三人 甚之丞 □人

□造 まつ 三之丞 弁藏 貳人

□ 久之丞 俊平 三人 為藏 貳人

四人 貳人 三人 貳人

□十 役藏 貳人

計 三拾壹人

内 (マツ) 表壹石四斗 大廿八人分 五升ツ、

九升 小三人分 三升ツ、

メ壹石四斗九升

此代、永錢貳百五拾三匁三分、七月十二日御用帳ニ而夫々相渡。

諸役任命

(態力) □申達候。然者、

中嶋傳七郎

森川次郎太夫

御陣屋替被ニ仰出ニ付、御用掛リ□□被ニ仰付候。

□月□日

□郡奉行申付之、念入□勤之。 森川次郎太夫

西六月十二日

龜山幸右衛門

釵術世話役頭取被ニ仰付之、貳百□御酒料金五拾足ツ、被下候。

西六月

出精相勤候ニ付、役料老石被_レ下之。

酉六月十二日

堺和 (融力) □一郎

清吉伴栄松除帳願書

乍_レ恐以_ニ書付_ニ奉_ニ願上_ニ候

大谷村清吉伴

栄松

當西廿六才

龜山 伊蔵

堺和 (融力) □一郎

二階堂元一郎

御陣屋替御用掛リ被_ニ仰付_ニ候。心付候義ハ、惣奉行_ニ可_ニ申出_ニ候事。

酉六月十二日

二階堂民之丞

□組頭席被_ニ仰付_ニ之

(西力) □六月十二日

龜山 宗順

□出精之趣達 (申力) □依_レ之、醫師並御取 (申力) □候事。

□被_ニ仰付_ニ候間、為_ニ心得 (申力) □達候。 已上。

六月廿五日 役所

大庄屋

村々

御支配御組替、當兩村、堺和 (融力) □一郎様

□栄松義、生質不_レ宜、農業不精 □酒_ニ繕醉、喧嘩口論仕、心配為_レ致候義、度々御座候ニ付、異見仕候得共、更

々不_ニ取用_ニ、却而私并家内之もの_ニ擲掛リ、乱妨仕候ニ付、

親類組合之者共見聞仕兼、厚理解申聞具候得とも聊不_ニ相改_ニ、追々凶惡増進仕候ニ付、(此上力) □ハ奉_ニ願上_ニ嚴敷御咎等奉_ニ□_ニ

度、村御役場迄申出候折柄、□申六月中不_レ圖家出仕、其已來

行衛相知不_レ申候。前書之通論 □栄松義故、於_ニ他国_ニ □

之 □事仕出候。奉_レ掛_ニ御役介_ニ、私ハ勿論、村方組合共被_ニ

難澁相懸候義難_レ斗、甚夕心痛仕候ニ付、此段御届奉_ニ申上_ニ

候間、乍_レ恐栄松義、自今 (旧離) 御除帳被_ニ仰付_ニ □(被力)

様奉_ニ願上_ニ候。何卒此段、御聞届 □成下_ニ候ハ、廣太之御

慈悲難_レ有仕合奉_レ存候。 已上。

〔大谷村〕願主

親清 吉

〔同村〕判頭

遠藤 柳太郎

○この頃三カ所の「」内は丸で消去

右之通頼出候ニ付、取次奉差上候。申出之通聊も相違無御座、私共も度々理解申聞候得共、更ニ聞入不申候。村方組合共へ相掛候儀、数多御座候ニ付、一同候族ニ御座候間、何卒御慈悲書願之通、御除帳被仰付候ハ、難有き仕合奉存候。 已上。

〇年七月

年寄

三郎治

庄屋代勤

慎一郎

大庄屋席

庄屋 小野四右衛門

御役所

七月十日差出ス。認替八月朔日出ス。尚又、認替九月朔日出ス。十月廿二日、御收納御出張候節、除帳御聞濟ニ相成候趣、被仰聞候。

「」ヲ好、往来筋に出、喧嘩口論仕、心配為致候義、度々御届候に付、異見仕候得共、更々不取用、却而私共家内之者「」乱妨仕候に付、親類組合之もの見聞仕兼、厚理解申聞具候へ共、聊不相改、追々悪事増進仕候ニ付、此上ハ奉願上嚴敷御咎等奉相請度、村御役場迄申出候折柄、去申六月中不凶家出仕、行衛相知不申候処、

八月中旬領佐方村にて、御料阿賀崎新田村「」直藏と申ものに相掛り、不容易「」之処も、右直藏方親類のもの不捨置、私方に掛合ニ來候義ニ付而ハ「」懸行ニ相成組合一同役人之議「」后も近邊ニ漂流仕、悪事相「」段高「」御座候へ共「」ニ御座候へも、私并組合共之力ニ叶かたく、無據御足輕中之御場合ヲ以、御召捕被下御内願申上、御心配被下候折節、弥行衛相知不申様相成候。「前書通栄松義」

(「」内は本文の上の貼紙、「」内は丸で消去)

諸役任命

清水 謙藏

大庄屋役村之儉約掛り郷方出役御免。掛屋珉和高治若年ニ付、取締元被仰付、役料三石。 〇支候節ハ、同宅算手傳可致事。

一、格式大庄屋席

掛屋役被仰付候。

珉和 高二

家野 直十郎

〇衰ニ付、掛屋役願之通御免〇年迄致精勤候ニ付、苗字帶

刀、生涯壹石被_レ下候
御免候事。
〔右カ〕
之通、

七月五日御用便申來ル。

浅尾山へ陣屋造り、家中は陣屋へ移れ

態申達候。然者、今般門田村浅尾山に、御陣屋御場所替、村々在宅之御家中、御陣屋住居被_ニ仰付_ニ之、屋敷地被_ニ下置_ニ候。尤、急速之儀ニハ、雖_ニ相成_ニ〔候得共、〕向七・八ヶ年之内ニ満備_{〔マヤ〕}之様、被_ニ仰出_ニ、右ハ不_ニ容易_ニ事ニ候条、御為第一厚心掛ケ、存寄之次第ハ、無_ニ遠慮_ニ其筋に申立可_レ有_レ之候。此段相心得末々迄、不_レ洩様可_ニ申達_ニ候。為_レ其如_レ斯候。已上。

〔○七月の誤りか〕
西八月十日 役所

〔○ハ〕内は丸で消去

大庄屋

村々

□到来廿五日ニ請印いたし□申次へ□

百姓・町人も大船所持許可

態申廻候。然者、從_ニ公儀_ニ御觸左之通。百姓町人とも、大船所持いたし候義、御差許_ニ相成候間、勝手次第製造いたし、不_レ苦候。且又、外國商船等買請度望候ものハ、取寄開港場奉行に可_ニ申出_ニ候。右船所持致候上ハ、御國內手廣運送御差許可_レ被_レ

成。尤、航海無事馴差支之者ハ、願次第按針_{〔マヤ〕}之もの共、水夫等御貸渡可_レ成。猶、航海手續等委細之義ハ、追而可_レ及_ニ沙汰_ニ候。扱亦、船製造且買受候もの、其節ニ船形絵図面ヲ以、当人亦ハ御代官・領主・地頭カ、御軍鑑操練所_{〔マヤ〕}に可_ニ申出_ニ候。右之趣、御料ハ御代官、私領ハ領主地頭カ可_レ被_ニ相觸_ニ候。

六月。

右之通相□御領内、村々末々迄、不_レ洩様可_ニ申聞_ニ候。已上。

七月十日 役所

大庄屋

村々

御陣屋替につき任命

御陣屋替ニ付、御用懸リ被_ニ仰付_ニ之

御普請銀預リ被_ニ仰付_ニ之

難波忠五郎

吉富融三郎

秋山与次兵衛

村木勘右衛門

中川吉十郎

外ニ御陣屋替ニ付、御用懸リ被ニ仰付ニ之。

佐々井九郎兵衛
吉富□兵衛
守安 隼 太

九月七日 被ニ仰付ニ候由

中嶋傳七郎様御子息
藤本弥司馬養子

藤本 大吉殿

格式小役人、御□勤被ニ仰付ニ、式人扶持被ニ下置ニ。

九月十八日御免定御渡之節、大庄屋ヲ達シ有レ之。

金五百疋 庄屋へ、壹朱ツ、庄屋代勤・年寄へ被ニ下置ニ候。昨冬已來、極貧者取賄方、段々心配いたし候ニ付、被レ下レ之。

小野四右衛門御用掛申付らる

大庄屋席

小野四右衛門

御陣屋替ニ付、御用掛申付候而も、遠路之事、村方差支も可レ有レ之と、役別段ニハ不ニ相渡ニ候得共、掛り同様相心得、御用□申越次第無ニ差支罷出相勤可レ申。此段惣奉行方沙汰有レ之ニ付、申聞候段、□月廿二日堺和様御出張之序□渡有レ之候。
□月三日出勤之節、浅尾山御普請見積り御取懸リニ相成候間、

立会様被ニ仰聞ニ。同六日夕十四日迄、御掛り様不レ殘、下掛りとも一同迄態々相勤候。

文久二壬戌歳（一八六二）

浅次郎、桑吉、平蔵三人褒賞

乍レ恐以ニ書付ニ御届奉ニ申上ニ候。

大谷村判頭

浅次郎

当戌五十八才

□月廿日御用召ニ□御賞詞之上、御目錄金貳百疋ツ、被ニ下置ニ候。

同村

桑 吉

六十八才

同村寂光院家来

平 蔵

五十八才

右之者義、生得貞実農業出精仕、御年貢米毎歳一番上納仕候。家内ハ勿論、隣ノ家組合共睦敷、私共年寄迄も、是迄役介筋聊不ニ申出ニ、専儉約ヲ相守、當時ハ可也ニ渡世仕罷在候而、無レ抛節ハ親疎ニ不レ拘、聊ツ、ハ世話仕候義も御座候而、尋常之驕奢ニ走り、又ハ利欲勝手□念入訴訟ヲ好候族ニ比候

得む、急度 [] 次第二付、此段御注進奉_ニ申上_ニ候。已上。

壬戌正月

大庄屋席

庄屋 小野四右衛門

同代勤 慎一郎

年寄 三郎治

御役所

右前後

諸役任命

格式給人足輕支配申付之。 [] 高二

被_ニ成遣_ニ、村支配是迄之通。

中嶋 音之進

戌二月朔日

安田轍三、菓を製造につき原料買入の事

態申廻候。然者、從_ニ [] 御觸左之通。
(公儀カ)

忝 [] [] 太夫家來

醫師 安田 轍三

右之者義、柳桑亦を木樫等ヲ以、 [] 製造之義、御免相成、 []

[] もの村々に罷越柳・桑・木樫 [] 之枝皮買集候筈ニ付、相對

[] 義、相當之價ヲ以賣渡候趣、 [] 致し、尤、買集方我察

ケ間 [] 有_レ之候ハ、早々其筋へ可_ニ訴出_ニ候。追々不毛

之地本を、家廻り空閑 [] 場所へ、右之三種之分、可成丈植 []

置、川柳を堤川流御普請遣方差支_ニ不_ニ相成_ニ候様、心掛ケ其 []
(錦カ) [] 製作_ニ用候共、不_レ苦 [] [] 梅雨以前、又を八月上旬頭枝
(候間起之カ)
苧取置、賣渡様可_レ致候。但、桑枝剪取方之義、武藏・下野・
相模三ヶ國ハ、先達而赤坂表傳馬町市兵衛 [] 市兵衛へ申渡置候
(與カ)
間、右國々桑枝之分ハ、取前相觸致候通、可_ニ相心得_ニ候。右之
趣、諸國內 [] 不_レ洩様可_レ被_ニ相觸_ニ候。

[] 月

物価高につき値下の觸

[] 高直之處 [] 麥作ニ付、際立直段持上ケ []
(マ)

難義いたし候趣、相聞候。當年ハ米穀ヲ始、豊熟之品も、追々

相場下落いたし候間、右 [] 夫々引下リ可_レ申候処、一旦直

段引上ケ候品を容易ニ引下不_レ申候。何家ニ不_レ寄、高價賣出候

趣相聞、不埒之事ニ候。追々諸品高直ニ相成候へハ、詰クハ世

上一統難義ニ相成候間、 [] 用心ヲも相辨、此上精々直段

[] ケ候様可_レ致候。尤、直段引下ケ置品ヲ少申候由之義、

相決而不_レ致、元直段相當之賣讀ヲ以、正路渡世可_レ致御座候。

[] 元仕入元ヲ始、問屋・仲買等之商人ともニ至迄、嚴重可_ニ申

上_レ候、右之通申付被_レ下候。猶不_ニ引下_ニ候へハ、其筋にて遂_ニ

詮義、不直之賣買致候者有_レ之 [] ハ、無_ニ用捨_ニ吟味之上、嚴

重咎可_レ申付_二候。^(右カ)□之趣、國々へも相觸候間、仕入元直段引下ケ不_レ申、成ハ賣入等致候もの有_レ之候ハ、其筋々之商人とも_レ可_レ訴出_二□捨置候ハ、是亦可_レ為_二曲事_一候。右之通相觸候間、私領之内國産物有_レ之面々ハ□直段引下ケ方之義、其領主地頭_レ精々心掛ケ吟味可_レ被_二申付_一候。若是上迄直段不_二引下ケ_一、亦ハ不正之義□趣御座候ハ、領主地頭之可_レ為_二越度_一候間、□申付候。右之通可_レ被_二相觸_一候。

西十二月

右之通被_二仰出_一候間、御領内末々迄□様、可_二觸知_一もの也。

正月廿日 役所

大庄屋

村々

阿州菅田八幡修理勸化

態卜申廻候。就ハ、從_二公儀_一御觸左之通。阿劔菅田八幡宮本社・其外修理□万石已上以下之面々、諸家中□并諸國勸化之事。今般、寺僧共□義被_レ成_二御免_一、公儀も御寄附之品有_レ之、勸化もの集メ方之義共、願之通、被_二仰出_一候。依_レ之□信仰之衆ハもの、不_レ寄_二多少_一、其分限ニ應し、萬石以上以下、并諸家中□諸國在町迄、来戌年_レ亥年までの寄進被_レ致旨、

被_二仰出_一候。國々通行可_レ致候間、御料ハ右代官私領ハ領主地頭、寺領ハ近邊之御代官□^(領主カ)地頭に取集□次第、江戸ハ□黒通リ永持町尊福院、大坂も□町はし詰同所町奉行所前勸化所へ四月・五月二ヶ月之内可_二差越_一候。□念無_レ之もの□候而勸化之義可_レ為_二無用_一候。御料ハ御代官、私領ハ領主地頭へ可_レ被_二申渡_一候。

西十二月

(右之通被_二仰出_一候カ)

(月 日カ)

(庄屋カ)

大□
村々

追放中文兵衛帰帳願

願上口上書

閏八月二日帰帳御聞濟相成趣申来候。

大谷村追放

文兵衛

右文兵衛義、壯年之比不心得_二付_一、去ル天保□追放被_二仰付_一、其以来所々懸廻_二相持罷在_一□^(○かせぎ)處、追々老衰仕、賃仕事等も得不_レ仕、□隣村占見新田村親類方迄、罷帰_二リ□_一ヲ悔、本心ニ立戻_二リ、菓細工仕候得共、老体之義殊□物高價ニも有_レ之、旁以當日ヲ送□事難澁相暮し罷在候由、此段同

人方妻(きみカ)娘たつ共、見聞仕、不便ニ相心得、何卒□歎願御帰

帳被ニ仰付ニ候上ハ、引請養育仕度旨有レ之、愚院迄歎出候。外

手筋カも承候處、□申通、相違も無ニ御座、不便之至奉レ存

候間、何卒□上、御帰帳被ニ仰付ニ被レ為レ下候ハ、當

人ハ□きみ・たつ共、重々難レ有仕合可レ奉レ存、仍レ之拙僧

カ以書付ニ歎願申上候。宜御執成之程奉ニ願上候。

壬戌二月

寂光院

珥加忠平太様

□門カ、先般書付差出候得共、追放ニも□事故寺院カ歎候

様、御内意有レ之候ニ付右書上申候。

小十郎、帰帳願却下

□弟小十郎義、安政四巳六月付願上テ御除帳□有レ之候處、追

々心得相改、八重村親類方迄罷帰、□帳願上、此度、猪右衛

門書付ヲ以申入候趣□得共、未夕年限も罷立不レ申、公邊願

立□外延引仕候様被ニ仰聞、願書御下ニ相成候。

惣五郎殿重処分願

乍レ恐以書付ニ御内意奉ニ申上候。

大谷村元蔵伴

惣五郎

當戌三十五才

右惣五郎義、若年カ農業不精、其上酒色ヲ好、□事寄遊歩

行、親元蔵カ仕向候家業不ニ相勤、□元不如意ニ相成候処

カ、情合悪敷相成、賣□も柔弱候族と見込候而ハ、押取同様之

義仕□春、御分領佐方村ニ而、度々右様手荒之所行仕候。旧

冬押詰、占見新田村富家亀四宅に、同村源右衛門と申もの同道

仕、強情不法ニ相對仕、□御聞込ニ相成候源右衛門義ハ、

當正月廿四日□鴨方於ニ御陣屋ニ入牢被ニ申付候。惣五郎□

仕候貸借等も自分勝手ニは相働、□私共手元ハ願出候義

も毎々御座候。既ニ、すへ村□佐吉養子亡瀬五郎と銀子執行差

絶釈共□申出、取調候共、行届不レ申候。尤、此義ハ双方□

齟齬決算如何可ニ相成ニ哉不レ奉レ存候得とも、□病中同人親

類カ掛合候返答口を死去ニ而致ニ違交ニ候段、残念ニ相心得候趣

ヲ以、才平太カ旧冬御願上、尚又川手十右衛門伴秀司に、先年

取替銀有レ之元リ相メ四百匁餘ニ相成候間、急速□仕□旧

曆廿九日同人方内容も有レ之□ヲ見込前廿八日カ参リ

〔廿九日九ツ頃十右衛門宅に無二案内二〕
〔這入、狼籍之振舞御座候二付、惣五郎兄宇之丞ヲ呼出候処、是又惣五郎同様之義申立□帰候躰ニも不三相見二候二付、此上ハ其方勝手次第二被レ致と頓着不レ仕候処、流石ニ不法と相心得候哉、夜

〔兩人共引退申候。右両条共、對談ニ而埒立□〕
〔て其筋へ可三願出二候処、無三其儀混雜之場合□〕
〔込狼藉仕候段、甚夕以不埒至極奉レ存候。同人義ハ御他領占見新田村人家と合壁之土地ニ住居仕候ものにて、御他所に對候而も、赤面之次第二御座候。右様之族捨置候而ハ、貞実ニ渡世仕候ものニ妨ニ相成、且後進之若輩共ハ惡風押移ニ於も、歎敷奉レ存候間、何卒御慈悲之上御聞込之趣ヲ以、急速御嚴重□〕
〔趣意被ニ仰付二被レ為レ下候ハ、難レ有仕合奉レ存、□〕
〔乍レ恐以ニ書付二、御内意奉ニ申上二候。已上。〕

戌二月
御役所
村役人

〔亀四方に罷出候ケ條ハ全相違候趣、村役人并亀四方其後承申。尤、□内意ハ庄五郎方罷出候由ニハ御座候へ共、□〕
〔勿論門外迄も決而参不レ申□〕
〔承候段、其趣大庄屋内迄〕
〔○ハ〕内は本文五行目より十行目の上にある貼紙

右差出候処、二月七日足輕中ヲ以直召捕ニ相成二付、即組合之者付添、御役所に参候処、直ニ入牢被ニ申付二、其後□御白州に御呼出し不心得之趣、御察計□
〔同人入牢被ニ仰付二候。三月廿日出牢。〕

中島伝七郎龜山伊蔵出府

中嶋傳七郎様

(龜山伊蔵)

蔵様

〔二九〕月二日御出立ニ而、江戸表に御越シ□為レ成候。五月十九

日御帰郷。

諸役任命・褒賞等

格式徒組頭

森川勝太郎後見

森川郷右衛門

(森川カ)

□次郎太夫家督拾五石被レ下、扶持米

森川勝太郎

□入候如く被レ下無勤二付、四步割引。

□江戸表□足輕掛リ被ニ仰付二候

龜山伊蔵

間、□安右衛門申合可ニ相勤二候。

戌三月廿八日

□掛り、每暮被_レ下候御目錄金三百足
□_ニ役料之格_ニ而御益銀。

同 人

□頂戴可_レ致御禮御召書_ニ不
□池上安右衛門へも可_レ被_ニ相
達_ニ候。

中嶋傳七郎出府留主御普請中、御用_兩
相勤候_ニ付、御目錄金三百足。

池上金之丞
中嶋□次郎
藤本 大吉
二階堂 勇藏

四月廿八日

(出力)
□役多_ニ付、村方出役御免被_ニ成_下候。

同 人

此度、浅尾於_ニ御陣屋内_ニ二番屋敷地被_レ
下、追々引移_リ申候。為_ニ引料_一金五兩
御手当金四十五兩被_レ下。

同 人

□郷□被_レ下、此度出府太義□依_レ之□
下ケ、御時服被_レ下_レ之、後刻御料理御目
見被_ニ仰付_ニ候節可_ニ申上_ニ候。
御呼之節袴地被_レ下候由。

同 人

□同様之御書付、二十四番屋敷。

二階堂小一郎

□奉行被_ニ仰付_ニ

同 人

植物方加役被_ニ仰付_ニ候間、湛井為替掛_リ
ニも森川郷右衛門申合可_ニ相勤_ニ候。役料
金三步被_レ下。 龜山幸右衛門

□被_レ下一流

同 人

此度、浅尾於_ニ御陣屋地内_ニ拾壹番屋敷
被_レ下□引移可_レ申、為_ニ引料_一金五兩、御
手當金□五兩被_レ下候。 珉和 忠平太

□受候趣、一流之事_ニ候
□金百足ツ、被_レ下

中嶋 音之進
龜山幸右衛門

養祖母均義、夫慶次郎死去後貞操相守、
家計世話等も行届候趣相聞、依_レ之御目
録金百足被_レ下候。 同 人

浅尾御普請出精相勤候ニ付、御目錄金式百疋ツ、被_レ下候。

坪和 忠平太
二階堂元一郎
池上金之丞

□業出精ニ付、格別之義ヲ以、父□造_ニ生涯_ニ老石被_レ下。

柴 朴 齋

□度、浅尾於_ニ御陣屋地内_ニ□八番屋敷地被_レ下、追々引移可_レ申候。為_ニ引料_ニ金五兩、御手當金_ニ□_ニ兩被_レ下候。

中嶋惣右衛門

此度、浅尾於_ニ御陣屋地内_ニ廿六番屋敷地被_レ下候。追々引移可_レ申候。為_ニ引料_ニ金五兩、御手當_ニ三拾五兩被_レ下。

池上金之丞

浅尾御長屋出來候上、被_レ下候間、引移可_レ申候。

森川郷右衛門

□醫師被_ニ仰付_ニ、扶持方_ニ吉人_ニ□被_レ下、御陣屋元_ニ居住可_レ致候。御領内下々_ニ迄_ニ抱_ニ貧富_ニ、療治方_ニ□迄_ニ可_レ致候。

國府 彰哉

浅尾御長屋出來候上、被_レ下候間、引移可_レ申候。

馬場精一郎

劍術免許相傳受候段、達_ニ御聽_ニ、一流_ニ候儀候。□_ニ候。依_レ之、御紋付上下(○袴)地、老卷被_レ下候。

同 人

御掛向度々骨折相勤候ニ付、御紋付御羽織被_レ下候。

池上五郎兵衛

此度、浅尾於_ニ御陣屋地内_ニ三番屋敷地被_レ下候。追々引移可_レ申候。為_ニ引料_ニ金五兩、御手當金四拾五兩被_レ下候。

中嶋傳七郎

□_ニ下_ニケ、御時服被_レ下、尚又御居間_ニ御呼_ニ□_ニ節、御馬乘_ニ袴拜領被_ニ仰付_ニ□_ニ普請掛_ニ□_ニ事_ニ□_ニ用召_ニ□_ニ被_ニ相違_ニ候_ニ力_ニ□_ニ六月五日

□多候処出精相勤候ニ付、御紋付、麻御上下老卷ツ、被_レ下候。

難波 忠五郎
吉富 融三郎

御普請懸_リ出精相勤候ニ付、御目錄金式百疋被_レ下候。

小野四右衛門

右同断、格別出精ニ付、三百疋被_レ下候

秋山与次兵衛

御普請銀預_リ出精ニ付、御目錄金式百疋ツ、被_レ下候。

村木勘右衛門
中川 吉十郎

右之外、棟梁已下、夫々御酒料被_レ下、浅尾立迎候。
百姓八人_ハ銀老貫六百匁被_レ下候。

戌八月朔日 役所

大庄屋

村々

一、帶刀御免、御手形會所懸_リ加役被_二
仰付_一、役料金三兩。 上林 庄屋
岡沢_口右衛門

八太郎人相書

四月十九日、母せんを打擲之上、為_二疵負_一、同六月六日
父啓助_ヲも打擲、逃去候。上_ニ刃甘樂郡塩沢村、八太郎人相書御
觸書、戌五月、同七月廿日御役所_方御觸出候分、八月五日拜見。

一、庄屋代勤被_二仰付_一候 河田 治兵衛悴
忠右衛門

延友 年寄 新次郎

一、年寄代勤被_二仰付_一候

門田 利兵衛悴 栄五郎

院法事に付極貧者へ銀を渡す

院様 (〇ハ)内は貼紙

一、右同断

延友 治右衛門悴 善太郎

御法事二付、極貧者家前拾七軒、人数三拾四人_ハ老人前三匁宛
被_レ下置、七月八日受取、盆前夫々相渡候。弁藏・俊平・リキ

一、右同断
(六カ)
月十日

大谷 三郎治悴 信 忝

・近藏・長四郎・なつ・甚之丞・千代藏・六之丞・役藏・八百
八・藤十・多吉・伝四郎・さと・亀藏・兵藏。

永錢札分金遣出し、通用の事

態申廻候。然ハ、御領内為_二融通_一永錢札分金共遣出し致候間、
無_レ滞、通用可_レ致候。尤、引替方儀ハ、是迄之會所_ニ而月々六
之日取斗候間、此旨相心得、末々迄、不_レ洩様可_二觸知_一者也。

家老併和麻之進廻村

御家老

併和麻之進様

御付添

松浦十次郎様

閏八月十三日、御役所江御着、是迄金井戸筋御出候处、大井川邊出水、通行六ヶ敷二付、南往来江、御廻ニ相成、井手村東端野へ御境迄、大庄屋・村役人・御用達共御出迎申上、八ツ前御着陣。御着陣之御恐悦申上候处、一統（マツ）太義と御言葉有之、夫を浅尾御勤番所江御越し被遊候。
十四日、難波忠五郎同道、御勤番所江御機嫌御窺罷出候处、早速御逢被下。

十月十三日、九ツ比過、小野四右衛門宅江御着。御巡村之次第。

箒持 式人

両村を老人宛

保頭

年寄

川手安五郎

御手廻り足輕

御家老様

并加忠平太様

松浦十次郎様

大庄屋

吉富融三郎

庄屋

川手十右衛門宅御引取之節、御支配所を（マツ）行例ヲ正し候様被仰聞候二付、御若党御鎗・御草履

同代勤

取迄ハ相濟候跡江、大庄屋・庄やと、諸やく付候得共、尚又御尋之義も御座候由二付、前之通

ニ相成御供いたし候。

御若党

同

同

御鎗

御草履取

合羽籠

御駕（マツ）

御馬

茶番

両村老人ツ、

御具足櫃并御箱ハ御持ニ不ニ相成候

御巡路書上御着日お差出候得共、途中ハ順路相替り候事も有之候二付、其趣書上候分左之通

御廻村御順路書上

大谷村庄屋宅御立、津新田を二股江御出、大川堤上淵を本谷中道御登り、川手十右衛門宅江御立寄、夫を小田往来御通り（林蔵カ）

酒造場御一見ニ御立寄、須郷堤方□八荒神に御移リ、天満山の西□□□^(辻カ)御通り、番匠坂御下リ、平松・岸名同所西辻荒神前ニ而御小休、夫方岸名谷□^(登カ)田原池之堤より、井ノ上、花之池南邊方、中道ヲ御登リ、須恵庄屋宅ニテ御休息、夫方安田荒神西邊リ畑の前池迄御登リ、胎金寺新池御一覽、直ニ東平御下リ、加茂宮に御参詣、本谷横道通り抜、津峠御打越し、庄や宅御帰宿。翌十四日、庄屋宅より津峠御越し、休場川邊り御登リ、横池・笹池共東邊り御通り、別所谷に御登リ、寂光院に御入、夫方元之道に御下向、横池東荒手際方、浅坂御打こし、才之たわに御出、同所峯辻方萌池割口左東邊りに御下リ、夫方唐神端御通り、思亭庵に御立寄、藻塩池下方、竈人池新開北道御通行、崇道端下小川南邊り御登リ、庄屋に御帰着。

十三日朝、五ツ前迄ニ、すへ年寄才平太ヲ又申迄御迎ニ遣ス。川手又五郎も途中迄罷出、同日、午時過御入村、兩村庄屋・年寄・保頭共御出迎申上。但し、庄屋ハ袴、年寄ハ股引わらし、小野四右衛門義ハ、御宿亭主之事故、上下(○袴)ニ而御出迎申上。上下ハ、御拜領八曜御紋付也。御順路書上之通御巡村、川手十右衛門方に御立寄杜丹餅ヲ出シ、夫方御酒差出し、御着ハ重組吸物壺ツ、西沢林蔵酒蔵御一覽、すへ庄屋宅ニ御立寄、御茶菓子出し、胎金寺池御下之比方暮ニ掛リ、御灯燈差出ス。

但し、御家老様、松浦様御持無御座ニ付、宿之四右衛門所^(マ)之左リ卷アイ印入箱灯燈壺張、自紋斗之箱灯燈共式ツ差出し、四右衛門義ハアイ印入之白張為持之申候。御泊リ節、御湯御召被□□本膳出し、重組□并吸物壺ツニ而、御酒差上候処、次ノ間御□被仰候。并和忠平太様・松浦十次郎様御呼、大庄屋モ這入候様被仰聞、四右衛門父子にも御盃被下、御返盃も申上、依旧御懇命御座候、父子共上下ニ而相勤。

十四日、寂光院御登山有之、御茶・御菓子出之、思亭庵ニ而も同様之事。

同日御引取掛、玉嶋圓通寺に御立寄、慎一郎・啓次郎御供仕、年寄三郎治ハ又申迄御供申上候。重組壺ツ、茶番道具等為持遣ス。

十六日、浅尾御勤番所に、小野四右衛門義罷出、御巡在被為相濟候。御禮申上候。

十二月朔日。暮比大庄屋・村役人一同、御帰ニ付、御暇乞申上候処、二階堂小十郎様御出、御請有之、松浦十次郎様敷臺迄御出御挨拶、拙夫義、兼而御懇命被仰聞、御酒・御菓子等も御部屋ニ而被下候義も有之候事故、前日参館、御暇乞可奉申上管之所、此所勤役□取紛、惣方と一緒ニ相成、不_ニ相濟候段、御支配様ヲ以御断申上置、最初鯛壺尾献上候処、御移として金

巾風呂敷箱入猪御盃被_レ下、寒氣御見舞として養老糖耆箱、但
直段、差出候処、袖べし式ツ被_レ下_レ之、為_二御餞別_一木綿耆反
八匁、松浦十次郎様へ金貳朱差出之、同所は最初耆朱斗肴差出
ス。

同二日、曉七ツ時御發駕ニ付、金井戸天神ニ而御見立申上ル。

浅尾陣屋造營献金窺書

乍_レ恐以_二書付_一御窺奉_二申上_一候。

一、金拾兩

大谷村

中嶋 久眞太

右ハ、此度、御陣屋替御普請御入用銀之内に、乍_レ聊書面之金
子御國恩為_二冥加_一、献上仕度段申出候間、此段御聞濟被_二仰付_一
被_レ為_レ下候ハ、難_レ有仕合可_レ奉_レ存候。依_レ之_二以_二書付_一、奉_二
窺上_一候。

戌九月

村役人

御役所

九月十三日。差出置候処、其後廿五日御聞届ニ相成候間、上
納ハ勝手次第可_レ致段、被_二仰付_一候。依_レ之、十二月六日掛屋
に上納相濟。

乍_レ恐以_二書付_一御窺奉_二申上_一候。

一、銀拾貫目。

此金百拾五兩貳歩、永百文、金七

右は、今般御陣屋替御普請御入用銀之内に、御國恩為_二冥加_一、
乍_レ聊書面之銀子献上仕度奉_レ存候。此段御聞濟被_二仰付_一被_レ為_レ
下候ハ、難_レ有仕合奉_レ存、依_レ之、以_二書付_一奉_二伺上_一候。

已上。

戌十月

御用達

大谷村

西沢 林蔵

右之通願出候ニ付、取次奉_二差上_一候。願之通被_レ為_二仰付_一被_レ
下候ハ、難_レ有仕合可_レ奉_レ存候。

已上。

御役所

村役人

十月十七日、御支配様_レに四ヶ年割上納_レ申候得共、三ヶ年
割_二理解仕候様被_二仰聞_一、其段帰村後申聞、廿日、本番認
替差上ル。〔掛屋に直納_二致候様申付置候事。〕

(〇一)内は朱書

御用達

大谷村

川手十右衛門

一、金五拾兩

一、金貳拾三兩

七兩増金

ノ三拾兩

右窺、文言・奥書共、前同断

十一月六日認メ差出ス

是も林蔵同様三ヶ年割上納之事

〔掛屋江直納候様申付置候事。〕 (〇〇)は朱書)

乍レ恐以ニ書付ニ同上候

一、金七兩

一、同五兩 又、七兩増金
ノ拾貳兩

一、同四兩 又、貳兩増金
ノ六兩

一、同四兩

一、三兩

一、三兩

一、三兩

一、貳兩貳歩

一、同

同
川手直蔵

判頭

遠藤柳太郎

仲治

判頭

寛治

十五郎

判頭

次郎右衛門

元蔵

善兵衛内別

馬蔵

判頭

理右衛門

藤右衛門

一、同

一、同

一、同

一、同

一、貳兩

一、壹兩貳歩

一、壹兩貳歩

一、壹兩貳歩

一、壹兩貳歩

一、壹兩

一、同

一、同

一、同

一、同

一、同

一、同

一、三兩

ノ金六拾九兩

乙十郎

兼蔵

乙之丞

弁三郎

理喜蔵

麻吉

友蔵

善兵衛

理右衛門内別
直次郎

判頭
淺次郎

同
春太郎

同
常蔵

同
象吉

同
清蔵

同
新右衛門

同
嘉平

同
寂光院家来

同
平蔵

(〇一、金三兩、寂光院家来平蔵の上を白紙で貼り、その上に「ノ金六拾九兩」と記しあり)

右ニ、今般浅尾御陣屋御造營御用達之内ニ、乍レ聊前書之金子、御國恩為ニ冥加ニ献上仕度段申出候。何卒、此段御聞濟被レ為ニ仰付ニ被レ下候ハ、難レ有仕合可レ奉レ存候。 已上。

戌十一月

村役人

御役所

〔上納方左ニ出し記置申候〕 (〇〔 〕内は朱書)

一、金拾兩

右ハ寂光院ヲ献上、但し同院ヲ別窺書差出申候。

〔上納方左ニ印し置申候〕 (〇〔 〕内は朱書)

一、金三兩

小野四右衛門

一、同壹歩

年寄 三郎治

何レも三か年割上納之事

〔上納方左ニ印し置申し候〕 (〇〔 〕内は朱書)

外ニ金拾兩、西沢福次郎ヲ献上。

同人義、其外足輕中小頭手ヲ、献金窺ニ相成候様子。村役人ハ米込僅ニ壹石や壹石五斗頂戴仕候者、献金など相成事ハ無レ之。全御田地所持仕所ヲ、冥加金差出候事ニ有レ之間、百姓割之方ヲ村役人取次ヲ以、献上候方筋合ニ相心得候趣申立候 處、於ニ御上様ニ至極尤ニ思ヒ候共、一先ツ小頭手ヲ窺出候事

故、今度ハ其儘ニ致し、献上為レ致、向後ハ百姓割ヲ村役人窺出ニ致候様、足輕へも申聞置候間、左様心得、此度斗ハ足輕名前ニ而献金伺書執斗之趣、御沙汰御座候。已後其趣相心得可レ申事。

浅尾陣内の唱名

御陣内唱名

唱御本段 本名瑞龍岡

一、御陣内

一、御表 東山下と唱

一、西谷 西山下ト唱

一、南ノ阪 岸と唱

堀切内、惣名、中カノ丸。下ノ道切通

山ハ丸山

一、北ノ山

一、地神山 龍遷寄ト唱

一、北ノ小池 玄池ト唱

一、道場屋敷 館名追而御撰

一、調練物 四國臺ト唱

右御改

壬戌冬十一月十三日

小前献金年割上納覚

小前献金年割上納覚

一、七兩

遠藤 柳太郎

貳兩壹歩貳朱 戌十二月十七日掛屋江上納

貳兩壹歩貳朱 亥十二月十六日同所江上納

貳兩壹歩

一、拾貳兩

仲 治

四兩 戌十二月十七日上納

四兩 亥同 月十六日上納

四兩

一、六兩

寛 治

貳兩 戌十二月十七日上納

貳兩 亥 四月十六日上納

貳兩 子 十二月十三日入

一、四兩

十五郎

壹兩貳歩 戌十二月十七日上納

壹兩壹歩 亥同 月十六日上納

壹兩壹歩 子十二月十八日 納

〔三兩ツ、〕

一、九兩

次郎右衛門・元 蔵

〔壹人壹兩ツ、〕

馬 蔵

三兩 戌十二月十七日納

三兩 亥同 月十六日納

三兩

〔貳兩貳歩ツ、〕

一、拾七兩貳歩

理右衛門・藤右衛門

内上納仕分

乙十郎・兼 蔵○

理右衛門分

壹兩 戌十二月十七日納

三歩 亥同 月十六日納

三歩 子年、御年貢入

音之丞・喜太郎

力 蔵

外六人分

〔貳兩貳歩ツ、〕五兩壹歩戌十二月十七日納

〔同〕

五兩壹歩

亥同月十六日納。尤、兼蔵義八、

明午年分共合、金壹兩貳分貳朱相

〔貳歩ツ、〕

四兩貳歩

子年御年貢座入

一、貳兩

麻 吉

戌十二月十七日皆納済

〔壹兩貳步ツ、〕

一、四兩貳步

友藏・善兵衛

〔貳分ツ、〕 壹兩貳步 戌十二月十七日納

直次郎

壹兩貳步 亥同 月十六日納

(○右、小前献金の項の「」内は全部朱書)

兵賦割につき觸

(マヤ) 右之通、万石已下之面々は可レ被ニ相觸ニ候。

十二月

此度兵賦之義、別紙之通被ニ仰付ニ候得共、上下疲弊之折柄ニ付、格別之訳ヲ以、三千石以下五百石迄之者ハ、當分之内觸面半減之兵賦可ニ差出ニ旨、被ニ仰出ニ候。尤、右高之者、若兵賦差出候義差支候輩ハ、金納ニ而も不レ苦候間、兵賦・金納共半減之積可レ被ニ相心得ニ候。且又五百石已下之者ハ、追而御沙汰有レ之候迄、兵賦金差出不レ及候事。

但シ、金納割合方ハ御藏米取可レ為ニ同様ニ事。

一、高、万石已下百俵迄兵賦可ニ指出ニ事。

但し、知行取候分ハ五百石壹人、千石三人、三千石拾人之

割合ヲ以、兵賦可ニ差出ニ候。御藏米取并御足高之分兵賦ニ

差出不レ及、金納可レ致候。知行取之分も五百石已下并端高

ハ金納之積、右割合。

一、高、百俵ハ五百俵已下迄、百俵ニ付、金貳兩之積リ。

一、高、五百俵ハ千俵已下迄、百俵ニ付、金貳兩貳步之積リ。

一、高、千俵ハ已上ハ、金三兩積リ。

但し、石取も俵取候ものと同様、現米取之向ハ俵ニ直シ金納積。尤、知行取端高金納之義ハ、本文割合同断ニ可ニ指出ニ候。

一、兵賦ハ、銃隊ニ組立、陣營被ニ指置ニ候事。

一、兵賦之年齡ハ、拾七才ハ四拾五才迄御用ニ相成候間、壯健之者相撰可ニ差出ニ候。尤、壹人五ケ年受と定、右年限相立候ハ、交代之者指出し可レ申候。併主人々々之見込、又ハ當人共存寄ニ而、繼年季申立候義ハ不レ苦候事。

一、銘々可成丈知行所之内、丈高之強壯之者相撰、於ニ主人々々ニ兵賦ニ被ニ撰候義ハ、年来之御恩沢ヲ報候為と相心得、正実ニ相勤可レ申旨、篤と申論、浮薄之弊無レ之様、為ニ心得ニ候上可ニ指出ニ候事。

但し、正実ニ相勤、格別御用立候者ニ有レ之候ハ、品ニ寄、御取立ニ可ニ相成ニ候間、右心得ヲ以差とまり、相勤候様可レ致候。

一、名目之義ハ、歩兵組ト可ニ相唱ニ候。身分之義ハ、勤中小揚之者次たるべし。尤、銃隊ハ一向ニ御用相成候者共ニ付、平生共脇指而已相帯候様、可ニ申付置ニ候事。

但し、勤ニ付、御諸道具衣類等々、御貸渡被レ成、脇指之義も同様相心得、用意為レ致候ニハ不レ及候。

一、給料之義ハ主人々々ニ而、程能為レ取可レ遣候。尤、一ケ年金拾兩を限といたし、右多ハ不レ相成ニ候事。

一、勤中食料可レ被レ下候事。

一、金納之分、知行取ハ頭支配ニ而、一纏致し、毎年三月・十一月兩度御勘定所ニ可ニ相納ニ候。御藏米取ハ三季御米渡候節、其渡方ニ應、引落、御藏奉行受取印書相濟、御切米一同可ニ相渡ニ筈ニ候。

一、來正月中旬迄ニ無ニ相違ニ兵賦呼寄置、名前・年齢・生國等、巨細ニ認取、頭支配ニ差出し可レ申候。引渡方等之儀、別段達等、間ニハ有レ之候事。右之通可レ被ニ相觸ニ候。

十二月

兵賦差出ニ付、江戸家老より藩へ手紙

以直札ニ早々申入候。春寒候得共、上々様方益御機嫌能被レ成ニ御座ニ、可レ為ニ恐悦ニ候。次ニ、其地御領内無ニ別条ニ、各方御御無事御勤珍重存候。拙者共無ニ異儀ニ罷在候。然ハ、此度被ニ仰出ニ之通、兵賦御差出無レ之而ハ、不レ相成ニ義ニ付、別番御書付写之通式拾五人并金納等迄御差出しニ候間、此段篤と被レ致ニ承

知、村々に申渡、人物成丈相撰差下候之様可レ被レ致候。尤、兵賦壹人壹ケ年給金拾兩宛被レ下、五ケ年ツ、相詰年季明ケ、代リ合又と廿五人御指出候事ニ候間、此段も申渡可レ被レ置候。此度之義ハ全御軍役ニ候間、此御入用年々御高掛リ可レ被ニ申渡ニ候。上方両村へも御高掛リ申渡候間割合等之処、大坂兩人に掛合可レ被レ申候。尤、小村故、兵賦人ハ差出無レ之積リ候間、其他ニ而不レ残差出し可レ被レ申候。足輕之内ニも、有志之者ハ申出候様、支配方迄達置候間、此趣も御承知可レ有レ之候。

一、兵賦之義、此度御軍制御改正ニ付而ハ、御趣意と相見へ候間、當節異船御打拂等ニ而、直之事起リ候義ニハ有レ之間敷、右之処も態々申渡、御書付面之処も心得させ可レ被レ申候。

一、兵賦ニ罷出候者之内ニ而、道中宰領并諸中取締世話心得候様成もの、兩人可レ被ニ申付ニ候。

一、兵賦之もの、五ケ年月々代リ合候得共、終ニハ御領分之者共不レ残、兵賦之勤方相覚、万一非常之節、何方之兵賦何百人御呼出しニ而も、御差支無レ之様之御趣意と承込ニ申候。是等之処も申添可レ被レ申候。

一、此地方ハ、拾九人可ニ申付ニ候。左之者給金と差出候様可レ被レ致候。來亥年重年之内、下林村音五・井手村安次式人ハ代人被ニ申付、兵賦出立之節、同様罷出候様可レ被レ達候。

一、兵賦御差出し候儀、御領分遠國ニ付、御觸面之通正月中旬
ニ八間ニ合兼、延引ニ可ニ相成一段、御届ニ相成居候間、此段
御承知可有之候。乍去精々早メニ罷出候様ニと之、御事
ニ而有之候。右ノ品々可ニ申入一如此候。猶斯幸便候。恐々
謹言。

十二月廿一日

角田三五兵衛

久豊御書判

小倉源右衛門

高德御書判

二階堂勇藏殿

中嶋傳七郎殿

二階堂小一郎殿

兵賦願人

來亥年重年内

同 帰在候者

メ六人

右之通兵賦申付候。已上

十二月廿一日

角田三五兵衛

下林

音五

井尻野

仙吉

金井戸

槌藏

井手

安次

井手

鉄藏

大谷

愛藏

高七千七百拾六石余式斗

此兵賦式拾五人七分式厘

此金六両壹歩式朱卜銀六匁三分

大谷村方、罷出候

兵賦給金拾兩ツ、

御屋敷勤御給米金二両、

七両式歩、永式百六文八分

右三人、正月十九日村方出立

御屋敷勤

小倉源右衛門

三人當テ

蒔田 権佐

寅吉弟

久藏 富五郎

多平二伴

嘉平治

川手安平兄

角次郎

賀茂宮本殿改築願

乍レ恐奉願上ニ口上

一、大谷村・須恵村鎮主、大谷村賀茂宮本社破壊仕候得共、寺
社論中、其外村方差支之義有之、建立延引ニ相成、久々仮
屋根ニ而雨露凌候段、對ニ神慮ニ不相濟ニ次第ニ奉レ存候ニ付、
今般再建立仕度段、氏子一統ハ願出申候。尤、入用之義損木

銀井氏子共々初穂として、年々少々宛除置候米麥代銀元リ共相足し、建立仕度奉_レ存奉_二願上_一候。此段御聞濟被_二仰付_一被_レ為_レ下候ハ、難_レ有仕合奉_レ存、依_レ之以_二書付_一奉_二願上_一候。

以上。

須恵村年寄

才平太

同庄や代勤

啓次郎

同庄や

藤沢 為蔵

大谷村年寄代勤

信 忝

年寄

三郎治

庄や代勤

慎一郎

庄屋

小野 四右衛門

御役所

賀茂宮山林古木賣却願

乍_レ恐奉_二願上_一口上

一、當村賀茂宮山林之内、古枯或ハ胴腐等ニ相成候分、大小拾

本御座候間、今度伐拂、同社再建入用ニ取遣申度奉_レ存奉_二願上_一候。何卒、御慈悲之上、此段御聞濟被_二仰付_一、被_レ為_レ下候ハ、難_レ有仕合奉_レ存候。

以上。

御役所

亥六月

浅尾御陣屋替献金の賞

浅尾御陣屋替献金之者に御賞美被_二仰付_一候。左之通。

一、悻慎一郎に苗字御免、御目錄金貳百足 小野四右衛門

一、御酒料 金壹朱 三郎治

一、家来平蔵に判株御免、御目錄金百足 寂光院

一、庄屋格、別改 川手十右衛門

此取斗方御支配請持、元一郎様并大庄や融三郎_ハ承知仕候ハ、宗門帳ハ別ニいたし。庄屋宗門相改候後、同人ヲ

相改。諸願ハ判頭組合ヲ除ク村役人當ニ、_口宗門帳_ハ、

寺・村役人共奥印之事。

一、父子、永代、苗字帯刀御免 西沢 林蔵

一、悻与次郎に、苗字帯刀御免 川手 直蔵

一、御館入、御目錄金貳百疋

遠藤 柳太郎

一、苗字御免、御館入

仲 二

一、伴義平に一代限、上下(○袴)御免

寛 治

一、上下御免、但し一代限

十五郎

一、悴次郎吉に、人別座上改

次郎右衛門

一、悴卯之丞に、右同断

元 藏

善兵衛内別

一、判株御免

馬 藏

一、御酒料 拾匁ツ、

理右衛門・茂右衛門・乙十

兼 藏・音之丞・喜太郎

一、同断 八匁

浅 吉

一、同断 六匁ツ、

友藏・善兵衛

理右衛門内別

直次郎

一、同断 五匁ツ、

浅次郎・春太郎・常 藏

桑吉・清藏・新右衛門

嘉 平



右、六月六日被_二仰付_一候

一、悴啓次郎に、苗字御免

藤 沢 爲 藏

一、一代限、上下御免

才平太

一、年寄格、御酒料貳百疋

菰口市郎兵衛

一、御館入、御目錄百疋

善 吉

一、右同断

与 七

一、一代限、上下御免

弥次兵衛



一、御紋付御上下巻并三百疋

池上善次郎

一、御紋付御上下壹巻、庄屋格

村木勘右衛門

一、右同断

中川 為 八

一、御紋付御上下巻、貳百疋

難波 熊 平

一、右同断 貳百疋

吉 富 寛 藏

一、右同断、外貳貳百疋

安原才右衛門

一、御紋付御上下巻

國府品右衛門



一、悴浦太に、庄や見習、苗字御免

難波 忠 五 郎

一、役料巻石増

吉 富 融 三 郎

一、悴に、庄や代勤

秋山与次兵衛

一、御用達、帯刀御免

清 水 東 六 郎

一、帯刀御免

難波 増 吉

一、悴、庄や代勤見習、苗字御免

河田 治兵衛

御普請御掛り御役人掛方不_レ残、御目錄金御頂戴被_レ成候よし。

亥十月十八日

一、書役勤方は迄之通り

殿様元服、羽根田警衛お悦

殿様御義、御願之通御元服被_レ為_レ遊、於重様御かねつけ被_レ遊。

殿様羽根田御警衛被_レ仰蒙_二。右、御恐悦於_二御殿_一村々庄屋・年

寄・御用達・御館入之もの共申上ル。小野四右衛門、秋山与次

兵衛ハ大庄屋席之事故、兩人別ニ御恐悦奉_二申上_一候。

大庄や
難波 忠五郎
同
吉富 融三郎

出精相勤候ニ付、出格之義ヲ以、徒士並席被_二仰付_一之。

一、非常之席ハ^(前九)村々強壯之百姓共相募、早速御陣屋ニ相詰候心得ニ可有_レ之候。

亥十月十八日

吉富治兵衛義、佐々井九郎兵衛同様被_二仰付_一候事。

諸役任命

佐々井九郎兵衛

出精相勤候ニ付、徒士席被_二仰付_一、高四石。役料貳石、都合六

石之内、式人扶持分、現米ニ而相渡。増六斗之分、年々被_レ下_レ

之、御番方被_二仰付_一候間、入念可_二相勤_一候。

一、御陣屋御普請掛是迄之通、其外、先勤中之加役已来御免事。

一、御軍用方其外共、諸事指圖郷方、可_二相勤_一事。

亥十月十八日

小倉 光治

徒士席御番方被_二仰付_一候間、入念可_二相勤_一候。

釵術指南役に任命

新館精一郎様、今度於_二江戸表_一鎗御免。式人加扶持。釵術指南

役被_レ蒙_レ仰。免_二御用_一ニ付、帰郷被_二仰付_一。去ル十日無_レ滞御

帰着ニ相成候段、大庄やハ十一月廿一日申來ル。

殿様壹万石に高直し

態と申廻候。然者、殿様御儀、去月廿三日、依_二御奉書_一、同

廿四日御登城被_レ遊候処、先般羽田表御警衛被_レ為_レ蒙_レ仰候処、

御武備御調御家来方迄、武邊常々心掛互趣、達御聞、御出格之訳を以、老万石高二御直シ被下候間、此上御一際御武備御嚴重ニ可被遊御心掛旨、以御書付ニ被仰付候御事。

一、御拝領高七千七百拾六石余之外、込高共老万石高、被御直下、御高並之通御奉公可被成御勤候之旨、被仰出候。御席之儀も、菊之間御□□へ被遊御出御定府ニ而、可被為在旨、御書付御而通ニ而、被為蒙仰候趣、被仰下、重疊奉恐悦候。依之、明九日五ツ半時、村々庄屋・年寄・御用達・御館入・寺院共向々々相達、御殿に罷出、恐悦可申上候。

一、前書之通、御高直成候而も、別段下方御取箇増等、被仰付候義を無之、是迄之御收納高ヲ以御勤相成候間、此段心得迄申達置候。右之条々為可申達、如斯候。已上。

亥十二月八日 役所

大谷村
須恵村

(元治元年甲子 一八六四)

陣内守衛稽古等の事

覚

一、御陣内御守衛向人数、中郡村々ニ而、百三拾人程、指圖次第可差出事。
一、村役人・御用達・御館入共、四拾歳以下之者一同稽古可申付事。

一、悴有之者も、何人ニ而も同断之事。
一、小前之者共、右執心有之候得も、不憚村役人迄可申出事。

一、稽古場、中郡ニ而、式ケ所取立可被下事。
一、稽古道具、老ケ所一切四人分被下候事。
一、庄や中之内、三人程世話役追而可申付事。

諸役任命

諸事申合可相勤候

一、御會釋白銀式枚被下

塀和伴次郎

浅尾表目附役、藏方兼帯被_ニ仰付_ニ之

一、開発掛_リ加役、御手當金壹兩ツ、松浦十次郎

被_レ下_之

御成益掛_リ被_ニ仰付_ニ候間、諸事申合可_ニ相勤_ニ候

一、役料壹石被_レ下_之

森川郷右衛門

御成益掛_リに

諸植もの并、産物類、其外共、御益筋心付候儀ハ、御成益奉
行に申談可_ニ相伺_ニ候。尤、堅歛筋_ニ相當_リ候儀ハ、厚勤弁可_レ
有_レ之候

一、都而、御成益金之分、年々勘定之上、御成益奉行改請可_レ
申候

↗

目付役被_ニ仰付_ニ、勤番中式人扶持、御

手當テ金壹兩被_レ下_之

二階堂民之丞

↗

藝術出精二付、格式徒士組頭被_ニ仰付_ニ、

役料壹石被_レ下_之。浅尾表劔術教授方被_ニ

仰付_ニ之

藤本一馬

格式小役人中小性勤被_ニ仰付_ニ之。勤番
中式人扶持御手當テ金壹兩被_レ下_之

↗

普請方加役被_ニ仰付_ニ候間、池上金之丞
と申合可_ニ相勤_ニ候

↗

開発御加役被_ニ仰付_ニ候間、申談可_ニ相
勤_ニ候。依_レ之御手當金壹兩被_レ下_之

↗

御供徒士被_ニ仰付_ニ。勤番中式人扶持
御手當テ金貳歩被_レ下_候

子三月廿二日

小倉光治

右之通被_ニ仰付_ニ候間、為_ニ心得_ニ申達候。

子四月十五日 役所

以上。

大庄屋

村々

御郡奉行・大庄やハ兼而月番拘_ニ相成居_(掛九)

申候。御支配役も今度月番勤_ニ相成段
申来ル。

一、中小姓席文学教諭役、御用之節
鎗御免、三人扶持被_レ下之

池上 誼三

大赦につき調査

殿様御高直并賢徳院様御法事、旁以、是迄之罪人一同大赦ニ被_レ仰付_二候付、已前之罪状取調書出候様、被_レ仰聞_二候。

京都見廻役仰付られ御悦

態申廻候。然々、殿様御義、去月廿六日、依_レ御奉書、御登宮被_レ遊候処、京都見廻リ御役被_レ蒙_レ仰奉_二恐悦_二候。依_レ之明後十日五ツ半時御殿に罷出、恐悦可_レ申上_二候。尤、御用達・御館入にも向々可_レ申達_二候。為_レ其如_レ斯候。 已上。

子五月十二日 役所

大谷村

須恵村

尚以寺社奉行_ハハ、寺院に老通早々相届可_レ申候。以上。

田に桑植付を禁ず

元治元子年四月八日、従_ニ公儀_一御觸、左之通。
近年田方に桑植付候もの、多有_レ之哉_二相聞、以之外事_二候。

五穀ヲ廢し、蚕を專_ニ致候而々、不_レ可_レ然候。間地に植付候々、當然之儀_ニ候得共、田方を勿論、畑方等_ニ新規_ニ桑植付候義ハ、決而不_ニ相成_二候事。

四月

右之通、御領・私領・寺社領に不_レ洩様可_レ被_レ相觸_二候。

天保吹立式朱金引替の違

元治元甲子四月九日、左之通。天保度吹立候式朱金之義、追々通用停止可_レ被_レ仰付_二候間、取持之ものと早々引替可_レ差出_二候。引替為_ニ御手當_{二百兩}ニ付、金三拾兩_(トヤ)ツ、持主に可_レ被_レ下候間、御金改、役所并江戸・京・大阪・其外諸國引替御用相勤候もの共之内に早々指出し、引替可_レ申候。右之趣、御料と御代官、私領と領主地頭_ハ不_レ洩様可_レ被_レ相觸_二候。右之通可_レ被_レ相觸_二候。

子四月

右之通被_レ仰出_二候間、村々末々迄不_レ洩様可_レ觸知_二者也。

子五月十日 役所

大庄屋

吉富融三郎

村々

追而寺社奉行_ハ、寺社に之廻状、其村々_ハ相達し、承知之書入為_レ致、順達可_レ致候。

安吉帰帳願

乍恐以三書付二奉三願上二候

大谷村 御除帳

安 吉

右安吉義、〔酒ヲ好喧嘩仕、家業相勤不レ申付。〕嘉永元申年

〔不心得二付〕六月家出仕、行衛相知不レ申。兼而不心得者ニ御座候ニ付、他

国ニおゐて如何様之義仕出し、奉レ掛ニ御役介二段も難レ斗奉レ存、

奉三願上二、御除帳被ニ仰付二候處、追年本心〔ニ立返リ〕仕、當

時ニ隣村阿ケ崎新田村親類方迄罷歸リ、至極前非ヲ悔、家業相

働罷在候〔間〕段、承レ之、不便之至ニ奉レ存候間、何卒御慈悲

之上、御帰帳被ニ仰付二被レ下候ハ、難レ有仕合ニ奉レ存候。依レ

之以三書付二奉三願上二候。

子五月

御役所

村役人

〔○右項の〔〕内は線で消去〕

○志う帰帳願

大谷村常平妻

御除帳 志 う

嘉永元申六月家出仕行衛相知不レ申。

右〔ちぢ〕義〔兼々不〕心得〔ものニ而家業不精〕ニ付親元は

〔嘉永元申年〕断置、〔候上、〕奉三願上二〔候上〕御除帳被ニ仰付二候。然候處、

追々前非ヲ悔、隣村占見新田村親類方ニ而賃仕事等相當罷在候

段、承知之仕不便之至御座候間、間、何卒御慈悲之上、御帰帳

被ニ仰付二被レ下候ハ、難レ有仕合奉レ存候。已上。

子五月

御役所

依レ之以三書付二奉三願上二候。

村役人

〔○右項の〔〕内は線で消去〕

小十郎帰帳願

大谷村羽右衛門弟

御除帳 小十郎

右小十郎義、農業不精、其上不心得ものニ付、御届申上、御察

計奉請□奉レ存候折節、不レ斗家出仕、相尋候へ共、行衛相知不レ

申込も、家業相次仕候もの共不ニ相見、尚又於ニ他国ニ如何様之

義仕出し奉レ掛ニ御役介ニ之義も難レ斗奉レ存、安政四巳年六月奉ニ

願上二、御除帳被ニ仰付二候處、追々前非ヲ悔、心得相改、当時

ハ隣村八重村、親類方迄罷歸リ、農業手傳罷在候趣承之、不便

之至奉レ存候間候。何卒御慈悲之上御帰帳被ニ仰付二候ハ、難レ

有仕合、此段以三書付二奉三願上二候。已上。〔可レ奉レ存候。已上。〕

子五月

御役所

〔○右項の〔〕内は消去を忘れたものか〕

大谷村役人

右差出申候処、八月廿五日御呼出し、此度殿様御高直し并重キ御法會ニ付、大赦歸帳被ニ仰付ニ之。

亥六月十日 役所

六孫王社修覆料勤化

文久三亥年五月二日、從ニ公儀ニ御觸出、左之通。

京 六孫王社

大道寺 惣代

実宝院

右六孫王屋社諸堂并神宝等大破ニ付修覆料として、從ニ公儀ニも御金被レ下候間、清和源氏之面々、万石以上以下共志次第助力可有之候。且式拾ケ国并御府内、大阪寺社在町巡行勤化、御免被ニ仰出ニ之。山城・大和・遠江・駿河・伊豆・下総・常陸・越前・近江・下野・丹波・丹後・但馬・播摩^(アヅマ)・備中・備後・阿波・讃岐・伊豫・肥前。右寺社奉行連印之勤化状持参。役僧役人共之内当亥四月ハ來ル卯之四月迄、御府内・大阪并御料・私領・寺社領在町巡行可レ致候間、信仰之輩者物之多少ニ不レ寄可レ致ニ寄進ニ之旨、御領々御代官、私領々領主地頭ハ、可ニ申渡ニ候。

亥四月

右久通、被ニ仰出ニ之候間、為ニ心得ニ申達置候。 以上。

甲子五月十五日、郡會所ニ而、辻計ニ相成濟。但シ、賀陽、窪屋・浅口三郡ニ而金式兩式歩取計

大庄屋
中郡村々
浅口
延友

一万石に高直し恐悦

乍レ恐仰ニ書付ニ奉ニ伺上ニ候

一、白銀三拾枚也

右ハ先般、御高直、結構被レ為レ蒙レ仰、御領内末々迄、重疊恐悦至極奉レ存候。因レ茲奉ニ恐悦ニ候驗迄ニ、前書面之銀子、乍レ聊奉ニ献上ニ度奉レ存候。此段御聞濟被レ為レ成レ下候ハ、一統難レ有仕合奉レ存候。 以上。

子五月

村々

右之通御座候間、何卒伺之通被ニ仰付ニ被レ為レ下候様、奉ニ願上ニ候。 以上。

大庄屋

御役所

奉幣使梅溪中將、東三成通行

奉幣使

梅溪中將様

五月廿八日、宮内御泊り、廿九日、河部(アヤマ)御泊り

晦日九ツ比東三成御通り被遊ニ付、同所ニ而小野四右衛門義奉ニ拜見ニ、但し、拜見書記別皆有レ之故爰ニ略ス。

殿様無事京都着任

態申廻候。然者、殿様御儀御道中御無難、去月廿五日、午刻前被レ為レ遊ニ御京着、奉ニ恐悦ニ候。依レ之明八日五ツ半時御殿ニ罷出、恐悦可ニ申上ニ、御用達・御館入へも向々可ニ申達ニ候。為レ其如レ斯候。以上。

子六月七日

御役所

寺社奉行、寺社へ廻文相達可ニ申來ニ候。

大谷村
すへ村

中嶋久真太、道場献上

中嶋久真太、武藝稽古場献上窺書、村役人奥書ニ而、三月五日差出置候処、六月十五日龜山伊藏様・中島音之進様を御呼出し、御目錄金三百足被レ下置候。

殿様姉逝去停止

態と申廻候。然者、殿様御実方御姉(田脱カ)留十郎様御姉於竹様御儀、久々御病氣之處、御養生不レ被レ為レ叶、去ル十五日亥下刻、御逝去被レ遊候。依レ之、今廿五日を來ル七月二日迄、普請・作夏、同九日迄、鳴物・音曲・諸殺生、停止申付候間、末々迄不レ洩様觸可レ知者也。

子六月廿九日 役所

大谷村
須恵村

開港のため諸色拂底につき觸

態申廻候。然者、從ニ公儀ニ御觸左之通。

神奈川開港以來、外國人相望候品々、無レ謂相場糴上ケ、競而貿易致し、自然日用之諸品迄、一般高直相成候間、今度諸色直下ケ之儀、被ニ仰出ニ候事ニ而、御國內日用之諸色拂底、就中生糸・繰綿・茶之儀を、外國人買掛リ候ニ付、格外高價ニ賣捌生糸・茶ニ至リ候而を、最初を外國人好ニ應シ候様之儀仕立致シ候を、御國地之遺料、不足ト相成、一同致ニ難儀ニ候趣相聞、以之外之事と向後(直段)之儀、前々之相庭(アヤマ)に基キ引下ケ、製法者何品ニ不レ寄、仕來之通相製。御國地指支無レ之様可レ致候。若一己の利徳ニ迷ひ、諸人之不レ願ニ難儀ニ、觸面之趣相背キ候者於レ有レ之而を、無ニ用捨ニ吟味之上、嚴重之咎可ニ申付ニ候。

右之通、御料・私領・寺社共不_レ洩様可_二觸知_一者也。

右之趣可_二相觸_一候。(〇〔 〕内は線で消去)

神戸村海軍操練所、人員募集

今度、海軍術盛大ニ被_レ為_レ興、攝州神戸村に操練所御取置相成候ニ付、京坂・奈良・堺・伏見等住居の御旗本・御家人、子弟・厄介者勿論、四國・九芴・中國邊諸家家来ニ至迄、有志之者罷出、執行可_レ致候。尤、業前熟達之者_(マツ)と御應文之出役等ニも可_レ被_二仰出_一候間、委細之儀と勝安房守に可_レ致_二承合_一候。右之趣、向々に可_レ被_二相達_一候。

五月

長州浪士通行禁止

一、去亥年已来、長州ニ附属之浪士共此節夫々手放ニ相成候ニ付、長芴表不_レ殘引拂、下野國日光山之方は、可_二立越_一由之趣ニも相聞候ニ付而も、何時何方に可_二相越_一も難_レ斗、且先々ニおゐて何様之暴動可_レ致、難斗、関所・番所ニ而ハ、兼而相觸置候通相心得、尚又増人数等指出し、嚴重取締方いたし、往來人精々相改、怪敷体候もの、一切通行為_レ致間敷候。若押而可_レ通_(マツ)ト仕成者有_レ之候ハ、差押可_レ被_二申立_一候。万

一手向等致候者有_レ之候ハ、無_二用捨_一討取可_レ申候。右之趣、関所・番所等有_レ之面々に可_レ被_レ達候。此外万石已上・已下之面々にも、不_レ洩様可_二相觸_一候。

六月

右之通被_二仰出_一候間、村々末々迄不_レ洩様可_二觸知_一者也。

子六月廿五日 役所

- 大庄屋
- 門田村
- 小寺村
- 福井村
- 金井戸村
- 下林村
- 同中村
- 上林村
- 清水村
- 井手村
- 市場
- 小屋村
- 三和村
- 井尻野村
- 大谷村
- すえ村
- 延友村

蛤御門の変

京都大變之趣、大坂藏屋敷を被_レ申越_二候_一二付、七月廿三日、左之御方浅尾御出立ニ相成申候。

中嶋音之進殿 二階堂元一郎殿

新館精一郎殿 森川郷右衛門殿

池上金之丞殿 佐々井九郎兵衛殿

小頭

守安早太、外ニ足輕兩人

右大變ニ付、殿様御在京之事故、両村申談、七月廿六日、於_二加茂・八幡兩社_一大般若六百卷、為_二御武運御長久_一、寂光院執行相頼、衆僧八人兩村役人・判頭・百姓惣代・御用達・御館入之もの共參詣、懇祈仕候。木札杓枚、御陣屋ニ納、奉書札式枚、江戸・京兩所_レ差出し、外ニ社頭ニ納札共、尚亦當領ニ而此兩村_レ海岸近、殊ニ江戸表ニハ別_レ御信仰も被_レ遊事ニ付、金毘羅社ニ而、祈念仕差上度と一統申出候事ニ付、両村ニ而判頭兩人・村役人之内、段々差支之訳も有_レ之、庄屋兩人代として川手十右衛門相渡、廿六日夜玉島出帆。廿七日朝出立ニ而兩村惣代として、須惠村庄や代勤藤沢啓次郎、御祈念神札献供ニ出勤。晦日兩村判頭帰村。八月朔日、象頭山御守護札、両村分。外ニ御開帳札志札。

右 小野四右衛門

右之通差上申候。

二日、京地に御送り出しニ相成候段、内々中嶋傳七郎様を飛脚へ被_レ仰聞_二候_一。

池上安右衛門様、并七月廿三日急御上京之御方々、不_レ殘八月六日御帰陣ニ相成申候。

藤沢 為藏
御用達
川手十右衛門

京都合戦の感謝状の悦言上

態申廻候。然も、長人京都乱入之節、御手人数ヲ以、御一戰被_レ為_レ遂候ニ付、御感状被_レ成_二御頂戴_一、奉_二恐悦_一候。依_レ之明十八日五ツ半時於御殿、兩村庄や・年寄・御用達・御館入迄、御恐悦可_レ申上_二候_一。為_レ其如_レ此候。以上。

子八月十七日 役所

兩村

○長州家来殘党調の觸

態申廻候。然者、從_二公儀_一御觸左之通。
京師乱妨以後、忝平大膳大夫家来、孰_レに潜伏難_レ斗ニ付、銘々領内等、篤と可_レ遂_二探索_一問、先達而相達候通相心得、屋敷之_レ

井市中ニおゐても猶更殘黨とも、潜伏も難レ斗候間、一際嚴重ニ遂ニ穿鑿ニ、若怪敷者有レ之候ハ、早々捕押可レ申候。萬一屋敷内等へ指置、外より相知候上ハ、急度御沙汰之品も可レ有レ之候条、心得違無レ之様、可レ被レ致候。右之趣、万石以上・以下不レ殘様可レ被ニ相觸ニ候事。

八月

右之通、被ニ仰出ニ候之間、村々末々迄不レ殘様、可ニ觸知ニ者也。

八月廿五日 役所

大庄屋

村々

小野慎一郎目録金

御目録

一、金百疋

大谷村庄屋

小野慎一郎

右ハ、武藝世話役出精相勤候ニ付被レ下、但し浅口兩人義ハ遠方之儀故、中郡世話役方、御趣意申遣候様と之仰ニ而、八月二日送來ル。

京都へ小人遣

京都小人被ニ仰付、兩人共九月三日発足

幾右衛門 若 治

給金を來年迄。御上ハ五石足し給共。是方來春迄都合廿兩。但し當年分八兩、來丑年給拾貳兩定。

併賀忠平太代参

十月十一日朝、併和忠平太様殿様御代拜として、賀茂八幡宮へ御参詣。御初穂金壹封、寂光院に御下ケニ相成。右ハ先達而京都大變之節、御祈念奉レ上候ニ付、御代参ニ相成候也。兩村役人中御供、寂光院参勤、讀經、御神酒出レ之。

加助郷

達書

一、今般、尾張前大納言殿始諸向々、追々藝筋路江出張相成候ニ付而ハ、人馬繼立多分可レ有レ之。然候処、板倉攝津守領分備中國板倉宿・矢掛宿・伊東播摩守領分同國川邊宿之義、兼而難澁之宿柄ニ有レ之。尤、板倉宿・矢掛宿之義、助郷可レ有レ之候得共、此度之義も、何分夥敷人馬數ニも可ニ相成ニ、迎も是迄之人馬而已ニ而もハ繼立方難ニ出來ニ差支候ニ付、今般之御用相濟候迄、此度限り、右寂寄之村々に加助之義、前書板倉宿式ケ宿之者、夫々地頭役場へ歎願書差出候ニ付、右役場ニおゐて相糺之處、右申立之趣無ニ相違ニ候間、願之通リ可ニ

仰付一度旨攝津守・播磨守家来カ申立候ニ付、取調候処、実以
 無ニ余義ニ次第ニ相聞ヘ、殊ニ此度義ハ、平常トハ違、非常之義、
 通行向差滞候而モ不ニ容易ニ候ニ付、右家来申立之通り、全此度
 限リ加助郷之義承届候間、板倉宿外式ケ宿之役人共申合繼立方、
 不ニ指支ニ様右□^(差カ)村々之者共ヘ可レ被ニ相達ニ候。尤、右板倉宿・
 矢掛宿・川邊宿之役人共^(ニ脱カ)おゐても、加助郷村々ハ非常之義申掛、
 無レ益人足為ニ差出一間^(マヤ)鋪旨攝津守・播磨守家来^(マヤ)江も達置候間、
 此段も可レ被ニ相心得ニ候。右、忝平伊豆守殿江相達し取斗候
 義候条、可レ被^(得脱カ)ニ其意ニ候。

子十一月

蒔田相模守領分

浅口郡

- 須恵村
- 大谷村

板倉宿

加陽郡

- 井手村
- 清水村
- 金井戸村
- 福井村

窪屋郡

- 小寺村
- 福井村^(マヤ)
- 小寺村
- 延友村
- 上林村
- 下林村
- 大谷村

同郡

川邊宿

- 小屋村
- 三和村

賀陽郡

- 井尻野村

彙報

—昭和四五・四・一〜四六・三・三一—

総論	一九九	頁	概説書編纂会	二二〇
研究発表会	二〇〇		文献講読会	二二〇
研究報告	二〇一			
教学研究所総会	二〇一			
『金光大神覚』に関する資料の収集整理	二二三			
教統者に関する資料の収集整理	二二三			
信心生活記録の収集整理	二二三			
布教教制に関する資料の収集整理	二二三			
教義に関する資料の整理	二二四			
資料の整理保管	二二四			
教内各種会合の傍聴	二二四			
学会・講習会への参加	二二五			
評議員会	二二五			
研究生の養成	二二八			

昭和四十五年度の本所の運営方針の基本は、教団における本所職員としての御用の自覚をいっそう深めるべく、「個人研究」を基軸として、本所全体の業務のあり方を吟味検討するということにあった。

とりわけ、四十五年十月よりは、従来の部単位で動いてきた研究体制をはずして、研究者の実質的研究を中心にした人員配置に切り替え、個人研究の徹底化と、資料管理体制の整備を、二本の柱にすえて研究業務を遂行してきている。

このような体制を採用したのは、次の理由に基づいている。

昭和四十年十月以来、『金光大神覚』、「教団史」の研究を基本課題にして、共同研究態勢の確立をめざしてきたが、四十四年度に至って、基本課題のこなしがたさから容易に研究が実質的に進捗せず、そこから基本課題の設定せられていることが、自由な研究活動を束縛するものと感じられたり、あるいは基本課題にかかわっておれば、あたかも研究所の研究として御用が果されているかのように思われたりして、研究者各自の責任ある研究姿勢の確立がはばまれるという、根本的な反省が提起されてきた。そこで、四十五年度より、基本課題をはずして、さて主体的にど

のような研究を各自なしうるのか、各自がそこを問う、ということが課題とされた。これが個人研究ということの意味である。

そして、この研究姿勢の確立を願いとして、研究をすすめてきた結果、二つの問題点が顕著に浮んできた。

一つは、基本課題をはずして個人研究態勢をとりながら、従来の部制を前提として立てられた基本課題に、部単位でかかわってきたところから、部制によって人間関係が固定しており、個人研究の願いとするとところが満たされたいという問題である。そこで、問題意識の幅を狭くし、研究の沈滞化を導いているところの固定した人間関係に配慮を加え、研究者の配置替えをおこなうことによつて、自由な研究的交流を計ることとなった。これについては、反面で、個人研究の徹底によつて、次第に各研究者の関心や個性が際立ち、研究意識や方法のちがいが明確になり、研究者相互においても研究者の個性について見当がつくようになってきたことが、そのことを促進せしめる動因ともなった。

いま一つは、研究が次第に進捗するにつれて、研究課題から研究の意味、態度、方法の反省が迫られることとなった。それは課題それ自身のもつ内容の深さからきており、そこにかかわることによつて、教学研究とは、研究対象（教祖及び教団の歴史）を貫いている本教の信心の核、人間が生きていく究極のよりどころを

把握することである、ということに気づかせられてくることになった。基本課題をかかげて四年有余、ここによりやくにして基本課題の意味が、実質研究の中身をもって自覚しなおされることとなった。

そうしていくなかで、各自研究者としての特性が明らかになってきて、資料面の研究の開拓が願われることとなった。つまり、研究所開設以来、重要な任務であった資料の整理・管理にかかわる業務が、着実に展開しがたい面があった。それは、資料の収集・整理、研究資料化ということが、研究にとってかく二義的に考えられてきたところにある。ために、研究者個々が収集し活用した資料も、共有の資料になりがたいという状況を生み出していた。研究と資料との関係は、資料の整理・管理が十全に行なわれることによって研究を進捗せしめ、研究の進展によって新たな資料の発掘・収集がすすめられるという、研究機関にとって両輪の関係にある。そこから、個人研究の徹底にあわせて、その具体的研究作業の一つとしての資料管理の充実をめざして、新たに資料専門の研究者をおくこととした。

以上のごとく、四十五年度は、「個人研究」の徹底をはかり、同時にそれに伴って浮上してくる問題性を一年かけて明確にしつつ、所全体の業務のあり方の上でも種々配慮を加えてきた。しか

し、そこで願われている主体的研究態度、教学研究の根本の願い、研究と資料管理の有機的関連などのことは、未だ十分実現をみるまでに至っておらず、今後課題として残されてある。

研究発表会

研究活動の過程で、他の立場からの示唆・批判をうけて、研究の関連を相互に確かめあい、各自の研究を充実し促進することを願って、以下のごとく実施した。

金光教議会制度にとりくむ研究態度に関して

特に方法論の入口として	解釈 (1)	西村 文敏	5・29
明治六年八月十九日のお知らせ	解釈	福嶋 義次	7・30
元治元年のお知らせ	解釈の糸口を求めて	沢田 重信	7・31
つづり方教室	作品Ⅷ 人間・技術	齋藤東洋男	7・31
特に方法論の入口として	解釈 (2)	藤尾 節昭	8・20
教祖三十三才四国まわりの事蹟について	経験の吟味	福嶋 義次	8・31
何が問題になるか		真鍋 司郎	9・2
金光教の社会性について (3)		沢田 重信	9・3
人間における「苦しみの場所」(2)		藤井記念雄	9・9
		西村 文敏	9・12
		高橋行地郎	9・19

生きがいを求めて	渡辺 溢	9・26
「此方」と「私」の用法について	藤尾 節昭	9・28
私のしていたこと	長野威真一	10・5
元治元年の「お知らせ」研究ノート	齋藤東洋男	10・17
私のしていたこと (続)	長野威真一	10・23
<small>特に方法論の 入口として</small> 解釈 (3)	福嶋 義次	10・24
「月の三日神参り」の意味をたずねるについてのノート	高橋行地郎	10・29
布教公認と流行神について	藤尾 節昭	10・29
<small>教団独立請願 時点において</small> 専制体制の方向が考えられたことについて	西村 文敏	11・13
「秋中行せい」の意味について	松田 敬一	11・16
「四国参り」と「伊勢参り」の教祖	真鍋 司郎	11・21
本教議會の問題点および制度について考えてゆくべき ことについて	西村 文敏	12・15
教祖四十二才の大患の事蹟について	瀬戸美喜雄	12・21
本教に議會制度採用を迫ったその問題に関する政府の 政策状況もしくは動向について	西村 文敏	12・27

研究報告

昭和四十五年度の研究報告については、その題目と内容の要点を「研究報告概要」の項に記した。

なお、昭和四十四年度に提出された藤井記念雄、宮田真喜男、松村真治の研究報告は、二度にわたって改稿がなされ、それぞれ検討を受けた。その題目は以下のごとくで、それは本所関係者に配付された。

阪井内局研究ノート 藤井記念雄
 文部省への管長辞任要求運動の転換について 宮田真喜男
 本教教団組織の成立をめぐる 松村 真治

教学研究所総会

第二十五回総会 (昭和四六・三・三)

趣旨

本所は、昭和四十年十月以来、『金光大神覚』、『教団史』の二つの課題の研究を焦点にして、諸般の業務をとりすすめてきた。四十五年度において、覚・教団史その他の研究実質をおおして教学研究の意義が次第に感じられるようになってきた。その内容は、本教信心の核、人間が生きていく究極のよりどころを把握し、本

教とはなにか、また、なにをするものであるかを問うものである、ということである。このように思われるところから単に本所の内側からのみ本教をみるのではなく、教内外においてようやく教団の歴史への関心がたかまわっている事情も織りこんで、本所の研究の本教的意味を問うことが考えられた。

そこで、今回はこれまですすめてきた「教団史研究」を総会の主題とすることとし、教団史研究の意味・方法・課題を求めていくことを願いとしたり。総会テーマは「教団史研究の方法と課題をめぐって」である。

△午前▽

一、発表

藤井 記念雄

教団の歴史的認識の意義——教団の歴史と自己とのかかわり——

教団の歴史への関心と歴史認識への欲求は、教団ないし自己の危機においてめざめるものである。歴史意識とはとりもなおさず危機意識なのである。危機の意識はどうしてめざめてくるのか。危機へのめざめを妨げてきたもの、妨げているものは何か。教団の歴史に対する全体的認識は何を基盤にして獲得されてくるものなのか。このような問題について考えてみたい。

教団の歴史認識といった場合の教団とは、信仰の歩みが教団と

いう形をもって歴史の中に生きて働いている姿であり、端的にいえば、信仰の歴史的な一つの姿であると規定しておきたい。ということは、教団が教祖の信仰から離反していくところの問題性をいろいろかかえているにもかかわらず、「教祖にかえる」ということと「教団の歴史にかえる」、あるいは「その歴史の只中に足をふみ入れる」ということは、基本的には同じことである、ということを意味する。このように教団について規定するならば、教団の歴史的認識は、信仰の歴史的認識にほかならない。したがって、教団の歴史認識にかかわる問題は、すべて信仰の問題にかかわっているといえる。そこで、歴史にかかわって信仰とは何かを問うていくと、歴史に二重の意味があるように、信仰にも二つの意味が見いだされてくる。

まず、歴史についていえば、一応、(1)存在としての歴史(過去そのもの)と、(2)ロゴスとしての歴史(過去について探求した結果を記したものの)の二つの意味が考えられる。前者は無限であり、後者は無限から切りとられた有限な一断片である。ところで、この有限な一断片(ロゴスとしての歴史)を歴史として成り立たせるもの、その意味は何かということが問題になる。それは研究者の側にある意図に含まれるのか、存在としての歴史、つまり過去そのものに含まれているのか。これはむづかしい問題であり、こ

でジレンマに陥らざるをえない。そこで、二者択一的にはとらえられない問題相互の関係を考え、これを統一的にとらえる視点を探さなくてはならない。これは歴史を問う者の姿勢にかかわっている。つまり、歴史認識とは危機に立つ人間が、歴史の意味を問う、その判断(仮説)に依って、現在を構成する条件を過去に求めるところに成り立つ仮説的認識である、ということが出来る。

信仰についても、それと対比して考えるならば、同様に、①歴史化せしめる力としての信仰(信仰の始源)と、②歴史化された信仰(歴史遺産としての信仰)の二つの意味が見出される。前者は、道、本質、原理などといわれるもので、無限なもの、したがって、無限定、無規定のものであり、わかりきれないものである。さらにいえば、歴史をこえたものであり、歴史の底を貫いて流れているものであり、歴史を破ってくるものであるともいえる。これにかりに純粋な信仰と名づけるなら、これはこれとして歴史に存在しえないものであり、そのまま歴史に持ち出すと、歴史性を欠いた原理支配の問題が起こってくる。後者は、教え、教義、組織等、構造と形態をもつものであり、有限なものである。歴史的、現実的、具体的なものである。これは、現実の問題状況にかかわって、一面ではおかげ信心になっていく危険があり、他面では信心が日常化してしまう危険性をもっている。それは信仰の変質化及び涸

渇化の問題である。つまり、おかげ信心は、信仰者の態度、生き方の脱落であり、信仰の日常化は、いわばおかげの脱落したすがたである。なお今日の教団状況としては、この信仰の日常化、いかにすれば信仰の固定化、慣習化、常識化がすすんできている状況がある。これは単なる客観状況ではなく、自身の中身がそうなってきたということであり、それ以外の自分ではないということである。

ところで、さきに歴史についてのべたように、信仰上の根本問題も結局①と②の二つの信仰の意味にかかわっており、①と②のかかわりの問題に帰着する。ここに信仰のジレンマがあり、危機がある。どちらか一方に比重をかけると、すでに述べたように信仰は涸渇してくる。この両面、このジレンマが信仰についての危機に立つものにおいてはじめて問われる。ここにかかわって、教団の歴史認識におけるわれわれの根本態度の問題があるといえよう。このようにみえてくると、信仰についての危機意識が教団の歴史認識における重要な基点をなしていることがわかる。

ところで、われわれにおいて、この危機意識はどのようになっているのであろうか。危機意識は容易に生まれるものでないところがある。それには、現在の社会状況(技術の進歩による生活上の知識の抽象化、概念化)と教団状況(信仰状況)とが大きく作

用している。信仰の日常化、常識化がすすみ、教祖の信仰から離れてきている状況においては、危機意識は生まれようがない。危機意識のめざめは、信仰が歴史的現実にかに根づいているかという問題にかかってくる。自身の信仰とはかわりなしに、現実がどんどん動いていく状況の中で苦しみを味わったり、現実からの迫りの中でみずからの信仰が検討されたり、信仰に疑問をいだいたりしながら、しだいにめざめてくることなのかもしれない。

歴史に埋没しているか、歴史からはね上がっているかして、歴史的現実（人間の間柄、社会や世界の問題）、つまり、歴史的な人間の難儀とのかかわりが切れている（切れていかざるをえないものがある）という信仰の実際への気づき、その熟し方にかかわって危機意識は生じてくるであろう。いいかえれば、教団ないし自己が、歴史的な人間の難儀に即して生まれた教祖の信仰からはなれていきつつあるということへの気づきに依じて、めざめるものであるともいえよう。

二、問題提起

齋藤 東洋男

○危機意識は必然的に歴史認識へ向かわしめるものなのかどうか。教学における歴史認識は信仰についての危機意識によって成り立つということができるかどうか。この点について一般の歴史学の方法をそのまま持ちこんでいないか。

○いかにしたら危機意識が醸成されるのか。現実に対して問題を感じていても、危機意識にまでもっていかせないものがある。その醸成を妨げているのは、今日の歴史的状況なのか、信仰そのものなのか。たとえば、具体的な状況は、ありがたくないのに、ありがたくなければならないと迫ってくるものがある。いいかげんなどころでありがたくさせる信仰状況があり、ある種のありがたない働きがあるといえないか。

○「教祖にかえる」ということと「教団の歴史にかえる」ということは同じであり、教祖の信仰が歴史において歪められていくところがあるにもかかわらず、教祖の信仰が教団の歴史に現われているというが、ここで、信仰の二重の意味がどのようにかわってくるのか。教団は、教義、組織と同様、有限な姿をとらざるをえない宿命をもっており、それがどれほど教祖の信仰を現わしうるものか。信仰が歴史化されていくなかでは必然的に信仰の始源は没し去られていく。われわれの状況は、歴史化された信仰が危機意識をもたせないように作用してくる。信仰の始源との関係が切れてくる。それは、教団の信仰であって教祖の信仰でないという確認がある。ここに信仰の危機があるのではないか。

三、討議

司会 沢田 重信

○第一点については、今日の問題、われわれ自身の問題は、過去

につながっており、過去に条件づけられているのであるから、危機の意識においては、なんらかの形でわれわれの行為の意味を過去（教祖、教団等の歴史）とのかかわりにおいて考えざるをえないのではないか。その場合、われわれにとっての危機意識の中身は、信仰についての危機の意識であるということである。したがって教学における歴史認識とは、単に教団の歴史認識を意味するだけでなく、教祖についてもあてはまることである。

次に、どういうようにして危機意識が醸成されるかは、わからないというしかない。ただ、それを妨げるものを、どこまでも確認していくことは必要であろう。その場合の信仰的問題と歴史的現実の問題とは無関係ではなく、歴史的現実の問題が信仰の問題に深くかかわっていると同様、それらはわれわれの中にいっさい流れ込んできており、われわれ自身の問題なのだということを確認しておくべき。

第三の点は、教祖の信仰が教団の歴史に現われているということとは、信仰の二重の意味を確め、そのシレンマの問題をどこまでも問う姿勢なり立場においてははじめていえることであろう。歴史化された教団の信仰においては、信仰の始源との関係が次第に切れていくことも事実であり、教祖の信仰が歴史において歪められていくということも一面事実である。そして、それは問題化され

ねばならない。その場合、それが確認され、問題化されるどころ、つまり危機の意識において、歴史化された信仰を貫いているその始源へ目が向けられるとき、単に、教団の信仰は教祖の信仰ではないといえないことになってくる。なお、教団の信仰のみならず、教祖の信仰も二重の意味をもっているものである、ということをつけ加えておきたい。

○危機意識の内容はいかなるものなのか。自分がたいせつにしているものが危い、生活がおびやかされているのに、信仰は何も働きをしないという実感なのか。あるいはまた、信仰理念が、社会的な諸力によって否定されてくるということなのか。

○本教の場合、教義理論を明確にして信心を進めるといふ信心ではない。したがって、理念がおびやかされて危機を感ずるといふことは、本教の場合ない。むしろ人間の生の根源からゆり動かされ、問われてくるもので、それは自分の問題にはかならない。とはいっても、いわゆる個人の問題ではなく、量的にはいえないが、質的な客観性をもつものである。

それから、ありがたくさせるといふ問題が出ていたが、ありがたさといっても気分的なものではなく、人間存在についてのありがたさは、その裏側に難儀がみえる。それを教団の問題としてどう自覚していくかが問題である。

○教祖は、歴史的な人間の難儀にかかわって存在してきた。にもかかわらず、われわれにおいては難儀よりも信仰の世界を描こう語り出そうとする向きが強い。難儀とは歴史的な性格をもったものであるということの確認と、歴史的な性格をもっている今日の人間の難儀をとらえていくというほうが足らなくなってきた。

○教祖においては、①と②、つまり歴史化せしめる力としての信仰と歴史化された信仰と働き合った姿が、神伝になっている。この①②の働き合いが、どのように教祖に働いているか。また教団の歴史に働いているか。それを具体的に描き出していくことがたいていである。教祖における歴史的な難儀であった日柄方位、不浄穢れ、お産のこと等に対して、教祖がとっている態度は、当時それを打ち出すことは、非常に勇気がいることである。その不安をのりこえ、しかもそこへ人々をしてつき動かしていった。それが今日つかまえていない。私は教団の危機をここでつかまえる。

○今日、教団の把握の仕方があまりにもばく然としている。政社研などでも、教団の問題を考えると、すぐに全教ということがいわれ、いつも全体的なもののかみ方をする。そこに今日の問題を感じる。いつも全教を配慮するところから、教会、信奉者の問題になっていって、問題がばやけていく。そこからははっきり

した教政も教義も出てこないのではないのか。教団と全教とを分けていくこと、これがどうしたら可能かわからないが、必要である。現代に対決する有志教師集団を作って、本教としてのあるべきすがたを出していくことが必要である。

○危機意識をもった教師集団の造出が、いつも教団の歴史をひっぱってきたところがある。迷信打破とか信忠孝一本とか、あるいは取次集団として打ち出されてきたのがそれである。それが今日可能かどうか。今日、どういう信仰の問題にかかわっていくのか。そこがはっきりしないところに危機がある。

○教団と社会というものを設定する。教団が社会によって問われている。そこから教団史がでてくるのではないか。危機意識は作らなければならぬものかどうか。

○作ろうとして作れるものではない。ただ危機意識を妨げている信仰を問題化することは必要である。

○信仰、本教、教団、全教というように、いろいろにいわれるが、これらのことばの概念が明確ではない。ここでいえば、なぜ信仰史といわないで教団史というのか。

○信仰を実証するものは教団以外にない。信仰には力があるのではないか。ナムとアミダブツを分けるとよく理解がつくが、分けることによってかえって力がなくなる。百十二年の教団の歴史を

生きたものとしておさえていこうとしているのではないか。

それから、歴史は作られるものだということがあったが、それは、学者のことばである。歴史は研究者が作るものではなく、発見するものである。あるものを見いだす。発見は感動を伴う。危機意識は人間からは起きない。自然に出てくるものということは、信心によることである。信心がしゃんとしないという思いは危機の意識である。あるものを見いだしてください、それが信心。

教祖は生神金光大神様と申していかれた。生神金光大神を向こうに安置されなかった。生神金光大神様と申し上げていくことによって、生神金光大神が御進展になる。いろいろな意識にめざめていく。歴史を見いだしていく。信仰は歴史を後につけていくもの、後に生みだす。

はじめがあるものは終わりがある。はじめがないものは終わりが無い。永遠のものに、「このたび」という時節を見いだした。生神金光大神様が教祖を見いだした、といえるのではないか。

○教団というときの概念はつきりしない。今日までは、教団という組織集団の形成、そこでの信仰の歩みが語られてきた。今日、金光教とは何かと問われた場合、信仰は何を伝えてきたか、何を取次いできたか、何を取次ぐようとしているのかが問われている。この中身がはつきりしないところに、今日の危機の実体がある。今

後、教団という場合、教団の信仰的リーダー、つまり、教祖、教統者と、それをいただいてきた地方の布教者の研究が、掘り下げてすすめられる必要がある。今日までは組織面の教団史に重点が置かれてきたが、今後は信仰がどういうように伝わってきたか、という教団史がほしい。地方布教史や教会史、信奉者の信心生活を歴史的にとらえることがある。

○各地方の信仰の伝わり方が、あまり研究の上に出てこなかった問題性はどこにあるとみるか。

○教政史は比較的みやすい。信心生活の研究は伝統がない。その面の教団史は、いろいろな研究の総合の上に立たねばならないからではないか。

それともう一つは、今日までの教団において、中央が地方へ働きかける動きが強かった。このことも関連している。

○今日民俗学や地方史などの研究がどんどん出てきている。それは現代人として、今までのものではなく、どうしても生命がよみがえらないという、現代人の危機意識からではないか。体系的、組織的に総合された研究をすてて、部分的にでもいいから生き生きしたものを求めていく方向が出てきている。その意味では、本教において、危機意識がまだはつきりしていないからではないか。

〔午後〕

一、発表

藤尾節昭

教団史における教団概念―教団批判の視点―

明治十五年七月における、一教組織化をめぐるの教祖と佐藤範雄の問答を、信仰の教義化という観点からとらえるとどういふ問題が見いだされてくるであろうか。

「此方は、人が助かることさえできれば、それで結構である。

……」「……おかくれののち、なにか、かいたものがありませぬと、世の、はやり神と、おなじようにおもわれます。」この問答を解釈していくうえに、四つの条件を考え合わせる必要がある。

(一)教祖が公認をどう考えていたか。片岡次郎四郎への御理解に表現されているごとく、「何も効もなかった」「他の組下につくな」「何とないというて亡んでおれ」という方針である。

(二)教祖在世中の各地出社の状況はどうであったか。斎藤重右衛門、高橋富枝らの同時代人的性格、備前地方の布教者及び尾道地方の布教者による教勢の伸展とご発行の状況は、おかげ信心の色彩が強く、はやり神への傾斜の危険性をもっていた。彼らの布教行為は、教祖のそれと同様、自然と人々が参り始め取次の座にすわることとなる。これを自然布教と呼んでおく。

(三)いわゆる直信といわれる人たちの動きは、どういう意味をもつ

ていたか。信仰的には、教祖をただく姿勢と、積極的に世に向かつて道をしく意欲に燃えていたことである。ありがたい道を世の難儀な人々に知らしめていくという姿勢がある。これを積極布教と呼んでおく。

(四)既成宗教及び官権による布教行為への圧迫及び取締りという状況と、狐狸の風評による阻害の問題。既成宗教の組下につくべき状況へ追いこまれていっていること。

以上四つの条件を考え合わせながら、布教公認の必要条件である、信条の意味を考えてみる。

公認のための信条の作成は、教祖には受け入れられない。だが、布教の場では公認が切実に望まれている。この相容れない問題状況を通るには、教祖においては、信条の別の意味の発見がなければならぬ。逆に積極布教の場では公認へいかにしてもっていくかが主要な問題である。布教と信心の噛み合いが、信条作成の問題にかかっているとみられる。

特に積極布教は、その布教姿勢において、世に向かって、世の蒙きを啓いていくこと、世の人々が縛られている旧習を破り、新しい生き方を示していくことがその主眼である。そこには信心の明確な把握表現が求められる。信心の中身の再把握の必要が、世との交わりにおいて要請される。この要請は、本教の独自性を教

義的に明らかにすべく働きかける。そして再把握された本教の特質によって、世に向かつていっそう鋭く働きかけが可能となる。必然的に布教行為から信心の教義化が要請される。

自然布教におけるご発行は、奇蹟のおかけへの、人々の集中化の現象である。だが、自然布教はその成立の根本に、明確な信心の把握が必要だと自覚されていない。おかげに集中した人々は、自然と信心の変質化を招来させてくる。そして生活の根底における改まりという信心の特性はうすらぎ、信心の働きを閉ざし、一時のはやり神になしてしまう。信心の変質化は出社の分散化をももたらす。自然布教はご発行または圧迫の前に、信心自体の変質をもたらし危険性をはらんでいた。

この状況下で、教祖は出社のあり方を問い直さねばならなかったであろう。一方において教義の要請、他方において変質化の問題が、教祖に問いかけてきていたのである。このなかで、金光大神社をたてぬくという姿勢をとることはどうしていくことなのか。

教義化と変質化の問題状況の根底には、信心の伝承と継承の問題が動いていると見られる。この根本問題の地点で信条の意味が問われねばならなかった。信心の伝導・継承の問題に応じるべく、教祖は自己の信心の中身を教義的な形で表現し直さなくてはならない。信条は信心継承の意味をになって現われてくる。

佐藤範雄は、組織化・公認によって、信心の変質化の問題状況に対応しようとしたのであった。そのために公認は不可欠の要件であった。この公認への動きの背景には、教祖没後、信心の中心を失い変質化し、はやり神へ没するか、または宗派争いの起こることへの懸念があり、そこから書いたもの、つまり教義が要請されなければならなかったのである。信心継承の問題状況が、佐藤範雄をして沼名前神社へおもむかしめるのである。

この信心継承と伝導の重責をになった信条、つまり教義化の動きは、当時の宗教状況とかかわって神道的基盤において受けとられ、再表現されていた。それは、また、教祖の信心を受けとる直信の知的素地とかかわって信心観・教祖像を生み出していったのである。信心継承の願いは、直信・先覚の諸師の信心観・教祖像のなかに吸収されていたのである。本教信心の核心は迷信打破であり、教祖は陰陽道にしばらくられた人間解放のために出現されたという教祖像を結晶させていくのである。

最初の問答における「書いたもの」の意味合いは、教祖においては信心の継承の一つの必然的な手段であって、信条という形で信心の中身を表現することであった。直信においては、それは深く布教状況とかかわって一教組織化・公認の線への動きでもあった。したがって、教団形成への過程は、信心継承という根深い問

題とかかわって、本教信心の教義化が成立していく過程ととらえられる。この教義化の過程において、教義的信心把握が持つ必然性、つまり像化、技術化、私有化の問題をあわせ持ってきたのである。

教団の実体は、布教をその主眼点とし、信心の教義化・像化をつくりつづける仕組みである。この歴史化された信仰観・教祖像が教団の実体を構成する。この像化をつづけ教祖の信心から離反していく。信心の営みの不可欠な要因である布教の結果が、この現象を生み出していく。

二、問題提起

高橋 行地郎

○教団批判の視点と、教団史研究の視点との相互関連に関する問題性について。今日の教団に対して、その信仰が涸渇化しているという視点をとるとき、その視点を研究対象である明治十五年の時点へストレートに持ち込むことは、二つの問題を惹起することになるのではないか。

○すなわち、その一は研究上に関する問題である。あらかじめ信心の涸渇化ということを教団批判の視点に設定することにあまりに強烈であれば、歴史研究以前に研究成果を偏狭なものに限定してしまい、ひいては歴史を裁判することのみ終始することになる危惧はないか。

信心の涸渇化の歴史的過程を吟味し、その淵源に遡及して、明治十五年の教団形成に伴う問題を究明しようとするのであれば、その研究態度は理解しうるものであるが、明治十五年における教団形成の動きがあったがゆえに、現在の教団の問題がひき起こされたのだという態度からは、教団形成の必然性の問題は十分に問うことはできず、したがって、およそ研究はそれ以前に崩壊しており、かつそこではすでに歴史から学ぶべきものは欠落していることになってはいまいか。

○第二の問題は、今日の教団人として生きる姿勢に関するものである。われわれはもはや、涸渇化した信心から脱出したり、あるいはそこから教祖の信心を救出するという救世主として存在しているのではなく、まさにその涸渇化した信心の筆頭相続人として存在していることを自覚しなければならぬ。この自覚を抜きにしての教団批判の視点は、単に批判のための視点設定でしかなく、そこからは、前向きな生の姿勢はなんら開示されてはこないのではあるまいか。

三、討議

司会 福嶋 義次

○今日の教団へ向けての批判は、つきつめていくと教義化の問題に当面する。教団組織の必然性と問題性を、教義化という視点で教団史に問うていくことができると思う。

たしかに教団組織の必然性と問題性に動かされていく人間として、人間が把握し直されてこなければならぬ。その場合、個人をつき動かしてくるものは何なのか。その問題性をとらえることが要請される。単に自由意思として確立した個人を想定すると、歴史状況のなかでの個人の行動を研究者が裁いてしまう危険性が生じることになる。個人に集中し受けとられた信仰内容が、個人に具現されているととらえ直す、つまり個人を歴史的問題の表象としてとらえ直していくことが不可欠な要件である。この歴史的状況を抜いて、生きるということは意味を持たない。したがって、今日のわれわれの状況をとらえるとき、われわれは信仰の歴史遺産の正統な後継者としてとらえ直すことができる。その正統なる後継者において、信仰の問題が感じられているということは、歴史遺産としての信仰にどういふ根本的な問題性を見いだしてくるにかかっているのである。われわれひとりひとりを歴史的信仰の正統なる後継者と把握し直すことによって、信仰の理想的な姿からの責めを、個人的な信心の領域へ限定することはできないことになる。歴史的な信仰への問いが、ここから生まれてくるのではないか。

なお、教団の歴史から何を学ぶかについては、今後歴史遺産のなかから、肯定されていくものが見いだされればよいことである。

今日、何を信仰の根本として肯定していくかという、肯定するものが出てこないかぎり、教団史から何も出てこない。今日としては、歴史に切れ目を入れることが必要なことであり、取次なる信仰原理の出現の歴史過程が問題化されて、もっと問われていかねばならないであろう。

○片岡次郎四郎における自然布教と、三直信のところでの積極布教とはどちらがうのか。片岡において信仰の変質化現象が起っていないとすれば、それはなぜか。

○自然布教・積極布教という概念は明確な区分概念ではなく、出社の諸状況を一応区分するための作業仮説である。片岡次郎四郎が単なる自然布教者でない一面は、三直信と同様、絶対的教祖像を確立していることである。この像化において、やはり神への変質化が阻止されたと思える。

○教祖が「切れず曲らずにべっておけ」といわれるあり方が、「身のぎの信心」「内信心」といわれることかどうか。これは同じことと考えてよいかどうか。身のぎの信心というのは信心の内容、あり方として考えられないか。

○教祖の信心の自覚内容として身のぎの信心の内容を把握することも、教祖研究という観点からとらえられると思うが、ここでは、歴史的状況とかわかって、布教の在り方という観点からとら

え直してみると、「何とないというて亡っておれ」という内容として「身しのぎの信心」がとらえられてくるのではないか。身しのぎの信心も布教というコンテクストにおいてとらえ直すことができると思う。

○教団批判の視点は、教祖から今日まで信仰がどう動くしてきたか、その歴史の動きを把握することによって、はじめて生まれてくるのではないか。研究を通さない批判的視点で、教団史研究に入ると、結局歴史を裁くことになり、事実の善悪をきめつけることになってしまう。教団批判を研究以前にもって歴史を見ると、自分の問題を歴史に投影することになるにしかすぎないことになる。

○教祖と片岡の関係と教祖と佐藤の関係はそこにおのずからちがいがあ。ちがいはちがいのまま事実として認めるしかない。そして、そこにほんとうの姿を見いだしていくことが必要である。教団史を追体験していくことによって、教団を批判していくことができる。教団を問題にする自身の姿勢がいちばん批判を受けねばならないところである。

○今日的な批判の目をもって、教団史研究にはいっても、研究上出合う諸事実によって批判の目が問題化されてくる状況に出合う。ここに単なる批判的態度では、歴史を作りかえることのできない

生き生きとした信仰の姿が見えてくるという一面がある。

○歴史認識の立場について。教団の歴史を進展と見るか否かによって、歴史認識の方法が異なる。今日まで歴史は進展するという観点をとってきているが、はたして進展するということがいえるか。現象的にはいろいろ拡充がみられても、教祖における人間というもののとらえ方、人間の助かりという観点からみて、進展といえるのか。なにをもって進展するというのか、その根拠が問い直されねばならない。

○資料批判にかかわって。教祖の御裁伝・御理解は人と問題に應じてのことばであり、その一片をとりあげて教祖の意図なり考え方を規定することはできない。もつと総合的に批判・検討がなされねばならない。資料をもつと深く総合的に検討していく必要がある。

○ なお、今回より、総会に、あらたに東京出張所職員の参加が考えられた。これは、より広い視野からの批判を求め、本所の研究が展開的にすすめられることを願ったもので、こんごこのような方向をもつとひらいていきたい。

○ (出席者) 評議員一名、囑託三名、研究員三名、研究生六名、学

院職員三名、布教部職員二名、東京出張所職員二名及び本所職員の計三十八名。

金光大神覚に関する資料の収集整理

『金光大神覚』の研究をすすめていくについて、既存資料の再調査と、研究の視角を新たにする資料を発掘していくことが願われる。四十五年度は以下のごとく実施した。

- (1)、川手家の七墓・川手塚墓・古川八百蔵墓・鈴木久蔵、今蔵墓・笹橋嘉平墓・藤井クラ墓につき史蹟調査して、地図作成および墓碑銘のカード化。
- (2)、児島五流尊流院史蹟調査。
- (3)、亀山香取繁右衛門墓・同屋敷・原田弥九郎墓趾・同屋敷趾・神田大和守墓・同屋敷・神田筑前墓・堀主水墓・同屋敷・青木竹治郎墓につき、地図作成のため再調査。
- (4)、須恵・佐方方面門納屋写真撮影。

教統者に関する資料の収集整理

教祖以来こんにちに至る教統者に関する資料の収集整理は、重要かつ急ぐべきことであるとして、本所においても、継続的にすすめて、こんにちに至っている。

金光攝胤君ならびに現教主の、管長として、あるいは教主とし

てのお働きについて、竹部寿夫氏から(本部教庁にて、大徳道人氏同席、45・7・10)聴取した。

現教主について、佐藤一徳氏から(研究所にて、45・8・17)聴取した。

信心生活記録の収集整理

本所は教内各方面から、生きたありのままの信心生活の記録を収集し、もって教学研究の基礎資料とすることを願っている。

昭和四十五年度は、以下のごとく収集を実施した。

- (1)、湯川誠一氏より湯川安太郎師の信心について。
- (2)、芸備教会在籍教師、高橋信道氏ならびにその家族一同につき、同氏宅にて。なお、昭和四十五年三月二十四日に収集した高橋信道氏のものにつき、高橋行地郎がレポート「人間における『苦しみの場所』——高橋信道氏の場合——」を発表し、検討を受けた。

布教教制に関する資料の収集整理

本所が教学研究をすすめていくうえにおいて、常に全教の動きに目を向け、全教の実態をできるかぎり把握していくことが大切である。本部教庁、教務所、各種団体の通牒、機関紙、会合記録、教会その他の定期刊行物の収集をおこない、既集資料の未整理の

分を分類整理し、索引カードを作成した。

教義に関する資料の整理

教祖に関する教義的内容をもった資料を教内出版物からカード化してきたが、この作業を四十五年度より、本教教義の内容を収集するという観点から、教祖に限定せず、幅広く教義的内容をとりあげていくこととした。

四十五年度は、高橋正雄氏の『高橋正雄著作集』（二巻・六巻）、『高橋正雄先生を頂く』その一、二、および『教祖伝を頂くについて』（教報昭和三十三年六月号）と、大淵千仞氏の昭和三十二年度から三十八年度までの研究生入退所式挨拶について、それぞれ資料索引カードを作成した。

資料の整理・保管

教学に関する教内外の資料を収集し、利用に供しうるよう整理しているが、より一層、合理的・計画的にそれらの作業がなされることが願われる。

四十四年度をもって一段階を画した本所所蔵の既存資料、書類についての基本カード作成につづいて、四十五年度は、教祖関係

資料、教団史関係資料についての事項別、年次別分類、整理に入ることを確認した。

年次別、事項別索引カード作成の意図は、重複する資料を確認し整理すること、資料の散逸を防ぐための複写する資料を決定すること、事件別、事項別に資料を整理し研究に活用できるようにすること、新たな収集の手がかりをつかむこと、にある。

四十五年度は、そのうち、教団史関係について、年次別索引カードを作成し、年次別に配列した。さらに、教監通牒（明治33年・昭和20年）を年次別に配列し、欠けている通牒の確認の作業をすすめた。なお、寄贈された新資料は、「多田借次郎氏について」「吉永甚太郎氏について」（いずれもテープ）である。

教内各種会合の傍聴

本所における研究は、全教の実態をふまえてなされることが願われる。教内にある問題性を的確に把握するためには、たんに書類等で報告されているもののみを参考にしていたのでは足りない。研究者個々が教内の各種会合を傍聴することによって、その会の討議の過程にできるだけだけふれることが大切である。

右の願いにもとづいて、四十五年度は、御取次成就信心生活運動推進協議会（45・6・17・20）、第45回臨時議会（45・7・6・7）、

西近畿教区教師教養講座(45・7・17)、所長会議(45・9・4・5)、第46回臨時議會(45・9・7・8)、第47回通常議會(46・2・24・27)、を傍聴した。

学会・講習会への参加

本所は、広く学問の各分野から、あるいは現代社会から提起されてくる問題にふれることによつて、本教教学のになうべき課題をたしかめていくという願いのもとに、学会(歴史学研究会・日本宗教学会・関西哲学会)、および各種講習会等に参加している。四十五年度、参加した学会・講習会およびその参加人員は次のとおりである。

学会——歴史学研究会 一名(5・23・24)、日本宗教学会 三名(10・9・11)、関西哲学会 一名(11・13・14)
講習会——日本宗教学史夏期研修会 一名(7・27・29)

評議員会

本所の運営は、研究機関という性格よりして、教務教政の直接支配を受けてはならないが、しかしまた、教団の機関である以上、教務教政の立場から十分に責任を負いうるものでなければならぬ

い。評議員制度は、このような特質をもつ機関として公正妥当な、全教的仕組みによる運営方式の樹立を願ひとして運用されていくものである。

○

第十五回評議員会(46・2・8)は、昭和四十六年度の本所の計画の大綱を審議検討することを中心の議題として開かれた。それは総論で述べた四十五年度の計画、すなわち個人研究としての研究の徹底という基本線と、それに関連して浮上してきた資料の管理体制の確立という二つのことが、有機的な関連においてとり結ばれていくよう、一そうその実質を培い、研究所全体の態勢を、その向きで整えていくことを骨子として立案されたものである。この動きをとおして、より深く教団の研究機関としての基盤と実質を備え、研究所本来の使命遂行の態勢が整えられることが願われている。

この会において主として審議検討された点は、教団の研究機関としての役割、使命という問題性であった。その主たる意見は、次のとおりである。

○個人研究の徹底という場合、研究については、個人の関心からはじまることはいうまでもないが、個人の関心によつてすすめられる研究は、教団の研究機関としての研究にまで高められねばな

らないのではないか。そこで、個人研究の期間をどのように考慮し、認めているか。個人研究をすすめる期間に研究態勢の確立が重要であるが、指導のあり方として、どのような方法がとられているか。

○個人研究というのは、個人の関心をもとにしての研究であって、いわゆる思いつきをもとにした研究の意味ではない。現在自然、基本課題に関係してすすめているから、課題へのつながりがどうなっているか、その点を注目している。研究者相互にその点に目を向けており、研究者が自由に他の研究者と交流することによって、自己の研究関心が問い直されるにつれて、個人的研究の域を脱することになる。つまり、この道のよりどころ、根源を明らかにする方向が生まれたとき、それは生涯かけてのテーマが生まれたときであって、はじめて個人研究は研究機関としての研究になる。研究テーマの認定は、その段階でできるものであり、その段階に近づいているが、現段階では、個人の関心による研究の継続を認めている。

ところで、研究者の指導関係であるが、個人の問題関心が浅く、思いつきの程度では、実は指導関係はなりたがたい。指導体制をとることによって研究の自由が犯されると考える人もあり、あるいは効果をねらうあまり、指導関係が利用関係に変質し、研究

内容まで授与されることを求めることになって、個性が際立たないという弊害が起きるおそれもあり、指導体制についてむづかしい問題がある。

○資料の収集整理は、教団の研究機関として主要な任務であるが、現実の効果と結びつかないため、資料に対する関心がきわめて稀薄な教団の実態がある。たとえば、教務上の稟議文などは、その時々には迫られてくる問題を、いかに受けとめ、どういう態度で対応していったか、ということを知ることが重要なものであり、そこにこの道の信心があらわれている。そうであるにもかかわらず、教団独立以前の書類はほとんど消失している。独立以後の書類も次第に紛失していく可能性をもっている。当面の研究に直接関係する資料の収集整理にとどまらず、多面的に収集する要があり、各機関が連絡を密にして、教団の態勢で取り組むことが必要である。

○資料の整理にあたっては、個々の資料は多くが一部しかなく、消失を避けるためにも複数の資料を整えておく必要がある。その作業を能率的にすすめるには、機械化が欠かせぬ条件となる。研究所の予算では、人件費が九〇パーセントを占めており、機械化へはほど遠い。各機関で行なっている複製等の作業を、一括して専従的に行なう機関の設置が望まれるが、それは今後の課題として、

当面は、研究所にできるだけの機械を備えていく必要がある。

○資料を収集・管理していくことと、道の根源を明らかにしていく研究とが、研究所の任務であるが、反面には、教内からの研究所に対する要請をどう受けとめていくかということも、かねてから問題になっていることの一つである。たとえば、現実問題の研究を研究所に期待する空気がある。その期待は、教団の現状において、実践的な問題にかかわっての研究機関がなく、研究会といってもときどき寄って話し合うにすぎず、専門の実践的研究機関がないところからおこっている。教内の要望は無理からぬところがありながら、研究所が実践的な課題に直ちには応えるものではないところから、研究効果がないと評価を下されたりする。

○一般的に、効果があるないは、当面する問題が解決したか否かではかられる。政治的立場での評価が一般的なのである。本教における効果とは、問題解決を軽くみてはならないが、教団なり道を自覚することも、一つの主要な面である。たとえば、今年の寒期間に、金光大神覚の講読を各機関職員が担当し、講読に努力を重ねた。講読を終えて気づいたことは、苦闘しての成果は、すでに御伝記『金光大神』に記されていたということである。そうしてみて、どれほど御伝記をいただいていないことに気づく。そういう自己の実態を改めて認識する向きが、効果ということばの

もつ意味である。その意味で、研究所に求められる効果は、実践的な効用ではない。この道のよりどころを把握していく、問題を処理する論理を究めていく。いいかえれば、知識が求められるのではなくて、信仰の態度を究め、客観化するというところにほかならない。

○そのような道の本筋を究めていくのが、教団の研究機関であり、研究所に課せられた使命である。同時に各機関にもそれぞれの使命と役割があり、各機関の本質は何かを求めずして、現実の要請に応えていくかぎり、教団は問題をかかえたままで困ることになり、崩壊への道をたどることになる。図書館における教内資料の収集、学院における教義の探究等、研究所の役割と無関係でない。各機関と共通する役割の面を相互に認識し、共通の基盤を生み出すことで、研究所の任務をいっそう明確にしていくことが、今日のきわめて重要な課題である。

○

(出席者) 小野敏夫、佐藤一徳、出川真澄、菱田正幸の各評議員、(池川聡雄評議員は欠席) 及び研究所職員七名。

研究生の養成（昭和四五・四・一―四六・六・三〇）

新しい研究者の養成は、教学研究の展開を求めるについて欠くことのできぬことである。それは、研究者を養成していく営みをとおして、新たな研究課題・視点・方法等が発掘され、そのことによって全教の教的内容がより豊かになるばかりでなく、所における研究者の研究内容が吟味され、展開せしめられるという意味をもつところからである。

なお、昭和四十五年度より、研究生制度運用の一部変更をおこなった。

○委嘱期間を六カ月にして、地方在住研究生への自然移行はとりやめる。

○六カ月期間終了後も、所が研究実修を必要と認めたものについては、あらためて研究生を適当期間委嘱することがある。

A 研究生研究実修

所内実修の実施は、四十五年度で十四回目であり、左記四名が六月より六か月間実修した。

小野錬一（奈良教会）、久保田紘二（鯉城教会）、福原道茂（岬教会）、金光和道（本部）

なお、各研究生とも、あらためて、昭和四十六年五月三十一日ま

で研究生を委嘱され、それぞれの研究テーマにしたがい実修した。実修の概要

(1) 研究ゼミナール

- a、『金光大神覚』通読
- b、『金光大神覚』関係ゼミナール
- c、教団史関係ゼミナール
- b、cについては、所員・助手が進めている研究課題を中心にして行なわれた。

(2) 資料紹介および整理作業

- a、『金光大神覚』関係資料紹介
- b、教団史関係資料紹介
- c、資料及び図書整理

研究資料を概括して紹介し、研究の資とすることを願って行なわれた。

(3) 講話「教学研究の歴史」

教学研究の歴史について、また、本所設立前後の状況と問題を聴講して、教学研究の課題を考えた。

(4) レポート提出

- a、文献解題
- b、「論文要項」および「論文の作成・検討を通じて出た問

題について」

(5) 論文作成

実修期間におけるまとめと、今後の研究進捗のために行なった。それぞれの論文のテーマは左のとおりである。

小野「『天に一家』のお知らせ解釈への試論」、久保田「死んだと思うて欲を放して―その意味について―」、福原「石之丞病気の事蹟」、金光「大谷村と巡見使―金光教祖と巡見使―」

(6) その他 a、所長との懇談、b、指導所員との懇談、c、

所内各種会合ならびに教内各種会合傍聴、d、儀式事務御用奉仕、及び、各種行事の運営事務、e、夏期自主調査

なお、小野、久保田、金光各研究生は昭和四十六年六月一日、本所助手に任用された。

B 地方在住研究生

(1) 石岡公正研究生は昭和四十五年五月三十一日委嘱期間を終了し、研究報告を提出した。テーマは、「本教における『親』の一考察―過去・現在・未来にかかわって―」

(2) 伊藤範人研究生は昭和四十五年六月十九日委嘱期間を終了し、研究報告を提出した。

(3) 稲垣菊雄、西川洋、白石幸平各研究生は昭和四十六年五月

三十一日委嘱期間を終了し、研究報告を提出した。

(4) 松村真治助手は、昭和四十五年七月三十日研究生を委嘱された。委嘱期間は二か年間であり、期間中適宜出所し、所内研修を行ない研究発表を行なうこととなった。

各研究生は教会用務・機関用務のなかにあつて、研究の態勢をととのえていくため、教学研究会、研究生集会および研究所総会に出席したほか、適宜指導所員と懇談して研究指導を受けた。

C 研究生集会

(1) 第九回(45・6・13)

研究生期間終了者(石岡、伊藤両研究生)の研究報告、及び昭和四十四年度研究生(稲垣、西川、白石各両研究生)の間報告の内容検討と、今後の研究の展開を期して、研究生と本所職員との交流を深めることを主たる願いとして開催された。当日は、各研究報告の検討を行ない、午後は懇談を持ち、研究生および研究生にかかわって研究所がもっている問題について話し合った。その後、指導所員との打ち合わせを行い、今後の研究の進め方について問題になるところを検討した。

(詳細は金光教報昭和45年7月号参照)

(2) 第十回(46・6・13)

昭和四十四年度研究生委嘱期間終了者（稲垣、西川、白石各研究生）について、第九回の趣旨に準じて開催した。（詳細は金光教

報昭和46年
7月号参照）

概説書編纂会

この会は、教祖の信心生活、教義、教団の歩み、信奉者の生活、教勢の現状など、本教信心のあらゆる部門にわたってのこを、教団的な立場から、組織的体系的に叙述編纂することを願っている。

これまで、全体調整および「序章」、第一章「教祖」、第二章「教義」の執筆を担当していた大淵囑託の健康が、ひきつづきその衝に当たることを許さぬ状態に立ちいたったので、昭和四十五年五月、その善後策を検討した結果、本所内外の情勢、各章の進捗状況を勘案し、これ以上遅延することは妥当でないと判断し、相当の無理は予想せられるが、刊行の目標を昭和四十六年十月ないしは四十七年四月におき、これまでの各分担執筆者の努力をひきつづき、全体調整ならびに「教祖」の後半、「教義」の執筆作業は本所にひきとってすすめる、との方針をとった。（「序章」と、「教祖」の前半とは、大淵囑託によって、すでに脱稿）

ついで、十月には「信奉者の生活」「教団」の草稿作成も本所

においてすすめることとし、四十六年二月末に、各章にわたって、全体調整を具体的にすすめるための草案をえたので、三月二十八、九両日、編纂会総会を開いて、審議にかけた。

主たる審議事項は、(1)本教概説書として盛りこむべき内容が、全教的な立場からみて必要かつ十分にとりあげられているか。(2)信仰内容の把握において、誤りはないか。(3)全体の構成および各章の構成は妥当か。(4)文体、用語は適切か。(5)今後のとりすめ方をいかにすべきか。以上の諸点であった。

席上、各々からきた、ない批判が出、それらの意見を受けて爾後の執筆作業を進めていくについては、「序章」「教祖」の章以外は相当大幅な改稿の要があり、そこには容易ならぬ困難があるのであるが、鋭意これの改稿をすすめていくこととなった。

文献講読会

諸宗教および思想界で問われている人間の諸問題を、より深く的確に把握し、われわれが受け持たされている教学の諸問題の認識を深め拡げていくについて、教外の諸文献に接し、学習・討議を継続的に進めていくことを願いとして、前年度に引続き、焦点をキリスト教神学にしぼり、「神の死」神学をとりあげ、

“The Gospel of Christian Atheism” by Thomas J.J. Altizer をテキストにして、通読・討議をした。会合は五回もたれた。

昭和46年9月20日印刷

昭和46年9月25日発行

金光教学第11号

編集・金光教教学研究 所

印刷・(株)玉島活版所

発行・金光教教学研究 所

岡山県浅口市金光町

A BASIC STRUCTURE OF THE DEVELOPMENT OF THE FOUNDER'S FAITH AT THE TIME WHEN THE FOUNDER VISITED SHRINES ON THREE FIXED DAYS A MONTH

BY

KOJIRO TAKAHASHI

The founder of Konkokyo suffered from a very serious illness where recovery was almost hopeless. At that time he recovered from the illness through meeting Gods for which he had been searching. The purpose of this paper is to understand how he developed his faith after his experience of meeting Gods. The following are the points which were made clear in this paper.

1. The Founder was in a difficult situation as a farmer when he recovered from the illness. In the first place, since he was in poor health after his recovery from the illness, he could not manage his farming as he wished. Second, he was one of farmers who were ordered to increase tax payment to fuedal lord. He suffered a lose crops ceased by a period of drought.
2. Meeting the above mentioned situation in which the Founder was put, he was compelled to search for a meaning of his recovery from illness which he took as a divine favor and to examine his past series of sufferings.
3. Then he came to realize that he had paid attention only to the difficult situation which his illness brought him. He also realized that it was necessary to make efforts to tackle the problem of his constitutional tendencies to disease which had hindered his farming and prevented him from going out to visit shrines to worship gods. He attached a meaning to the social custom of visiting shrines on three fixed days of every month which was popular in those days and followed the custom faithfully.

ON THE MEANING OF THE THIRTYTHREE-YEARS-OLD FOUNDER'S PILGRIMAGE TO SHIKOKU ISLAND

BY
SHIRO MANABE

The interpretation of the Founder's pilgrimage to *Shikoku*, believing that his visit to this island might purge the evils which were believed to bring various misfortunes to men of age thirty-three, and his pilgrimage to *Shikoku* marked the beginning of innovated way of life.

The author of this paper wonders if the Founder had such clearcut intention to get rid of evils before his start for *Shikoku*. In the first chapter, the critical age of thirtythree, the Founder's personal history, his foster-father's experience of making pilgrimage to *Shikoku*, and his motive to visit *Shikoku* were described.

In the second chapter, the meaning which he attached to visiting *Shikoku* was stated. He made a pilgrimage to *Shikoku* with his villagers. In those days making a pilgrimage to *Shikoku* was very popular. When he went to *Shikoku*, he came to reflect upon his own life through experiencing difficulties of the pilgrimage and through his spiritual communication with a late great monk called Kobo Daishi. Then he came to accept consciously his problems which he had faced.

Based upon what was stated above, it can be concluded that the Founder did not have special reasons for his pilgrimage before his start for *Shikoku* but found its meaning rather through his experiences during his stay at *Shikoku*.

the rest of the world. In Konkokyo the dogmatic expression of its faith was made, based not upon its own logic but upon the Shintoistic thoughts which were the most influential in the world of thought in those days.

Especially Mr. Norio Sato who was one of the most influential leaders in organizing Konkokyo, based his standpoint on what he grasped as the Founder's faith on the Shintoistic thoughts. Shintoistic thoughts which were popular for several years after 1868 helped the government to carry out its policy of making Shinto a national religion. The policy was based on an absolute view of the Emperor and a rational way of thinking by which people were enlightened.

Shintoism propagated its creeds which consisted of the logical absolutization of the Emperor and "rational way" which had confucianistic overtone and which people interpreted as a rational way of thinking.

The religious foundation on which Konkokyo was organized as a religious organization was on Shintoistic thoughts. The Founder's faith was interpreted according to the Shintoistic logic and was formulated into the form a creed, itemized expression of the Founder's faith.

The historical development of Konkokyo after the Founder's death was not made by its own logic but by the heterogenous elements which formed the foundation on which Konkokyo was organized. Thus, the established faith has been apart from the Founder's original faith.

the Founder was engaged in missionary work during his life time. The Founder's residence was turned into *Kane-no-Jinjya* (-shrine) to get the official permission to propagate Konkokyo from the government.

On the other hand, the executive members maintained that the Founder's faith had been handed down orthodoxically at the worship hall where the Founder's grandson had been performing the sacred work of mediation started by the Founder, following the Founder's way of life.

There was a great difference of the view on who was the orthodox successor of the Founder's faith between the superintendent and his supporters and the executive leaders. The superintendent could not help dismissing the executive leaders to maintain his firm conviction that he was an orthodox successor of the Founder.

ON THE PROBLEM OF THE RELATION BETWEEN MISSIONARY WORK AND FORMULATION OF DOCTRINE OF KONKOKYO

BY
SETSUAKI FUJIO

In 1882 Mr. Norio Sato first conceived of establishing Konkokyo as an officially approved religious body. In the early period in 1885, Konkokyo was established as a religious organization approved by the government. The purpose of this paper is to understand the process of organizing of Konkokyo in its tense relation to the religious policy which the government took in those days, to the believer's way of succession of the Founder's faith and to the religious situation of many branch churches.

Missionaries have to formulate their own religious ideas systematically before they start to propagate their religion to

THE OUTLINES OF THE PAPERS IN THIS ISSUE

The brief outlines in this issue were drafted in Japanese by the original authors. The following translation is by Yoshikazu Matsuda, staff of the Headquarters of Konko-kyo.

ON THE PROBLEMS WHICH KONKOKYO FACED WHILE Mr. HATA HELD AN OFFICE AS A CHIEF EXECUTIVE

BY
MAKIO MIYATA

To state the situation of Konkokyo during the *Taisho* era (1911-1925) briefly, Konkokyo was brought to a deadlock in terms of its administration. To put it more concretely, executive leaders were altered seven times within thirteen years which extended from 1917 to 1929 by a superintendent of Konkokyo. While Mr. Tokusaburo Hata was in office as a chief executive, his executive leaders were altered four times by the superintendent. The purpose of this paper is to understand the reason for discharges of the executive leaders and for the Konkokyo's district chief officer's request for the superintendent's reappointment of Mr. Hata as a chief executive.

This paper clarified that the discharges of his executive leaders by the superintendent was closely connected with the problem of the inheritance of the Founder's faith. The superintendent and his supporters firmly believed that he was an orthodox successor of the Founder's faith. They insisted that the Founder's faith had been handed down at the Founder's residence where

発刊に当って

このたび、当研究所紀要“金光教学”を刊行して、毎年一回、当所における研究の内容及び行事の概要を発表、報告することとなった。その趣意とするところは、すなわち、これによって広く教内外の批判と指教を仰ぎ、一つにはまた、当所年間のごきを整理して、みずからの反省検討に資せんとするにある。

去る昭和二十九年四月、本教の制度、機構の全面的改革により、総合的な教学研究機関設置のことが決定せられ、その十一月、従前の教祖伝記奉修所、金光教学院研究部など、教学関係諸機関の使命と業績をも継承、摂取して、当研究所が新設せられた。紀要刊行のことは、当時すでに考慮されていたのであるが、開設早々のこととして、いま少しく陣容もとのい、内容も充実するをまっけて実施するを可として、こんにちに至った。現在においても、当所の仕事は、研究の基礎確立、資料の蒐集、研究者の養成等、総じてなお準備的段階にあるのであって、いまだ本格的研究の段階に達しているとはいいい難いが、こんにちはこんにちとして現況を報告することも、決して意義なしとしない。否、むしろこの段階においてこそ、一入肝要であると考えられる。それは当所が、つねに全教との緊密なつながりを持ち、絶えず当所のごきに対する批判を受けつつ、生きた本教信心の真髓を組織的体系的に把握しゆくことを、念願するが故である。

由来、一般に宗教にあっては、教学研究と信仰的实践とが、とかく対立の立場において思議せられ、相反目して互に他を否定せんとする傾向さえ見られがちであるが、本教においても、近時ややその感なしとしないのではあるまいか。もし然りとすれば、それは、教学的研究に、目前の現実的効用を求むることあまりに急なるが故であろうか、或は、教学的研究が、現実の信仰体験から浮き上って、いたずらに抽象的論議に走っているからであろうか、それとも、信仰的实践が、現代の切実困難な問題に取り組む勇気を失って、単なる気分的神秘の世界に逃避せんとする傾向にあるがためであろうか、或はまた、ただ一般に諸宗教の教学的研究が陥り易い弊を見て、直に本教教学もまたしかりときめつけているがためであろうか。この点、研究の面からも実践の面からも、深く反省しなければならないところである。

教学は、本来信心の自己吟味であり、信仰生活の拡充展開を本務とする。この故に、その基盤は、あくまで本教の信心に置かれねばならない。もし、教学研究が現実の信仰体験から遊離し、教祖のそれを逸脱するならば、たとえ如何に精緻な教学体系を樹立し得たとしても、それはもはや本教教学たるの意義を失えるものである。他面また、なんらの教学的反省、整理をともしなわぬ信仰は、如何ほど熱烈であろうとも単に偏狭な独善的信念であるにとどまり、その信心生活の進展は望み得べくもない。教祖の信心は、決してきよなものではなかった。御伝記「金光大神」を味読するとき、われわれはそこに、烈烈たる信仰の力を感銘せしめられるとともにつねにそれが反省吟味せられつつ、不断に展開しているすがたを見出すのである。

われわれは、かかる教学を追求し、もって道理に合うた信心の展開に資するところあらんことを願いとする。この紀要が、今後号を重ねて、必ずやこの念願実現の上に役立つであろうことを、期待するものである。

幸いに、広く全教の支持、協力を賜らんことを切望してやまない。

なお、この紀要に“金光教学”の名を冠するゆえんは、かつて、金光教学院研究部の編集にかかる教学雑誌「金光教学」が、年二回宛発行せられて十五集に及び、本教教学の振興に貢献するところ、多大であったことを思うてのことでもあることを、附記しておく。(昭和33年3月1日・金光教教学研究部長 大淵千仞)

THE JOURNAL OF KONKOKYO THEOLOGICAL RESEARCH INSTITUTE

Edited and published by
Konkokyo Theological Research Institute
Konko, Okayama, Japan

1971
No.11

CONTENTS

MAKIO MIYATA	
On the problems which Konkokyo faced while Mr. Hata held an Office as a chief Executive.....	1
SETSUAKI FUJIO	
On the Problem of the Relation between missionary Work and Formulation of Doctrine of Konkokyo	40
SHIRO MANABE	
On the Meaning of the Thirtythree-years-old Founder's pilgrimage to Shikoku Island.....	68
KOJIRO TAKAHASHI	
A basic Structure of the Development of the Founder's Faith at the time when the Founder visited Shrines on the Three fixed Days a Month	93
A List of the Annual Reports of Studies (1970-1971)	117
Summary of the Records of a Meeting for Criticism of the Papers in the Journal No.9-10	127
Materials for Research	
The "Ono" Documents — Eitai Goyoki —	133
The Activities of the Institute (1970-1971)	198
The Brief English Outlines of four Papers in this Issue	